

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同
同同同
同
岩見澤町 原田 末藏
瑞八 賜金 步上
厚岸町 稻井幸一郎
旭八 賜金 步上
中川村 坪井 竣治
瑞八 賜金 步上
和寒村 渡邊金次郎
留邊藥町 岸本 岸松
旭八 賜金 步上
七飯村 安保 正雄
瑞八 賜金 步上
喜茂別村 元山 勝由
同 栗形 政一
留邊藥町 福井 一夫
黒松内村 澤 市太郎
旭八 賜金 步上
函館市 遠藤三四郎
小樽市 大屋 仁策
鷹栖村 清水 四郎
旭川市 尾家 一夫
東旭川村 林 友一
東旭川村 橋谷 市郎
同 長田 清松
同 宮坂 重夫
同 函館市 佐藤 政雄
同 美深町 野田 政春

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同
同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同
鷹栖村 高橋 一孝
士別町 伊藤 正三
幌加内村 渡邊 芳夫
函館市 岡橋 正豐
伊達町 佐藤 善一
旭八 賜金 步上
瀬棚町 渡邊 伴五郎
幌延村 佐藤 正次郎
永山村 楠 松雄
山部村 青山 幸政
小島村 石山 小三郎
瑞八 賜金 步上
紋別町 高野 力男
八雲町 志久 助三
旭八 賜金 步上
初山別村 藤田 武
留邊藥町 野尻 壽
瑞八 賜金 步上
津別村 織田 武夫
旭八 賜金 步上
釧路市 梅木 清
旭八 賜金 步上
厚岸町 齋藤 武榮
壯警村 高橋 善治
旭八 賜金 步上
稚内町 阿部 國雄
奥尻村 菅村 集策
幌延村 小林 正義

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同
同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同
旭八 賜金 輔上
新得町 淺野 六夫
宗谷村 荒谷米衛門
羽幌町 白尾 秀雄
函館市 日野平八郎
賜金 砲上
東鷹栖村 林 馨
旭七 步上
札幌村 森 梅吉
旭八 步上
余市町 渡邊 俊夫
池田町 守内 正一
新得町 梅田 太郎
鬼鹿村 今村 彦太郎
太櫓村 杉本 初雄
七飯村 三上 武夫
小樽市 渡邊 義廣
下湧別村 松橋大 吉郎
磯谷村 林 與藏
狩太村 三田村 猛
上士別村 赤川 義雄
旭川市 川島 長吉
夕張町 北 利雄
瀧川町 藤井 千代次
美唄町 村上 實
端野村 小泉 太郎
釧路村 早坂 正美

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同
同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同
西足寄村 谷内田作二
旭八 賜金 工上
豐浦村 齋藤 金彌
旭八 賜金 步上
美瑛町 越村 信之
旭川市 元居 正
濱益村 若狭 道雄
宗谷村 布施 勇
端野村 笠谷 誘
置戸村 川村 重幸
遠輕町 池添 光好
標津村 藤谷 正哲
京極村 安保 明
美唄村 田中 一二
別海村 更家 操
遠輕町 和田 清美
札幌市 濱野 次郎
富良野町 木下 正義
幌延村 若林 敏明
神樂村 岩瀧 賢考
鴛泊村 山本 千代作
名寄町 岩佐 輝一
池田町 岩佐 輝一
下川町 小林 義雄
阿寒村 中村 義雄
壯警村 猪股 春季
乙部村 寺島 秋夫

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同
同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同
功七 功七
旭八 工上
八雲町 石川 芳己
留夜別村 元木 吉雄
旭八 衛上
喜茂別村 山田 昌親
瑞八 賜金 步一
浦幌村 島田 良雄
賜金 步一
西足寄村 佐藤 力男
斜里町 早津 弘
南尻別村 寺口 升二
角田村 水谷 義雄
音更村 菅野敏之助
遠輕町 安達 惠
新十津川村 杉村 忠
賜金 元步一
苦小牧町 田村 國一
賜金 步一
夕張町 石川作太郎
新十津川村 角尾 正吉
様似村 清水 貞助
賜金 砲一
札幌村 東田 俊雄
室蘭市 高橋 永藏
川西村 山本 末信
旭八 賜金 輔一
札幌市 增永 信雄
砂原村 吉岡 勝美

同
賜金 衛一
生田原村 高岡 龜藏
賜金 步二
網走町 早川 義雄
賜金 元步二
興部村 龜田 勝守
端野村 金村 市朗
賜金 步二
濱中村 木村 清藏
賜金 衛二
苦小牧町 島田 慶一
旭八 賜金
小樽市 福岡 賢次
賜金 衛上
伊達町 佐藤 幸衛
賜金 步一
新得町 吉野 貞三
第二十六回(昭和十六年四月二十五日)
瑞六 賜金 步中尉
小樽市 吉宮 小一郎
旭七 步准尉
芦別町 加藤 勇吉
青色 輔准尉
札幌市 平野 正一
旭七 步曹
紋別町 佐々木 義雄
愛別村 米澤 榮造

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同
同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同
功七 功六
旭七 賜金 步曹
砂川町 佐々木 丈夫
旭七 賜金 工曹
旭川市 中村 芳造
旭七 賜金 步軍
占冠村 小鹿 幸雄
函館市 秋田重太郎
旭七 賜金 元步軍
佐呂間村 秋山 實
旭七 步伍
富良野町 箭原 勇作
旭八 步伍
南尻別村 油谷 秀一
留邊藥町 金 正三
浦白村 名古屋 松雄
美深町 渡邊 久夫
札幌市 田口 園男
新得町 橋井 正夫
篠路村 佐藤 進平
雄武村 吉田 賢祐
旭八 賜金 步伍
大津村 大場 留治
留邊藥町 宇野 隆夫
夕張町 川又 元三
上磯町 松浦 元三
美唄町 佐藤 新平
斜里町 田畑 吉助

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同
同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同
當麻村 菅原 孝記
瀧川町 鶴嶋 幸義
安平村 阿部 保夫
渚滑村 岡本 安俊
南富良野村 上林 正義
美瑛町 水谷 喜久二
旭八 賜金 砲伍
月形村 横井 勝實
旭八 賜金 工伍
角田村 三野 只夫
旭八 賜金 衛伍
旭川市 津田 清
大正村 名兒 耶盛男
當麻村 阪口 庫藏
旭八 賜金 步上
沼田村 三浦 正治
幌加内村 渡邊 義雄
門別村 前原 哲夫
瑞八 賜金 步上
三笠山村 中村 豐
瑞八 賜金 砲上
下川村 菊地 賢成
鶴居村 松井 治助
留邊藥町 高田 貞雄
瑞八 賜金 步上
佐呂間村 山内 政吉
旭八 賜金 步上

同 同 同 同 同 同
 江差町 佐々木利直
 龜田村 谷口 雪春
 喜茂別村 日野浦初男
 伊達町 津屋 松雄
 室蘭市 吉田 隆照
 旭八 賜金 歩一
 上川村 井口 耕平
 瑞八 賜金 歩一
 瀧上村 菊谷 重夫
 白糠村 古内 清一
 賜金 歩一
 美深町 菊池 正藏
 瑞八 賜金 砲一
 東鷹栖村 田中 一一
 天鹽町 千葉 敏雄
 旭八 賜金 輻一
 豊平町 原口 一郎
 瑞八 賜金 衛一
 苫前村 佐々木菊治
 瑞八 賜金 歩二
 壯瞥村 狩野 辰夫
 札幌市 後藤 利之
 賜金 歩二
 興部村 矢野 一男
 美幌町 田中 正義
 瑞六 賜金
 函館市 伊藤吉太郎

同 同 同 同 同 同 同
 旭六 賜金
 砂川町 平間吉太郎
 瑞七 賜金
 函館市 里見 秀信
 旭八 賜金
 七飯村 石山勝次郎
 札幌市 永井 博
 旭八 賜金 鐵道手
 旭八 賜金 橋本 勝幸
 函館市 小山長次郎
 瑞八 賜金
 室蘭市 宮島輝一郎
 帶廣市 橋本 宏
 函館市 鈴木 啓吉
 幌泉村 渡邊 啓吉
 函館市 勢田 泰二
 釧路市 鈴木 浩
 鷹栖村 長谷川富藏
 比布村 藤森嘉十郎
 賜金
 函館市 森元 廣信
 大野村 川浪佐一郎
 旭八 賜金 輻上
 宗谷村 布施 勇

一日)
 旭三 賜金 歩大佐
 函館市 齋藤徳三郎
 賜金
 函館市 河村 高一
 旭八 歩上
 北龍村 源 勇
 旭八 賜金 歩上
 齒舞村 久郷 政雄
 旭七 賜金 工伍
 佐呂間村 山本 藤吉
 瑞八 賜金 工一
 札幌市 加藤 義治
 瑞八 賜金 輻上
 斜里町 糸川 朝一
 旭七 賜金 歩伍
 幌加内村 清水幸次郎
 旭八 賜金 歩伍
 苫小牧町 太田 清作
 旭八 賜金 歩上
 夕張町 清水 米吉
 旭八 賜金 元歩上
 豊平町 矢代 大藏
 旭八 賜金 歩上
 函館市 前田 利春
 當別村 村瀬 柳平
 旭七 賜金 歩軍
 小樽市 小倉 房治

同 同 同
 旭八 賜金 衛伍
 龜田村 佐々木友治
 旭八 賜金 歩伍
 俱知安町 蛸星 一恵
 函館市 池上力太郎
 旭八 賜金 歩上
 旭八 賜金 歩一
 旭八 賜金 歩一
 旭八 賜金 歩上
 八雲町 井 繁芳
 旭八 賜金 歩上
 函館市 佐藤 義信
 小樽市 柴田 哲夫
 瑞八 賜金 歩上
 豊頃村 村尾 保
 旭八 賜金 歩上
 富良野町 松本彌八郎
 旭八 賜金 元輻一
 東島牧村 小田島 勇
 瑞八 賜金 輻一
 篠路村 渡邊 喜一
 旭八 賜金 元輻一
 京極村 老田 行廣
 旭八 賜金 輻上
 多寄村 長谷川七藏
 旭八 賜金 輻一
 小樽市 藤原 勇
 旭八 賜金 輻上
 御影村 富田 要藏

同

旭七 賜金 衛軍
 斜里町 木間 久男
 旭八 賜金 輻一
 栗澤村 横井 義秀
 秩父別村 北村 治久
 旭八 賜金 歩上
 浦河町 瀧澤 梅吉
 旭八 賜金 元輻一
 岩見澤町 吉井 勢一
 瑞八 賜金 歩上
 砂川町 小林 秋雄
 旭八 賜金 歩上
 伊達町 齋藤榮五郎
 旭八 賜金 歩一
 錢龜澤村 鈴木勇三郎
 旭八 賜金 砲一
 札幌市 齊木 清
 旭八 賜金 輻一
 土幌村 濱口 功
 旭八 賜金 輻上
 相内村 土川 賢

海軍

第十三回 (昭和十五年十月十一日)
 功六 旭七 二空曹
 余市町 庭田 石雄

軍事

同

旭七 元二整曹
 阿寒村 西山 勝美
 旭八 三機曹
 下川村 古屋千代丸
 旭八 元三曹
 木古内村 中村 力男
 瑞八 元三機曹
 雨龍村 高橋 光雄
 瑞八 一水
 大津村 大須賀政治
 旭八 二水
 下渚滑村 成田 四郎
 東瀨棚村 西野 啓司
 旭八 元二水
 函館市 成田 重隆
 瑞七 元一曹
 芽室村 根竹 克己

第十四回 (昭和十五年十一月十五日)
 瑞八 一主
 幌延村 吉田 吉光

第十六回 (昭和十五年十二月十六日)
 功六 賜金 造兵大佐
 函館市 藤原 藤樹
 功六 旭七 一整曹
 磯谷村 龜田 福雄
 功六 旭七 二空曹

功七

同 同 同
 釧路市 中井 三夫
 旭八 三空曹
 由仁村 小川 豊治
 旭八 賜金 元三機曹
 秩父別村 河原 音市
 瑞七 賜金 二工曹
 網走町 川崎 正信
 瑞八 賜金 三水
 由仁村 中島 一雄
 瑞八 賜金 一主
 江差町 藤枝 周臣
 賜金 整曹長
 七飯村 千島龜五郎
 賜金 三整曹
 小樽市 村川 米吉
 旭八 一水
 浦河町 鹽谷 秀雄
 賜金 二空曹
 土別町 竹島 末松
 函館市 太田 寅藏
 賜金 二空
 根室町 山口 孝
 賜金 三空曹
 長沼村 小野寺清治
 賜金 二機
 栗澤村 黒河 定吉
 賜金 三機
 秩父別村 飯沼 茂

同

第十七回 (昭和十六年二月三日)
 賜金 三機曹
 鷹栖村 小郷重治郎
 賜金 元一水
 大津村 高橋 均
 賜金 技手
 苫小牧町 藤村 正雄

第十八回 (昭和十六年四月十九日)

同 同 同
 賜金 一空
 美唄町 阿部 留次
 瑞八 賜金 備人
 乙部村 吉尾 定吉
 岩内町 伊藤 石藏
 賜金 船員
 函館市 古野 榮吉
 賜金 備人
 留萌町 東 徳藏
 下湧別村 前田 安吉
 第十九回 (昭和十六年六月二十日)
 瑞八 賜金 軍屬
 函館市 源 塔太郎

護國神社祭神

北海道護國神社(旭川市鎮座)
 合祀の北鎮英靈は、昭和十六年六月五日の祭典に合祀した五百

七十九柱(陸軍五六九、海軍一〇)を加へて六千五百五十柱となつたが、戦役、事變別は左の如くである。

戦役事變別	陸軍	海軍
戊辰戦役	二四七	六
西南戦役	三	一
日清戦役	四三	一
日露戦役	四、四二	一
日獨戦役	一	一
大正三年九年の役	七	一
大正九年以降事變	三	一
支那駐屯派遣	二	一
滿洲(上海)事變	四三〇	一
支那事變	二、二六	一

旭川師團徵募區

昭和十六年二月十五日陸軍省令で旭川師團の徵募區は左の通り決つた。

- △北海道
- 札幌聯隊區
 - 第一 空知支廳
 - 第二 石狩支廳
 - 第三 釧路支廳
 - 第四 日高支廳
 - 第五 札幌市・室蘭市
 - 函館聯隊區

- 第一 後志支廳
- 第二 檜山支廳
- 第三 渡島支廳
- 第四 小樽市
- 第五 函館市
- 釧路聯隊區
 - 第一 網走支廳
 - 第二 根室支廳
 - 第三 釧路國支廳
 - 第四 十勝支廳
 - 第五 釧路市
- 旭川聯隊區
 - 第一 宗谷支廳
 - 第二 留萌支廳
 - 第三 上川支廳
 - 第四 旭川市
 - 第五 本斗支廳
- 豊原聯隊區
 - 第一 大泊支廳
 - 第二 豊原市
 - 第三 元泊支廳
 - 第四 敷香支廳
 - 第五 惠須取支廳
 - 第六 泊居支廳
 - 第七 眞岡支廳
 - 第八 本斗支廳

初代北部軍司令官

昭和十五年七月二十四日の軍令で、陸軍管區表が改正され、北部軍管區は北海道及び東北の舊第八師團管區以北の地をもつて新軍管區の所在地とするもので、同年八月一日から新軍政が實施された結果、同十二月二日發表の陸軍定期異動で濱本喜三郎中將が北部軍司令官に親補され、同司令官は札幌市に設置されることになり、假廳舎は北部第六十三部隊の將校集合所と定められたが、初代司令官は、曾て第七師團參謀長の要職にあつたなじみ深い武人である。

旭川師團管内帝國在郷軍人會各支部では、昭和十六年度の會合に於て、特に左の點を強調した。

- 一、勅諭及勅語の捧讀を正しくすること
- 二、敬禮を厳正にすること

分會査閱及總會等に於て勅諭勅語を誤讀せるもの多し

敬禮の厳正に就ては勅諭に「上級の者は勿論停年の己より舊き者に對しては總べて敬禮を盡すべし」と訓諭せられ、あるにも拘はらず尙未だ不確實なるもの尠からず、昭和十六年一月十五日、敬禮に關し陸軍大臣より左の如く訓示せられた。

軍紀は軍隊の命脈にして、森嚴なる軍紀の確立は、特に刻下の重大時局に處する時艱克服の要道なり、然るに近時軍紀振作の實證たる敬禮の履行確實ならざるものあるは洵に寒心に堪へざる所なり。

過去幾多の戦役及事變の經驗に徴するに、敬禮の履行嚴正なる所軍紀必ず振作せられ、赫々たる戦捷を獲得して、常に皇軍の威武を發揚せり、是に先般陸軍禮式令の制定に當り新に綱領を掲げて禮式の本義を明示し、行住臥之が嚴正なる履行を要求せられたる所以なり。抑々敬禮の目的は軍人をして居常禮儀に關する勅諭の旨を奉戴し、衷心より上下の階級を尊重し、服従の眞諦を會得せしむると共に、軍の

團結を鞏固にし、以て森嚴なる軍紀を確立し、天皇親率の實を具現せしむるに在り、全軍の將兵宜しく思を茲に致し階級の如何を問はず、時と所とを論ぜず、形而上下に亘り嚴正確實なる敬禮履行の美風を涵養し、以て時弊を矯正すると共に、軍紀を振作し、愈々皇軍の威武を顯揚せんことを期すべし。

軍教振興方針

一、軍事的基礎訓練の徹底、從來の觀念を一掃して教練の目的に對する舊思想を改め軍事教育に徹底すると共に典範令の要旨を把握して一層重點教育を實施せしむ、中等校低學年に對しては基礎教育を重視し高學年に對しては基礎教練の完成をはかり又高等専門學校、大學にあつては中等學校時代の能力を益々擴充するに努めしむ

二、至誠盡忠の精神發揚、訓練の根本を至誠盡忠の精神發揚におき各個並に部隊訓練により學生の責務及命令服従關係の實踐

體得を強調し、いやくも口頭又は机上のものとする事なく益々皇國臣民の傳統的美風發揚を期せしむ

三、身心一體の實踐鍛鍊、實施を嚴肅にし反復訓練を行ふは心身陶冶の要道たるに鑑み淺薄皮相の教育に陥る事なく重厚以て内容を充實して上下一體の訓練を行ひ又よく知行合一を旨としてこれが目的達成を期せしむ

四、非常時局認識徹底、外に對しては東亞新秩序の建設及東亞共榮圈の確立、支那蔣政權と援蔣諸國並にソ聯の動向と三國同盟を繞る對外關係を主とし内に對しては堅忍持久時艱を突破して聖業完遂に邁進し學徒をしてその職分奉公に徹底せしめんとを期す

五、思想戰準備指導、長期總力戦下國民精神弛緩の間隙に乘じ破壊的思想潛行運動その跡を絶たざるのみならず學生層の犯率全國的に極めて多數を占めるの現状に鑑み、これが根本塞源的絶滅と薰化指導に格段の配意を要望し以て思想戰對應に努めしむ

六、學徒體位の向上學校に於ける各種體力的訓練を普遍的に實施し又國防競技手榴彈投擲等を加へる體力向上と戰場運動との連繫を圖り或ひは體練的事項に教練的指導を加味する等により益々體位向上に努めしめ以つてこれが増進を期せしむ

七、滑空訓練、航空概念涵養の必要なるは今次事變並歐洲戰場に於て實施せられあるに鑑み學校に於ける現在の訓練を更に向上し更に管内各學校普遍的に高學年適正者に對し滑空機を中心とする訓練を奨励し、これが實現を期す

八、教練資材の整備擴充、教練目的の改正により教練は必須正科となりたるを以て一學年充當主義を理想とし速に資材の整備實現を期し又現存資材の手入れ保存に關しては精神教育と相俟ち尊重愛護の念を培養せしむ

九、管内特異の情況に鑑み冬季間にありて「スキー」を利用する教練の鍊成を期す

十、査閲科目の追加概ね昭和十

遺族の誓

五年度の要項の外本年度よりは更に所有校に對し滑空機利用法の査閲を追加する方針なり

戦歿者遺族に對する精神指導の目標及之が指導方法を明確ならしむる爲、昭和十六年、軍事保護院に於て別記の通、戦歿者遺族指導要綱並に遺族の誓を作成したので、この要綱に基き、各地方の實情に即する適切なる計畫を樹立實施し、以て一層戦歿者遺族指導の強化徹底を期してゐる。

一 婦人團體が其の會員たる遺族以外の一般遺族に對し精神指導を行ふは之を避けしむること但し婦人團體等が一般遺族を對象として慰安會等を催す場合精神講話をなす等精神指導に協力するは固より差支なきこと尙婦人團體等が會員たる遺族に對し指導を行ふ場合に在りても別記指導目標に即應せしむる様留意すること

二 遺族相互の修養親睦を圖るは極めて肝要と認めらるるに

付市町村統後奉公會司會の下に例月又は毎年數回遺族を會合せしめ修養會、懇談會等を開催すること

三 市町村等を單位とする既存の遺族會、家族會等に就いては別記指導方法(二)に依り市町村統後奉公會主催の遺族家族の會合を以て之に代らしむる様積極的に措置すること

四 遺族の誓は遺族が常時修養實踐に努むべき要目を定められたるものに付遺族集合の場名には之を朗誦せしむる等の方途を講じ日常座右の銘たらしむる様工夫すること

一 指導目標 戦歿者遺族をして益其の家門の名譽を顯揚せしむる様精神指導に努むるは戦歿者遺族援護對策の根幹にして之を外にしては諸般の物的援護も其の成果を期し難し而して之が指導に當り主眼とすべき事項概ね左の如し

イ 君國の爲に身命を捧ぐるは日本臣民の本分にして、

皇思の萬一に報ひ奉る所以なるに特に 思召を以て戦歿者の英靈を靖國神社に祀らせられ遺族の上に深き御仁慈を垂れさせ給ふは一家一門の無上の光榮にして眞に有難き極みなることを悟得し自奮自勵愈奉公の誠を效ししむること

ロ 常に修養に努め品性を磨き報恩感謝の念を以て世に處し世人の尊敬と支援とに應へしむること

ハ 家門の名譽を念ひ我國家族制度の美風に則り相互に慈愛孝養の徳義を敦くし私心を捨てて一家協同親和の實を擧げしむること

ニ 子弟をして身心共に健全なる發達を遂げ將來忠良なる國民たらしむる様其の保育教養に努め以て戦歿者の盡忠報告の精神を承継がしむること

ホ 從に國家社會の恩典優遇に依存して無爲坐食することなく獨立自營の覺悟を固くし勤勞を旨として家庭經濟の確立を圖らしむること

二 指導方法

イ 遺族の精神指導は道廳、市町村及市町村統後奉公會に於て之が企劃實施に當るべきものとす

ロ 遺族の精神指導に就いては多數遺族を對象として行ふ一般的指導の外遺族の性格、教養、年齢、職業、環境其他個々の實情に即し個別的指導を行ひ兩者相俟つて其の萬全を期すべきものにして之が方途概ね左の如し

1 各種會合の開催 適當なる指導者を中心として遺族の修養會、懇談會を開催し又遺族指導の爲の講演會、映畫會等を催すこと

2 善行者の表彰 指導目標に照らし模範とするに足る行爲ありたる者を表彰し一般戦歿者遺族に對する垂教の資たらしむること

3 教化用印刷物の作製配付

△個別的指導方法 道及市町村統後奉公會(市町村軍事援護相談所)に遺族の親身の相談相手となるべき婦人を置き家庭訪問等に依り遺族の身上家事萬般に關する事項に付指導を行ひ之を通じ遺族の個別的指導を爲さしむること尙遺族の個別的指導に就いては方面委員の積極的協力を求むること

1 遺族をして修養に努め指導目標の實踐を期せしむる爲には其の根柢として信仰心を涵養せしむることが最も肝要適切なるを以て遺族の指導に當る者は此の二點に付特段の意を用ふべきものとす

2 遺族が隨時會合を催し相互に親睦を圖り修養に努むるは極めて適當なるも之が爲特に遺族會等の團體を結成するは種々の點より相當考慮を要するものあるを以て之を避けしめ斯種會合は市町村統後奉公會主催の下に之を實施すべきものとす

三 左に掲ぐる區域内の水陸の形狀若し施設物の狀況の測量(測量成果の作成を含む)又は測量成果の複寫若しは複製但し地目地類の變換土地の分合、境界の確定又は家屋、倉庫の新築、改築増築の爲必要なるもの及船舶の航行に必要な測深及方位測定を除く

△北海道東部近傍 厚岸郡、根室郡、花咲郡、釧路郡、(昆布森村)國後郡、色丹郡、紗那郡、擇捉郡、藥取郡、得撫郡、新知郡、占守郡

△樺太北部近傍 名好郡(名好村) 敷香郡(敷香町) 敷江郡 △宗谷海峽近傍 樺太 長濱郡(知床村) 留多加郡(能登呂村) 本斗郡(好仁村) 北海道 宗谷郡、利尻郡、禮文郡

氣象の觀測所に報告又は通報する爲行ふものを除く

△北海道東部近傍 厚岸郡、根室郡、花咲郡、釧路郡、(昆布森村)國後郡、色丹郡、紗那郡、擇捉郡、藥取郡、得撫郡、新知郡、占守郡

△樺太北部近傍 名好郡(名好村) 敷香郡(敷香町) 敷江郡 △宗谷海峽近傍 樺太 長濱郡(知床村) 留多加郡(能登呂村) 本斗郡(好仁村) 北海道 宗谷郡、利尻郡、禮文郡

△樺太北部近傍 名好郡(名好村) 敷香郡(敷香町) 敷江郡 △宗谷海峽近傍 樺太 長濱郡(知床村) 留多加郡(能登呂村) 本斗郡(好仁村) 北海道 宗谷郡、利尻郡、禮文郡

△樺太北部近傍 名好郡(名好村) 敷香郡(敷香町) 敷江郡 △宗谷海峽近傍 樺太 長濱郡(知床村) 留多加郡(能登呂村) 本斗郡(好仁村) 北海道 宗谷郡、利尻郡、禮文郡

但し遺族中に適任者ある場合は必ず之を市町村統後奉公會教養部委員に加へ遺族の會合等に付幹旋を爲さしむるものとす

3 遺族に對する各種慰安の催に就いては其の内容及方法を指導目標に副はしむる様留意すべきものとす

4 修養會、懇談會に就いては左の點に留意すべきものとす

遺族と家族は成るべく別個に會合せしむること 遺族全般の會合の外適宜戦歿者の妻、父母等の會合も催すこと

5 以上の外遺族に對し職業輔導、教員養成、遺兒育英助成、軍事扶助其他各種援護を實施するに當りては常に遺族個々の實情に即し個別的的精神指導に努むべきものとす

遺族の誓 一 私共遺族は皇恩の忝きを肝に銘じ愈御奉行を勵みませう 一 私共遺族は常に修養を怠ら

ず感謝の氣持で世に處しませ

一 私共遺族は家門の譽を念ひ私心を捨てて一家の和合を圖りませう

一 私共遺族は子供を立派に育て上げ父兄の遺志を承継がせませう

一 私共遺族は從に他に頼らず勤勞を旨として生活の基を固めませう

軍機保護規則改正 昭和十六年三月十日の陸軍省令で軍機保護法施行規則が改正されたが、北海道樺太に關係の分は左の通りである。

第五條 軍機保護法第十二條第一項の規定に依り左に掲ぐる行爲は之を爲すことを得ず但し第一號又は第二號に掲ぐる行爲に付ては陸軍大臣(軍管區内のみに係る場合に於ては軍令司官を含む)の、第三號又は第四號に掲ぐる行爲に付ては行爲地要塞地帯内又は第三號に掲ぐる要塞地帯近傍の區域内に在るときは當該要塞司令官(要塞司令官の職務を

行ふ官廳を含む)陸軍輸送港域内に在るときは陸軍運輸部長其他の場合に在りては行爲地を管轄する軍司令官の許可を得たるものは此の限に在らず

一 左に掲ぐる區域に於ける航空 △東經百四十四度十秒、四以東の北海道(鳥嶼を含む)及千島列島

△北緯四十五度以北の北海道(鳥嶼を含む)及樺太(鳥嶼を含む)

△前に掲ぐる陸地の地先三海里以内の海面

二 帝國の領土及其の地先三海里以内の海面上の空域に於ける雲の高さ、雲の厚さ霧、煙霧、黃沙、大氣の透明度又は地表一〇〇メートル以上の空域に於ける氣流溫度若しは濕度の實況の器具機械を以てする觀測(觀測成果の作成を含む)又は觀測成果の複寫若しは複製但し船舶の航行又は航空機の航空に必要なもの及官立の

△室蘭市

△津輕要塞地帯近傍

津輕要塞地帯、函館市、龜田郡、茅部郡(尾札部村)、上磯郡、松前郡

四 左に掲ぐる区域内の水陸の形状又は施設物の状況の空中、高所よりの撮影若しくは模寫又は其の複寫若しくは複製但し被寫體の存在する地表面又は水面よりの高さ二〇メートル以下の場所よりの撮影若しくは模寫又は其の複寫若しくは複製を除く
第一號は號に掲ぐる區域

三 防諜十五項

一 自ら日本精神を堅持して指導の地位にある人々は誤つた思想に陥る虞ある者に對しては感染せぬ様善導すること
二 國策に従ひ政府の報道を信頼し敵國又三國の宣傳謀略又は造言飛語に迷はされぬこと
三 機密の場所を窺ひ又は寫眞を撮り機密の事項を探知しようとする舉動不審の者を發見した場合は憲兵又は警察に連

絡すること

四 平素取引のない商店會社工場その他から軍事及國家資源業に關係ある事項の照會があつた場合は回答前に最寄の憲兵又は警察と打合せること
五 汽車やバスや待合所その他人の集つてゐる場所での話は特に言葉と動作に注意すること

六 戦地からの通信には機密事項が載つて居る場合があつたら公表せぬこと
七 應召兵見送りの旗幟等は所屬部隊號その他軍機漏洩の虞ある事項を載せぬこと

八 出動部隊並歸還部隊等の軍用列車通過時刻表等を不用意に掲示し外諜の偵察に便宜を與へぬこと

九 機密の事務に従事する人又は軍露工場に關係ある人は特に留意のこと

十 軍需工場の參觀者には特に注意し機密の部分は特別の人以外には見せぬこと

十一 機密書類は必ず施錠のある物に入れるなど取扱を嚴重

にする

十二 出版物には機密事項を載せぬこと

十三 機密事項を記載した謄寫版原紙、刷屑、紙屑類は焼却する等完全に處置すること

十四 宿屋、料理店等の女中、觀光地の案内人藝妓その他接客等の人々はその説明、談話等に際し機密事項を口外せぬこと

十五 法令を知らぬためうっかり法に觸れる場合があるので疑問の點は憲兵又警察署に問合せること(旭川憲兵隊)

軍用犬展覽會

帝國軍用犬協會東部北海道支部主催の第二回北海道雄太軍用犬展覽會は昭和十六年六月十五日旭川市常盤公園グラウンドで開催されたが、参加犬は地元旭川地方は勿論、稚内、釧路、野村牛、小樽、夕張、岩見澤等からシエパード、ドーベルマン、ピンシエル、エアデール、テリアの五種六十餘頭で、各種毎に成犬、壯犬、若犬、幼犬と性能、

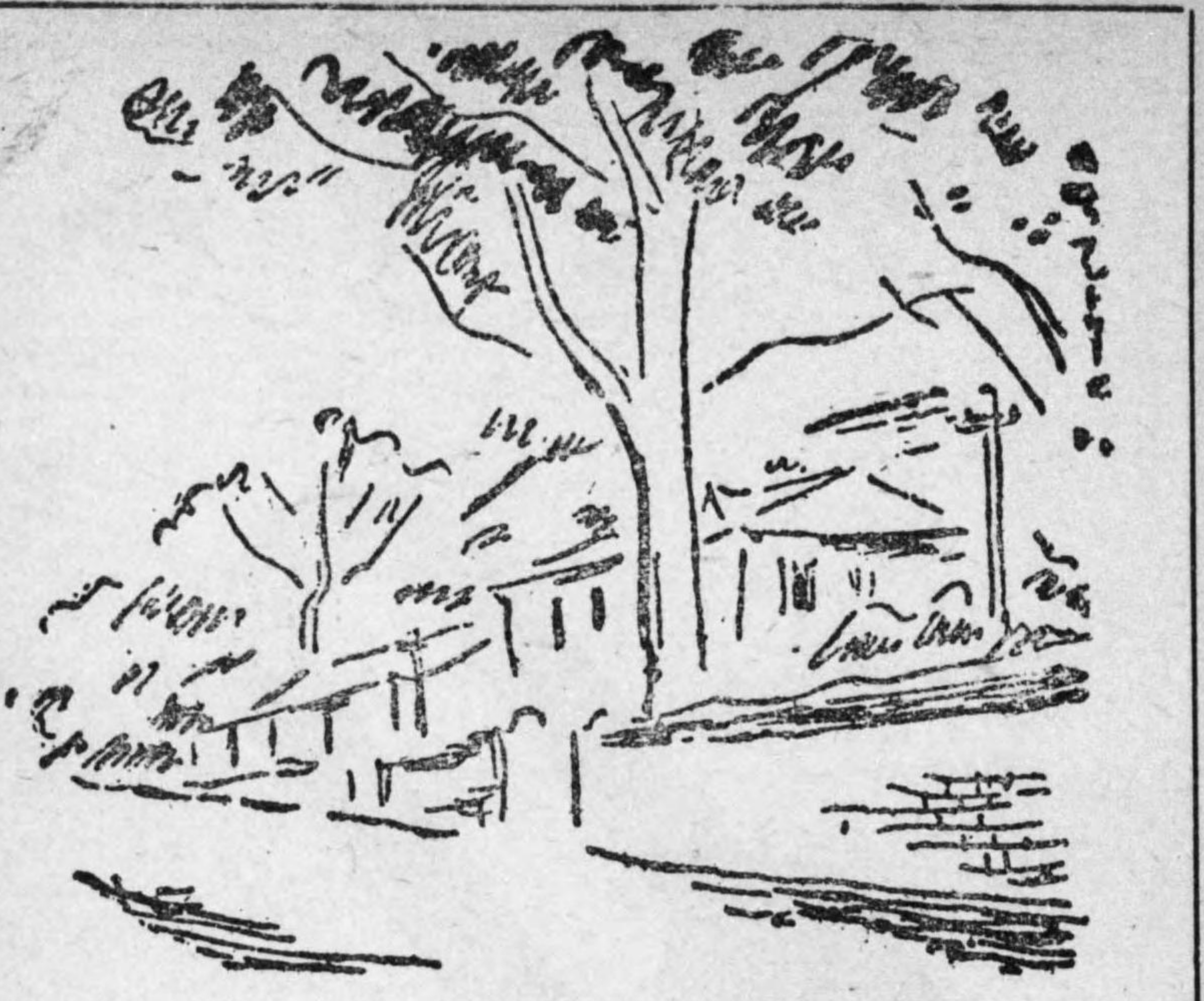
體質、耐久力審査を行つて優秀犬には夫々優秀盃、賞状を授與したが最優秀犬は左の通りであつた。

壯犬 アラリツヒオム嘴月莊(シエパード)小樽市宮澤精
牝犬 ブルカフオムハウスカノイ(シエパード)旭川市岸田普

一 ○壯丁教育調査改正 毎年徴兵検査に際し實施し來りたる壯丁教育調査は、青年學校制度の制定及義務制の實施並に國民學校制度の實施等に鑑み、昭和十六年度以降壯丁教育調査の學力調査中に、新に理科を加へ調査することになつた。

○海軍協會支部舉式 海軍協會榎山、後志、上川、網走、釧路國、十勝、膽振各支部設立發會式は昭和十六年七月中學行した。

○入營に自肅リボン 旭川師團昭和十五年冬の入營から、従來の入營幟や赤襟をやめ、壯丁は左胸部へ、赤地リボンに黃の星を配した徽章をつけて入營した。



十二年貯藏
ザントリ
ウキスキー

香味
圓熟

本醸法によりて醸造後十二年の永きに亘りて静かな山中の酒庫に貯藏し熟成せしめたもの其間幽玄な山氣を吸ひ香味よく熟れよく寂び眞にウキスキー味の極致に達す!

株式會社 壽屋



登高ニモ
滑降ニモ



スキーグッズ

北海道・樺太總代理店

錦戸商店

札幌市北三條西一丁目 電話 1929番

銃後

祭養料の傳達

從來戦死者に對しては天皇 皇后兩陛下より 祭養料 御下賜の有難き 御沙汰を拜し てゐたが其後軍事保護院療養所 若は國立結核療養所に於て療養 中又は地方長官の行ふ傷損軍人 の委託療養若は居宅醫療中死致 したる傷損軍人に對しても同様 御下賜の旨 御沙汰あらせられ た。

祭養料の御下賜の 御沙汰を 拜したる死致者の範圍は今大 事變に際し戦地又は事變地に 於て公務の爲傷損を受け又は 疾病に罹り之が爲一種以上の 兵役を免ぜられ又は退職した る者にして左の各號の一に該 當する者

但し昭和六年九月十八日以降 の事變に係るものを含む

一 軍事保護院療養所又は國立

銃後

結核療養所に於て療養中該傷 病に因り死致したる者

二 地方長官の行ふ傷損軍人の 委託療養又は居宅醫療中該傷 病に因り死致したる者

前項の退職とは恩給法に規定 する退職を謂ふ尙「公務の爲」 の中には故意又は自己の重大 なる過失に因るに非ずして戦 地又は事變地に於て服務に關 聯し傷損を受け又は疾病に罹 りたるものを包含するものな ること

銃後奉公會の組織

今次事變勃發以來、銃後奉公 會は市町村に於ける軍人援護の 中樞團體として極めて活潑なる 活動を續け、漸次其の實績を舉 げて來たが、北海道廳令を以て 町内會、部落會規則發布せられ たるに付、世局の進展に即應し て、益軍人援護の完璧を期する 目的を以て、從來の準則を別記

の通一部改正した。

一 準則改正の重點は銃後奉公 會の實行班を廢し町内會、部 落會を以て實質上銃後奉公會 の下部組織として活動せしむ ることに改めたること

二 町内會、部落會には必ず銃 後奉公部を設けしめ従前銃 後奉公會實行班に於て施行せ しめたる事業は同部をして施 行せしむること

三 銃後奉公會の豫算を以て實 施する事業は町内會、部落 會の銃後奉公部單位に實施す る場合と雖も銃後奉公會獨自 の事業として之を實施せしむ ること

四 軍人援護に關する事項は町 内會、部落會の常會に必ず付 議せしむること

五 町内會、部落會の銃後奉公 部の事業は銃後奉公會長之を 指導監督するものなること

援護事業に助成金

一 本助成金は市町村銃後奉公 會に交付す

二 本助成金に依る施行すべき 事業は左の通とす

イ 生活援護（繼續援護及一時援護）

ロ 醫 療

ハ 勞力援助

ニ 勞力援助費は左の諸費に對 し助成するものとす

イ 機械器具の購入費

ロ 交通費

ハ 其の他諸雜費

四 本助成金は銃後奉公會の豫 算に計上すること

出征記念の自作農

時局下農村の實情に鑑み、益 銃後施設の完璧を期するは緊要 事であり、特に支那事變に於け る戦死傷者又は其の遺家族に對 し、將來の生活の安定を圖らし むるは極めて適切なる對策にし るに、曩に事變に關し交付せらる る賜金を基礎として自作農地を 購入し、又は維持する場合、賜 金より充當すべき金額三分の二 以上とありしを三分の一以上に 減額し、以て本事業實施上の條 件を緩和されたので、本事業が 支那事變出征記念なる趣旨を有 すると、農村の銃後に及ぼす影 響の大なるに深く考慮し、之が

趣旨徹底に萬遺憾なきを期し、以て昭和十六年度支那事變出征記念自作農創設維持事業を積極的に實施することにした。

中小商工業者援護

從來應召中小商工業者の營業援護施設に商工更生委員制度は、夫々別個の施設として、應召商工業者の營業繼續に物資動員計畫の影響を蒙れる中小商工業者の事業の維持又は轉換に付適切なる措置を講じて來たが兩制度相互の連關性に鑑み、之を擴充統合して銚後援護施設とし、從來の二施設の事業を統合執行するの外、新に中小商工業部門に於ける再編成運動の指導施設ならしむべく、昭和十六年度より之を實施した。

召集解除生業援護

一 召集解除者及除隊者をして漏れなく且速に生業に復歸せしむることは常に其の家庭生活を安定せしむるのみならず生産擴充の上に喫緊の要事たるに付之が指導に適切な措置を講ずること

二 召集解除者又は除隊者あり

護し得ざることを

傷痍軍人職業輔導

一 趣旨 傷痍軍人の職業輔導は傷痍軍人をして適職を確保保持せしめ其の生活の安定を得せしむるを以て目的とする

二 組織

イ 民間に於ける傷痍軍人に對する輔導組織

1 民間に於ける會社、工場等に傷痍軍人輔導組織を作らしめ當該事業場に於ける被傷痍軍人に對する輔導を實施せしむること

右輔導組織は産業報國會の設置しあるものは同會内に設け、右輔導組織は被傷痍軍人等々に應じ適宜に勞務關係者、現場關係者、醫療關係者等(以上輔導員)を以て構成し尙其の中より選定して特に個々の傷痍軍人の輔導に對し直接責任を有する擔當輔導者を指定せしむること

2 市町村銚後奉公會相談所に職業輔導部を設け管内に於ける自營業傷痍軍人及前項の輔導組織に該當せざる被傷痍軍人に對する輔導を實施せしむること

於ける自營業傷痍軍人及前項

の輔導組織に該當せざる被傷痍軍人に對する輔導を實施せしむること

右輔導部の構成員(輔導員)は適宜市町村内に於ける左の者の中より選定することとし其の中より個々の傷痍軍人に對する擔當輔導者を定め分擔して其の輔導に當らしむること

△軍事援護係員、銚後奉公會役員▽傷痍軍人會役員▽生産資金借受人輔導員▽雇傭主▽産業關係團體役員▽方面委員、國民職業指導所聯絡委員▽町内會、部落會役員▽警察官吏△醫師▽其の他の適當なる者

3 市町村長は所轄國民職業指導所長と連絡を保ち管内の民間事業場傷痍軍人輔導組織及銚後奉公會相談所職業輔導部を指導督勵すると共に必要ある場合は自ら輔導の實施に當ること

4 學務部長及國民職業指導所長輔導上必要ありと認む

るときは其の部(所)に左の者の中より選定したる傷痍軍人職業輔導事務囑託を置くこと

官公營事業に於ける傷痍軍人に對する輔導組織

疾患軍人職業保護

一 結核性疾患を経過せる傷痍軍人の求職者又は職業再教育希望者に對しては管内傷痍軍人療養所、國立結核療養所、公立療養所、保健所、健康相談所等と充分連絡を執り第二項の準備に依り健康診断を爲し之が就職又は職業再教育の可否を決すること

二 就職又は職業再教育可なりと認むる基準は少くとも左の各項に該當し勞務に耐え得

るものなること

イ 略痰、排泄物等の中に結核菌を認めざること

ロ 理學的検査、レントゲン検査及其の他諸検査に依り現在病勢進行中なりと認められざるもの例へば

1 赤血球沈降速度に顯著なる異狀なきもの

2 退所又は退院後體重の減少著しからざるもの

3 結核性發熱を認められざるもの

ハ 明瞭なる自覺症狀なきもの例へば

1 疲勞及倦怠感なきもの

2 頭痛、胸背痛及食慾不振なきもの

3 咳嗽、略痰、盗汗等なきもの

三 診断上必要あるときは軍病院又は傷痍軍人療養所入所(院)中の症狀經過等を當該病院又は療養所に付調査すること

四 右の健康診断に費用を要するときは本人をして負擔せしむべきも特別の事情ある者に

付ては居室醫療費を以て之に先づも差支なきこと

五 就職可なりと認められたるものと雖も就職斡旋するに當りては其の健康狀況に適應したる作業種別、作業環境、作業條件を撰擇せしむること

六 健康診断の結果就職又は職業再教育不可と認められたる者に付ては直に之が醫療保護其の他適切な措置を講じ必要あるときは生活援護をも考慮すること

七 結核性疾患を経過せる傷痍軍人の爲めに求人開拓を行ひ適職を具體的に調査し且作業環境、衛生設備、休憩時間及宿舍等に付能ふる限り事業主の考慮を求むること

八 就職後は傷痍軍人輔導組織をして特に之が疾病の再發防止に留意せしめ再發者ありたるときは直に關係機關と聯絡し速に之が療養の措置を講ずること

職業再教育の學資

一 學資給與は特別の事情なき限り傷痍軍人となる以前に卒

業したる學校の直上級程度の學校迄とし在學中なりし者に付ては其の在學學校又は之と同程度の學校卒業迄とする

二 學資給與は職業再教育の爲にするものなるを以て成るべく實業學校を主とし大學豫科等の如きものは之を避くること

三 學校並に屢修科目の選擇に付ては周到なる指導を行ひ本人の將來を誤らしめざることを

四 本人の從來の學業成績に付十分留意し修學能力を調査すること

五 健康關係の爲中途退學するが如きことなき様醫療保護を要する者に付ては先づ其の徹底を圖り全治の上修學する様指導すること尙給費額に添附すべき健康診斷書には普通の診斷書の外に特に結核精密診斷書を徴すること

遺兒の受給費補給

一 戦歿軍人軍屬の遺兒及傷痍軍人の遺兒中生活困難なる家庭の者にして中等學校、高等

學校、專門學校及大學の入学試験受験者に對し本要綱に依り受験料及受験旅費を補給す但し高等學校、專門學校以上の學校に受験する者に對する右補給は男子に限るものとす

二 受験料及受験旅費の補給程度は左の通とす

中等學校受験の場合 一五圓以内

高等學校、專門學校以上の學校受験の場合 三〇圓以内

三 受験費の補給を決定したるときは補給金は銃後奉公會長を経て交付す

遺族養老成要綱

一 目的
戦歿者遺族中産婆志願の者に對し必要なる教育を施し將來産婆として獨立自營せしむるを以て目的とす

二 養成方法
北海道帝國大學醫學部附屬醫院産婆養成所に委託生として入所せしむるものとす

三 養成期間及人員
期間 二箇年
定員 毎年度十人

四 資格
委託生たるとする者は左の各號に該當することを要す

イ 本道内に居住する戦歿軍人軍屬の寡婦（内縁の者を含ま）及事實上扶養せられたる姉妹等にして年齢滿十八歳以上三十五歳以下の者なること

但し現に有夫の者たるざること

ロ 身體健全にして品行方正且意思強固の者なること

ハ 高等小學校卒業者若しくは同等以上の學力を有する者なること

職業輔導所開所式
傷痍軍人職業再教育施設として、昭和十四年財團法人北海道社會事業協會に於て設置せる附屬厚生社は其の後傷痍軍人十餘名を入所せしめ、印刷、印刷、洋服裁縫等の職業教育を施し、傷痍軍人の社會更生に多大の貢獻をなしつつあるが、同社の事業を擴張して軍人遺家族の勤勞精神を涵養し、兼ねて職業自立を圖り、以て家計の維持に資せしめ、銃後家庭の強化を圖らん

とする趣旨より、軍人遺家族婦人の職業輔導事業を行ふ事となり、昭和十五年秋以來是が設置計畫中、幸ひ隣接民家を買受けたるを以て是に若干の改造を施し、密針裁縫を中心とする職業輔導をなす爲、密針機二十臺を買入れ、其の他必要設備を施し又指導教師の選任をなし、一切の準備を了し、札幌市役所並に近郊各町村に依頼し趣意書を各遺家族に配付の上入所者を募つた處、約五十名の申込みがあつたので、昭和十六年一月二十日、同所に於て其の開所式を舉行した。

尙ほ遺家族婦人中には兒女を擁する人々多きを以て、所内に託兒所を附設し、是を受託する事となし、託兒所も保母の人員其他準備を了して是れまた即日開所した。輔導期間は約三ヶ月で、技能習得後は各家庭に於て家内職として仕事の供給を行ひ、又同じく所内に共同作業場を設け、仕事を與へて勞銀を得しむる計劃をなしてゐる。

支那事變第四周年 記念行事要綱

一 要旨
御稜威の下國威全支を風靡し新支那政權の基礎愈鞏固を加へつつありと雖も第三國の對日前衛たる重慶政府の執拗なる蠢動ありて事變處理の前途必ずしも苟安を許さず且歐洲戰爭の進展と皇國不動の國是たる東亞共榮圈の建設を繞る國際情勢は日に日に緊迫の度を加へ東亞の大業完遂は一に千苦萬難を進而克服する牢固たる國民の決意に俟つあるに鑑み茲に支那事變勃發四周年を迎ふるに當り我等道民一同「支那事變一周年に際し賜りたる 勅語」の 聖旨を奉體して時局に對處し職域及日常生活を通じて奉公の誠を效し以て國威を宣揚せんことを期す

二 指導方針
國民の精神的團結を強化するを目的とし 聖旨を實行の上高度國防國家體制完成の促進に積極的に寄與する所あらし

めんとす之が爲

イ 各種行事を通じ不撓不屈の精神を涵養し世論に惑はされず舉國一致體制の下に其の職務に奉公し常に「待つある」の毅然たる態度を堅持せしめ事變の現段階を建設面、光明面に於て認識せしむる様にす

ロ 生活刷新、資源回收、生産擴充、貯蓄獎勵、國債消化、防諜等の實踐運動を本記念行事を契機とし一層實效あらしむ

ハ 護國の英靈、傷痍軍人並に前線將士に對する感謝及其の遺家族に對する援護の精神を實踐上に具現せしむ

三 實施事項

イ 各戸必ず國旗を掲揚す

ロ 七月七日正午を期し全道民は其の職場、在所に於て戦捷及出征將兵の武運長久祈念並に護國の英靈に對する感謝の意を籠め一分間黙禱す

1 此の爲市町村に於ては右時刻を期し一齊に汽笛、鐘太鼓等吹鳴の方送を講ず

2 黙禱時間中電車、自動車等は運轉を停止す

3 當時右時刻を期しラジオ放送ある豫定に付ラジオの施設ある向には之を利用せしむること

ハ 當日各官公署、學校、團體に於ては適當時刻に一支那事變一周年に際し賜りたる勅語の奉讀式並に講話、訓示等を行ふの外（此の場合國旗掲揚を式次第に成るべく加ふ）支障なき限り事變記念日に相應して左の行事を實施す

ニ 在郷軍人會、青年團、會社、工場、鑛山、商店等に於ても前項に準じ夫々實施する様市町村に於て特に配意工夫を爲す

ホ 各學校に於ては兒童、生徒をして皇軍慰問の作品を作成せしめ之を市町村に於て取纏めの上旭川師團恤兵部へ送付す

ヘ 女子中等學校に於ては成

るべく廢品、不用品の更生利用を期し之が作品の展示會等を開催す

ト 神社、寺院、教會等に於ては遺家族等を招き祈願祭、追悼會等を行ふ外神官、僧侶、牧師等の講演説教を爲す様市町村に於て夫々協力を求む

チ 市町村に於ては記念講演會を開催するの外前記諸團體の行事に關連せしめ音楽行進等適宜工夫實施す

リ 市町村に於ては特に町内會、部落會を通じて生活刷新、資源回收、生産擴充、貯蓄獎勵、國債購入及防諜等を記念行事として申合の上相寄り相戒めて之が實效を期すると共に、前項遺家族の慰問勤勞奉仕等を爲す様指導す

ヌ 各警察署、産業報國會に於ては各工場、鑛山、事業場と協力の下に清掃運動をして有終の成果を収むる様指導を期す

四 趣旨の徹底強化

イ 市町村に於ては管下商業團體の協力を得商店有志者を

して道民の志氣を鼓舞するに相應しき簡素なる店頭裝飾を工夫實施せしむ

ロ 劇場、映畫館等に於ては事變を記念するに相應しき脚本、映畫を上演、上映する様夫々警察署に於て業者に協力を求むると共に記念日前後に於て

1 プログラム等に「支那事變四週年記念」の文字の外適當なる標語を印刷し尙舞臺兩側スクリーン等の空間を利用又は懸垂幕等に依り右に準じ適當之を掲げしむる様協力を求む

2 各常設館劇場等に於ては幕合放送を爲す様協力を求む

○故人の遺品を賣上 故人の遺品たる遺族所有の拳銃を軍に於て買上げ、以て故人の遺志を更に貫徹せしむるため聯隊區司令部に於て斡旋してゐる、買上價格は拳銃の種類及び程度に應じ、陸軍造兵廠に於て適正なりと認むる價格をもつて買上げるもので輸送に要する費用は委託者の負擔となつて居る。



御一人分の適量は茶匙
にトリス山盛に一杯!

セイロン種・國産

トリス紅茶

可愛がられてトリスが育つ
床しい喫茶の風習に
染む同胞に守られて!



教育

國民學校制度 皇國民鍊成が主眼

昭和十六年四月一日より小學校は國民學校と改稱、教科其他の根本的改革を見たが右に對し、文部大臣は次の訓令を出した。

惟ふに我が國教育の制度は明治の初年以來年と共に發達して今日に至り國運の隆昌、文化の發展に多大の貢獻を爲し來れり然るに輓近世運の進展極めて著しきものあるのみならず特に現下未曾有の世局に際會し庶政を一新して國家總力の發揮を必要とするの秋に當り教育の内容及制度を検討して其の體制を新ならしめ國土を不拔に培ふは蓋し喫緊の要務なりと謂はざるべからず是に於て思を深く我が國教學の本義に致すと共に東亞及世

教育

界に於ける皇國の歴史的使命に鑑みて我が國独自の教育體制を確立せんことを期し茲に國民全體に對する基礎教育を擴充整備して名實共に國民教育の面目を一新し克く皇國の負荷に任ずべき國民の基礎的鍊成を完うし將來に於ける學制的根柢たらしめんとす是れ今般國民學校令並に國民學校令施行規則の制定公布を見るに至りたる所以なり今其の改正の要旨並に施行上特に注意すべき事項の概要を示し事に當る者をして齊しく新制の精神を識得せしむると共に愈々淬礪の誠を諭し躬行實踐以て教育奉公の一途に邁往せしめんことを冀求す

一 皇國民の鍊成を主眼としたること
我が國の教育は教育に關する勅語の聖旨を奉體し皇國の道に則りて國民を鍊成し皇運を無窮に扶翼し奉るを以て本義とす明治以後の教育亦此に基礎を置くと雖も内外情勢の推移に伴ひ時弊の影響するところ動もすれば其の徹底に於て未だ十全ならざるものあるのみならず甚しきは單なる個人の發展完成を以て教育目的とせるもの無きに非ず之等の實情に鑑み國民學校制に在りては特に我が國教育の本義の徹底を期し克く大國民たる資質を啓培して忠良なる皇國臣民の鍊成を主眼とすべきことを明確にせり宜しく今次の改正は國民的世界觀の確立徹底を圖らんとせられたるものなることを諒觀すべし

二 知徳相即心身一體の修練道場たるべきこと
惟ふに教育は知と行、精神と身體とを不離一體として皇國の道を行ずるものならざるべからず徒らに抽象的知識の注入に墮して全人的陶冶の根柢に培ふを忘れ知徳相即心身一體の鍊磨を怠るが如きは我が國教育の本旨とする所に非ず國民學校に在りては兒童心身發達の程度に應じ國民生活に即して其の教育を具體的ならしめ皇國の道の實踐を通じて全一的なる國民の性格を陶冶し知徳相即心身一體の修練に依り創造的實踐的なる皇國民を鍊成せんことを期したり

二〇九

四 教科用圖書に根本的刷新を加へたること
 國民學校制の確立と共に其の教科用圖書の編纂にも根本的刷新を加ふることとせり即ち國民學校の目的たる皇國民の養成に適切なる教材の選擇に力むるは勿論特に之等を兒童心身の發達段階に適應して按排すると共に教材相互間の連絡を緊密ならしめ之に依つて教科統合の趣旨を具體化するに最も意を致して以て國民學校教育の本旨の達成を期したり

五 義務教育年限を延長して八年としたること
 義務教育年限の延長は我が國教育上多年の懸案なりしが現下非常の時局に際して之が實現を見るに至りしは之に依り國民學校の教育をして國力伸張の根基たるの實を擧げしむると共に青年前期の段階に入りたる兒童に對してはその將來の生活に對應すべき教育を施し八年を通じて一貫せる教育に依り克く皇國民としての

負荷に堪ふべき資質を養はしめんとするものにして國運發展上極めて重要な意義ありと謂はざるべからず固より之が實施は財政其の他の事情を考慮し昭和十九年度を期して實行するものなれども今にして充分なる用意を竭し以て我が國教育上劃期的なる一大改革の眞價を發揚するに萬遺憾なきを期すべし

六 國民學校の課程を初等科及高等科に分ちたること
 國民學校の課程を初等科及高等科に分ちたる所以は兒童心身發達の狀態、中等學校との聯絡及兒童將來の生活に關する教育的考慮に依るに外ならず從つて兩科の課程を通じて一貫せる教育を施せんとするは言を俟たずと雖も初等科に在りては主として國民一般に必須なる基礎的鍊成を爲し高等科に在りては更に其の程度を進めて之が徹底を期すると共に國民生活に須要なる實務的陶冶を施すこととせり尙高等科を修了したる者の爲に修

業年限一年の特修科を置くことを得しめたるは土地の事情に應じて適切なる教育を施すと共に國民學校の教科を補習せしめんが爲なり

七 就學義務の徹底を圖りたること
 我が國學則の根本精神に則り邑に不學の戸なく家に不學の人なからしめんことを期し保護者の貧困の事由に依る兒童就學義務の免除又は猶豫を爲し得るの制限を廢すると共に一面に於て心身に異狀ある者の就學の爲特別の養護施設を講ずることを得しめ又國民學校の國家的施設たるに鑑み從來家庭に於て尋常小學校の教科を修めしめ得たるの途を廢したり畢竟國民學校の實施を契機として就學義務の徹底を期し全國民に對し皇國の道を修鍊せしむるの目的を全からしむる趣旨に外ならず

八 國民學校職員の組織待遇を改善したること
 國民學校の職員中新に教頭を置くの制を定め學校長及教頭

は訓導より之を補することとせり蓋し國民學校に在りては多面的なる教育の内容及施設を全一的に統合する必要一層切なるものあり特に學級數多き學校にあつて其の圓滑を期し且つ多數職員の監督を強化するため學校長を輔佐して克く校務の統整に當らしむるの要ありこれ教頭の制を定めたる所以なり而して學校長たる訓導を奉任待遇と爲し得ることとせり又最近學校に於ける衛生養護の事務の重要と其の繁劇なるに鑑み新に養護訓導を置くことを得るの制を定めたり職員をして克く叙上の趣旨を了得し其の職責を竭すに遺憾なからしむるを期すべし

以上國民學校令及國民學校令施行規則制定の要旨並に其の實施上注意すべき要項に就き舉示するところあり而も教育の事たる教師其の人を得るに非ざれば其の實效は得て望むべからず國民基礎教育義務制の刷新整備も要は教師に有爲なる人材を得て始

めて可能なりと謂ふべし即ち教育者たるものは克くその職責の重きに顧みて各自日新の修養研鑽を積み眞に教育報國の至誠を竭すべく又教育行政の事に當る者は人の公正、人才の簡拔に最も意を用ひて普く教育者尊重の風尚を作興し教育者をして眞に天職を自覺せしめ固き信念を得しむるに最善を致さざるべからずこれ教育の根源たる師道の昂揚を圖る要諦と謂ふべし

國民學校と職員數

昭和十六年四月

中等學校

學校數	一、八八四
職員數男	八、五五一
女	四、八三七
計	一三、三八八

△師範學校 (四)
 札幌師範 函館師範
 旭川師範 女子師範(札幌)
 △中學校 (三四)
 廳立札幌第一 廳立札幌第二
 同 函館中學 同 小樽中學
 同 旭川中學 同 釧路中學
 同 帶廣中學 同 室蘭中學

教育

同 岩見澤中學	同 瀧川中學
同 網走中學	同 俱知安中學
同 八雲中學	同 稚内中學
同 余市中學	同 留萌中學
同 名寄中學	同 野付牛中學
同 小樽中學	同 深川中學
同 市立函館中學	同 市立旭川中學
同 小樽中學	同 札幌中學
同 町立遠輕中學	同 町立夕張中學
同 岩内中學	同 伊達中學
同 富良野中學	同 私立北海中學
同 函館夜間中	同 私立札幌夜中
同 昭和中學(札幌)	同 旭川夜中

△高等女學校 (四〇)
 廳立札幌高女 廳立函館高女
 同 小樽高女 同 旭川高女
 同 室蘭高女 同 釧路高女
 同 帶廣高女 同 根室高女
 同 網走高女 同 岩見澤高女
 同 小樽高女 同 名寄高女
 同 深川高女 同 瀧川高女
 同 池田高女 同 富良野高女
 同 江別高女 同 岩内高女
 同 江差高女 同 野付牛高女
 同 稚内高女 同 余市高女
 同 市立札幌高女 同 市立小樽高女
 同 旭川高女 同 町立浦河高女
 同 町立夕張高女 同 遠輕高女

同 留萌高女	同 八雲高女
同 砂川高女	同 私立小樽双葉
同 私立北海高女	同 遺愛女學校
同 札幌藤高女	同 帶廣大谷
同 函館大谷	同 聖保祿高女
同 同北星女學校	同 小樽綠丘
同 北海高等女學校	同 北星女學校
同 札幌市に、遺愛女學校、聖保祿高等女學校は函館市に在る。	
△實科高等女學校 (十四)	
旭川、釧路、栗山、俱知安、清水、厚岸、芹別、紋別、増毛、美幌、標津、斜里、士別、森	
以上二市十町二村に設置されてゐる。	

△商業學校 (十四)
 廳立函館商業 廳立小樽商業
 同 室蘭商業 同 旭川商業
 同 根室商業 同 帶廣商業
 同 小樽女子 同 函館商業
 同 札幌商業 同 函館商業
 同 旭川商業 同 私立札幌光星
 同 私立札幌商業 同 北海商業
 北海商業は小樽に在る。

△農業學校 (八)
 廳立空知農業 廳立十勝農業
 同 永山農業 同 美幌農林

同 大野農業	同 俱知安農業
同 名寄農業	同 靜内農業

△工業學校 (十)
 廳立札幌工業 廳立函館工業
 同 小樽工業 同 釧路工業
 同 小樽工業 同 美唄工業
 同 室蘭工業 同 旭川工業
 同 市立函館工業 同 市立札幌工業

△水産學校 (三)
 廳立小樽水産 廳立函館水産
 同 厚岸水産

△職業學校 (十三)
 岩見澤町立女子職業學校、名寄女子職業學校、伊達女子職業學校、函館昭和女子高等技藝學校、札幌靜修學校、札幌女子高等技藝學校、函館大妻女子高等技藝學校、帶廣大谷女子高等家政女學校、壽都高等家政女學校、函館高等實修女學校、札幌高等家政女學校、室蘭高等家政女學校、函館高等調理學校
 以上は昭和十六年六月末現在の調で、尙、廳立青年學校教員養成所は岩見澤町に在る。

中等學校認可一覽

○岩内中學校設立認可 中學校令に依り在記中學校を設置し、昭和十六年四月から開校の件、昭和十五年十二月十一日文部省から認可された。

(名稱)岩内中學校(位置)岩内郡岩内町(設立者)岩内町

○富良野中學校認可 中學校令に依り、左記中學校を設置し、昭和十六年四月から開校の件、昭和十六年一月十八日文部省から認可された。

(名稱)富良野中學校(位置)空知郡富良野町(設立者)空知郡富良野町

○伊達中學校設置 中學校令に依り、左記中學校を設置し、昭和十六年四月より開校の件、昭和十六年二月二十八日、文部省で認可した。

(名稱)北海道伊達中學校(位置)有珠郡伊達町(設立者)有珠郡伊達町

○札幌に市立中學校 中學校令に依り左記中學校を設置し、昭和十六年四月より開校の件、昭和十六年三月十二日文部省で認可した。

可した。

(名稱)札幌市立中學校(位置)札幌市(設立者)札幌市

○函館市立夜間商業 商業學校規程に依り、左記實業學校(夜間授業)を設置し、昭和十六年四月より開校の件、昭和十六年三月十三日、文部省で認可した。

(名稱)函館市立商業學校(位置)函館市(修業年限)四年(入學資格)高等小學校卒業程度

○札幌市立商業學校 商業學校規程に依り、左記實業學校(夜間授業)を設置し、昭和十六年四月より開校の件、昭和十六年三月十四日文部省で認可した。

(名稱)札幌市北一條(設立者)札幌市(修業年限)四年(入學資格)高等小學校卒業程度

○旭川市立商業學校 商業學校規程に依り、左記實業學校(夜間授業)を設置し、昭和十六年四月より開校の件、昭和十六年三月二十八日、文部省で認可した。

(名稱)旭川市立商業學校(位置)旭川市(修業年限)四年(入學資格)高等小學校卒業程度

資格)高等小學校卒業程度

△名稱 北海道廳立靜内農業學校(位置)靜内郡靜内町(設立者)北海道廳(學科)第一農科、第二農科(修業年限)三年(入學資格)高等小學校卒業程度

○砂川の女學校開校 高等女學校令に依り、左記高等女學校を設置し、昭和十六年四月より開校の件、昭和十六年三月十八日文部省で認可した。

(名稱)北海道砂川高等女學校(位置)空知郡砂川町(修業年限)四年

尚、北海道砂川高等家政女學校を昭和十六年三月三十一日限廢止の件、同日認可された。

○遠輕實科を高女に 紋別郡遠輕町に設置せる遠輕實科高等女學校を、昭和十六年四月より高等女學校に變更し、北海道遠輕高等女學校と改稱の件認可の旨、文部省は昭和十六年三月二十五日告示した。

○浦河實科高女昇格 浦河郡浦河町に設置せる北海道浦河實科

旭川市(修業年限)四年(入學資格)高等小學校卒業程度

○美唄旭川に工業校 工業學校規程に依り、左記實業學校を設置し、昭和十六年四月より開校の件、昭和十六年二月二十五日文部省で認可した。

(名稱)北海道廳立美唄工業學校(位置)空知郡美唄町(設立者)北海道廳(學科)機械科、電氣科、探礦科(修業年限)三年(入學資格)高等小學校卒業程度

△名稱 北海道廳立旭川工業學校(位置)北海道旭川市東三條(設立者)北海道廳(學科)建築科、土木科、應用北學科(修業年限)三年(入學資格)高等小學校卒業程度

○函館市立工業學校 工業學校規程に依り、左記實業學校(夜間授業)を設置し、昭和十六年四月より開校の件、昭和十六年三月十四日、文部省で認可した。

(名稱)函館市立工業學校(位置)函館市川原町(設立者)函館市(學科)機械製圖科、

工作機械科、建築科、電氣科(修業年限)二年(入學資格)高等小學校程度

○札幌市立工業學校 工業學校規程に依り、左記實業學校(夜間授業)を設置し、昭和十六年四月より開校の件、昭和十六年三月十四日、文部省で認可した。

(名稱)札幌市立工業學校(位置)札幌市南十四條(設立者)札幌市(學科)土木建築科、機械科、電氣科(修業年限)四年(入學資格)高等小學校卒業程度

○廳立室蘭工業學校 工業學校規程に依り、左記實業學校を設置し、昭和十六年四月より開校の件、昭和十六年三月三十一日文部省で認可した。

(名稱)北海道廳立室蘭工業學校(位置)室蘭市高砂町(設立者)北海道廳(學科)機械科及金屬工業科(修業年限)三年(入學資格)高等小學校卒業程度

○厚岸水産學校開校 水産學校規程に依り、左記實業學校を設置し、昭和十六年四月より開校

△名稱 北海道斜里實科高等女學校(位置)斜里郡斜里町(設立者)斜里郡斜里町(修業年限)二年

○青別實科高女認可 高等女學校令に依り、左記實科高等女學校を設置し、昭和十六年四月より開校の件、昭和十六年三月十八日、文部省で認可した。

(名稱)北海道蘆別實科高等女學校(位置)空知郡蘆別村(設立者)空知郡蘆別村(修業年限)二年

○清水町に實科高女 高等女學校令に依り、左記實科高等女學校を設置し、昭和十六年四月より開校の件、昭和十六年三月二十八日、文部省で認可した。

(名稱)北海道清水實科高等女學校(位置)上川郡清水町(修業年限)二年(設立者)上川郡清水町

○札幌高等家政學校 職業學校規程に依り、左記實業學校(夜間授業)を設置し、昭和十六年四月より開校の件昭和十六年三月十四日、文部省で認可した。

(名稱)札幌市立高等家政女

の件、昭和十六年二月二十四日文部省で認可した。

(名稱)北海道廳立厚岸水産學校(位置)厚岸郡厚岸町(設立者)北海道廳(學科)漁撈科、製造科(修業年限)三年(入學資格)高等小學校卒業程度

○農業學校開校認可 農業學校規程に依り、左記實業學校を設置し、昭和十六年四月より開校の件、昭和十六年二月二十五日文部省で認可した。

(名稱)北海道廳立大野農業學校(位置)龜田郡大野村(設立者)北海道廳(學科)農科、林科(修業年限)三年(入學資格)高等小學校卒業程度

△名稱 北海道廳立俱知安農業學校(位置)虻田郡俱知安町(設立者)北海道廳(學科)農科、林科(修業年限)三年(入學資格)高等小學校卒業程度

△名稱 北海道廳立名寄農業學校(位置)上川郡名寄町(設立者)北海道廳(學科)農科、林科(修業年限)三年(入學資格)高等小學校卒業程度

△名稱 北海道廳立名寄農業學校(位置)上川郡名寄町(設立者)北海道廳(學科)農科、林科(修業年限)三年(入學資格)高等小學校卒業程度

學校(位置)札幌市南十條(設立者)札幌市(修業年限)三年(入學資格)高等小學校卒業程度

函館高等實習學校 二種以上の實業學校の學科を置く學校に關する規程に依り、左記實業學校を設置し、昭和十六年四月より開校の件、昭和十六年三月十四日、文部省で認可した。

岩見澤職業學業 空知郡岩見澤町に設置せる岩見澤町立女子職業學校本科第二部を、昭和十六年四月より本科と改稱、本科第一部を昭和十九年三月三十一日限廢止の件、昭和十六年三月三十一日、文部省で認可した。

中等學校を廢立に 苫小牧中學校、北空知中學校及び余市高等女學校の費用負擔者を昭和十六年四月一日より北海道地方費に變更し、其の名稱を左の通改めた。

北海道廳立苫小牧中學校(舊名稱北海道苫小牧中學校)北海道廳立深川中學校(舊北海道北空知中學校)北海道廳立余市高等女學校(舊北海道余市高等女學校)

大學・專門學校

北海道帝國大學 札幌市 農學部 醫學部 工學部 理學部 豫科 土木專門部 醫學專門部 小樽高等商業學校 小樽市 函館高等水産學校 龜田村 室蘭高等工業學校 室蘭市 帶廣高等獸醫學學校 川西村

北大定員と志願者

昭和十六年春入學の北海道帝國大學志願者を見るに、豫科は二千六百九十五名で、前年より三百二十六名多くなつてゐるが、これは此年から新設された理類志願者の増加によるもので、實際は約百名ほど減少してゐる、農類が二百七十三名の大減少を見せたのに反し、工類が百五十五名増し、卒業度の雇備制限令など問題でないほど軍需

工業インフレに向つて殺到する現實的な學生心理の如實な現はれである。一人に對し八人といふ最も競争の激しい醫類が殆ど前年と増減がないのも目を引く、志願者を各科別にすると

豫科本年(△減)定員志願者

Table with 2 columns: 定員, 志願者. Rows include 農類, 醫類, 工類, 理類, 計, 實科專門部, 農實, 林實, 土專, 北大合格者の内容.

北大合格者の内容

昭和十六年春の北大豫科合格者は計四百八名で、これを道内道外に分け、且つ種類別にしてみると、農類の道内七十七名に對し道外が三十七名、醫類五十五名對二十六名であり、新設の理類が三十五對四十六、工類が四十八對七十四といづれも道外が多數を占め、計四百八名の合格者中、道内から二百六名でそ

の半分が入つてをり、殊に地元札幌から百十一名といふ例年になく多數が合格し、全體からみて、これまでは毎年道外からの入學者が遙に壓倒的で、押され氣味だつた地元が樺太等も合せると逆に五割六分を占める好成绩で、はじめて高らかな凱歌が道内に響がり、名實共に本道人のための北大となつたわけである。

小樽高商志願變調

全國高等學校、專門學校等の試験日が同一となつたために、所謂二股受験が不可能となつたこと、並びに上級進學制限令が影響したのであらうか、小樽高等商業學校の志願者の減少振りあまりにも甚だしい。昭和十六年の志願者は中學出身者四十一名に對して商業出身者三十四名で、中學校出身者激減の變調を見せ、又本道出身者が絶對多數を占めてゐることも注目し値する。

高商卒業生の就職

採用申込二七五口に對する二百二十一名の小樽高等商業學校

昭和十六年三月卒業生生活動分野は左の如くである。

Table with 2 columns: 職業, 進學. Rows include 銀行, 工業, 商業, 運輸, 保險, 商事貿易, 自營, 進學, 其他.

高等水産規程改正

文部省では、函館高等水産學校規程中左の通改正し、昭和十六年三月三十一日省令を出した。

第一條 函館高等水産學校の學科は漁撈學科、製造學科、養殖學科及遠洋漁業科とす

第二條 漁撈學科、製造學科及養殖學科の修業年限は三年遠洋漁業科の修業年限は二年六月とす

高等水産の志願者

昭和十六年度

Table showing applicant numbers for various fisheries and manufacturing schools across different prefectures like Hokkaido, Tohoku, Kanto, etc.

Table showing applicant numbers for various medical and agricultural schools across different prefectures like Tohoku, Kanto, Chubu, etc.

は數科目を選択學修せんとする者は選科生として入學せしむることを得

初代校長宮脇博士

我が國最初の官立高等獸醫學校として誕生した。帶廣高等獸醫學校の初代校長は北海道帝國大學農學部教授農學博士宮脇富氏に決定、昭和十六年四月一日附で發令された。

高等獸醫生徒募集

帶廣高等獸醫學校に於て昭和十六年五月入學せしむべき生徒百二十名を募集する旨昭和十六年四月一日告示した。

高等獸醫校入學式

帶廣高等獸醫學校の入學式は昭和十六年五月十五日、假校舎十勝農業學校に於て舉行した。

修練組織強化

内外の情勢に稽へ、國體の本義に透徹する教學の刷新振興の緊切なるに鑑み、各學校の校友會其他校内諸團體の機構、運営方法等に關し充分なる検討を

加へ、眞に實力ある中堅、皇國民を錬成するに足る師第一體俱學俱進の教育體制を確立し、學校長の指揮の下、一致協力統制ある有機的活動をなし、教育の全般的效果を収め得る修練組織たらしむる様、大凡左記に依り昭和十六年三月末日迄にそれぞれ改組した。

一 組織精神

自我功利の思想を排除し報國精神に一貫する校風を樹立する様學校長を中心とし全校職員生徒を打つて一丸とする全校一體の團體を組織し在來の校友會其の他の校内諸團體を發展的に解消して之に包攝させ更に現下重要な諸種の修練施設を加へ之等の總てを一元的且有機的に結合せる組織たらしむ

二 名稱

報國精神を具現すべきものを選定す

例へば何々學校報國會、何々學校報公團、何々學校盡忠會等の如し

三 組織

各學校の種類に應じ特色あることは認むるも要は學校長の統制の下全職員及全生徒を以て組織し其の事業は全校生徒を対象とすべく一部特殊生徒の技能嗜好を重視するが爲團體的修練、行的訓練等の部面が輕視せらるるが如きことなきやう特に在來の各種體育運動に嚴重なる取捨選擇を加ふ各部の設置に就いては直轄學校の例に準じ學校の種類、事情等考慮の上充分なる工夫を拂ひ在來の如き多數部の亂立を避け統一的たらしむ

四 役員

會長(團長)は學校長之に當り一切の統轄指揮をなし其の他の役員に就いては修練組織たるの性質に稽み極めて重要な意義を有するを以て總て學校長に於て職員、生徒中より之を任免し選舉、推戴等の方法に依らず

五 修練組織は學校教育と一事項

イ 修練組織は學校教育と一體たるべきものなるを以て學

校教育全般を通じ一層修練を強化す

ロ 修練組織の運営に就いては常に學校長以下全職員一體となりて生徒の教導に當るべきの本義に鑑み教職員は總て夫々適當なる任務を分擔し以て修練の第一線に立たしむ

ハ 生徒が學校外の團體の主催する修練施設を利用し又は會合等に参加せんとする場合には必ず學校の修練組織を通じて其の許否は學校長に於て決定す

戰時下の生活刷新

一 乗物の使用制限
小學校低學年兒童、病氣其の他特別の事情ある者の外學校より二軒以内の通學は徒歩に依らしむること尙本件は交通緩和並に生徒兒童の身心鍛鍊を主眼とするものなるを以て右の外差支なき限り徒歩通學を奨励すること

學校長は二軒以内に住居を有する生徒兒童に對しては原則として汽車、電車、バス等の定期券、回数券等の購入に使用する通學證明書を發行せざること

二 興行場への入場制限

生徒兒童の映畫其の他の興行場への入場は左の場合の外土曜、日曜、祝祭日、休暇等に限り之を許すこと但し學校長は右の外地方の實情に依り教育上の見地に於て適宜此の制限を強化することを妨げざること

イ 教職員の指導する場合

ロ 映畫に在りては文化映畫、ニュース映畫のみを上映する場合及文部大臣の推薦映畫を上映する場合

三 遊技場への入場禁止

生徒、兒童は麻雀、撞球、半弓及射的等の遊技場に入場することを不得ること右の外地方の實情に依り教育上入場の禁止制限を可とするものあらば適宜追加するを妨げざること

四 享樂的飲食店への出入禁止

生徒はカフェー、バー其の他の婦女が客席に侍し飲食物を供する享樂的飲食店に出入することを不得ること

北大休學生の疾患

北海道帝國大學休學生の率は全學生の三パーセントで、全國の帝大中では少い方だが、肺結核、肋膜炎といった呼吸器病が斷然多く、全體の七割三分といふ驚くべき數を示してゐる。

即ち神經衰弱(一一・七%)内臓疾患(八%)等で、學科別にみると呼吸器疾患では豫科が最も多く、次が醫學部生である。學生にはつきものやうに考へられてゐる神經衰弱が豫科學部が案外少く、逆に實科専門部が多く休學生の三分の一を占め、呼吸器疾患が驚くべき高率を見てをり、これに輕症で通學を續けてゐるものも入れると相當夥しい數に上ることが考へられる。

中等學校入學選抜

中等學校入學者選抜方法改正後第二年目に當る昭和十六年の春には、教職員、父兄其の他一般社會の理

教 育

解を一層徹底せしむること、特に父兄保護者をして不安疑惑に陥らしめざる様、考查の實施に關しては特に左の諸點に就き留意し、其の完璧を期した。

一 小學校長の報告書特に個人調査書は各欄とも精密明確且つ具體的に記入し、各志願者の人物全貌が自ら明白に認知し得らるる如く萬全を期す

二 人物考查に於ては兒童の本性に立脚し、試問題材を廣汎なる生活事項に求め、且つ問答を多角的、發展的に誘導し推理の適否に就いても適切な考察を爲すは勿論、考查時間に就いても適當なる考慮を加ふる等、人物全體を察知し得る様工夫す

三 身體検査に於ては、單に體格的の大小又は運動の回数速度の記録等、當日に於ける偶發的の身體狀況を以て直に其の判定の重要な資料と爲すこと無く、飽くまでも身體の本質的狀態を察知する如く慎重に實施す

四 小學校長の報告、人物考查

及身體検査の各評價の方法並に三者の綜合判定の方法に於ては、徒に科學的公式的方法にのみ頼ること無く、夫々地方の特殊事情等の實際をも併せ考へ處理すべく、其の計畫並に實施に就き周到なる工夫を加へ適切妥當なる方法を講ず

○ 科學研究費の割當 昭和十六年度の文部省科學研究費北大割當の分は、總額卅九萬一千五百圓(申請額五十五萬圓)で、最高は農學關係の三二件十二萬九千圓、次が理學部の二十三件十萬八千四百圓、工學部十一件七萬八千七百五十圓、醫學の十四件七萬四千三百圓等である。

○ 中谷博士學士院賞 北海道帝國大學理學部教授中谷吉郎博士は、雪の研究で學界に特異な存在をなし、その研究結果を注目されてゐたが、昭和十六年三月十二日の帝國學士院總會で、我が國學術界の最高名譽たる帝國學士院賞を授與されることに決定した。

○ 福士助教授農學賞 第十二回

日本農學賞は、昭和十六年二月二十二日の詮衡委員會で、北海道帝國大學農學部助教福士貞吉博士以下五氏の授賞を決定した。

○ 勤勞教育研究學校 昭和十六年三月、勤勞教育研究指定小學校として左記の通り決定したが、今回設定の分は、自昭和十五年六月至昭和十七年五月の二箇年となし、研究報告書は當該小學校をして昭和十七年五月末日限り支廳市經由北海道廳學務課宛提出せしむることになつてゐる。

- 石狩支廳 札幌郡札幌村第二尋高校、千歲郡木白尋校
- 渡島支廳 松前郡吉岡尋高校、龜田郡鍛神尋高校
- 檜山支廳 爾志郡相沼尋高校
- 後志支廳 虻田郡留壽都尋高校、忍路郡鹽谷尋高校
- 空知支廳 空知郡市來知尋高校、雨龍郡

- 菊水尋高校
- 上川支廳
- 上川郡比布尋高校、中川郡恩根内尋高校
- 留萌支廳
- 苫前郡上平尋校、天鹽郡幌前尋校
- 宗谷支廳
- 枝幸郡幌別尋高校
- 網走支廳
- 紋別郡芭露尋高校、同郡生野尋高校
- 膽振支廳
- 有珠郡久保内尋高校
- 日高支廳
- 沙流郡豐郷尋高校
- 十勝支廳
- 中川郡白人尋高校、河東郡鹿追尋高校
- 釧路國支廳
- 阿寒郡雄別尋高校、川上郡磯分内尋高校
- 根室支廳
- 根室郡落石尋高校、根室町北斗尋高校
- 札幌市
- 札幌市幌南尋高校
- 函館市

函館市幸尋高校
小樽市
小樽市第二高校
旭川市
旭川市正和尋高校
室蘭市
室蘭市成徳尋高校
釧路市
釧路市壽尋校
帯廣市
帯廣市明星尋校

○上級實業學校進學 我が邦内外の情勢は益非重要性を加へ、我が産業界の擴充亦愈重要性を増し、之に伴ひ、實業學校の使命は一層重大となり、其の卒業者の産業界に於ける活動に期待するに洵に大なるものあり、然るに近時一般に實業學校卒業者の上級學校進學状況は相當増加の傾向を示し、本使命達成上遺憾とあつて、實業學校生徒又は卒業業者にして已むを得ざる事情に依り實業專門學校入學志願をなす者に對し、昭和十六年は出身學校長の推薦書を添附せしめ（右推薦書添附なき入學願書は實業專門學校に於て受理せず）

實業校設置費年度割

	總額	十六年度	十七年度	十八年度
大野農業	三三、七	一六、〇	九、〇	七、五
建設費	二四、三	一三、〇	五、〇	四、七
動物購入費	六、〇	三、〇	二、〇	一、〇
俱知安農業	三三、〇	一六、〇	九、〇	七、五
建設費	二四、七	一三、〇	五、〇	四、七
動物購入費	六、〇	三、〇	二、〇	一、〇
靜内農業	三五、八	一六、九	九、〇	七、九
建設費	二五、八	一四、九	五、〇	四、九
動物購入費	八、〇	二、〇	二、〇	二、〇
名寄農業	三三、三	一六、〇	九、〇	七、三
建設費	二四、三	一三、〇	五、〇	四、三
動物購入費	八、〇	二、〇	二、〇	二、〇
美唄工業	三三、八	一七、〇	九、〇	七、八
建設費	二五、〇	一三、〇	五、〇	四、〇
旭川工業	二六、八	一三、〇	六、八	五、〇
建設費	二六、八	一三、〇	六、八	五、〇
厚岸水産	二八、八	一三、二	五、〇	四、八
建設費	二八、八	一三、二	五、〇	四、八
合 計	二、二七四、五	一、一八四、一	六四四、四	四三六、〇

又其の推薦数は各校共概ね其の年の卒業者数の一割以内にとむる様にした。

○昭和中學卒業學力 専門學校入學者檢定規程に依り、左記の者を専門學校入學に關し、中學卒業者と同等以上の學力を有するものと指定する旨、昭和十六年二月十五日文部省から告示された。

札幌市所在、昭和中學卒業業者但し昭和十六年三月以後の卒業業者に限る

○學校生徒制服統制 學校生徒の制長は教育上及經濟上極めて重要な意義を有するものなる處、時局の趨勢は制服生地等の計畫的生産並に配給機構の一元的統制を見るに至り、其の規格地質等各學校に依り區々なる現情の下に於ては、其の必要量の確保は勿論、品質の改良將又價格の低廉を期すること極めて困難なる實情にあり、其の爲生徒に在りては制服等の入手難並に教育費の負擔増加と爲り、之が延いて教育上に及ぼす影響鮮少なからざるものあるに鑑み、昭和

十六年四月から師範學校、中學校、高等女學校、實業學校等の生徒の制服を統制し、其の生産並に消費に關し萬全を期し併せて國策に則應することになつた。

○函館師範三十周年 函館師範學校創立三十周年記念式は昭和十六年六月三日に舉行、五日まで記念行事が続いた。

○土木科建築科授業 札幌市南幌工業學校に第二本科土木科を、同函館市川原町に設置せる北海道廳立函館工業學校に第二本科建築科を設置し、昭和十六年四月より授業開始の件、昭和十六年三月三十一日、文部省で認可した。

○農業土木科を設置 空知郡岩見澤町に設置せる北海道廳立空知農業學校及帯廣市に設置せる北海道廳立十勝農業學校に、昭和十六年四月より農業土木科設置の件、昭和十六年三月三十一日、文部省で認可した。

○工業學校二部廢止 函館市川原町に設置せる北海道廳立函館

工業學校及勇拂郡苦小牧工業學校の第二部を昭和十六年三月三十一日限廢止の件、文部省で昭和十六年五月十五日認可した。

○教育關係雜誌對策 小學校教員を對象として多種多樣教育の雜誌が刊行せられ居り、國民教育に關し種々意見を發表するもの多く、爲に教職員をして其の嚮ふ所を迷はしめ更に適從する所を誤らしむる虞なしとせざるの實情に在り、之に鑑み、文部省に於ては關係當局とも聯絡を取り、之等教育關係雜誌を統合せしめ、其の内容は責任ある記事を登載せしめ、國民學校教育の歸趨を明かにし、以て國民教育の健全なる發達に資することに努めたが、北海道廳では、昭和十六年四月、左の手配をした。

一 國民學校教育に關し文部省又は本道の刊行に係るもの及文部省又は當廳に於て特に選定したる著者の起稿に係るもの普及徹底を計ること

二 國民學校教職員を直接の對象とする教育雜誌は總て之を文部省に於て統合せし文部省の直

接指導監督の下に於てのみ之を刊行せしむること

三 其の他一般雜誌、學術専門雜誌及各種機關誌等に於ては國民學校教育の内容に關する部分は一切之を取扱はしめざるること

四 國民學校教職員に對し不必要なる雜誌購入は避けしめられべきこと

五 「國民教育圖書株式會社」發行に係る綜合雜誌「日本教育」一學年別雜誌「國民教育」は第一項に準ずるものとして取扱ふこと

六 本道に於ては「北海道聯合教育會」發行に係る「北海道教育」は第一項に準ずるものとして取扱ふこと

隨て本道に於ける國民學校の内容に關する研究發表は當廳に於て之を査閲し適當と認めらるるもの限り「北海道教育」誌上に登載するものとす

許特賣專
合配劑菌殺大二



清掃力が極め強い

用藥

クラブ歯磨

齒疾防止の徹底に!



★ムシ歯一本でも健康生活には許されません。朝晩、清掃力強い薬用クラブ歯磨で化学的にムシ歯を防ぐ一方、カルシウムやビタミンDの補給をお忘れなく!

青少年

晴れの御親閲

光榮に勇む郷土部隊

尙武の五月、風薫る佳き日、長くも 天皇陛下には親しく三萬五千の若人をみそなはせらる。全国三百廿萬の青年學校生徒が待ちに待った青年訓練實施十五周年記念青年學校生徒御親閱拜受式は、昭和十六年五月廿二日宮城二重橋前廣場に於て厳肅に舉行された。この日午前七時頃より各集合所に集合した男子十集團の部隊三萬餘名、女子集團四千五百名は、二重橋前の式場へ行進して午前九時夫々所定の位置に整列、各宮殿下にも定め的位置につかせられ、近衛首相以下陪觀の顯官も參着、行幸をお待ち申上げるうちに 天皇陛下には御軍裝に大勳位副章を御佩用、百武侍從長陪乘、松平宮相、木戸内府以下供奉の特別

青少年

自動車輿簿にて宮城發御、午前十時陸軍軍樂隊の奏樂裡に式場に着御、全員最敬禮の後、橋田文相は恭々しく御前に參進、御親閱を仰ぎ奉る旨を奏上し、續いて總指揮官中代少將指揮の下に、三萬餘の若人は、第一集團に、第一大隊を先頭として 陛下の御前に歩武堂々分列行進を開始し、女子集團は軍樂隊の演奏により大沼樂長指揮の下に奉唱を齊唱、終つて橋田文相は再び御前に參進、天皇陛下萬歳を奉唱すれば、全員これに和して三唱、次いで文相から行事終了の旨を奏上、かくて十時五十分陛下には全員最敬禮裡に式場發御、宮城に還幸あらせられた。

△北海道部隊 一九三一名
△總指揮官 小關義男大佐
△部隊編成
第一大隊 菅間 少佐(札幌)

- | | | | |
|---------|-----------|---------|-----------|
| 第一大隊 | 菅間 少佐(札幌) | 第一大隊 | 菅間 少佐(札幌) |
| 第一大中隊長 | 大垣内中尉(空知) | 第一大中隊長 | 大垣内中尉(空知) |
| 第一小隊長 | 中田中尉(小樽) | 第一小隊長 | 中田中尉(小樽) |
| 第二大中隊長 | 桃井少尉(石狩) | 第二大中隊長 | 桃井少尉(石狩) |
| 第二小隊長 | 白崎軍曹(石狩) | 第二小隊長 | 白崎軍曹(石狩) |
| 第三中隊長 | 佐山准尉(札幌) | 第三中隊長 | 佐山准尉(札幌) |
| 第三小隊長 | 鈴木中尉(空知) | 第三小隊長 | 鈴木中尉(空知) |
| 第四中隊長 | 南 准尉(札幌) | 第四中隊長 | 南 准尉(札幌) |
| 第四小隊長 | 小岩准尉(空知) | 第四小隊長 | 小岩准尉(空知) |
| 第五中隊長 | 船著少尉(膽振) | 第五中隊長 | 船著少尉(膽振) |
| 第五小隊長 | 草野大尉(函館) | 第五小隊長 | 草野大尉(函館) |
| 第六中隊長 | 武内中尉(函館) | 第六中隊長 | 武内中尉(函館) |
| 第六小隊長 | 大山中尉(渡島) | 第六小隊長 | 大山中尉(渡島) |
| 第七中隊長 | 會津伍長(渡島) | 第七中隊長 | 會津伍長(渡島) |
| 第七小隊長 | 今井曹長(函館) | 第七小隊長 | 今井曹長(函館) |
| 第八中隊長 | 星 伍長(檜山) | 第八中隊長 | 星 伍長(檜山) |
| 第八小隊長 | 佐藤中尉(後志) | 第八小隊長 | 佐藤中尉(後志) |
| 第九中隊長 | 藤崎伍長(後志) | 第九中隊長 | 藤崎伍長(後志) |
| 第九小隊長 | 大西伍長(後志) | 第九小隊長 | 大西伍長(後志) |
| 第十中隊長 | 吉田伍長(日高) | 第十中隊長 | 吉田伍長(日高) |
| 第十小隊長 | 秋山少佐(空知) | 第十小隊長 | 秋山少佐(空知) |
| 第十一中隊長 | 山口中尉(室蘭) | 第十一中隊長 | 山口中尉(室蘭) |
| 第十一小隊長 | 古畑 保(釧路) | 第十一小隊長 | 古畑 保(釧路) |
| 第十二中隊長 | 天羽少尉(室蘭) | 第十二中隊長 | 天羽少尉(室蘭) |
| 第十二小隊長 | 貝沼少尉(膽振) | 第十二小隊長 | 貝沼少尉(膽振) |
| 第十三中隊長 | 駒井軍曹(留萌) | 第十三中隊長 | 駒井軍曹(留萌) |
| 第十三小隊長 | 橋本中尉(旭川) | 第十三小隊長 | 橋本中尉(旭川) |
| 第十四中隊長 | 佐藤軍曹(宗谷) | 第十四中隊長 | 佐藤軍曹(宗谷) |
| 第十四小隊長 | 武藤少尉(小樽) | 第十四小隊長 | 武藤少尉(小樽) |
| 第十五中隊長 | 中道伍長(留萌) | 第十五中隊長 | 中道伍長(留萌) |
| 第十五小隊長 | 前島大尉(札幌) | 第十五小隊長 | 前島大尉(札幌) |
| 第十六中隊長 | 岡田中尉(小樽) | 第十六中隊長 | 岡田中尉(小樽) |
| 第十六小隊長 | 佐藤中尉(上川) | 第十六小隊長 | 佐藤中尉(上川) |
| 第十七中隊長 | 井上少尉(上川) | 第十七中隊長 | 井上少尉(上川) |
| 第十七小隊長 | 中田曹長(上川) | 第十七小隊長 | 中田曹長(上川) |
| 第十八中隊長 | 木村伍長(宗谷) | 第十八中隊長 | 木村伍長(宗谷) |
| 第十八小隊長 | 上野中尉(網走) | 第十八小隊長 | 上野中尉(網走) |
| 第十九中隊長 | 石井准尉(札幌) | 第十九中隊長 | 石井准尉(札幌) |
| 第十九小隊長 | 松田伍長(日高) | 第十九小隊長 | 松田伍長(日高) |
| 第二十中隊長 | 伊藤軍曹(網走) | 第二十中隊長 | 伊藤軍曹(網走) |
| 第二十小隊長 | 金子少佐(石狩) | 第二十小隊長 | 金子少佐(石狩) |
| 第二十一中隊長 | 渡邊中尉(旭川) | 第二十一中隊長 | 渡邊中尉(旭川) |
| 第二十一小隊長 | 三浦中尉(函館) | 第二十一小隊長 | 三浦中尉(函館) |
| 第二十二中隊長 | 山根伍長(帶廣) | 第二十二中隊長 | 山根伍長(帶廣) |
| 第二十二小隊長 | 西川少尉(十勝) | 第二十二小隊長 | 西川少尉(十勝) |
| 第二十三中隊長 | 遠藤少尉(十勝) | 第二十三中隊長 | 遠藤少尉(十勝) |
| 第二十三小隊長 | 内村中尉(渡島) | 第二十三小隊長 | 内村中尉(渡島) |
| 第二十四中隊長 | 佐藤上等兵(根室) | 第二十四中隊長 | 佐藤上等兵(根室) |
| 第二十四小隊長 | 竹川少尉(十勝) | 第二十四小隊長 | 竹川少尉(十勝) |
| 第二十五中隊長 | 吉田少尉(釧路) | 第二十五中隊長 | 吉田少尉(釧路) |
| 第二十五小隊長 | 武藤中尉(網走) | 第二十五小隊長 | 武藤中尉(網走) |

(女子) 中隊長

網走實科高女教諭	秋元ツナ
小隊長 三笠山村幾春別	
女子青年學校教諭	北川捨留
△集團旗、各大隊旗の旗手	
豊平石山青校	
北海道旗	川越 光雄
江別町八幡青校	
集團旗	池田 利人
石狩樽川青校	
第一大隊旗	鶴本 静雄
尾札部若柳校	
第二大隊旗	浅井 英司
豊浦美和青校	
第三大隊旗	大槻 亨
東旭川中央青校	
第四大隊旗	榑崎 勝俊
芽室明正農業青校	
第五大隊旗	吉川 貞二
△地方別青年學校代表生徒數	
石狩 男子 女子 計	九六 九六 一九二
渡島 九三 九三 一八六	
檜山 五五 五五 一一〇	
後志 一〇七 一〇七 二一四	
空知 一九二 一九二 三八四	
上川 一五五 一五五 三一〇	
留萌 一〇三 一〇三 二〇六	

宗谷	一八〇	二二	一八二
網走	一八〇	二二	一八二
膽振	九七	二二	一一九
日高	五九	二二	八一
十勝	一八六	三三	二一九
釧路國	一六六	三三	一九九
根室	八三	三三	一一六
札幌市	三三	二二	五五
函館市	三三	二二	五五
小樽市	三三	二二	五五
旭川市	二二	一四	三六
室蘭市	九二	一一	一〇三
釧路市	六九	一一	八〇
帯廣市	一六	一一	二七
合計	一、六四四	四五	一、七一九

青年國民登録實施

一、要申告者の範圍

青年國民登録に於て申告すべき者は毎年九月末日に於て滿十六年以上徵兵適齡に達せざる男子であるが次の者は除外せられる。

イ 従來の國民登録をすべき者

ロ 徵兵猶豫を受くる學校。(主として中等程度以上の學校)に在學中の者

二、申告の時期及申告機關

要申告者は豫め配付せられる一航國民職業能力申告票により毎年九月末日現在を以て十月十日迄に居住地の市町村長を經由して其の管轄職業紹介所長に申告しなければならぬ。茲に言ふ居住地とは平常居住する場所を指すのであるから旅行中の者や一時的な出稼者で仕事を終了すれば郷里に歸る者は郷里の市町村長を經由して申告することになるのである。この場合郷里の世帯主が便宜本人に代つて申告することは差支ない。

共、其の組織的な活動を一層推進する爲、左記の如く青少年組織方針を確立し、既存各團體と緊密なる連絡協調の上、その一元的統制に向つて邁進することになつた。

一、青少年組織は國民組織の獨自なる一翼として一元的に之を統合する目標の下に其の屬する地域、職域の如何を問はず、一元的指導系統に整備し行かんとす

二、青少年の年齢段階と其組織は廿歳以下を青年期廿一歳以上廿五歳迄を青年中期廿六歳以上廿五歳前後迄を青年後期とす、初期は専ら國防訓練組織とするも、中期は訓練と國策推進とを並進する如き組織とす、後期は専ら國策遂行の政治的組織とす

三、既存青少年組織の統合強化は最も實質的ならしむるを要す、之がため

イ 各種青年團體、學校報告團體等の指揮系統中に逐次推進員を獲得、鍊成、配置し

青少年組織方針

現下の我國内外の緊迫した情勢に對處して、眞に國家の要請に應じ、國家の急に馳せ參ずるためには、過去の青年であつてはならぬ、一切の舊殻を脱し、確乎不拔の自覺と信念の下に組織的に計畫的に一體となつて立たねば絶対に刻下の重責は果し得ない。

そこで北海道廳では、青年の昭和維新達成への奮起を促すと

以て學生と一般青年との有機的連絡提携を計ると共に職域内に於ける青少年に對しては、其の中の指導分子を推進員として獲得、之を中心として職域に於ける一元的青少年組織を確立し行く行く「一」及次項「四」に掲げたる如き青年組織を軸とする國民青年組織の誕生が必至となる如く指導して工作す

四 青少年の指導は青年たるを原則とす

即ち國民運動の一翼としての青年運動及び組織の指導力は深く青年運動の中より盛り上げるものたるを要す、但し青年の指導者は青年なりと言ふも必ずしも年齢に限定せらるるものに非ず

入團日を設定

昭和十六年度より天長節を卜し青少年團入團日と爲し、全國一齊に之を舉行し、愈皇國青少年團員たるの自覺を昂揚せしめ入團式をして最も意義あらしむ

ることになつた。尙、式は概ね左記に依つて施行する。

一 式次第(基準)

一 同 整 列

二 敬 禮

三 開 式 の 辭

四 團 旗 の 入 場

五 宮 城 遙 拜

六 默 禱

(靖國の英靈に對し奉り感謝)

七 君 代 齊 唱

八 勅 語 奉 讀

九 勅 語 奉 讀

十 青少年學生に賜はりたる勅語奉讀

十一 令 旨 奉 讀

十二 新入團員氏名報告

十三 團 長 訓 示

十四 新入團員宣誓

十五 來賓代表祝辭

十六 父兄代表挨拶

十七 團 歌 合 唱

十八 團 旗 退 場

十九 聖 壽 萬 歲 奉 唱

二十 閉 式 の 辭

二十一 敬 禮

二十二 退 散

二十三 實施上の注意

團長訓示の要點——新青少年團の本質を最も平易に親み深く述べ共勵切實に以て負荷の重任を完ふすべきことを強調訓示すること

場所——入團式の場所は青少年團の本質に鑑み成るべく氏神を運び已むを得ざる場合は適當なる場所(青年學校國民學校、公會堂)等に於て舉行すること

ハ 其他

一 式は嚴肅簡潔を旨とし短時間に之を終了せしむるよう留意すること

二 當日は父兄は勿論關係各方面に案内すること

三 當日は青少年團員に儀式執行の爲の各係を分擔せしめ團員の自發的協力を依り施行すること

青少年團振興運動

趣旨 青少年團入團式全國一齊舉行と相關聯し全團員に對し鞏固なる團員意識を體得せしむると共に廣く國民各層に對し青少年團運動に關する理解を深からしめ以て青少年

團振興を期す

二 名稱 青少年團振興運動

三 期間 自昭和十六年四月二十九日至同五月一日 三日間

イ 四月二十九日天長節

ロ 四月三十日

一 青少年團振興協議會の開催

各市町村青少年團に於て宗教團體、教育團體、社會團體、職能團體等の有力者及青少年團に關し特に深き理解を有する者に出席を乞ひ青少年團振興特に未加入團員の入團勸奨に關し協力方を協議す

二 青少年常會の一齊開催

土地の狀況に應じ單位團分團又は班毎に集合して實施す

ハ 五月一日興亞奉公日

「曉天動員」の實施 努めて全團員を動員し早朝神社參拜出征將兵武運長久祈願、閱團分列等興亞奉公日に相應しき行事を實施したる後神社(特に護國神社、氏神)の境内、

陸海軍墓地、陣歿者墓地、郷土の忠臣、孝子、先覺者、青少年團功勞者墳墓の清掃、其の町村内各所の道路清掃、落書の抹消（少年團）等集團作業を實施

勤勞總動員指定團

指定團設置の主旨

各支廳管内及各市に數團の町村青少年團（市は單位團）を選定して概ね二箇年間之を指定團となし之に對し青年勤勞總動員運動徹底實施に關する特別なる指導を加へて其の實績を擧げしめ青年をして本運動の實踐を通じて協心戮力切磋琢磨、不拔の國民的性格の鍊成に資せしむると共に時局下食糧飼料の増産、貯蓄勵行の要請に應へしめ以て一般青年團の指標たらしめんとす

指導の方法

指定町村青少年團（市單位團）に對しては指導費を交付し（市單位團に對しては市青少年團に交付するものとす）道廳、支廳、關係市町村、市青少年團當該町村青少年團共催

を以て左記に依り青年勤勞總動員運動徹底實施に關する研究協議鍊成會を開催し道廳、支廳（市）より講師、指導員等を派遣して幹部青年の鍊成に膺らしむると共に機會ある毎に視察指導、座談會其の他等に依り之に特別なる指導を加へ以て全面的に成績の向上を図るものとす

Table with columns for district names (e.g., 石狩, 空知, 上川, 後志, 檜山, 渡島, 膽振, 日高, 十勝, 釧路) and rows for male and female youth counts. Includes a total row at the bottom.

Table with columns for city names (e.g., 札幌, 函館, 小樽, 旭川, 釧路, 室蘭, 帯広) and rows for male and female youth counts. Includes a total row at the bottom.

勤勞總動員運動 昭和十六年は勞力不足の爲、道内各地に相當の不作付地を生じ、食糧増産確保の叫ばれる今日甚だ遺憾とあつて、男女青年團をして豫て展開中の標記運動の内容として荒廢せんとする土地の活用挺身せしむべく、概

ね單位團を單位として左記責任面積以上の不作付地に對し共同耕作を以て適當なる食糧飼料等の作物を栽培せしめることにした。尙責任面積以上を耕作し其の成績優秀なる單位團に對しては道廳より獎勵金を交付し、之が選彰を爲すことになつた。

青年研究發表要綱

從來 聖旨奉體記念事業青年運動の施設として、毎年一回「青年一人一研究發表大會」を開催して來たが、昭和十六年に於ては時局に鑑み、青年勤勞總動員運動の強化徹底に資する爲右大會名を青年勤勞總動員研究發表大會に改め、左の要項に依り實施した。

△主旨 今や我國は新體制下に舉國一體世界新秩序建設の指導として東亞共榮圈の確保貫徹を期し政治、經濟、教育、文化等凡ゆる部面に互りて所謂昭和維新を劃すべき國民的訓練の秋なり而して時局下特に生産部門の強化擴充、百二十億貯蓄遂行等

究科を含む

査閲委員

一 市教育課長及市視學、市社會教育係主任並に當該青年學校長を以て査閲委員に充て査閲の實施採點其の他の事務を分掌
二 市に在りては教育課長又は視學、町村に在りては支廳長の指定せる學校長各一名を以て夫々主査委員となし其の市町村に於ける査閲委員の事務を統合せす
三 町村主査委員に於て査閲實施上特に重要なりと認めたる事項は豫め設置者と協議す

査閲科目

一 修身及公民科 二 問
二 普通學科 三 問
三 職業科 五 問
青年學校綜合視察 昭和十六年度青年學校綜合視察は七月から翌年二月まで、次の四指導區に分けて行ふ。
△第一指導區（渡島）吉岡、木古内、七重、尻白、尾白内、（檜山）俄虫、雲石、今金（後

は喫緊の要務にして國民實踐の推進力たる青年の之が科學的研究、獻身的敢爲に俟つところ彌々緊切なるものあり輒ち本道青年勤勞總動員運動の眞諦も亦實に此に在り茲に本大會を開催して斯道の振起徹底を圖り本道二十萬男女青年をして愈後後奉公職能報國に挺身せしめ以て負荷の大任に對へ大政翼賛の實を擧げしむ

生産方面

一 農村 青年畑（田）及一般農業經營、自給肥料の増産軍需作物の増産等
2 漁村 漁礁の築設、投石磯掃除、漁具修繕、養殖勞力自給、製造加工、海田經營等
3 都市 職場、職能上に於ける各種事項
二 副業方面

閑地利用、荒廢地復舊等に依る生産の擴充、果樹、蔬菜、園藝、養豚、養鶏、養兔、養鯉、養蠶工、竹細工、木工玩具、手藝品其の他
三 其の他 物産節約、利用更生、生活の刷新、其他産業上若は文化的方面に於て廣く國利公益を増進せしむる事項
（備考）團體の共同研究に成るものを認め亡表者をして發表せしむるものとす

青年研究發表大會 昭和十六年三月二十四日、二十五日兩日間、札幌市時計臺に於て青年勤勞總動員研究發表大會を開催左記の十名入賞した。
▽土に強く生きて
江別町 山田 貞
▽女子國民服制定に對する一考察 留壽都村 伊藤シゲ子
▽粗穀灰利用に依る胡瓜栽培の實驗 深川町 坂本 昌子
▽春小麥農林三號增收研究の足跡

斜里町 大西 時雄
▽愛國畑に就いて 大正村 小森 裕
▽農業生活五箇年の成果 清水町 高橋 照一
▽水稻の増收に就いて 豐平町 桑島 猛
▽漁村振興に對する私見 乙部村 中川 藤七
△時局下に於ける合理的肥料の施用法に就いて 妹背牛村 久保 賢
△我等の勤勞總動員 由仁村 道中 正由
青年學校學科査閲 目的 青年學校生徒の學力情況を檢し之が教育の振興に資す
日時 昭和十六年一月十一日（土）午後一時
場所 公私立各青年學校
受閱者 公私立青年學校男子生徒を左の程度に區分して之を行ふ
一 普通科
二 本科 第一、二學年
三 本科 第三、四學年
四 本科 第五學年以上（研

志) 俱知安、澤町、樽岸、岩内(函館市) 東川(小樽市) 花園

△第二指導區 (膽振) 虻田、伊達、室蘭、白老、鶴川(日高) 門別、高静、浦河(石狩) 東部新篠津第一、厚田、上手稻(空知) 長沼中央、市來知、北辰、鶴沼、幌加内(札幌) 北九條(室蘭) 北辰

△第三指導區 (上川) 下川、和寒、神居、當麻、富良野(宗谷) 聲問、淺茅、禮文(留萌) 留萌、苦前、遠別、幌延 △第四指導區 (網走) 津別、留邊蘂、興部、上清滑(釧路國) 標茶、昆布森、白糠、足寄、螺灣(根室) 恩根内、羅臼、古釜布、花咲(帶廣市) 帶廣(釧路市) 城山(十勝) 音更清水、大樹、勇足

青年學校の就學率 本道の青年學校就學率平均は就學該當者に對し八七%で、これを地帯別に見ると、農村は九一%漁村は八九%半農半漁村は九五%都市及び小市街地七六・五%

青年學徒振興十訓

となつてゐる。 曩に青少年學徒に賜りたる勅語を奉戴、一層國防能力の飛躍的振興をはかるため、旭川團團司令部に於て左の如く振興十訓を制定した。 一 軍事的基礎訓練の徹底 從來の觀念を一掃して教練の目的に對する舊思想を改め、軍事教育に徹底すると共に、典範令の要點を把握して、一層重點教育を實施させ、中等學校低學年には基礎教育を重視し、其高學年には基礎教練の完成を計り、又高等專門學校大學等には中等學校時代の能力を益々擴充する。 二 至誠盡忠の精神培養 訓練の根本を至誠盡忠の精神培養におき、各個並部隊訓練による各自の責務、命令、服従關係の實踐體得を強調して、苟くも口頭又は机上のものとする事なく、益々皇國臣民の傳統的美風の發揚をさせる。 三 心身一體の實踐鍛鍊實施を嚴正にし、反覆訓練を行ふこと

青年常會指導講習

とは心身陶冶の要道であるものに鑑みて、淺薄皮相の教育に陥る事なく、重厚以て内容を充實して形而上下一體の訓練を行ひ、又克く知行合一を旨として目的の達成を圖る。 四 非常時局認識の徹底、外に對しては、東亞新秩序の建設及大東亞共榮圈の確立、支那蔣政權と援蔣諸國並ソ聯の動向と三國同盟をめぐる對外關係を主とし、内に對しては堅忍持久時艱を突破して聖業完遂に邁進し、學徒をしてその職分奉公に徹底させる。 五 思想戰準備指導、長期總力戰下國民精神弛緩の空隙に乘じ、破壊的思想の潛行運動、其跡を絶たぬのみか、學生層の犯率全國的に極めて多數を占めてゐるの現状に鑑み、之の拔本塞源的絶滅と、薰化指導につとめて思想戰に對應する。 六 學徒體位向上、學校に於ける各種體力的訓練を普遍的に實施し、又國防競技、手榴彈投擲等を加へて體力の向上と

戰場運動との連繫を計り、或は體練的事項に教練的指導を加味する等により、益々體位向上をはかる。 七 滑空訓練 航空觀念涵養の必要性は、今次事變、並歐洲戰場に於て實證されてゐるに鑑み、學校に於ける現在の觀念を更に向上し、管内各學校普遍的に高學年適性者に滑空機を中心とする訓練を獎勵し實現させる。 八 教練資材の整備擴充 教練目的の改正により教練は必修正課となつたので、一學年充當主義を理想とし速かに資材の整備具現を期し又現存資材の手入保存については精神教育と相俟つて、尊重愛護の念を倍進する。 九 スキーの鍊成 管内特異の狀況に鑑み、冬期間に在りてはスキーを利用する教練の鍊成を期す。 十 查閱課目の追加 概ね昭和十五年度の要領の外昭和十六年度よりは更に所有校に對して滑空機利用法の查閱を追加する方

針である。

女性總動員て羊毛資源愛護運動實施

△趣旨 女子青年團員に對し時局の認識を深めしめ資源愛護の趣旨徹底を圖ると共に動員訓練を實施し毛織屑の蒐集を行ひ銃後報國の赤誠を顯現せしむるものとす △主催 北海道青少年團、關係支廳市青少年團、關係町村青少年團 △蒐集物 一 毛糸製品(例) 都腰卷、ジヤケツ、セーター、手袋、子供毛糸帽子、毛糸肩掛、腹巻其の他毛糸製品等 二 メリンス屑(例) 著物、下著、帶、肌著、風呂敷、前掛、メリンス袴、腰卷等 三 セル、サージ類(例) 女學生古服地、セル著物、袴等 △實施區域及時期 第一回 自昭和十六年六月二十六日—至七月二十日 市 函館、室蘭、帶廣、釧

支廳

渡島、檜山、膽振、日高、十勝、釧路國 (右以外の支廳市にありては愛國婦人會道支部に於て實施)

第二回 第一回に實施せざる支廳管内及び市に對しては愛國婦人會道支部に於て實施後、年内適當の時期に於て實施

實施方法

一 講演並に協議會開催 實施區域内の七八箇所に於て講演並に協議會を開催す 二 蒐集方法 講演並に協議會終了後關係市町村青少年團單位に團員を總動員し三名乃至五名を一組として其の區域内の各戸を訪問の上本趣旨を説明し強制に涉らざる様賛意を求め努めて羊毛製品屑物の寄附を受く尙豫め新聞紙等に於て袋を作製しおき各戸に配布し其の中に成るべく多く毛屑を蒐集す

三 蒐集期間

講演並に協議會の翌日より八日目に迄に蒐集を完了す

四 送致

一 蒐集したる物は單位女子青年團に於て取纏め袋の儘(紙袋以外の風袋は必ず之を取除き)計量して集荷場に送付す 二 送致場所は講演並に協議會を開催せる會場(集荷場)とす 三 送致日の蒐集完了の翌日とす 四 送致日 一 主催並に後援者 大日本海青少年團、北海道廳、北海道青少年團、北海道海洋青少年團(後援)札幌地方海軍人事部 二 期日及會場 自八月五日至同十一日(七日間) 三 室蘭市において(昭和十六年) 實修員(受講者)資格及人員 將來海洋青少年團、青少年團指導員たるべき者にして海軍短期現役出身の指導並に若干海上知識を有する者及在郷海軍關係者等にして市

町村長若は學校長の推薦したる者約五〇名

青年常會指導講習

一 趣旨 皇國青年の鍊成を目的とする青年常會の開催に際し文書教育の普及徹底を期し市町村青少年團指導者の指導力を一層充實強化せしむるを目的とす 二 主催 大日本青少年團 北海道青少年團 三 開催期日並に會場地(昭和十六年) 會場名 期日 旭川 八月七日、八日 帯廣 同十一日、十二日 札幌 同十四日、十五日 八雲 同十七日、十八日 四 受講者資格 市町村青少年團並に單位團の役職員(成るべく青年學校專任教員)とし受講後、部内の單位團青年常會を指導するに足る指導力ある者にして市町村青少年團長より推薦せられたる者

湯の川



薬

悪質痔疾に

特殊な皇漢薬を利用し、風土病的痔疾もたやすく治療救出せり、と云ふ歴史を傳へらるる貴重な薬劑に近代化學を應用し痔疾の専門薬として完成した湯の川薬は薬效顯著にして極めて短時間に痔痛を除去腐蝕部分の治療し新陳代謝を旺盛にす。永年痔疾に苦しむ患者で、一度湯の川薬の使用効果に依り喜びに満ちてゐるを見る。痔疾は人生最大の不幸である。この憂鬱なる痔疾を速かに一掃せられよ。一回二回の試用にもメキメキと効果あり。断然！痔疾を一掃せよ！

薬効

座薬 膏薬 内服薬
薬五〇銭 壹圓
價二圓、五圓

異人膏



藥粧二重の作用 本邦唯一のタイミン製劑

卓たれ優に病膚皮の等物出吹・どけや・傷リキ果効ンモルホへ與を養榮に膚皮。藥療治るあ効(り有に店藥名有國全) 藥庭家粧美るす揮發を
錢〇五・錢〇三・錢〇二 價定

丸越藥品株式會社

番〇八〇四館函替振 川の湯市館函

政治

第四十回道會

第四十回道會は昭和十五年十一月十四日開會、宮城を遙拜し、戦歿將兵の英靈、出征將兵に對する感謝黙禱後、皇軍將兵に對する感謝決議文發送の議出で、戸塚道廳長官の豫算説明あり、枝幸村大火に際し御内帑金御下賜に對する御禮執奏並に言上を乞ふことに決し、十五日、十六日は休會、十七日から大體質問に入り二十一日まで續行、此間、皇軍將兵の勞苦を感謝し道會の決議を以て傷病兵の慰問を行ふこと(五班三十四名)並に拓殖費豫算獲得運動のため委員(議長、議員會長外議員六名)を上京せしむることになり、二十二日から二十四日まで休會、二十五日から款項質問に入り(二十八日、二十九日休會)三十日で打切り(款項質問一部省

政治

略)十二月一日は休會として二日から委員會に入つた。

豫算委員(三十五名)

委員長 菊地三之助

委員長 堺 太一

代決委員(七名)

委員長 香川 兼吉

建議案委員(九名)

委員長 松本 隆

委員會は十二日で終り、翌十三日本會議を開き、結局、左記希望條件を附して原案(昭和十六年度地方費豫算の内容は財政欄参照のこと)可決確定、第四十回道會はこゝに終了した。

一 昭和十六年度歳入豫算に付ては現下經濟界の情勢より豫期の成績を擧ぐることに重大なる關心を有するを以て道廳當局は豫算實行に當りこれに善處せられんことを望む

一 拓殖費より地方費豫算に移管せられたるもの内これが實施に當り尙研究考慮を要すべきものあり當局は昭和十六年度の實績に鑑みこれを更

改せんことを望む

一 農漁山村に於ける生産力の擴充は現下の時局に鑑み最も重要な事とす、依て必要なる資材の確保勞働力の調整及びこれに關聯する各般の施設を積極化し些の遺憾なきを期せられんことを望む

一 道民食糧の確保を期するは現下喫緊のことなりとす當局は急速これが實現に最善の方途を講ずると共に代用食糧として農村に保有せしめたる雜穀澱粉等に對しては速に適當の措置を講じ農民の損失を補償し以て食糧對策の完璧を期せんことを望む

一 中小商工業者の轉業對策を確立しその指導力を強化して以て産業再編成の前進を促し生々發展の氣魄を高揚する上に遺憾なきを期せられんことを望む

一 昭和十六年度に新設又は移管せらるべき中等學校は本道の文化普及並に生産力擴充の見地より適切な措置なりと雖も又既設中等學校の改築は

急務に屬す當局は次年度に於てその成案を提出せられんことを望む

一 特別會計の經理運用に付整理更新すべきもの鮮なしとせず速にこれが整理改善の方途を樹立せられんことを望む。

豫算説明要旨

昭和十五年通常道會に於ける戸塚北海道廳長官の豫算説明要旨を左に掲ぐ。

畏くも 天皇后兩陛下に於かせられましては、昭和十五年五月枝幸村に於ける火災の被害甚大なる趣聞召され痛く御軫念遊ばされ御救恤の思召を以て多額の御内帑金を御下賜あらせられましたことは天恩優渥に恐懼感激の至りに堪へない次第であります。仍て私は直に電報を以て宮内大臣、皇后宮大夫に御禮の執奏又は言上方を依頼致しますと同時に罹災民に對しては天恩の洪大無邊なるに感佩し自奮自勵速に災害復舊の事に努め

以て皇恩の萬一に對へ奉らんことを希望致しました。此の點先以て茲に御報告申上げる次第であります。

に堪へざる所でありませぬ。我々國民は聖旨を奉戴し十分の覺悟と用意を整へ如何なる試練にも堪へ以て不動の國是の貫徹に邁往せなければならぬと存じます。

本道は明治二年北方の資源開發と共に北門の鎖鑰を嚴に樹立し以て皇威更張の基と爲すべき優渥なる聖詔を奉拜してより歳を閱すること正に七十餘年でありまして、此間歴代の政府並に道民の携まざる不斷の努力に據り今や總人口三百二十餘萬人を抱擁し、農耕地は九十八萬町歩に及び海陸生産總額十一億圓を超え、内外の貿易總額十二億圓に達するに至つたのであります。

に教育及文化の進展に在りませぬ。今や國を擧げて生産力擴充に邁進すべき秋に當りまして我國北方の寶庫たるの本道を現狀の儘推移せしむることは國家の爲眞に一大損失と謂はなければならませぬ。仍て現下の情勢に鑑み本道將來の發展を策するが爲其の規模に於て將又其の構想に於て本道の豊富なる各種資源を對象としたる綜合計畫を速に樹立して之が實施を圖り、以て本道の飛躍的發展と國力の充實とを期するの緊要なるを痛感するものであります。

時局適應重點方針

茲に本會に提案致しました昭和十六年度北海道地方費豫算案に就て其の概要を説明致したいと存じます。

併しながら今尙廣大なる未墾地を存有するのみならず豊富なる各種礦物資源の利用及重要河川に於ける流水の利用並に世界三大漁場の一たる海田に於ける豊饒なる水産資源の開拓は共に其の一部に過ぎないのであります。

明年度地方費豫算の編成に當りましては以上申述べました意圖を銳意具現せしむべく努力し其の重點を生産力の擴充、銃後對策、教育施設の充實、並に治安維持の確保に置き、以て時局に適應せしむるの方針を採つたのであります。

編成致しました昭和十六年度地方費豫算額は三千三百五萬千六百八十一圓であります。之を前年度當初豫算に比しますれば千六百二十七萬千九百八十一圓の増額となるのであります。

今歳出豫算中増額又は減額致しました費額を大別して申述べますと
増額と減額と内容
第一 法令の規定又は既定計畫に基く費額
第一 法令の規定又は既定計畫に基く費額
第二 新規計畫に屬する費額
第三 其の他の増額

- 一 母子保護費補助 一五、七六三
二 傷痍軍人職業再教育費 一六、八六五
三 農林業用資材統制施設費 三、七六一
四 米穀増産獎勵費 五、八七六
五 自給肥料改良増産獎勵費 二四、〇三三
六 肥料配給統制施設費 八、一二七
七 米穀配給統制施設費 一六、四三〇
八 薄荷試驗費 六、四六四
九 馬事訓練指導充實費 一三、三八二
一〇 養鶏獎勵費 一三、七五〇
一一 牛蕃殖障害除去施設費 二七、一一〇
一二 中央商工相談所費 一五、四二六
一三 重要物資廢品回收獎勵費 五、四〇〇
一四 河川改修費 一〇〇、〇〇〇
一五 災害土木工事補助費 三九七、三三三

- 一六 米穀配給統制施設費 八、一二七
一七 肥料配給統制施設費 一六、四三〇
一八 薄荷試驗費 六、四六四
一九 馬事訓練指導充實費 一三、三八二
二〇 養鶏獎勵費 一三、七五〇
二一 牛蕃殖障害除去施設費 二七、一一〇
二二 中央商工相談所費 一五、四二六
二三 重要物資廢品回收獎勵費 五、四〇〇
二四 河川改修費 一〇〇、〇〇〇
二五 災害土木工事補助費 三九七、三三三
二六 警察恩給 三五、二七六
二七 經濟警察充實費 一八六、八〇八
二八 結核療養所設置費 一三四、〇〇〇
二九 管費 六九、六〇三
三〇 北空知並苦小牧中學校移管費 一、三二二、三二〇
三一 余市高等女學校移管費 一七、四八九
三二 瀧川、野付牛、網走中學校學級增加費 五、〇九一
三三 釧路、野付牛高等女學校學級增加費 四、五〇五
三四 思想指導費 一〇、〇〇〇
三五 農地調整施設費 四、八〇〇
三六 種牡牛飼養補助費 六〇、〇〇〇
三七 水産指導所費 五、一六八
三八 物資配給調整施設費 一七、七七一

- 一一 工作機械改修施設費 六四、〇九九
- 一二 種牝馬購入費 一五、〇〇〇
- 一三 母樹並に母樹林設置費 四、六二八
- 一四 經濟警察充實費 九、八七八
- 一五 勞政警察充實費 四、九三九
- 一六 防空通信設備費 一一三、六四二
- 一七 保健所設置費 三五、〇〇〇
- 一八 防空綠地事業費 三三九、〇〇〇
- 一九 拓殖費より移管したる經費 二、一六七、三九五

- 一一一、六四四 橋梁架換施設費 二七五、六七九
- 船入潤築費 二六九、三七〇
- 農事指導費 四二、〇〇七
- 害蟲驅除豫防費 一三、八五六
- 農業經營試驗費 二八、六五九
- 依頼分析費 一二、八〇八
- 農産加工獎勵費 一二、八五六
- 農事教育所費 六七、一五八
- 地帯農業調査費 一二、五〇〇
- 農會補助費 二〇三、一三七
- 農事實行組合補助 四、五〇〇
- 牧野獎勵費 一〇、〇四〇
- 養豚獎勵費 三八、五七七
- 畜肉増産施設費 八一、二三〇
- 北海道畜産組合聯合會補助 一三、一一三
- 漁場測量費 二八、七六八
- 水産増殖指導費 一〇、六三一
- 漁況通信費 七、五八九
- 養殖適地指導費 三、九二二
- 分析鑑定費 三、九八九
- 水産教習生養成費 一三、三一〇
- 噴霧器乾燥に依る製造指導費 二、九九三
- 輸出肝油改良指導費 二、九九三

- 水産會補助 八、〇〇〇
- 養殖補助 二四、〇〇〇
- 魚粉製造技術員補助 三、五六〇
- 鮭鱒人工孵化事業費 四九九、九一三
- 練人工孵化事業費 一二七、九一九
- 世話幹旋費 二一、〇五〇
- 防火線設置補助 五、六〇〇
- 耕地防風林設置補助 四九、三一〇
- 販賣幹旋費補助 一五、〇七七
- 木炭瓦斯發生機普及獎勵補助 九、七五〇
- 字界地番整理費 九、五一六
- 民有未墾地貸付金償還獎勵費 六、〇〇〇

- 四 青年學校教員養成所生徒學費補助 一一、八一四
- 社會教育指導費 一〇、二六〇
- 六 銃後後援費 一二、五〇〇
- 七 農業團體指導監督充實費 一〇、五四五
- 八 種畜場經營費 六七、四八六
- 九 種羊場經營費 五七、三五一
- 一〇 漁業補助費 二八、三六〇
- 一一 木炭瓦斯發生爐設置獎勵費 五、〇〇〇
- 一二 道路修繕費 八一、一八三
- 一三 橋梁修繕費 八〇、〇三三
- 一四 木炭増産獎勵費 四、五一〇
- 一五 保安林調査並に施設指導費 一四、〇八五
- 一六 警部補、巡查給 六五、三五七
- 一七 警察賄費 三九、四七七
- 一八 警部補、巡查非番過勤手当 一六、三三八

増額中主なる事業

是より更に増額中主なる事業の内容を説明したいと存じます。

第一は實業學校設置費であります。先きに申述べたる如く本道の農業資源開發の使命は愈重要性を加へ來り益農業人及林業人の輩出を必要とするに至つて居ります。本道の農業學校は僅に岩見澤、永山、十勝及美幌の四校に過ぎず、甚しく不足するのであります。生産力擴充上定に深憂に堪へない次第であります。

仍て明年度大野村、俱知安町及名寄町に農科、林科各一學級靜内町に農科二學級の農業學校を設置致し各學級生徒四十名を收容し以て指導階級の養成に努め生産力擴充上遺憾なきを期したいと存するのであります。本道に於ける工業學校は札幌函館、苫小牧、釧路及小樽の五校でありまして其の生徒收容力は入學志願の約三割であり又卒業者は需要數に對し四分の一に足らざるの狀態であります。

而して本道の開拓は次第に工業開發の時機に達したるに偶々事變に際會し一大躍進を遂げ、各種工業人の需要は頓に激増致しまして其の養成は刻下喫緊の要事であります。

仍て此の情勢に對應するが爲明年度新に美唄町に機械科、電氣科及探鑽科各一學級、旭川市に土木科、建築科及應用化學科各一學級の工業學校を設置致し各學級生徒四十名を收容し以下級技術者を養成し工業界の需要に應じ本道工業の振興を圖りたいと存するのであります。

次に本道に於ける水産學校は僅に小樽及函館の二校に過ぎない情態でありまして世界有数の漁場を有する本道漁業界の現狀に照し指導或は技術職員の養成極めて尠少なることは寔に遺憾に堪へない次第であります。仍て明年度新に厚岸町に漁撈科及製造科各一學級の水産學校を設置し生徒各四十名を收容することとし本道水産界の發展に資したいと存するのであります。が此等各種學校の設置に付きま

しては現下の情勢に鑑みまして極力資材の節約を圖るが爲能ふ限り既設建物を利用し眞に已むを得ざるもののみを建築し其の他の建築は之を適當の時期迄見合すことと致したのであります。而して之が設置費は昭和十六年度乃至昭和十八年度の三箇年繼續費とし地元より相當の寄附を受け不足額は之を起債に求むることとして關係議案と共に提案致した次第であります。

第二は北空知及苫小牧中學校並に余市高等女學校移管費であります。本道に於ける廳立中學校は十八、廳立高等女學校は二十一を算して居るのであります。が、輓近普通教育普及ノ趨勢に照し、本道の廣汎なる地域に鑑みますれば必ずしも之を以て足れりとするべきものではないと存するのであります。

北空知中學校は昭和十三年四月、苫小牧中學校は昭和十二年四月、余市高等女學校は大正十二年四月又は町村組合經營を以て設立せられ地方文化の向上に

寄與しつつあるのであります。が廳立學校分布の現狀に照し之が施設の内容に鑑み之を廳立に移管するを適當と認め茲に之を提案致した次第であります。

第三は思想指導費であります。政府は曩に地方思想問題研究會を改組致しまして道府縣に思想對策研究會の設置を命じ國民中堅層を積極的に指導せしむることとなり本道に於ても此の趣旨を體し之が指導に十全の努力を拂ひつつあるのであります。が爲主として小學校教員を指導者として養成し之を中心として國民精神の啓發指導に遺憾なきを期することと致した次第であります。

第四は農地調整施設費であります。本道の農地狀況を見ますに今尙多數の大土地所有者存在する狀況でありまして斯の如きは直接間接に生産力の擴充、土地經濟の發展を阻害するの結果を招來致しますので之を打開し農

地を擴充せんとする次第であります。

第五は種牡牛飼養補助費であります。

種牡牛は畜牛改良増殖の基本であります。

第六は水産指導所費であります。

第七は工作機械改修施設費であります。

本道機械工業は設備並に工作機械類比較的幼稚にして且つ既設機械の多くは永年の使用に依り磨耗損傷し精度、能力低劣であります。

第八は經濟警察充實費であります。

事變勃發以來時局の推移に伴ひまして經濟統制は益擴大強化せられますので道廳に於ては政府の施策に即應して經濟警察の充實を圖り曩に參事會の協

賛を得て警部補二十名、巡查百五十名を増員致しまして經濟統制諸法令に違反し國策を紊るが如き反國家的行爲に對しては斷乎たる取締を加ふると共に法令の趣旨徹底、監視、警告等防犯的措置をも講じ來つたのであります。

第九は保險所設置費であります。

曩に旭川、小樽、帶廣及室蘭市に保健所を設置致しまして各種の社會福祉機關、醫療救護機關と協同致し以て保健指導を行ひつつあるのであります。

第十は防空綠地事業費であります。

見地より綠地設置を唱導せらるるに至つたのであります。

第十一は種牡牛飼養補助費であります。

第十二は衆議院議員總選舉費であります。

第十三は綜合計畫調査費であります。

もの之を拓殖費に、地方的經費は之を地方費に計上し來つたのであります。

拓殖費より移管せる事業は多く從來の方針を踏襲致しまして移管と共に其の態様等に變改を加へないのであります。

先づ鮭鱒人工孵化事業費に付説明致します。

本道重要漁業の一たる鮭鱒漁業の資源維持増殖に關しては古くより官營、民營の孵化事業を實施し來つたのであります。

近年沿岸漁業衰退の結果沖合漁業に進出するもの増加し爲に發動機船急増の傾向にあるのであります。

第十六は衆議院議員總選舉費であります。

第十七は衆議院議員總選舉費であります。

第十八は衆議院議員總選舉費であります。

認め茲に之を計上致したのであります。

第十九は市町村立小學校教員費であります。

第二十は市町村立小學校教員費であります。

第二十一は市町村立小學校教員費であります。

を促し他面生産の増加に努むる
と共に其の配給統制を行つて之
が消費を規正し來つたのであり
ます。其事變の進展と米穀事情に
鑑み益之を強化するの必要を認
め専任職員を増員し以て所期の
目的達成に努力することと致し
た次第であります。

第十六は自給肥改良増産奨
励費であります。

畑作農業經營の確立振興上綠
肥作物の栽培利用の有効なるは
言を俟たないのであります。
道廳は綠肥作物栽培に付て昭
和七年度以降専ら赤クロバ、
コンモンベツチの栽培を奨励致
して居たのであります。此等
綠肥作物は本道に分布せる廣汎
なる特殊土壤地即ち酸性土、火
山灰土、泥炭地に於ては生育良
好ならざるものあるを以て此等
特殊土壤地に對しては生育旺盛
なる黃花ルーピンを栽培せしむ
ることとし昭和十三年度より農
事試験場に於て根瘤菌を培養致
しまして各市町村に於て經營す
る採種圃に交付し以て本綠肥作
物の普及増殖に努め來つたので

ありますが、十六年度も之を繼
續施行することと致したのであ
ります。尙右施設と相俟て施肥
基準基本的調査並に堆厩肥の生
産利用を奨励し以て自給肥料の
増産及施肥法の改善を促し農業
生産物の増收を圖りたいと存ず
るのであります。

第十七は中等學校武道教員給
及師範學校、女子師範學校並に
高等女學校教員平均給引上であ
ります。

本道中等學校に於ける武道教
員給は一般教員給に比し極めて
低額なるが爲優秀なる人材を誘
致採用すること困難であります
が故に已むを得ず囑託教師をし
て之に當らしめつつあるの實情
であります。斯の如きは武道訓
育を重要視せらるる現下の情勢
に鑑み遺憾に堪へない所であり
ます。仍て之を一般教員給と同
額に引上げ以て武道訓育の振興
を圖ることと致したのでありま
す。

するが爲退職するもの比年増加
の趨勢を示すのみならず應召者
亦多數を出す等の爲教員数は著
しく減少し而も斯る傾向は今後
益々増大する情勢にあるので
ありまして、之が補充策は當局
の苦慮する所であります。仍て
現任教員をして安んじて其の職
に留まらしむるのみならず進ん
で府縣より優秀なる教員を招致
し以て本道教育の振興を圖り北
方文化の建設に邁進するの必要
を痛感致しまして茲に全國平均
に達せざる師範、女子師範及高
等女學校教員平均給を全國平均
迄引上げることと致した次第で
あります。

第十八は小學校教員加俸補充
金であります。

本道現下に於ける小學校教育
の實情を觀まするに學級数の増
加は拓殖の進展に伴ひまして比
年増加の趨勢を示し今や其の數
三百餘に及ぶに反し教員數は時
局の影響に因る轉退職者及應召
者等多數を出せるが爲著しく減
少し而も斯る傾向は今後益々繼
續増大する情勢にあるのでありま

して之が應急的措置としては昭
和十四年度以來臨時准教員の養
成を圖ると共に代用教員の採用
に依り鋭意教員の補充に努めつ
つあるのであります。時局下
重要な國民教育を擔當せる小
學教員をして安んじて其の職に
留まらしむるの必要を痛感し制
規の年限を超過せるものには能
ふ限り年功加俸を給すると共に
僻障地に勤務せるもの等には特
別加俸を増額給與し以て小學校
教員の優遇を圖ることと致した
次第であります。

第十九は銃後後援費でありま
す。

軍事行動と表裏一體を成しま
す銃後の後援を一層強化徹底致
しまして出征將兵をして毫も後
顧の憂なからしむることは銃後
國民の國家に對する崇高なる責
務なりと信ずるのであります。
是を以ちまして當局は事變勃
發以來關係諸團體と相協調致し
まして其の萬全を期しつつある
のであります。既に既定豫算を以て
しては所期の目的を達し難きも
のがありますので茲に之を増額

し銃後後援事業の強化を圖りた
いと存するのであります。

第二十は警部補、巡查平均給
引上であります。

戦時體制下に於ける警察行政
の對策は平時と其の趣を異にし
其の内容複雑多岐を加へ且つ其
の量亦激増の情態にあるのであ
ります。隨て當局は事變勃發以
來特に事務の簡易化、合理化を
圖り或は精神力の高揚に努むる
等形式的警察力の不足を補ふべ
く凡ゆる努力を拂ひ以て銃後の
治安を維持致して居るのであり
まして、警察官の勞苦は實に大
なるものがあるのであります。
然るに最近に於ける物價の昂騰
は下級警察官の生活に脅威を與
へ延いては治安維持上憂慮に堪
へない所があります。仍て此等
下級警察官の生活を多少なりと
も緩和すべく月二圓の平均給引
上を行ひ以て現任者を處遇する
と共に將來の要員充實を圖りた
いと存するのであります。

減額した主要事項

次に減額致しますものは
第一 法令の規定又は既定計

畫に基く減額は

- 一 地方税徴収交付金 三三、〇二八
- 二 道會議員總選舉費 七八、三四六
- 三 地方債償還費 三三七、〇二一
- 四 特別會計戻入金 二九四、七一〇
- 五 女子師範學校校舍建築及設備費 六五、〇〇〇
- 六 美幌農林學校繼續費 六五、一五〇
- 七 釧路、小樽工業學校繼續費 二〇一、五七〇
- 八 青年學校教員養成所擴充繼續費 七四、七〇〇
- 九 職業紹介所費負擔金 六五、一二九
- 一〇 防空通信設備費 一二五、二二〇

等が其の主要なるものでありま
す。
第二 整理節約を行ひました
費額は
一 臨時中等教員養成費 七、九〇〇
二 練漁業振興助成費

二一、一〇〇
三 水産製造補助費 一六、〇五〇
四 荒廢地造林補助費 三二、八八〇
五 木炭検査費繰入金 六〇、〇〇〇

等が其の主要なるものでありま
す。
是より減額致しましたものの
中、二に付て説明致したいと
存じます。
第一は荒廢地造林補助費であ
ります。

現在民有林の面積は百五十五
萬三千町歩存するのであります
が將來農牧地其の他に利用せら
るべき三十一萬六千町歩を除き
たる林業經營面積百二十三萬七
千町歩中未立木地三十萬九千町
歩に對しましては天然稚樹の發
生に因り天然林に編入し或は林
相改良に依る人工造林を行ふ等
の計畫を樹立し之が助成費を拓
殖費豫算に計上しました關係上
從來地方費に於て行へる荒廢地
造林補助は右計畫に包含せられ
て居りますが爲之を削減致した

次第であります。
第二は木炭検査費繰入金であ
ります。

十五年度木炭道管検査を施行
するに當り其の歳入不足額を一
般會計よりの繰入金に求め以て
收支の均衡を得せしめたのであ
ります。十六年度は同一特別
會計に屬する木材検査中道内消
費の素材検査手数料一石五厘を
一錢に増額致しますが爲相當
増収を見込み得ますので自給自
足の原則に則り一般會計よりの
繰入を廢止することに致したの
であります。

税收入と税外收入

次に歳入に就て説明致したい
と存じます。
地方税收入の總額は千七百二
萬二百一十一圓でありまして之を
前年度當初豫算に比較致します
れば七百二十三萬三千三百七圓の
増収となるのであります。十
五年中央地方を通ずる税制の一
般的改正を斷行せられ地方税體
系を變改せられましたるが爲之
を前年度當初豫算に比較致しま
すことは適當ではないのであり

ます。依て斯る比較を行ふことは之を爲さず十五年九月臨時道會に於て追加更正せられたる現行税制に依る昭和十五年度地方税豫算額千五百九十三萬五千四百三十一圓に比較して其の増減を申述べますと百八萬四千七百八十圓の増収となるのであります。今之が増減の内容を申述べますれば、先づ増収を見るものは地租附加税、營業税附加税、段別税、不動産取得税、家屋税、地方分與税等合計二百五十八萬二千二百二十六圓でありまして、孰れも課税標準の増加に伴ふ自然増収であります。

次に減収を生ずるものは舊法に依る税収入に屬する營業收益税附加税、所得税附加税、鑛業税附加税、雜種税等合計百四十九萬七千四百四十六圓でありまして、孰れも課税標準の減少に伴ふ自然減収でありまして差引百八萬四千七百八十圓の増収となるのであります。

前年度當初豫算に比し六百九十二萬二千六百七十四圓の増収となるのであります。其の主なる原因は警察費連帶支辨金の國庫支出割合の増加に伴ふ國庫下渡金、市町村立小學校教員費に對する國庫下渡金、中等學校學級增加に伴ふ使用料、手數料、模範林費繰入、鮭鱒人工孵化事業經營に伴ふ物品賣拂代、生産力擴充費の増加額に因る國庫補助金、實業學校設置費に對する寄附金等に於て増収を見込み得るが爲であります。而して歳入不足額二百一十一萬八千圓に對しては凡ゆる方面に互り財源を推究致したのであります。適當なるもの存せず、新に増収を行ひ増収計畫を遂行すること亦適當ならずと認めまして已むを得ず或程度の財源を起債に求め以て收支の均衡を圖ることと致した次第であります。

特別會計關係豫算

以上は地方費一般會計に就て其の概要を申述べたのであります。すが更に特別會計中二、三に就て説明致したいと存じます。

第一は農産物検査費豫算案であります。農業倉庫入庫品に對しては從來産業組合を保護するが爲検査手數料を免除致して居たのであります。が、産業組合保護の問題は他の方面に於て講ずべきものであつて手數料を免除するが如きは適當ではないのみならず事業の進展に伴ひ産業組合をして農産物の一元的集荷を行はしめつつある現在の情態に於て尙依然として之が免除を繼續する場合は検査手數料の大部を失ひ農産物検査事業は遂に財源難の爲實施し得ざるに至りますので十六年度より農業倉庫入庫品に對しても所定の検査手數料を徴收することとして検査事業の確立を期したいと存するのであります。

第二は酪農検査費豫算案であります。本道の牛酪は昭和十四年秋以來飼料並に勞力の不足に因る乳量の減少と牛酪以外の乳製品製造増加等の原因に依りまして減少を來し而も斯る現象は將來も持續するものと認めらるるのであります。依りまして、從て依然として牛酪のみに依存するに於ては本検査事業は財源難の爲遂に續行し得ざるに至るのであります。併しながら本道牛酪の聲價を昂揚致しました牛酪検査事業を財源難の爲廢止することは適當にあらず而も農林省は牛乳検査をも獎勵致して居りますのみならず取引の公正、品質の改善、需給の調整等酪農調整法の趣旨より觀るも牛乳検査を併せ施行するを適當と認め關係案と共に之を提案致した次第であります。

第三は公有林費豫算案であります。紀元二千六百年記念事業の企畫に關しましては種々考究致したのであります。すが造林事業を以て最適當なりと認め現在町村有林約十八萬町歩中二萬六千町歩の粗悪林に對し地上權を設定の上公有林費を以て合理的造林を行ひまして之を改善し以て市町村財政の強化を圖ると共に地方民林業指導の推進力たらしめ、而して収益は之を折半すること

として總額七百十六萬二千二百五十八圓を以て昭和十六年度乃至昭和四十年度の二十五箇年に分割施行するの案を樹て茲に此を提案致した次第であります。第四は拓殖實習場費であります。

新開地の開拓に適應したる女子を養成することも亦刻下の急務と認めまして十勝實習場に女子部を設置し三十名の女子を收容、一箇年の訓育を施しまして開拓上遺憾なきを期したいと存するのであります。

十六年度の拓殖費

尙此の際昭和十六年度拓殖豫算に關し一言致したいと存じます。

昭和十六年度拓殖費豫算は政府の方針に則りまして既定經費に對し極力檢討を加へ直接時局に反映すること比較的薄き經費は整理緊縮を圖り節約に努むると共に本道に賦存する豊富なる各種資源の確保増産を圖り綜合的企畫の下に其の進展を促し以て東亞新秩序建設の國策を完遂すべく重點を生産力擴充、其の

他時局に鑑み緊要と認むる經費に集中すると共に本道永遠の發達を圖るべく豫算を編成し、概算經費六千四百四十四萬四千四百六十圓を内務省の同意を得て大藏省に提出し目下之が成立に努力致して居るのであります。以上は昭和十六年度北海道地方費歳入歳出豫算案に關する大體の説明並に昭和十六年度北海道拓殖費豫算に關し一言致したのであります。

道會と建議案

昭和十五年北海道會における建議案の一部を示せば次の如くである。

- 一 本道の特殊事情に鑑み物資の配給機構を速に整備し之が配給の圓滑適正を期せられんことを望む
- 一 轉業者を厚生し更に生産擴充の目的を以て適正なる方法を速に講ぜられんことを望む
- 一 米穀増産の目的を以て既設土工組合の更生と之が助長方法を速に講ぜられんことを望む

む

- 一 福山、江差兩護國神社並に縣社松前神社供進金の増額せられんことを望む
- 一 紋別町に縣立中學校を速に設置せられんことを望む
- 一 石狩郡當別村に農林を主とする中等學校を設置せられんことを望む
- 一 中標津に應立乙種農業學校を新設せられんことを望む
- 一 北見郡紋別郡管内に農畜兩科を主とする應立實業學校を設置せられんことを望む
- 一 應立帶廣中學校に對し學級を増設せられんことを望む
- 一 永山農業學校に學級を速に増設せられんことを望む
- 一 應立帶廣高等女學校に對し學級を増設せられんことを望む
- 一 應立岩内高等女學校に對し學級を増設せられんことを望む
- 一 千島に青年道場を開設し支廳員を常住せしめられんことを望む
- 一 天鹽國中部地方住民の人命

保護健康保全の爲財團法人北海道社會事業協會附屬病院を羽幌町に速に設置せられんことを望む

- 一 苫小牧工業地帯の設定を望む
- 一 十勝川上流地帯を速に開發せられんことを望む
- 一 囊に樹立せる紋別郡地帯農業開發計畫を速に實施せられんことを望む
- 一 勇拂原野を速に開發せられんことを望む
- 一 紋別郡紋別町に水産試驗場支場を速に設置せられんことを望む
- 一 水産試驗場根室支場の規模を擴張せられんことを望む
- 一 水産試驗場根室支場内に水産練習所設置せられんことを望む
- 一 紋別郡紋別町に農事試作場を速に設置せられんことを望む
- 一 時局の推移と本道の實情に即應し米の銘柄を統一せられんことを望む
- 一 國後、色丹兩島の馬匹増殖

- に特別なる施設を講ぜられんことを望む
- 一 千島並に齒舞離島各村に速に醫療施設を講ぜられんことを望む
- 一 釧路市に水上警察署を新設せられんことを望む
- 一 空知郡三笠山村に保健所設置せられんことを望む
- 一 常呂原野の土地改良排水工事を速に施行せられんことを望む
- 一 河西郡川西村地内土地改良工事を國費を以て施行せられんことを望む
- 一 根室支廳管内に於ける泥炭地及濕地の改良を講ぜられんことを望む
- 一 紋別郡下湧別市街貫通の地方費道に排水溝を速に施設せられんことを望む
- 一 小糸魚原野に排水溝を掘鑿せられんことを望む、此の延長一四軒七六〇米、三里二七町一八間
- 一 支安平川改修を速に實施せられんことを望む、此の延長六軒二〇〇米、一里二〇町五

- 間
- 一 勇拂川及美々川を速に改修せられんことを望む、此の延長一二軒八四〇米、三里九町四二間
- 一 苫小牧川の河口を速に改修せられんことを望む、此の延長三二五米、二町五九間
- 一 厚真村字知決邊川上流の改修工事を速に施行せられんことを望む
- 一 東川村より東旭川村に至るポンウシベツ川を國費を以て速に改修工事を施行せられんことを望む
- 一 宗谷郡猿拂村字知來別河口を速に改修せられんことを望む
- 一 磯谷郡尻別川河口を速に改修せられんことを望む
- 一 十勝國河東郡音更村然別川支流パンケチン川及ベンケチン川の切替工事を速に施行せられんことを望む
- 一 北見國湧別川治水工事を速に完成を遂げられんことを望む
- 一 河西郡大正村地内札内川治水

- 水工事を速かに國費を以て施行せられんことを望む
- 一 河西郡芽室村地内を貫流する美生川を準用河川に認定せられんことを望む
- 一 十勝川治水工事を擴張せられんことを望む
- 一 河東郡鹿追村鹿追市街地方費道にサイフォン工事を施行せられんことを望む
- 一 常呂郡留邊藥より紋別郡生田原間に通ずる準地方費道側溝下水を速に改修せられんことを望む
- 一 常呂郡常呂村市街地に下水溝を新設せられんことを望む
- 一 奥生田原國有林中曩に解除決定せる同支線地續農耕適地二百町歩を更に追加解除し殖民地を設定せられんことを望む
- 一 虻田郡豊浦村の財政窮乏を救済する意味に於て該村所在地方費有林一千町歩の拂下を望む
- 一 十勝管内左記町村に薪炭備林地を速に設定せられんことを望む

一 河西郡芽室村、河東郡士幌村、廣尾郡大樹村、河西郡川西村、河東郡鹿追村、十勝郡豊頃村、中川郡西足寄村

北海道會議員會

昭和十五年八月に選出された北海道會議員は、九月二日、北海道會議員會創立協議會を開いたが、議員會は左の宣言、決議を可決した。

宣言

茫茫遼々幾千載振古未曾有の世界史的大變革に處し、舉國新體制の建設今將に成らんとし萬機一新の氣運蓬勃たり、惟ふに新體制の基本理念は各層各人悉く舉國の大精神に歸一し億兆一體となりて、大政翼賛の國民組織を確立し、強力體制の下に、國家國民の總力を集結して飛躍日本の生々發展を推展し以て八紘一宇の大理想を四海に光被し大東亞共榮圈の結成を速に具現して世界新秩序の建設を鼓舞指導するにありと信ず、從て政治經濟、産業、文化、其の他の

諸部門、各職域を擧げ、一に國家奉仕を基底とし、滅私奉公の實踐綱領と爲し、自由主義思想を前提とする個別的利害、分立的觀念の如きは總て之を拂拭止揚せざる可らざるや論なし。

翻て脚下本道の状を見るに、高度國防國家の確立、大東亞共榮圈の創建、共に本道の地理資源に依存する所尠しとせず。舊來遲滞停緩せる各般の政策施設を統一革新し國家の急に對應して、積極的新經綸を樹立するは、洵に今日を以て然りと爲す。所謂北海道綜合計畫の編成は、實に此必然に促されたるものにして、目下其の調査中に屬すと雖も、之が策定に方りては、地方的利害、職域的觀念を離脱して高處大局より達觀すると同時に、地方費の施設經營に於ても、別に大に新構想なかる可らず、況や國家新體制の確立に伴ひ、之が一機構たる地方議會、亦舊態依然たるを容されざるに於ておや。時恰も道

會議員改選を了し、更始一新の初頭に際す。我等北海道會議員は、此の機に於て既往一切の殘滓を清算し、光風霽月、虛心坦懷、全員一丸となりて、明朗北海道會を實現し、國家の要望し、本道の希求する所に應へて上意下達、下意上達を媒體し、以て道治を恢廓し、以て聊か舉國新體制の前進譜たり、一底一翼たらんとす。

我等既に議を決して、舊套を蟬脱す。固より派別を残さず、對立を存せず、唯だ職分に邁ひて、一意君國に奉じ、本道に竭さんと欲するのみ、我等の期する所は机上空疎の談議にあらず。區々觀念論的口頭禪にあらず。唯だ全員一心、慕地實踐に前進せんとするにあり。庶くは官民戮力、皇道の大義に則りて、萬民翼賛の臣節を效さんことを。散て之を宣す。

昭和十五年九月二日
北海道會議員會

- 一 我等は對立的思想を拔本塞源的に洗掃し、大同團結、以て集中統一の舉道一致新體制の確立を期す
- 二 北海道綜合計畫は國家内外の新情勢に即し重點主義に依りて緩急疾徐を考査し財源施設兩ながら舊來の傳統的觀念より擺脫して名實共に國家必須の事業としての態様を樹立せしめ速に之が實現を期す
- 三 國家新體制の發足に當り地方行政組織及地方自治制度をして國民生活の實情に適應せしむべく全面的に革新を期す
- 四 本道の特殊性並に國家の新體制に即應じ道廳管下各機構を合理的に再組織して割據對立の弊を矯め事務の摩擦滯滞を除去し以て庶政の敏活簡易化を圖らしむるを期す
- 五 國家新體制の理念に立脚し各種産業團體の整理統合及私益代表の對立解消公益有先の實踐を期す
- 六 各種教育機構を刷新整備し自由主義的歐米化思想の殘焰を一掃して皇道精神の涵養人物の鍊成を教學の主眼と爲すと共に科學教育の振興を期す

七 統後後援諸施設の一層強化を期す
尙役員及び政務調査會所屬は左の通りである。

議長	吉田貫一
副議長	兒島銀藏
幹事長	戶津高知
幹事	井川伊平
	高橋日出男
	正木清
	伊東軍治
	宇野秀次郎
	藤田淳一
	田中菊治
	安達辰壽
	小川掌二郎
	小川原政信
	西岡斌
主査	村田要助
副主査	安達辰壽
地方係主任	武田信之助
人事係主任	小川掌二郎
精動係主任	林貞四郎
文書係主任	安達辰壽
庶務會計係主任(兼)	村田要助
△學務部	

- 主 藤田淳一
副主 松本元隆
主 山田正三
副主 前野與三吉
主 米澤勇
副主 永井勝次郎
主 山田利忠
副主 戸田達元
主 山中日露史
副主 渡邊照平
主 高木清
副主 高瀬恰
主 鳥井小次郎
副主 高瀬恰
主 谷虎五郎
副主 北政清
主 谷政清
副主 北政清
主 河合才一郎
副主 川口常作
主 田余吉
副主 田余吉
主 竹原平太郎
副主 竹原平太郎
主 岩田留吉
副主 岩田留吉
主 宇野秀次郎
副主 宇野秀次郎
主 高橋日出男
副主 伊東軍治

- 主 林由一
副主 佐藤彌十郎
主 川人源市
副主 大東勝太郎
主 柿崎惣一郎
副主 明田儀一
主 高倉定助
副主 高橋日出男
主 笹野孝藏
副主 田中菊治
主 廣部太郎
副主 高野源藏
主 多野輝利
副主 岡幸助
主 岡田幸助
副主 岡田幸助
主 梅谷周藏
副主 梅谷周藏
主 富永格五郎
副主 富永格五郎
主 林好次
副主 林好次
主 吉野五郎次
副主 吉野五郎次
主 香川兼吉
副主 香川兼吉
主 吉野五郎次
副主 吉野五郎次
主 岡田春夫
副主 岡田春夫
主 正源次
副主 正源次

臨時道會招集

興農公社に對する北海道廳の

出資を審議するため、臨時北海
道會は昭和十六年一月十八日開
會、戸塚道廳長官は提出議案に
ついて左の説明をした。
茲に本會に提出致しました昭
和十五年度北海道地方費歳入
歳出追加豫算案その他に付そ
の概要を説明致したいと存じ
ます。
最近澎湃として起れる大政翼
賛運動は實に高度國防國家の
建設を目標とする國民組織の
再編成を爲さんとするもので
ありまして之を農業經營に付
觀するに農業報國の精神を
以て重要食糧農産物の増産を
中心とする農業生産力を擴充
すべきことでありまして之れ
實に刻下農業に課せられたる
最大なる國家的任務であるの
であります。
本道農業所謂北方農業を確立
し以て農業生産力の増加を圖
り國家に貢献するがためには
綜合的農業政策を實施致しま
して地力の維持増進及び合理
的農業經營就中畜農業の確
立を急務と信ずるのでありま

して之が目的を達成するがた
めには官廳、生産者團體、製
造業者は渾然一體となりまし
て農業經營の改善、家畜の増
産、土地改良、優良農具の利
用、自給肥料の増産等農業に
對する施設と指導とを行政、
教育、經濟等有ゆる方面より
綜合的計畫の下に實施致しま
して從來の掠奪的、投機的經
營より脱却せしむるを緊要と
するのであります。しかしして
國家の要求する生産力擴充を
圖るがためには從來の利潤追
求の觀念及び事業分立の弊よ
り蟬脱致しまして原料生産者
と之が製造業者とは相互協力
し得る組織を形成し以て公益
優先の根本理念に基く職域奉
公の實踐的組織體たらしめ高
度國防國家の主義であり基底
であります。依て曩に北海道
酪農販賣利用組合聯合會、明
治製菓株式會社、森永煉乳株
式會社及び極東煉乳株式會社

の各代表者と慎重協議を遂げ
まして此等産業者を統合し之
を社員として資本金千二百萬
圓の有限會社興農公社を設立
せしめ以て乳製品及び畜産製
造の統一並に種苗採取配給事
業を經營せしめ有畜農業の改
善發達を期すること、致しま
すと共に土地改良及農器具製
造事業を經營せしむるがため
には別に本會社の傍系會社を
設立せしむる方針であります
しかして興農公社は會社設立
手續等の關係上取敢へず有限
會社組織として設立せしめた
のであります。近頃資本及び
社員を増加致しまして株式會
社組織に變更せしむる豫定で
ありまして地方費は株式會社
に組織變更し資本増加を行ふ
場合五百萬圓を限度としてこ
れが株式を引受けもつて眞に
官民一體の經營體として本道
農業の改善發達に寄與致した
いと存じ株式引受の四分の一
拂込額百二十五萬圓を昭和十
五年度地方豫算に計上した次
第であります。

政府は昭和十六年度におきま
して本道に高等獸醫學校を設
置するの計畫を樹てこれが豫
算案を議會に提出すると共に
本道に對し現金百萬圓、官舎
十一戸及校舎敷地、牧場並に
農場用地の寄附方を要請し來
つたのであります。高等獸醫
學校設置の緊要なることは更
めて申上ぐるまでもなく本會
議においても屢々要望せられ
たる所でありまして地方費
の財政事情等を考慮し現金百
萬圓及び官舎建築費十一萬圓
計百十一萬圓は地方費、地元
市町村において折半し土地は
地元市町村においてこれを負
擔寄附しもつて本校の實現を
期するを適當と認めまして現
金寄附額を昭和十六年度地方
豫算に計上し關係議案と共に
これを提案致したる次第であ
ります。
原案は多數を以て可決確定し
即日閉會した。

道會議員

- 札幌市(定員四名)
正木 清 戶津 高知
井川 伊平 笹沼 孝藏
函館市(定員四名)
鳥井小次郎 岡田 幸助
渡邊 照平 富永格五郎
小樽市(定員三名)
岩谷 靜衛 横山 準治
林 貞四郎
旭川市(定員二名)
高瀬 恰 前野與三吉
室蘭市(定員一名)
山中日露史
釧路市(定員一名)
菊地三之助
帶廣市(定員一名)
小川掌二郎
石狩支廳(定員三名)
河合才一郎 田中 菊治
宇野秀次郎
渡島支廳(定員四名)
松本 隆 廣部 太郎
岩田 留吉 米澤 勇
檜山支廳(定員二名)
北林 屹郎 大東 勝市
後志支廳(定員四名)
田中 信夫 小川原政信
佐藤彌十郎 藤田 淳一
- 空知支廳(定員八名)
香川 兼吉 村田 要助
北 政清 山田 清壺
兒島 銀藏 川口 常作
山田 利忠 岡田 春夫
上川支廳(定員六名)
武田信之助 高橋日出男
反橋 信一 太田鐵太郎
松本六太郎 明田 儀一
留萌支廳(定員二名)
堺 太一 蒔田 余吉
宗谷支廳(定員二名)
西岡 斌 戸田 達元
網走支廳(定員六名)
山田 正元 谷 虎五郎
永井勝次郎 林 由一
多田 輝利 林 好次
釧路支廳(定員二名)
伊東 軍治 正源 次作
日高支廳(定員二名)
吉田 貫一 坂東秀太郎
十勝支廳(定員四名)
安達 辰壽 川人 源市
高倉 定助 平田 助市
釧路國支廳(定員二名)
高野 源藏 柿崎惣太郎
根室支廳(定員二名)
梅谷 周造 竹原平太郎

北海道參事會員

岡田 春夫 北 政清
 永井勝次郎 川口 常作
 武田信之助 小川掌二郎
 林 由一 大東 勝市
 富永格五郎 藤田 淳一
 松本 隆 香川 兼吉
 (補充員)
 山田 利忠 田中 菊治
 山田 余吉 米澤 勇
 伊東 軍治 鳥井小次郎
 正源 次作 北林 屹郎
 戸田 達元 山田 正元
 山中日露史 菊地三之助

歴代道會議長

初 代 明治卅四年 平出喜三郎
 二 代 三十五年 中西六三郎
 三 代 三十七年 渡邊兵四郎
 四 代 三十七年 藤井民次郎
 五 代 四十年 村田不二三
 六 代 四十一年 村田不二三
 七 代 四十二年 土居 勝郎
 八 代 大正二年 栗林 五朔
 九 代 五年 一柳仲次郎
 十 代 六年 松下 熊槌
 十一 代 九年 村田不二三

十二代 十三年 秋山 常吉
 十三代 昭和三年 前田 駒次
 十四代 三 丸山 浪彌
 十五代 七 村上 元吉
 十六代 十一年 村上 元吉
 十七代 十四年 坂東秀太郎
 十八代 十五年 坂東秀太郎
 貴衆兩院議員氏名

△貴族院議員

室蘭市常盤町一三五 栗林 德一
 小樽市色内町六丁目二九 板谷 宮吉

△衆議院議員

第一區
 小樽市富岡町一丁目三八 山本 厚三
 小樽市花園町西一丁目一一 板谷 順助
 札幌市豊平河原二丁目五三 澤田 利吉
 第二區
 旭川市三條通り十丁目左六號 坂東幸太郎
 中川郡美深町字若松町一 松浦周太郎
 上川郡比布村字比布北二線三

第三區

函館市若松町一〇九 村上 元吉
 函館市青柳町五〇 大島 寅吉
 函館市杉並町三九 渡邊 泰邦
 函館市 田代 正治

第四區

東京市本郷區丸山新町一 赤松 克磨
 東京市中野區江古田一丁目二〇九七 手代木 隆吉
 空知郡砂川町字奈井江二〇八 北 勝太郎
 夕張郡夕張町字本町二丁目番外地 松尾 孝之
 空知郡音江村字音江原野五線 東一 深澤 吉平

第五區

札幌市南十條西一丁目一三 木下成太郎
 網走郡網走町南六條東二丁目一〇 東條 貞

釧路市浦見町五丁目二

南雲 正朔

議會と請願・建議

第七十六帝國議會に於て採擇となつた北海道關係の主なる建議案並に請願は左の通りである。

△衆議院請願

岩内區裁判所廳舎改築の件
 瀬棚、岩内間鐵道敷設の件
 天鹽河口修築の件
 占冠、金山間鐵道敷設の件
 士別、似峽間鐵道敷設の件
 天鹽沿岸鐵道完成の件
 雄武、枝幸間鐵道敷設の件
 旭川、沼田間鐵道敷設の件
 「中德富驛」を「新十津川驛」と改稱の件
 苦前村字力晝に乗降場設置の件
 稚内町に飛行場設置の件
 稚内區裁判所に旭川地方裁判所甲支部設置の件
 苦前村に航路標識敷設の件
 天賣、燒尻兩島苦前港間に

命令航路開設の件

稚内港改修に關する件
 稚内町字拔海に船入澗築設の件
 聲問、更喜苦内兩川治水工事促進の件
 苦前漁港修築の件
 稚内港を家畜檢疫港に指定の件
 稚内町に國有種馬新設置の件
 苦前村に區裁判所出張所設置の件
 月形村峰延間石狩川に架橋の件
 釧路、相生間鐵道速成の件
 離農防止に關する件
 名寄支廳設置の件
 名寄町運輸事務所設置の件
 中頓別村に簡易保險健康相談所設置の件
 名寄區裁判所に地方裁判所出張所設置の件
 名寄町に於ける御料林一部開放に關する件
 幕別村字止若に區裁判所出張所設置の件
 遠輕、中佐呂間間鐵道敷設

の件

網走刑務所改稱に關する件
 豐頃村に區裁判所出張所設置の件
 知床半島突端に航路標識施設の件
 藻琴、川湯間鐵道敷設の件
 羽幌、名寄間鐵道速成の件
 上川、三股間鐵道速成の件
 神居古潭、伊納間鐵道線路改修に關する件
 層雲峽、留邊蘆町間自動車道開鑿に關する件
 旭川市に貯金支局設置の件
 留萌港擴張並工業港併置に關する件
 天鹽沿岸鐵道完成の件
 深川、下蘆別間鐵道敷設の件
 廣尾、様似間鐵道速成の件
 網走港擴張に關する件
 廣尾村に測候所設置の件
 敷香町に區裁判所設置の件
 旭川市内舊土人共有地拂下に關する件
 添牛内、古丹別間鐵道敷設の件
 北海道舊土人給與地整理に

關する件

歌志内町字文珠に簡易停車場設置の件
 夕張郵便局を普通郵便局に改定の件
 占冠、清水驛間鐵道敷設の件
 上湧別村に無水酒精製造工場設置の件
 中湧別、沼ノ上兩驛間に停車場設置の件
 知床半島突端に航路標識施設の件
 標津村字標津に北海道拓殖銀行等の出張所設置の件
 遠別村に船入澗築設の件
 北海道舊土人溫泉療養所設置に關する件
 戸井線一部營業開始に關する件
 邊富内線速成並十勝線分岐點に關する件
 夕張線列車時間表一部改正に關する件
 納内、下蘆別間鐵道敷設の件
 大樹、浦河間鐵道敷設の件
 水産省設置に關する件

旭川市に實業專門學校設立の件

宗谷村船入澗築設工事促進に關する件
 仙法志村船入澗築設工事促進に關する件
 函館市に官立商船學校設立の件
 余市、余別間鐵道敷設の件
 村社白山社昇格に關する件
 北海道生産擴充綜合計畫に關する件
 中部千島開發に關する件
 △貴族院請願
 虻田郡俱知安町に區裁判所設置の件
 中川郡豐頃村に帶廣區裁判所出張所設置の件
 戸井線の一部開業の件
 知床半島突端に航路標識施設の件
 石狩川架橋に關する件
 網走港擴張に關する件
 岩内區裁判所廳舎改築の件

議員任期延長

昭和十六年二月二十二日、帝國議會の協賛を経たる府縣會議員、市町村會議員等の任期延長に關する法律を公布した。

法律第五號

昭和十七年三月三十一日迄に任期満了すべき府縣會議員は市制第六條の市の區の區會議員の任期は昭和十七年四月一日迄之を延長す

附則

本法は公布の日より之を施行す
本法施行の際現に選舉を行ふべき事由あるも其の事由が議員の任期満了前六月以内に生じたるに因り行はざる選舉を本法施行に因り行ふ場合に於ては其の選舉の期間は本法施行

行の日の翌日より之を起算す
本法は本法施行前議員の總選舉の告示ありたる場合には之を適用せず

〔參照〕

明治四十四年四月七日公布法律第六十八號市制抄録

第六條 勅令を以て指定する市の區は之を法人とす其の財産及營造物に關する事務其の他法令に依り區に屬する事務を處理す
區の廢置分合又は境界變更其の地區の境界に關しては前二條の規定を準用す但し第四條の規定を準用する場合に於ては關係ある市會の意見をも徵すへし

任期延長法律施行

一 昭和十六年法律第四號及第五號制定の趣旨は現下我國内外の緊迫せる情況に鑑み、國民間に不必要なる摩擦、競争の惹起するを避くると共に、舉國一致國防國家體制の整備に邁進するが爲、議員の任期を延長して今後大體一年間は選舉（地方會議議員に付ては

と昭和十七年四月一日以降に任期満了すべき議員に付ても同様である

衆議院議員定數と選舉有權者

Table with 4 columns: District Name, Number of Members, Eligible Voters, and Total Population. Includes districts like 第一區 (定員四名), 第二區 (定員四名), 第三區 (定員三名), 第四區 (定員五名).

日高支廳 計 一四、五〇九

Table listing districts in the Niihara Branch (日高支廳) such as 釧路市, 十勝支廳, 釧路國支廳, etc., with their respective member counts and eligible voter numbers.

道會議員定數と選舉有權者

Table listing districts in the Hokkaido Diet (道會議員) such as 石狩, 檜山, 後志, etc., with their respective member counts and eligible voter numbers.

網走 計 四七、六三五

Table listing districts in the Nemuro Branch (網走) such as 釧路市, 室蘭市, 旭川市, etc., with their respective member counts and eligible voter numbers.

議員定數と有權者

Table listing districts in the Nemuro Branch (網走) such as 札幌市, 函館市, 小樽市, etc., with their respective member counts and eligible voter numbers.

計 五〇、一六六

Table listing districts in the Nemuro Branch (網走) such as 石狩支廳, 渡島支廳, 檜山支廳, etc., with their respective member counts and eligible voter numbers.

昭和十六年町村會議員選舉施行期日

Table listing districts in the Nemuro Branch (網走) such as 石狩支廳, 渡島支廳, 檜山支廳, etc., with their respective member counts and eligible voter numbers.

空知支廳 計 五、三三一

Table listing districts in the Sorachi Branch (空知支廳) such as 赤平, 秩父別, 浦江, etc., with their respective member counts and eligible voter numbers.

上川支廳 計 六、三〇〇

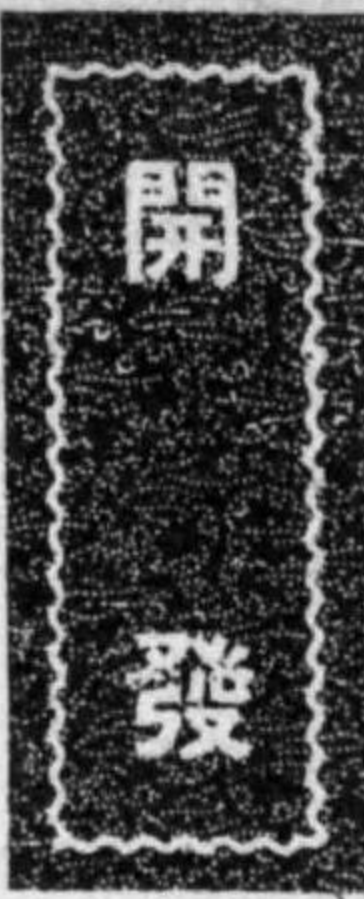
Table listing districts in the Sorachi Branch (空知支廳) such as 神樂, 愛別, 美瑛, etc., with their respective member counts and eligible voter numbers.

Table with columns for administrative levels (同, 一級, 二級) and village names (e.g., 初山別村, 遠別村, 梶延村).

Table with columns for administrative levels (同, 一級, 二級) and village names (e.g., 梶別村, 白老村, 高支廳).

十六年選挙月別表 (1917 Election Monthly Table) showing election dates for various municipalities.

廳管内では、次點者たる山田清壹氏が繰上當選した。○時局下の建議請願 第七十六議會に際し、北海道代議士會は昭和十六年一月二十三日開催され、昭賀議長會に臨む諸對策について種々検討した結果、建議請願選舉法改正法中の選舉區制の三件に關しては満場一致をもつて大要左の如き申合せをなした。



農地營團の調査

農林省では農地開發營團による開墾事業の候補地を選定したが、これによれば、昭和十六年度より營團によつて著手し、六ヶ年間に完成せらるべき開墾事業の内譯は別項の如くであるが營團の事業計畫(十六年度より二十年度内に著手二十五年度に全部完成)に従ひ、今後の調査によつて二十年度まで毎年開墾面積を追加することとなつてゐる。營團の開墾事業は大請負工事を施行せしめて短期に完了する方針であるので、資材努力も相當に移動調整して補ひ得るし又現在食糧増産運動に動員されつゝある奉仕労働を大規模に動員すれば、努力不足に對處することが出来ると思はれてゐる。

開發綜合計畫

開發

第二回北海道綜合計畫委員會は、昭和十六年六月二十五日開催、森林、農業、工業、鑛業、水産、交通、水利、文化の八部委員會各委員長より夫々經過の報告があつたが、本道開發計畫の内容は概要次の如くである。

森林部

△施業方針 國有林、御料林：擇伐を基本に若干の皆伐を行ひ林相の改善を期する 地方林：大部分は擇伐により交通至便の個處は皆伐 民有林：今後五年を期し小地積森林所有者を合せ森林組合二百を結成、大地積森林所有者に對しては單獨に何れも施業案を編成せしめる

國有林の經營

1 伐採計畫 林道網及び貯木場の新設擴張、機關車貨車の購入完備等運輸機關附屬設備の擴充整備官行斫伐事業の擴張を期する 2 造林計畫 適地適木主義により樹種は道産主要の針、闊葉樹に重きを置き概して長伐期になる優良大徑木の生産

を主眼とするが環境に應じて他郷土産樹種を入れ短伐期小徑木の生産も計る

地方費林の經營

1 伐採計畫 林道網の擴充官行斫伐の擴張を行ふ 2 造林計畫 施行方針は國有林に準ずる

民有林の經營

1 伐採計畫 施業を計畫化し大面積所有林には専門技術員の設置を勸奨、小面積森林には合同施業を促進させ林道網開設により既成林分の整備 2 造林計畫 要人工造林面積は二十一萬三千町歩だが、これらには生長迅速なカラマツ、トドマツ等を植栽する。

林道計畫

三十年計畫を以て林業地面積百二十三萬七千町歩に毎町四米の割でトラック道延長千四百七十軒、車馬延長三千四百八十軒の林道を開設する

農林業教育機關の擴充

- △地力の増進 1 客土、排水、床締 2 深耕、心土耕、混層耕 3 自給肥料の増産 4 石灰の供給 5 人造肥料の増産 6 指導機構の擴充 △農業經營の確立 1 地帯農業の確立 2 家畜の飼養獎勵 3 飼料自給の獎勵 4 甜菜の栽培獎勵 △鑛業部 △鑛物増産の重要性に鑑み、鑛山部門に重點を置き努力資材の供給對策を強化する △地質鑛床の調査及び研究施設の擴充を期する △交通部 1 道路橋梁の施設計畫 2 幹線道路の整備擴充 3 橋梁の永久構造化 4 市町村 道路改良 補助事業の強化 △道路橋梁事業の經營 本事業の經營方針は將來可及的拓殖費豫算の増額を圖ると共に之を積極的事業に振向け他の現

十六年度開墾候補地

農耕地開發營團の調査

順位	場	所	開田	地目	變更	開畑	改良	計
一	札幌郡白石村外一ヶ町大谷地		二〇〇町	二〇〇町	一、六〇〇町	二、〇〇〇町	二、〇〇〇町	二、〇〇〇町
二	枝幸郡中頓別村旭臺		一〇〇町	一〇〇町	一、一〇〇町	一、一〇〇町	一、一〇〇町	一、一〇〇町
三	中川郡豊頃村統内		一〇〇町	一〇〇町	一、一〇〇町	一、一〇〇町	一、一〇〇町	一、一〇〇町
四	上川郡上川村眞勳別		一〇〇町	一〇〇町	一、一〇〇町	一、一〇〇町	一、一〇〇町	一、一〇〇町
五	有珠郡壯瞥村久保内		一〇〇町	一〇〇町	一、一〇〇町	一、一〇〇町	一、一〇〇町	一、一〇〇町
六	斜里郡斜里町斜里		一〇〇町	一〇〇町	一、一〇〇町	一、一〇〇町	一、一〇〇町	一、一〇〇町
七	上磯郡木古内村地内		一〇〇町	一〇〇町	一、一〇〇町	一、一〇〇町	一、一〇〇町	一、一〇〇町
八	沙流郡門別村賀張		一〇〇町	一〇〇町	一、一〇〇町	一、一〇〇町	一、一〇〇町	一、一〇〇町
九	苫前郡初山別村モセタキナイ		一〇〇町	一〇〇町	一、一〇〇町	一、一〇〇町	一、一〇〇町	一、一〇〇町
十	札幌郡江別町外一ヶ村對雁		一〇〇町	一〇〇町	一、一〇〇町	一、一〇〇町	一、一〇〇町	一、一〇〇町
計			六五〇町	六五〇町	一、一〇〇町	一、一〇〇町	一、一〇〇町	一、一〇〇町

維持的事業は地方費負擔に改むるを適當と認める

- △商港施設
- △工業港築設
- △漁港施設
- △指導方針の確立
- △漁業の開發並に維持調整

- △水産物の運搬保藏施設の系統化
- △水産物處理加工の改善
- △漁村振興方針
- △内部行政の改善及漁業の整理並に助成方策
- △重要漁業の整理統制

開發營團十七年度事業豫定

地	名	開田	開畑	計
一	對地	二五〇	一、〇〇〇	一、二五〇
二	知内	一〇〇	一、〇〇〇	一、一〇〇
三	中島	一〇〇	一、〇〇〇	一、一〇〇
四	鳥伏	一〇〇	一、〇〇〇	一、一〇〇
五	久根	一〇〇	一、〇〇〇	一、一〇〇
六	上音	一〇〇	一、〇〇〇	一、一〇〇
七	尻根	一〇〇	一、〇〇〇	一、一〇〇
八	ノヤ	一〇〇	一、〇〇〇	一、一〇〇
九	〇岸	一〇〇	一、〇〇〇	一、一〇〇
一〇	一平	一〇〇	一、〇〇〇	一、一〇〇
一一	二宿	一〇〇	一、〇〇〇	一、一〇〇
一二	三長	一〇〇	一、〇〇〇	一、一〇〇
一三	四流	一〇〇	一、〇〇〇	一、一〇〇
一四	五苗	一〇〇	一、〇〇〇	一、一〇〇
一五	六赤	一〇〇	一、〇〇〇	一、一〇〇
一六	七上	一〇〇	一、〇〇〇	一、一〇〇
一七	八美	一〇〇	一、〇〇〇	一、一〇〇
一八	九當	一〇〇	一、〇〇〇	一、一〇〇
一九	〇幌	一〇〇	一、〇〇〇	一、一〇〇
二〇	一上	一〇〇	一、〇〇〇	一、一〇〇
二一	二當	一〇〇	一、〇〇〇	一、一〇〇
二二	三美	一〇〇	一、〇〇〇	一、一〇〇
二三	四篠	一〇〇	一、〇〇〇	一、一〇〇
二四	五野	一〇〇	一、〇〇〇	一、一〇〇
二五	六常	一〇〇	一、〇〇〇	一、一〇〇
二六	七北	一〇〇	一、〇〇〇	一、一〇〇
計		一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇

充實(ニ)科學博物館の設置

- △郷土食の確立
- 1 郷土食の内容
- 2 食品の種類とその所要量
- 3 郷土食の實施普及方法
- (イ)基本食糧の生産計畫を樹てること (ロ)混食實施の方法として郷土食パンの製造配給機關を設けること (ハ)共通獻立の普及をはかり地方に即せる郷土食の實行を指導促進すること (ニ)各地の優秀な郷土食を顯揚しその普及を促進すること (ホ)指導研究機關の充實を圖り、實施に即した指導をなすこと。
- △寒地住宅の改善
- 1 住宅建築規則の制定
- 2 建築用物資の研究
- 3 建築技術者の養成
- 4 住宅難の緩和と優良住宅の普及
- 5 建築行政機構の整備擴充

千島學術調査研究

千島學術調査研究隊の先陣を承つて、考古學班林欽吾氏外四名は、昭和十六年六月八日目的地に向け上野驛を出發した、尙、

長官一行北千島へ

一行は同十一日夜函館出帆の數龍丸(七二七噸)に乘組み幌筈に向つたと、同十三日夜、得撫島南端にて濃霧のため坐礁犠牲者を出したが、幸ひ一行には異状なかつた。

戸塚北海道廳長官、石原經濟部長等二十餘名は、北千島視察のため、昭和十六年七月二日、第一雲洋丸で小樽を出帆した。

貴衆兩院議員視察

貴衆兩院から選ばれた北千島視察團は、團長前田利爲侯、副團長山本厚三氏其他に有志も加はつて二十餘名となり、昭和十六年七月四日、岩代丸で小樽港から現地へ向つた。

○千島開發の委員會 道會議員會では、北海道廳と別個に、昭和十六年三月、左記の通り千島開發調査委員會を設けた。海獸の捕獲期間満了に伴ひ右による資源を地方費に還元する方途を講ずるため道廳の委員會と別個に千島開發委員會を設けて調査研究することとして十六名の委員を選任した。

希望事項

- 1 同地帯の主要工業の經營體は綜合一體化すること
- 2 工業振興に即應、電源の開發並に電力統制を行ふこと
- 教育の振興(ニ)圖書館の普及

慢性胃腸病はアイワ

薬價 0.75・1.50・3.00



食慾不振に



消化不良に



便秘不整に

治療アイワには病源、
 對症二重に働く作用が
 あり、主薬が胃腸内壁の病
 變部に沈着して炎症を癒し
 粘膜を強め、弛緩を引締め
 分泌や運動機能の異常を整
 へると共に、腸管内の有毒
 物質を吸着して體外に排出
 する等廣汎な病源治療を營
 み、併せて胸やけ、けつぷ
 嘔吐、胃痛、腹痛、下痢
 嘔吐、消化不良、食慾不振
 等の諸症状をも消滅して機
 能の恢復を速めますから、
 症状の複雑執拗な慢性胃腸
 病には打ってつけの治療薬
 として賞用せられます。

發賣本舖 大阪東區水谷町之四 順和商會

産業

産業別世帯數

昭和十五年十月一日、第五回國勢調査が施行された譯であるが、道廳としては特に同年末を期して独自の調査を行ったのである。之が結果産業別世帯數が判つた。

世帯は普通世帯と準世帯とに區別調査して居り、準世帯とは病院、寄宿舎等住居及家計を共にしないものゝ集りを指す。茲では普通世帯のみを採上げる。

調査結果に依る普通世帯數は全道で五十八萬二千二百八十三を算へるが、産業別にみたものが別表である。

産業別にみて世帯數の最も多いものは農業世帯の十六萬一千五百二十八で普通世帯總數の二割七分八厘に當り、商業世帯七萬四千八百八十、總數の一割二分七厘が之に次ぎ、更に公務自由業世帯の六萬八千二百六十、總

産業

數の一割一分七厘、工業世帯の六萬六千九百七、總數の一割一分五厘が相伯仲して之に次いで居る。以下、鑛業世帯、水産業世帯の順位であり、尙無業世帯世帯主が無業であることを意味し、其の世帯として何等の職業を持たないと云ふ意味ではないが、二萬四千五百九十二で總數の四分二厘に當つて居る。

産業種別は地方に依りかなりに趣きを異にして居るのは興味に多い點で、試みに各支廳市を最も所屬世帯の多い産業に依り區別すれば、農業を首位とするものは石狩、上川、後志、釧路、日高、十勝、釧路國、網走、留萌の各支廳、水産業を首位とするものは檜山、渡島、根室、宗谷の各支廳、鑛業を首位とするものは空知支廳、工業を首位とするものは室蘭市、商業を首位とするものは旭川、小樽、函館釧路、帶廣の各市、公務自由業を首位とするものは獨り札幌市のみであつて、夫々地域的に立地産業を反映して居る。

最後に市町村別に普通世帯數

の多少を見るに、札幌市の四萬一千六百七世帯が最も多く、之に合併した圓山町を加ふるときは四萬四千八百九十二世帯である。之に次ぐは函館市の四萬一千二百七十九世帯、小樽市の三萬二千六百五十七世帯、以下室蘭市、旭川市、夕張町、釧路市、美唄町、帶廣市等の順位で、夕張町、美唄町は町村中世帯數一萬以上を記録する只二つの町村である。

經濟更生特別助成 町村計畫整備要項

△計畫の要旨
 特別助成町村は「農山漁村經濟更生計畫整備方針」に則り速に計畫の整備をなし經濟更生の實を擧ぐるを期すると共に戦時下に於ける農山漁村の擔當すべき各般の任務を遂行し挺身的模範町村たらしむるを眼目とする

△計畫樹立目標
 一 經濟更生計畫整備方針により整備したる計畫の綜合達成を目標とし當該町村の經濟更生上重點とする緊要事項にして自力のみを以てしては實施

困難なるものに付特別助成（助成金の交付と農村更生資金の借入）を考慮して計畫すること

二 計畫項目を漫然と羅列するが如き弊を避け計畫の重點を明確にし之が達成に主力を置くこととし特別助成を受け實施する計畫事項は數項目に止め現に各種の補助規程等に依り助成を受け得るものは其の助成に依り實施することを考慮すること

三 統制物資を大量に消費する計畫は出來得る丈之を避け已むを得ざるものと雖既設のもの利用買収代用品の使用等に依り努めて新なる消費を避くること

四 資金計畫を樹て計畫實施及施設の運用に齟齬を來すが如きことなきを期し低利資金の借入其他に付ては特に左の點に注意すること

イ 資金償還困難となる懼ある計畫は之を避くること

ロ 公共團體に對する更生資金の融通は特に助成金を見込

たる計畫事項に限ること
 ハ 別途助成計畫に對しては更生資金は融通されざること
 ニ 産業組合漁業協同組合等は自己資金の充實を圖り特に出資金の増加に努むること
 △計畫内容と特別助成
 計畫内容は町村の事情に依り異なるべきも「農山漁村經濟更生計畫整備方針」に掲げたる整備事項の實施と特別助成との關聯を示せば左の如し
 一 精神作興に關する事項
 時局に即應し國家總動員の主旨に基き農業報告精神の昂揚徹底を圖る爲、全村的に報徳結社を組織して一團融合を計り或は部落會、町村常會を勵行する等の外農事實行組合等に於て共同收益地を設置し協同精神を發揚して組合員の勞力奉仕に依り共同開墾、共同耕作を爲し其の收益を更生資金として積立つる等の場合素地の購入費は特別助成の對象と爲し得ること、農民道場等中堅青年の養成施設にして教室又は講堂等明に學校の施設

と見らるるものは特別助成を認めず
 二 戦時農林水産物生産擴充計畫に關する事項
 戦時生産擴充計畫に即應せる計畫を樹立し之が實行を確保すること
 農村
 イ 土地改良の促進
 土地改良施設に對しては別に補助の途あるを以て該補助に依り實施することとし補助金以外の經費に不足する場合は農村更生資金の融通を受くる計畫となすべきも現行の補助規程等に該當せず且つ當該町村に於ける生産力擴充上緊要なる事項は特別助成に依り實施し得ること
 ロ 自給肥料の増産
 戦時に於ては肥料の充分なる配給を期することは困難なる状態に在るを以て極力自給肥料の増産に努めざるべからず而して堆肥場の設置等は資材の關係を充分考慮して計畫實施上資金を要する場合は更生資金の融通を受け得ること尙

共同の使用に供する爲の堆肥場型枠の製作等は特別助成に依り實施し得ること
 ハ 災害防除
 本道に於ては病害虫の被害からざるを以て之が防除の徹底を圖るは生産擴充上必要なる施設なり而して病害虫防除の爲の共同農具等は特別助成に依り得ること
 ニ 有畜農業の徹底
 有畜農業の普及徹底を圖る爲共同放牧地の素地購入、家畜診療所、共同装蹄所種畜設置サイロ型枠等の如き施設は特別助成に依り實施し得ること
 尙個人の畜畜購入資金は農村更生資金の融通を受け得ること
 山村
 イ 造林の實施
 造林は荒廢地造林特殊樹種造林等の獎勵施設を利用するを適當とするも公共團體、其の他の團體にして造林する爲素地を購入する場合特別助成の對象となし得ること
 ロ 木炭の増産

製炭施設に對しては別に助成の途あるも木炭集積倉庫の設置の如きは特別助成の對象となし得ること
 漁村
 イ 沖合漁業の開発
 沖合漁業開發の爲の發動機船等に對しては特別助成の對象となすことを得るも資材關係に付充分考慮すること
 ロ 淺海増殖
 投石、築磯、磯掃除等は別途の補助施設を利用するの外努めて漁業者の奉仕協力に依り之が實施を圖ること
 ハ 鱈、鰻等多獲魚類の食糧化
 鱈、鰻等多獲魚類の食糧化を圖るが爲加工製造場の設置の如きは特別助成の對照となし得ること
 三 農林家經濟安定計畫に關する事項
 農村に於ては農地の合理的配分計畫を樹立し特に不在地主所有地に於ける自作農創設等は重要な事項なるを以て之等に對しては特別助成金の交

付及更生資金の融通は受けられざるも他の施設に依り實施する様計畫すること
 四 勞力の調整計畫に關する事項
 各市町村の實情に應じ共同作業、畜力及機械力の利用、個人所有農具又は家畜の共同利用化、勤勞奉仕の整備、勞力の合理的移動等に依り勞力の調整を計る場合國及道に於て實施しつつある勞力調整に關する各種の施設を利用すべきも尙共同作業場、共同農具等特別助成の對象と爲し得ること

五 生活改善に關する事項
 保健營養に關する施設中共通献立の實施に付ては特に優先的に指導員の派遣をなすべく又診療所の設置等は特別助成の對象となし得ること
 六 負債整理に關する事項
 負債整理組合の活動を一層促進し尙必要な箇所之が設立をなし積極的に負債整理を行ふこと
 △特別助成施設實施中及び完成

後の町村に於ける措置に關する事項
 一 部落計畫、各戸計畫、負債整理計畫等の徹底を期すること
 二 完成施設の利用並運營計畫を樹立し其の達成に努むること
 三 完成施設の償却積立並更新計畫を樹立實行に努むること
 四 借入金償還計畫の實施に付遺憾なきを期すること
 五 町村幹部中堅人物等に對する指導訓練の徹底に努むること
 六 村常會、部落常會等一層の勵行を期すること
 七 農會、産業組合、漁業組合農事實行組合等一層の整備活動を期すること
 八 自辨並別途助成事業を達成せしめ町村綜合更生計畫の實施に遺憾なきを期すること
 九 時局下新情勢に即應する生産計畫、資材の合理的利用計畫、勞力調整計畫、適正農業經營規模計畫を樹立實行し挺身的模範町村たるべく努むる

こと
 經濟更生協力委員
 委員の設置に關しては昭和十三年度並に十四年度に於て全道二百箇町村に對し助成したが、昭和十六年は殘餘の左記六十五箇町村に對し設置を勸奨した。
 一 農山漁村經濟更生協力委員
 是町村經濟更生委員會に設置し委員會の各部若は經濟更生部落指導班に隸屬せしめて役員、補助員として更生計畫(部落計畫及各戸計畫を含む)の材料蒐集調査集計等は素より部落及各戸計畫の樹立實行の指導監督に關し協力せしむること
 二 協力委員は他の模範となり其の任に當る中堅青年より撰拔し部落若は農事實行組合毎に男女共二名又は三名を囑託すること
 三 設置活動助成金は町村委員會に於て毎年四回以上常例的に若は臨時集合せしめて更生計畫樹立實行に關する諸般の打合を爲す經費、参考書類の配付等協力委員の設置活動費

に充當すること
 四 助成豫定町村
 石狩支廳 白石村
 空知支廳 岩見澤町、栗澤村、三笠山村、赤平村、由仁村、深川町、一己村
 上川支廳 鷹栖村、富良野町、南富良野村、溫根別村、風連村、多寄村、智恵文村、美深町、常盤村、中川村、東山村、後志支廳 余別村、神惠内村、磯谷村、歌葉村、壽都町、東島牧村、西島牧村
 檜山支廳 江差町、熊石村、貝取洞村、久遠村、奥尻村
 渡島支廳 大島村、松前町、福島村、上磯町、龜田村、錢龜澤村、尻岸内村
 膽振支廳 伊達町、蛇田町、苫小牧町、穂別村
 十勝支廳 幕別村、池田町、釧路國支廳 釧路村、厚岸町、濱中村、湊別村
 根室支廳 別海村、泊村、留別村、色丹村、紗那村、留別村、藁取村
 網走支廳 美幌町、佐呂間村、宗谷支廳 歌登村、香深村、船

二五五

産業

Table of industrial statistics including categories like 泊村, 留萌支廳, 留萌町, 豊富村, and various financial metrics such as 出資總額, 拂込濟出資, and 貯蓄總額.

二五六

餘裕金 預金 有價證券 現金 以上三項合計 前年同期總組合數 産業報國會の創立 昭和十五年十一月二十三日...

國力の根柢に培はむことを期す 創立宣言 今や世界は未曾有の轉換期に際會す。皇國亦東亞新秩序建設に任じ、世界新秩序完成に邁進せんとす...

地方別産業別普通世帯數 (十五年末)

Large table showing population statistics by region (e.g., 狩野川, 志山, 島振) and industry type (e.g., 農業, 水産業, 鑛業, 工業, 商業, 交通業, 公務自由業, 其他の産業).

その面目を一新せんとす、この成果と組織を總括して一大國民運動たらしむるの要今や極めて切なるものあり。皇紀二千六百一年の新春初頭に當り我等こゝに北海道に於ける大日本産業報國會會員を以て北海道産業報國會を結成し、光輝ある新任務に就かんとす。我等の使命は實に愛國の至情を産業報國運動に結集して曠古の國難を克服し、以て永遠不動の皇國産業道を樹立せんとするにあり。責務の重きを念ひ決意更に新たなり勇躍我等行かん」とす

- 第一條 本會は北海道産業報國會と稱す
第二條 本會は北海道に於ける大日本産業報國會會員たる産業報國會を以て組織す
第三條 本會は事務所を札幌市に置く
第四條 本會は大日本産業報國會則第二十一條に依り北海道に於ける産業報國運動を實施統轄指導するを以て目的とす
第五條 本會は前條の目的を達する爲左の事業を行ふ但し鐵山に關しては別に之を定む
一 産業報國精神の昂揚に關する事項
二 産業報國會會員の教育訓練に關する事項
三 産業報國運動の指導者養成に關する事項
四 産業報國會の運営及事業の指導に關する事項
五 技能の向上其他生産の高度能率發揮に關する事項
六 勞務統制への協力に關する事項
七 福利厚生、生活指導及勤勞文化の向上に關する事項

- 八 産業勞働の調査研究に關する事項
九 一般國策への協力に關する事項
一〇 其の他本會の目的達成に必要な事項
拓殖實習修了と土 拓殖實習場修了生の土地に關しては、從來北海道廳の指定する原野を支廳及移住者世話所に於て現に家族構成し居る者或は配當後入地する迄に家族構成し得る者のみに對し入地すべき土地を配當してゐたが、中には家族構成せずして單獨入地し居る者も見受けられ、斯る者の起業狀況は概して不良なるのみならず、畢竟勞力不足の結果不成功に終る者有るべく、斯くては本道未開地開發上遺憾とすべく爾今は戶籍上にも將亦實際上に於ても家族構成未済の者に對しては土地配當せざる様勵行することにした、但し單獨入地者と雖も、配當地附近に近親者現住し、起業上の勞力援助確實と認めらるる者に限り、例外として土地配當を爲

- 負債整理組合共同事業獎勵金交付
第一 負債整理組合(農村負債整理組合法第八條の規定に依り負債整理事業を行ふ法人を含む以下同じ)の共同事業獎勵の爲本要項に依り毎年豫算の範圍内に於て獎勵金を交付す
第二 獎勵金は左の標準に據り之を交付す但し特別の事由ありと認むるときは其の限度を超えて交付することあるべし
一 共同事業施設經營費の三分の二以内とし一組合當三十圓以内とす
(北海道負債整理事業協會)

農

産

昭和十六年度 指導獎勵方針

現下我國内外の情勢極めて多難にして、高度國防國家の建設は一刻の偷安を許さざるものあり、斯る國家非常の秋に際會し、本道農業の使命亦愈重大なる折柄、卒先職域奉公、公益優先の理念に立脚し、強靱安固なる本道独自の農業確立に邁進し、以て農業生産力の増大を圖るは喫緊の要務なりとす。仍て之が達成を圖らんが爲刻下の農業事情に鑑み、特に指導獎勵上留意すべき事項を掲ぐれば左の如し。

- 一 農業報國精神の昂揚
生産力の擴充を遂行し國民力増強の源泉を涵養するは一に農家の滅私奉公の赤誠に基づくものなるを以て凡ゆる機會に

- 二 生産計畫の達成
農業報國精神の振作昂揚に努むるを要す
生産計畫の確實なる實行と否とは直に國力の消長に影響する所甚大なるを以て所定の生産計畫達成法を基調とし各般の指導獎勵施設と相俟つて農事實行組合の協同的責任の下に之が遂行を期せしむるを要す
三 農業經營法の確立
其他地方最高の生産能力を發揮せしめんが爲立地要件に即應せる地帯別農業經營様式並に適正なる規模の設定をなし以て經營の改善發展を圖ると共に各般の指導獎勵施設並に生産計畫樹立の基礎たらしめむとす
四 食糧の増産
現下に於ける食糧問題は極めて重大にして之が對策として

- 五 飼料の増産
生産、配給、消費を通ずる一貫的統制の強化を圖るは益々必要なるも就中生産の増大を圖るは其の基本的要諦なりとす。仍て所定の生産計畫基準に基き地方に即せる食糧農産物の増産を圖るはもとより特に米穀に關しては精神と技術の總動員的態勢を以て之が生産の確保増産を期するを要す
六 地方の維持増進
飼料の確保増産に努むるを要す
七 農業技術の高度化
勞力及資材の不足を克服し猶且増産を遂行せんが爲には農業技術の高度化並に之が普及徹底を必須とするを以て積極的に之が指導に努むるを要す特に地方精農家の優秀なる技術の褒彰普及及當業者自らの創意による技術の向上に關し一層留意するを要す
八 指導組織の強化
農業技術の指導は素より農事各般の指導獎勵の成果は特に第一線指導陣の指導能力の如何に左右さるゝ處甚大なるものあるを以て之が指導組織の整備強化を圖り指導力の充實を期するを要す
九 離農及不作付地の防止
近時増加の傾向にある離農現象並に不作付地の防止對策と

しては農村人口の定有、國民勞務の再編成及農村經濟の強化等を其の基本策とするも差し當つては特に自作農創設維持事業の強化及小作條件の統制合理化等農地制度の改善を以て離農防止の基調となし其の他生活改善、文化施設等と相俟つて施策せんとす。又近く發令を見んとする國家總動員法に基く農地目的の變更制限、空閑地の利用強制に依る不作付地の防止及農業勞働の協同化、組織化、共同作業地の設置、機械力、畜力利用の高度化等勞働生産性を經營技術の向上と併進的に昂むるの外更に市街地及學生々徒の勞力を一層組織的計畫的に動員し以て勞力の緩和、不作付地の防止に努むるを要す

一〇 農村下部組織の整備強化部落實行、部落團體及農事實行組合は可及的一元的に整備強化を圖り生産並に生活の協同體的基礎組織として發展向上せしむるを要す

一一 資材の配給

生産資材の需給は現下情勢に鑑み益々困難なるを豫想せらるるを以て確保せる資材に關しては配給は町村及生産團體に於て協力し生産計畫との密接なる關連に於て實行組合を對象として適正なる配給をなし實行組合は協同的精神の下に消費調整を圖り技術の高度化と創意により最も能率的に使用せしむるを要す

農作物の増産獎勵

昭和十六年度に於て、特に増産を必要とする主要農作物の獎勵方針及獎勵事項並に施設の概要左の如し

水 稻

甲 獎勵方針

現下の食糧事情に鑑み米穀の増産確保を圖るは喫緊の要務なるを以て昭和十六年度に於ては前年の違作に鑑み既に事變以來指示の獎勵方針に基き指導督勵を行ふと共に特に既定の耕種改良規程方案中冷害の防止、病害蟲防除、施肥法の改善等夫々地方の實情に即應し増収上重要な

事項の必行に努め、以て安んずる確實に生産目標たる三百十五萬六千五百三十三石以上の收穫を圖らんとす

乙 獎勵事項

一 生産計畫の樹立及生産の割當

支廳は町村に市町村は農事實行組合若しくは部落に組合又は部落は更に農家に地方の實情を考慮し夫々最も適切なる生産計畫を樹て割當をなし生産責任收量を明確にし必ず之が實現を期せしむること

二 田地荒廢又は不作付地の防止督勵

勞力不足、經濟事情或は其の他の原因に依り田地の荒廢又は不作付地を生ずる虞ある場合には關係機關と連絡の上其の原因を究明し別に指示の方針に基き對策を樹て遺憾なき様督勵すること

三 耕種改善規程の改訂並に之が實踐獎勵

前年度の實績に鑑み豫め整備すると共に部落の實情より見増収上必要な改善官施事

項を定め全道水田農家に洩れなく之が勵行を期せしむること

四 病害蟲防除の徹底

前年度に於て各種病蟲害の稀有の被害が米穀減收の重大なる原因となりたる事實に鑑み例年發生の懼れある病害蟲の徹底的防除を圖ること

五 冷害豫防

前年度に於て六、七月の天候不良なると初霜の早來による冷害の被害甚大なりしに鑑み温冷床苗代設置獎勵並に早生種の獎勵をなすの外地域別耕種改善規程獎勵事項中特に左記を獎勵せんとす

イ 肥料の合理的施用

ロ 整地の改善

ハ 適期播種並に移植の勵行

ニ 普通苗代の適量播種の勵行

ホ 灌溉の改善

ヘ 水田排水及客土

六 温冷床苗代設置獎勵

冷害對策を主とし、一般地帯に於ける勞力配當の調整並に増収を目的とし曩の通牒に基

七 新品種の獎勵

き之が設置獎勵をなすこと

稻熱病の耐病性品種並に早生種たる左記を新たに獎勵せんとす

早生白毛 水稻農林十五號
北海八十六號 福糯 上育 B七號

丙 獎勵施設

一 前年度より踏襲繼續する見込の施設次の如し

多收品種々子購入の助成△育苗施設の助成△稻作廢止防止並に噴霧器購入の助成、外に農業土木諸費の中稻熱病對策の助成△自給肥料増産並に施肥改善に關する事業の助成△指導普及施設の助成

二 新規計畫の施設事項左の如し

イ 病害蟲防除效果増進施設の新設

ロ 自給肥料改良増産及施肥改善に關する施設

ハ 食糧増産技術動員等に關する施設

前年の増産指導の實情に鑑み

指導事項を農家に徹底せしむるため次の如き施設を講ぜんとす

1 普及宣傳資料の作製配付

2 増産指導獎勵組織の強化

米穀増産の完遂を期する爲には農家を以て時局の重大性を的確に認識せしめ農業報國精神を鞏くし以て其の使命の達成に邁進せしむると共に一面凡ゆる農業生産技術を總動員し指導の徹底によりて農家を以て改善耕種法を完全に實行せしむるを要す

仍て農林省に於て新に食糧増産指導中央本部を設け、關係各部署一體となり全國を數區に分ち班を定めて技術指導の萬全を期せんとす

3 郡町村食糧増産技術員の設置並に之が技術訓練 本年度中に道農會主催にて五日間行ふ豫定

4 食糧増産優良實踐團體等の

表彰

5 低位收穫農家の増産獎勵

6 改善耕種等々の調製配付

7 優良技術員及篤農家等の協議會開催

小 麥

甲 獎勵方針

戰時下食糧増産の必要上左に依り前年秋割決定せる作付面積の確保は勿論反收増加の獎勵に努めむとす

一 小麥主産地帯に對する獎勵

小麥の主産地に於ては小麥の過少作付農家に對し勞力調整作付配當改善、輪作改善の見地より更に之を獎勵すると共に耕種法の改善指導に依り反當收量の増加に努むること

尙前年秋作付せる秋播小麥の割當面積に達せざりし地方は春播小麥を以て補ふ様獎勵すること

二 小麥作付不振の地帯に對する獎勵

小麥作付不振の地帯に對しては優良品種の普及を圖ると共に

乙 獎勵事項

一 作付面積増加獎勵

作付面積を増加する爲に左の事項を獎勵すること

イ 種子の購入斡旋

擴張面積に對す所要種子或は優良種子の配給は播種期一ヶ月前迄に夫々購入斡旋配給を終ること、尙代金現物の授受は産業組合之をなし種子の選定配給指導は農會之に當ること

ロ 休閑地利用、共同耕作獎勵

農事實行組合に於て勞力不足の爲不作地を生ずる懼ある時は之等を防止すると共に積極的に休閑地の利用其の他土地利用を共同耕作に依り行ひ以て小麥作付面積の増加を圖ること

ハ 大豆の間作及綠肥の混作獎勵

二 反當收量増加獎勵

左記各項により積極的に反當
收量の増加を圖る様獎勵する
こと

イ 多收品種の普及を圖る
こと

ロ 耕種法の改善を徹底せ
しむる爲に左記必行事項を獎
勵せしむること

適期播種△選種及種子消毒△
密條播又は廣巾播△適期刈取
△乾燥改善

三 新優良品種普及獎勵

前年度より「配付せる新品種
「硬質春蒔小麦農林三十五號」
及「春蒔小麦農林二十九號」
は各々の特性に依り本年度に
於ても之が原種を適地方に配
付を獎勵せんとす

丙 獎勵施設

昭和十六年度生産小麦に對す
る増産獎勵施設左の如し
一 小麦増殖實地指導地の設
置獎勵

前年より更に増加し一二〇農
事實行組合に設置す、尙一組
合當二十五圓の獎勵金を交付
す
二 小麦増産督勵員講習會の

4 病虫害防除週間の設定
5 刈取週間の設定

亞 麻

甲 獎勵方針

農家各戸に最低三段歩を限度
として作付を獎勵耕種技術の
改善に依り極力反當收量の増
加に努むるは勿論可及的赤ク
ロパー混播に依る地力の維持
増進又は跡地利用に依る收益
の増加を圖らしむものとす

乙 獎勵事項

一 原料莖並に種子買入價格
原料莖並に種子の買入價格は
公定價格に依るも從來の経過
に徴し層亞麻莖並に明年度亞
麻耕作に必要とする亞麻種子
は共に製麻會社に於て買入契
約を爲すものとす
二 種子配給價格
製麻會社は希望に依り亞麻種
子を別に定むる公定價格に依
り貸付す

丙 獎勵施設

一 亞麻耕作獎勵金
製麻會社は道農會を通じ耕作
獎勵金を町村農會に交付する

開催

小麦増産の趣旨を徹底せし適
正なる耕種技術の指導に努む
る爲主産地方に本講習會を開
催し道廳及農事試験場より講
師を派遣す

三 小麦生産費調査

小麦の生産費調査は昭和十六
年生産のものより米穀生産費
調査と同様農林省の委託調査
事業となり規模擴大せられた
るを以て之が實施上遺憾なき
を期すること

大麥裸麥

甲 獎勵方針

食糧農産物需給の現状に鑑み
大麥裸麥の増産を圖ることは
極めて緊要なるを以て農林省
の指示に基き左の増産確保施
設を計畫したるを以て之が指
導督勵に萬全を期するを要す

乙 獎勵事項

一 耕種改善必行事項の實踐
獎勵
増收を圖る爲左記の通り耕種
改善必行事項を設定せるを以
て之が實踐を獎勵すること

乙 獎勵事項

一 優良品種の普及
イ 品種の退化せるものは
優良品種に更新すること
ロ 道南地方に於ては、ウ
イスクンシン第十二、エロー
テントコーンの如き多收品種
の普及を圖ること

ハ 東北部地方に於ては坂
下種の如き早熟品種を普及し
收穫の安全を期すること

二 栽培法の改善

イ 播種の適期を逸せざる
こと
ロ 牧草及綠肥跡地の作付
又は堆肥の施用を勵行せし
むること

ハ 栽植距離を地方的に適
正ならしむる様指導すること

三 乾燥の改善

穀穂は適期に收穫し吹貫小屋
覆ある乾架籠架又は筵乾等に
より乾燥を良好ならしむるこ

と

四 病虫害防除の徹底

イ アハノメイガの發生地
帯に於ては玉蜀黍桿及食餌作
物稿桿の處分を勵行せしむる
こと
ロ 斑葉病の發生地帯に於
ては特に堆肥を増施せしむ
ること

五 酒精用玉蜀黍の供出
北海道信用販賣購買聯合聯合
會及北海道農會は所定數量の
玉蜀黍の供出を合同酒精株式
會社と契約し産業組合及町村
農會は割當數量の供出を郡農
會を経て北聯及道農會と契約
し之が確保に努むること

丙 獎勵施設

一 優良種子の配付 前年同
様とす
二 實地指導地の設置助成前
年同様とす
三 脱粒機の購入助成 玉蜀
黍脱粒機の普及を圖るため適
當なる團體に對し購入費の五
割以内の補助金を交付する見
込

四 增收競技會の開催

前年

飼料作物

甲 飼料作物の増殖

從來獎勵し來りたる飼料の自
給を強化すると共に未利用飼
料たる山野草、稿秆類等の利
用開發を圖ると共に優良飼料
作物の選擇、作付配合の合理
化並に栽培法の改善に依り經
濟的に飼料の増殖自給を圖ら
しめむとす

乙 獎勵事項

一 飼料自給計畫の樹立
農家各戸又は地方的に家畜頭
數及經營に應じたる飼料の自
給計畫を樹立すること本計畫
に當りては左記事項に留意す
ること

玉蜀黍

甲 獎勵方針

時局下に於ける玉蜀黍は飼料
及食糧の需給關係上、及高級
燃料の原料として益々之が増
産を要請せらるるを以て全道
的に増反を圖り特に十勝地方
に於ては經營の改善上該作の
積極的作付を獎勵せんとす、
尙優良品種の普及並に耕種法

イ 季節別飼料の生産確保並に給與量を合理的ならしむること

ロ 飼料の選擇、作付配合並に栽培法の改善に依り飼料の生産を合理的ならしむること

ハ 青刈作物、根菜類等の利用を強化し跡作又は間作に依る飼料の生産を圖ること

ニ 種子の準備
飼料作物の種子は近時移輸入不圓滑となりたるを以て所用種子量は統制的に準備配給するの要あり、仍て明年度の所要種子量は地方的に需要計畫を樹立し其の不足量は道農會に於て取纏め關係機關と連絡の上種子の準備並に配給の適正を期すること

甲 獎勵方針
飼料作物の種子は道内に於て急速に自給するの必要あるを以て全道的に播種困難なるデントコーン家畜ビート・ルタバカ青刈大豆等は適當なる團體をして各作物の適地に採種

校生徒児童をして本運動に参加せしむる様地方的に適當の獎勵計畫を樹立實施し採種目標數量の確保に努むること

丙 獎勵施設

一 採種圃設置助成
適當なる團體に於て採種圃を經營する場合其の經營費に對し五割以内を助成す

二 クロバーハラ一設備助成
適當なる團體に於てクロバーハラ一を設置する場合其の經費に對し助成する見込

三 種子共同精選所設置助成
クロバー及其他飼料作物の種子共同精選所を適當なる團體に於て設置する場合は其の設置費に對し助成する見込

園藝作物

一 必需蔬菜の生産確保
本道に於て栽培せらるる蔬菜中左の必需蔬菜の生産に重點を置き作付面積の確保並に反收増加を圖らんとす、尙多收の實を擧ぐる爲には適地適作の方針に則り地方に於ける特産蔬菜の助長に付き一層指導

乙 獎勵事項
一 指定採種町村の指導
曩に設置せる指定採種町村は從來の成績並に將來性を考慮の上適當に整理し左記面積を可成集注的に指定町村に配當設置せしむること

石狩	一五〇	檜山	一八〇
空知	三三〇	十勝	四〇〇
上川	二五〇	網走	三〇〇
後志	二五〇	留萌	五〇
計	二、〇〇〇	計	二、〇〇〇

二 クロバーハラ一の利用
クロバー採種事業は從來脱粒作業の困難が斯業の普及發達

を妨げたるもクロバーハラ一の利用により本作業を容易に且つ能率的に施行し得ることを確認したるを以て本年度は道廳既設の一臺と北聯新設の一臺を左記町村に於て利用せしむるを以て之が準備に遺憾なきを期すること

惠庭	三〇	士幌	一〇〇
千歳	三〇	音更	三〇
江別	五〇	御影	二〇
山仁	一〇〇	芽室	五〇
岩見澤	二〇	清水	二〇
美瑛	五	小清水	一五
留壽都	一〇〇	網走	五〇
留壽都	二〇	訓子府	五〇
眞狩別	三〇	訓子府	五〇

備考 以上の町村に於て豫定面積を確保し得ざる場合は隣接町村に於て不足面積を準備せしむること
クロバーハラ一利用の採種圃は指定採種町村の採種圃配當面積に含むものとす

三 採種運動の強化
クロバー採種一齊運動は從來の方法を一層強化し農家及學

勞力の補給の觀點より之等地位及其の近郊に於ける空間地利用に依る蔬菜の自給獎勵に努めんとす

食糧作物病害防除
主要食糧作物たる水稻、小麥馬鈴薯の増産確保を圖るは現下の緊要事項なるを以て耕種上の改善事項と併せ之等作物の病害蟲に依り蒙る被害を未然に防退し食糧増産上遺憾なきを期せんとす

乙 獎勵事項
一 特に防除を要する病害蟲
イ 水稻
1 綜合防除を實施せしめんとする病害蟲の種類左の如し

稻腐敗病、稻熱病、泥菴蟲、稻象蟲、稻葉潜蠅、泥負蟲、二化螟蟲

2 防除方法
水稻地域別耕種改善規程に基き病害蟲防除の實施強化を計る

ロ 小麥
1 綜合防除を實施せしめんとする病害蟲の種類左の如し

とする病害蟲の種類左の如し 黑穗病、赤霉病、銹病類、菌核病、コガネ蟲類、麥蛾

2 防除方法
水稻、小麥、馬鈴薯、病害蟲防除要項に示す

3 馬鈴薯
1 綜合防除を實施せしめんとする病害蟲の種類左の如し
馬鈴薯疫病、大二十八星瓢蟲

2 防除方法
水稻、小麥、馬鈴薯病害蟲防除要項に示す

3 病害蟲防除督勵委員の整備並に活動促進
病害蟲防除の徹底を圖るは督勵委員の活動に俟つ所極めて多きものなるに最近之が活動不活潑にして設置の目的に達はざるもの又は之が設置なき地方もあるを以て此際速に之が整備活動を促し病害蟲の早期防除に努めしむること

4 圃場の清潔週間の設定
圃場の清潔と否とは病害蟲の發生に至大なる關係あるを以て播種前に之が清掃をなすしむるは最も有效なる防除法なり

リ、殊に防除資材の圓滑を缺く現下に於ては特に經濟的防除なるを以て食糧作物に重點を置き五月上旬適當の期日を選定し農村各關係機關の總動員化により本防除方法の徹底を期すること

四 病害蟲防除週間の設定
前記の食糧作物に對しては地方事情に應じ必ず二乃至三回の防除週間を設定し以て防除の萬全を期すること

五 農業藥劑の配給調整
本年度の農業藥劑の配給は前年に比し更に不圓滑の情勢にあり然るに病害蟲に依りては耕種法により防除の効果の期し得べきもの尠からざる事情に鑑み極力本防除方法を指導督勵すること尙本年度藥劑の配給は曩に町村より提出せる計畫並に病害蟲の發生状況等を考慮し配給する方針なるを以て町村に於ては配給せられたる藥劑を以て最高度の効果を發揮せしむる様防除の遂行を條件とし當業者に配給し特に食糧作物生産上齟齬を來たさし

獎勵に努めんとす

大根、漬菜、甘藍、胡瓜、茄、トマト、葱、玉葱、人蔘、牛蒡、南瓜、燕菁、蒟蒻草、豌豆、菜豆、馬鈴薯

二 必需蔬菜耕種改善規程普及の獎勵
北海道必需蔬菜耕種改善委員會に於て決定せる規程に基き各地方に於ては同一規程を以て律し得べき範圍を區域として必需蔬菜耕種改善協議會を開催し種類毎に耕種改善規程の設定をなし之が普及に努むるを要す

道の規程は印刷配布すると共に協議會に對しては必要に應じ道廳より係員を派遣せんとす

三 農漁業者及都市鑛山等の蔬菜自給獎勵
農漁業者に對する蔬菜の自給に關しては從來指導獎勵しつゝあるところなるも時局下食糧生産事情に鑑み一層強化の要あると共に都市並に鑛業地帯に對する蔬菜の供給力減退に對處し且農業生産に對する

めざる様配給上に留意するこ
と

丙 獎勵施設

一 病害蟲防除費の補助助成
イ 藥劑助成
左記病害蟲の防除藥劑費に對
し助成せんとす

1 水稻 稻熱病、泥負蟲、
稻葉潜蠅

2 麥類 小麥銹病類

3 馬鈴薯 馬鈴薯疫病 大
二十八星瓢蟲

防除用噴霧器の購入費助成

水稻及馬鈴薯病害蟲防除用噴
霧器の購入費に對し昭和十五
年度同様助成せんとす

自給肥料改良増産

甲 獎勵方針

現下重大時局に際し各種農生
産物の生産確保特に食糧軍需
作物の絶対確保の要緊切なる
に拘らず之が生産資材たる各
種販賣肥料の供給は依然とし
て窮屈を免れざる現況にして
自給肥料の増産は現下焦眉の
急務なるものあり、然るに堆
厩肥の生産量を觀るに昭和十
三年以來減退の傾向を示し綠

の指導員を設置したるも本指
導員活動の良否は本施設實施
の趣旨に反映する處大なるも
あるを以て指導員の活動促
進に付特段の指導督勵をなす
要ありとす

三 綠肥作物増殖獎勵に關
する事項

イ 赤クロバ

綠肥並に家畜飼料として現下
益々其の重要性を増加しつつ
ある赤クロバの十五年に於
ける作付反別は前年に比し減
退を示せるは農業生産の確保
を圖る上に於て寔に由々敷事
態なるを以て今年に於ては特
に左の事項の徹底を期せんと
す

1 畑作農家各戸に自給上必
要なる採種圃の設置を獎勵す
ること

2 赤クロバ採種一齊運動
を一層徹底せしむること

3 昨年輸入せる赤クロバ
種子にして未播のものは之が
保管に關し充分指導をなすこ
と

ロ 黄花儿ビン

黄花儿ビンは從來通り特殊
土壤地帯に對し極力之を獎勵
し作付普及促進を圖るため左
に依り指導に努むるものとす

1 黄花儿ビン採種のため
支應に對し採種圃面積配當の
豫定なるを以て支應に於ては
町村に配當の上之が經營指導
に關し遺憾なきを期すること

2 町村農會に黄花儿ビン
實地指導地を設置せしめ根瘤
菌接種法、播種法、採種法等
其の耕種法に付一層懇到なる
指導を爲さしむること

ハ 綠肥作物根瘤菌の配付

1 黄花儿ビン根瘤菌は左
の數量無償配付の豫定とす

二〇、〇〇〇本 採種圃用
三〇、〇〇〇本 鋤込圃用

2 赤クロバ採種に青刈大豆
根瘤菌は左の數量無償配付の
豫定とす

赤クロバ根瘤菌 約 二五、〇〇〇本
青刈大豆根瘤菌 約 三、一七〇本

四 施肥基準設定並に實踐に
關する事項

肥料供給充分ならざる現下の
狀勢に於て重要農作物の生産
確保を期するためには最少量
の肥料も其の効果を最大限に
發揮せしむるを要す之が爲之
等農作物に對し各町村毎に施
肥の基準を設定し之が基準量
に依り施肥の一齊勵行を爲さ
しむるの要緊とす、而して
之が設定の適否並に實踐の如
何は農生産に及ぼす影響大な
るものあるを以て之に關し特
に指導の萬全に努むること

五 金肥の消費調整に關する
事項

十五肥料年度に於ける肥料の
割當方針は重要農作物絕對確
保の目的に依り生産計畫に重
點を置き配當せられたるを以
て之が目的を充分達成する様
指導すると共に前年度に比し
配給の増減ありたる肥料成分
の消費調整に關しては土壤の
肥瘠作物の種類に應じて之が
施用の時期、施用量等に遺憾
なき様指導督勵し且各種自給
肥料の増産利用を極力獎勵し
て金肥の肥效増進に努むる

こと特に大豆粕魚肥等有機質
肥料の配給は前年より一層配
給量の低減を豫想せらるゝを
以て之が消費調整に關しては
充分注意を喚起せしめられた
きこと

肥料配給統制事項

本道に對し配給割當せられた
る昭和十五年肥料年度に於け
る無機物質は總量に於て前年
度と大差なきも有機質肥料に
於ては前年實績に比し著しく
不足せる爲目下増加配給方折
衝中にあり、而して一―七月
割當數量中には春蒔作物用と
秋蒔作物の前輪送用のもの
區別して割當をなせるも肥料
配給統制上左の事項に付略意
する要あるものとす

イ 無機質肥料の配給統制
に關する事項

1 農生産確保上最も重要な
る磷酸質肥料の配給割當數量
は前年度に比し約一萬貳減少
せるのみならず含有成分も高
度過磷酸石灰の減少傾向にあ
るは其の影響するところ大な
るにより之が消費調整の徹底

を期すること

2 窒素質肥料の配給割當數
量は前年度に比し約一萬貳増
加せるに付之が施用の適否は
其の影響するところ大なるも
あるを以て前年の實施狀況
に鑑み施用遺憾なきを期す
ると共に春蒔作物に對する追
肥等には特に留意すること

3 加里鹽の配給數量は依然
僅少なるに付之が施用に當り
ては制限事項(昭和十五年二
月二十三日北海道廳告示第二
一八號)に留意すること

4 石灰窒素、トーマス磷酸
高度化成肥料及特殊化成肥料
の施用に當りては曩に示せる
限定作物に對してのみ施用せ
しむる様指導すること

ロ 有機質肥料の配給統制に
關する事項

ハ 市町村内の肥料配給割當
に關する事項

北海道廳令第十三號肥料配給
統制並に消費調整細則第八條
に依る市町村に於ける實行組
合別肥料配給割當決定の遅延
のもの尠からず斯の如きは現

物配給上支障を來す場合尠な
からざるを以て市町村をして
速に之が決定をなさしむる様
指導監督すること右決定に當
りては經濟更生委員會を運用
せしめ管内の施肥計畫及肥料
配給計畫を樹立の上之に依ら
はしむること、し右配給計畫
の樹立に當りては産業結合及
小賣商業組合とも充分連絡せ
しむること

更に細則第十一條に依る市町
村農會長の肥料配給上の指圖
又は幹旋は配給機關に對し敏
速に行はしむること

農産加工を獎勵す

甲 獎勵方針

本道の農産加工品は時局下に
於て更に其の重要性を加へた
るのみならず其の需要は著し
く増加の趨勢を示すに至れり
農産加工品は其の種類多きも
孰れも本道の農村に其の資源
を求め得らるゝもの多きを以
て前年指示の方針に基き之が
加工の普及發達を圖るは焦眉
の急務と謂ふべし
而して本年度は現下の情勢と

其の資源に鑑み特に薬工品と味噌醬油の増産に重點を置き左記に依り之が達成に努むるものとす

乙 獎勵並に施設事項

- 一 薬工品
イ 支廳市を區域とする増産計畫の樹立及指導獎勵
ロ 増産共勵會の開催
ハ 共同加工施設の獎勵及助成
ニ 器具機械の助成
イ 醸造技術の普及向上
ロ 共同加工施設の獎勵及助成

養蠶と被服の自給

時局の現状に鑑み國內被服原料たる動植物纖維の自給増産を圖るは緊要のことなりとす仍て本道に於ても政府の方針に基き混紡用繭並に普通繭の増産を圖らんが爲蠶作の可能なる適地方に對し指導獎勵を行ひ以て國策に順應すると共に農家被服類の自給に資せんとす

自作農創設と維持

と等なり依て之が運用に關し指導上遺憾なきを期するを要す

負債整理事業代行

昭和十五年十二月勅令第九四三號を以て農事實行組合及漁業協同組合を農村負債整理組合法第八條の規定に依り負債整理事業を行ふ法人として指定せられたるところ右は現下農村に於ける負債整理事情に鑑み今後に於ては地方の實情に即し新に負債整理組合を設立するに代へて農事實行組合、漁業協同組合が直に負債整理事業を行ひ得るの途を開き之に依り負債整理の促進を圖り以て農山漁村住民の經濟活動を活潑ならしめ安じて時局下緊要なる農林水産物の増産に努力せしめ且將來益々農山漁村民の經濟の堅實を期せんとする趣旨なるを以て此の際を期し本事業の急速なる普及發達を圖り、右趣旨の達成を期する様關係團體と密接なる連繫を保ち指導獎勵に努むるを要す

時局下農村事情の推移に對應せんが爲養蠶自作農創設維持獎勵規定を改正し從來一世帶當購入價格及貸付金額の限度夫々四千圓なりしを夫々六千圓に、而して支那事變出征記念自作農創設維持事業にありては夫々八千圓に増額を見たるは一世帶當り經營面積の擴大を圖り農家生活の安定と事變下農地問題の解決に資せんとするものなるを以て右趣旨に則り積極的に本事業を實施せしむるを要す

小作料の統制實施

國家總動員法に基く小作料統制令の主旨は戰時下農業生産力の維持擴充上障礙となるべき高率小作料及び不合理なる小作條件の適正化に在り本令施行以來廣く趣旨の普及を圖り市町村農地委員會の指導に努めたる結果、目下實施町村に於ては概ね所期の實績を收めつゝありと雖も農地問題の益々重大性を加ふる情勢に鑑み全道に亘りて速かに之

商工業者農業轉業

中小商工業者にして轉業の止むなきに至りたるものの中農業の經驗を有する者、若し之が適格者にして農業に従事せんとする希望者に對しては本道の國有未開地、又は民有の既墾休閑地へ農業經營上差支なき程度の土地改良施設、其他就農上各般の施設をなし入植せしめんとする豫定なるも、之等轉業失業者は現在の農業者に比し農業の經營並に耕種技術に關する智識充分ならざるを以て國民勞務再編成の見地に立脚して、農業經營上些少の不安無き様充分なる指導獎勵を要す

甜菜の集注的栽培

面積の獎勵は普遍的配當を避け、専ら工場並に驛を中心とする集注的栽培を強化すると共に、之が施設は甜菜、酪農を中核とする北方農業の確立と共に推進力の増強に重點を置かんとして、仍て昭和十六年度は左記の諸點に留意し所期の目的達成上遺憾なきを期す

か適正化を實現し生産力擴充の要請に應ふるの要切なるものあるを以て左記事項に留意むるを要す

乙 獎勵事項

- 一 趣旨の普及徹底
イ 地主に於て本令の實施を拒むものあり之等の向に對しては農業生産の公益的使命を理解せしめ協力的精神の涵養に努むること
ロ 本令の實施に關する小作人の陳情は小作爭議と趣を異にするを以て充分本令制定の精神を理解せしめ特に階級的對立を避けしめ、農地委員會をして善處せしむるよう指導すること
二 農地委員會の事業實施指導
イ 「小作料統制令事務取扱要綱」に示す適正小作料の算定は極めて慎重を要するを以て農地委員會をして充分審議檢討せしむること
ロ 田畑に於ける物納小作料は各種時局作物の耕作統制

小作關係の調整上支障あるを以て、之を金納に改め適正化せしむること

産業組合施行規則

現下産業組合金融の趨勢に鑑み信用組合及信用組合聯合會の資金の統制を圖り併せて其の管理運用の堅實を期せしむる爲、産業組合法施行規則の一部改正を見たり、即ち其の要旨とするところは信用組合及信用組合聯合會をして毎年二期に分ちて各々其の地方の實情と國策の線に即したる資金運用計畫を樹立せしむることとし右に關聯し信用組合及信用組合聯合會の貯金の拂戻のための準備に付最低限を定め又餘裕金の運用に關して規定を設け之が系統的統制の強化を圖ることとしたること及市街地信用組合に對して工業組合商業組合等の加入の途を開き兩者資金の疏通を圖ること

Table with columns for agricultural products (e.g., 檜, 渡島, 十勝, 釧路, 根室, 網走, 宗谷, 留萌, 帶廣) and rows for land area (耕地面積) and comparison (前年對比減, 前年對比減, 前年對比減). Includes a note '耕地面積(十五年末)'.

Table with columns for agricultural products (e.g., 甜菜, 糖, 計) and rows for various metrics (e.g., 甜菜に對する農家の關心を昂め經營に對する合理性を強化する爲作付面積の割合を標準として一戸當り作付面積は三反歩を最小限度とする). Includes a note '甜菜に對する農家の關心を'.

渡島	五、六三・八	二、三四〇・八
胆振	七、三四・七	二九、一四三・九
日高	五、四九・三	一九、五七九・三
十勝	六、九五〇・五	二〇、一六八・四
釧路國	五七・八	二七、七〇・八
根室	—	三九、四九・六
網走	二、八六四・一	一三五、一七五・九
宗谷	二・二	一四、一三三・六
留萌	五、六五・八	二、七四九・九
札幌市	四七・八	五、六一・一
旭川市	二七・一	三、七五・六
小樽市	一〇〇・二	一、四三・五
函館市	三〇七・六	九、五八・八
室蘭市	二八・九	七、九・四
釧路市	—	二、四二・二
帯廣市	六三・六	二、〇四・〇

耕地所有者増加

昭和十四年末、耕地所有者は十九萬二千六十八人を算へるが之を前年末の夫れに比較するに一千二百八十八人、即ち七厘の増加である。

右の増加は自作農創設、民有未墾地開發制度等に負ふ處が蓋し尠くはあるまい、一面、近時の傾向として大地主の土地開放に依る耕地の細分化が目まぐるべきである。右は所有耕地の廣

狭階級別を觀察することに依つて明かである。

即ち耕地所有者を其の所有反別の廣狭により區別すれば次の如くである。

五反未滿	所 有	四、四九
五反以上一町未滿	所 有	一四、七六四
一町以上三町未滿	所 有	三、五〇四
三町以上五町未滿	所 有	三、七四三
五町以上十町未滿	所 有	三、二六
十町以上五十町未滿	所 有	九三
五十町以上百町未滿	所 有	四九
百町以上	所 有	四九
計		一九〇、二六

即ち右の區別に依る限りでは五反未滿の所有者が四萬一千四百五十九人で、總數の二割一分八厘に當つて首位に在る。

之に次ぐは五町歩以上十町歩未滿所有者の二割六厘、以下三町歩以上五町歩未滿所有者の一割九分八厘、一町歩以上三町歩未滿所有者の一割八分七厘等である。

之を前年末の夫れに比較するときは五反歩以上一町歩未滿所有者に於て、四百九人、即ち二分八厘、一町歩以上三町歩未滿所

有者に於て六百十四人、即ち一分八厘、三町歩以上五町歩未滿所有者に於て百六十九人、即ち五厘、五町歩以上十町歩未滿所有者に於て六百八十五人、即ち一分八厘を夫々増加し、五反歩未滿所有者に於て二百八十二人、即ち七厘、十町歩以上五十町歩未滿所有者に於て二百五十五人、即ち一分二厘、五十町歩以上百町歩未滿所有者に於て三十二人、即ち三分三厘、百町歩以上所有者に於て二十人、即ち四分五厘の共に減少である。

耕作反別廣狭別調

昭和十四年末の農作業戸數は總數十九萬三千九百九十戸であつて、前年末の夫れに比し二千五百八十戸即ち一分三厘の減少であるが、茲では之を更に耕作反別の廣狭に依り區別觀察したいと思ふ。

本資料に在つては、耕作反別の廣狭を九級に分けて居るが、此の階級別に見た戸數は次の如くである。

即ち五反歩未滿を耕作するもの三萬四千五百八十戸總戸數の一割七分九厘、五反歩以上一町歩未滿の耕作一萬一千八百二十戸、六分一厘、一町歩以上二町歩未滿耕作一萬五千五百三十三戸、八分、二町歩以上三町歩未滿耕作二萬一千二百九十戸、一割一分、三町歩以上五町歩未滿耕作四萬三千八百二十二戸、二割二分七厘、五町歩以上十町歩未滿耕作四萬六千七十七戸、二割三

分八厘、十町歩以上三十町歩未滿耕作一萬九千六百一十一戸、一割二厘、三十町歩以上百町歩未滿耕作五十七戸、三厘、百町歩以上耕作十六戸、一厘未滿である。

即ち此の階級別に依る限りでは五町歩以上十町歩未滿を耕作する戸數が最も多く、三町歩以上五町歩未滿を耕作する戸數が之に次ぎ、五反歩未滿を耕作する戸數が更に之に次ぐものである。

右の區別に依り、之を前年末の夫れに比較するに五反歩未滿耕作の戸數では二百三十四戸、即ち七厘、五反歩以上一町歩未滿耕作では百八十二戸、即ち一分五厘、一町歩以上二町歩未滿耕作では四百九十三戸、即ち三分一厘、二町歩以上三町歩未滿耕作では五百四戸、即ち二分三厘、三町歩以上五町歩未滿耕作では百三十五戸、即ち二分一厘、五町歩以上十町歩未滿耕作では三百六十戸、即ち八厘を何れも減少し、十町歩以上三十町歩未滿耕作で八十四戸、即ち四厘、三十

町歩以上百町歩未滿耕作で四十戸、即ち八分八厘、百町歩以上耕作で二戸、即ち一割四分三厘を何れも増加して居る。

之を概括すれば農作業總戸數に於ては減じて居るが右は小地積を耕作する戸數に於ける減少であつて大地積を耕作する戸數に於ては増加を示して居るのである。

右は總體に於てみたのであるが、之を自、小作別に觀察すれば、各々趣きを異にして居る。

即ち自作に在つては總體的にも亦階級別にも夫々前年に比し増加を示し、小作に在つては總體的にも亦階級別にも夫々減少を示して居る。但し例外として五十町歩以上百町歩未滿耕作の階級に於てのみ多少の増加を示した。又自作兼小作に在つては總體的には減じ、階級別に見るときは増減區々である。

農作業戸口減少

昭和十四年末農作業戸數は總數十九萬三千九百九十戸であり之を前年末の夫れに比較するに二千五百八十戸、即ち一分三厘の減少である。

農作業戸數の減少は次表に示す如く最近に於ては一つの傾向として見らるゝに至つたが、殊に今次事變以來顯著に現はれ來つた處であつて事變の農村に及ぼしつゝある影響が看取される。即ち其の大部分は時局産業への轉向と見なければならぬ。

昭和十一年末	三〇〇、六七
昭和十一年末	三〇〇、五四
昭和十二年末	二九、八三
昭和十三年末	一五、七六
昭和十四年末	一三、一六

次に戸數を主業と副業とに區別すれば、前者は十四萬四千八百七十八戸で總數の七割五分に當り、後者は四萬八千三百十八戸で二割五分に當る。

此の區別に依り前年末の夫れと比較しては、主業に在つて一千五百七十三戸、即ち一分一厘、副業に在つて一千七戸、即ち二分の共に減少である。特に副業に於ける減少割合が大きいのは留意すべきだと思ふ。即ち從來副業として農業に依據したものが、農業以外の産業に依據する

轉向は主として小作に於てあり、一面又小作より自作へ地位を向上したものがかなりあることを知るに難くない。但し小作乃至自作兼小作の減少程に自作が増加して居ないことは注目してよいと思ふ。

戸数に就ては以上に止め次に農作業人口に付見るが總人口は百十六萬二千三百十一人であり之を前年末の夫に比較しては一萬七千六百四人、即ち一分五厘の減少である。

右の減少理由としては戸数に於けると同様の事項を挙げ得ると思ふ。尙最近數年次に於ける農作業人口を示す。

十一年	六〇、五五二	從屬者
十二年	六四、八五七	就業者
十三年	六二、〇〇〇	五八、四四四
十四年	五九、四〇三	五九、五七九
十五年	五九、六〇〇	五三、六六二

人で總數の五割七厘に當り、後者は五十七萬二千六百七十一人で四割九分三厘に當つて居る。此の區分に依り前年末と比較するに、就業者では九千七百六十三人、即ち一分六厘、從屬者では七千八百四十一人、即ち一分四厘の共に減少に當つて居る。

各種作物作付反別

穀類	六四三、三三・五町
根・莖菜類	九、二〇・三町
果・菜類	一六、五二・二町
果樹類	四、四四・二町
工藝作物	八、六四・五町
綠肥作物	一〇、三〇・二町
飼料作物	五、五三・八町
其他(花・ユリ・桑)	九、〇〇・〇町
計	九〇、一六五・五町

臨時農地等管理令

北海道廳では、臨時農地等管理令施行細則を左の通り定め、昭和十六年五月四日から施行した。

農地にして耕作の目的に供することなく放置せられたるものあるときは當該農地の所有者、賃借人、永小作人、其の他權原に基き農地を耕作することを得る者(以下權利者と稱す)に對し其の農地の耕作に關し勸告又は斡旋を爲すべし。

第四條 令第十條第一項の規定に依り農地の權利者畑に果樹、桑樹、桐樹、杞柳を新に植栽し又は西瓜、甜瓜、(露地メロンを含む)花卉を昭和十五年中に於ける栽培面積を超えて作付することを禁ず、但し補植、改植を爲す場合及自家用として栽培する場合又は特別の事由に因り長官の許可を受けたる場合は此の限に在らず。

△空知支廳 岩見澤町、北村、幌向、三笠山、美唄、砂川、瀧川、音江、蘆別、赤平、由仁、長沼、角田、月形、浦臼、妹春牛、秩父別、一巳、納内、多度志、雨龍、北龍、沼田、幌加内、△上川支廳 東鷹栖、神居、上川、美瑛、上富良野、中富良野、富良野、和寒、劍淵、温根別、風連、多寄、名寄、下川、智恵文、美深、中川、△十勝支廳 大正、川西、御影清水、新得、鹿追、士幌、上士幌、幕別、池田、本別、西足寄、豊頃、浦幌、廣尾、大樹、△網走支廳 網走町、女満別、美幌、津別、小清水、端野、野付牛、訓子府、置戸、相内、留邊蘂、生田原、遠輕、上湧別、下湧別、紋別、上渚滑、渚滑、西興部

△六分作未滿 四割五分減
△五分作未滿 六割減
△四分作未滿 八割減
△三分作以下 十割減
不可抗力に依る減收に基き小作料の減免を求めんとするとき、少くも收穫著手十四日前、小作人より其の旨地主に申出、双方現地に付検見を行ひ、不作の程度を檢察し、前記標準に依り協定すること、若し、當事者間の協定ならざるときは、直に双方又は一方より農地委員會に申出で、其の額に付決定を求むること、双方は右委員會に於て決定したる額に異議を述べざることを

業勞力の缺乏に依る作付減を寧ろ主因として挙げねばならないのではあるまいか。之が種類別作付は穀類が六十四萬二千二百餘町歩で總作付反別の七割七厘に當り、之に次ぐは根・莖菜類の九萬九千二百餘町歩、一割九厘、工藝作物の八萬一千六百餘町歩、九分、以下、飼料作物、葉・果菜類、綠肥作物、果樹類、其の他の順位である。

空知、上川、麥類は網走、大小豆、菜豆は十勝、馬鈴薯は上川、網走、果樹は後志、亞麻は十勝、薄荷は網走、除虫菊は上川、甜菜は網走、十勝、飼料作物は石狩、十勝、根室、釧路國等に主なる分布を見せて居り、各地方に於ける農業經營の特色を示すものとして興味を持たれる。

米穀不足は、勿論、出廻不圓滑に依る點もあらうが、主として前年に於ける收穫高の減少に基因するものである。而して收穫高の減少は、主として自然的條件に於て恵まれなかつたことに依るものであることも周知の通である。

昭和十四年 八一、九五八
昭和十五年 八〇、八八七
即ち昭和十五年の米作農家数は八萬八千八百七十七戸であつて、前年に比較し一千七十一戸、即ち一分三厘の減少を示し、時變以來米作農家は減少の一途を辿つて居る。

右は最近に於ける不作の影響あるにはあらうが、應召に依る廢業、股販産業への轉向が主因を爲して居ることは争はれない事實と見なければならぬ。
次に米作農家を、自作を主とするものと、従とするものとに區別すれば、前者は五萬五千四百三十四戸、總數の六割八分五厘に當り、後者は二萬五千四百五十三戸、總數の三割一分五厘であるが、此の區別に依り之を前年の夫と比較するに、主とするものに在つては一千六百六十一戸、即ち二分一厘を減じ、従とするものに在つては、九十戸、即ち四厘の増加である。
又之を自小作別に見れば自作は二萬六千九百五十三戸、總數の三割三分三厘、小作は四萬三

千四百五十八戸、五割三分七厘自作兼小作は一萬四百七十六戸一割三分であり、此の區別に依り前年と比較するに自作に在つて八百六十八戸、即ち三分三厘を増加して居るが、小作に在つて一千七百九十一戸、即ち四分自作兼小作に在つて百四十八戸即ち一分三厘の共に減少である。
最後に之を自市町村に於て作付するものと、他市町村に通作するものとに區別すれば、前者は八萬三千九十九戸、總數の九割九分四厘に當り、後者は四百九十七戸、六厘である。
因に右の外、學校、試験場等所謂準米作農家と見るべきものが九十五あることを附記して置く。

昭和十五年の米

昭和十五年の休道に於ける米收穫高は
水 稻 百九十五萬二千七百四十一石
陸 稻 二十四石
計 百九十五萬二千七百六十五石

百九十五萬二千七百六十五石であつて内陸稻は粳米一、七〇、六三六石、糯米二二八、一〇、五五五石、陸稻は粳米二一石、糯米三石である。
之を前年收穫高に比較すれば一、四七五、六九三石(四割三分)前五箇年平均收穫高に比較すれば九七八、一五〇石(三割三分四厘)の著しき減少であつて、昭和十年以來の凶作である。
而して其の作付段別は十八萬二千八百三十町三段歩にして、全道平均一段歩收穫高は一石六升八合である。
蓋し此年の稻作は、融雪以來七月下旬に至る低温、寡照の悪天候の爲、生育著しく阻害せられ、莖葉は一般に軟弱に生長せるところ、八月下旬に至つて急激に氣温上昇したる爲、各地に稻熱病發生し、極力防除に力めたるも、八月下旬の雨を伴へる強風は其の發生を一層増大せしめ、各地共相當大なる被害を蒙り、中にも石狩、空知、上川等米作地帯に於て特に甚しき被害を蒙るに至つた。九月下旬に至

りて上川北部、十勝及網走方面に甚しき降霜あり、生育の著しく遅れたる稻は此の降霜に依りて更に被害を増大せしめた。
作付段別は水稲一八二、八二六町三反、内粳米一六一、四六三町、糯米二一、三六三町三反、陸稻四町内粳米三町六反、糯米四反、計は一八二、八三〇町三反歩であつて、前年に比較すれば三、一六八町九反歩即ち一分七厘の減少を示して居るが、此れは勢力不足の爲、作付を手控へたるもの及股販産業に轉業せるもの多き結果を認めらる。尙、参考の爲、最近五箇年間に於ける作付段別及收穫高を掲ぐれば左の如くである。
作付反別 收穫高
昭和十年 一三、九七九、八七六石
昭和十一年 一八、〇六三、二九〇石
昭和十二年 一四、六六五、三三二、〇六〇石
昭和十三年 一八、四三三、五七六石
昭和十四年 一六、四三三、五七六石

昭和十五年 第一回豫想收穫高

第一回豫想收穫高 二、三、四、四、九〇
第二回豫想收穫高 二、〇〇〇、五、八、九
水稲品種別作付調

昭和十五年、水稲品種分布状況は、粳米に在つて作付の最も多いものは富國であつて、其の反別八萬八千五百十餘町歩、粳米總作付の約五割四分七厘を占め、上川空知を中心として石狩、釧路、日高の各地方に壓倒的な作付をみて居り、本道には比較的普通な作付に於ける坊主系統の各種を合するも本年に至つて富國の作付には及ばないことになつた。
坊主系統中作付の多いものは一萬八千十餘町歩の坊主五號であり、之に次いで七千五百六十餘町歩の玉置坊主、以下坊主六號、走坊主、在來坊主の順で、夫々四千町歩臺の作付をみて居る。
尙品種別に前年と比較するに作付増加を示して居るものは獨り富國のみで、他は何れも作付を減じ、坊主五號の如きは一萬

六千八百四十餘町歩、即ち約四割八分三厘の減少であるから換言すれば半減した譯であり、其の他各坊主系統共三千町歩乃至四千町歩の減少に當つて居る。
次に糯米では改良糯一號が作付最も多く八千六百十餘町歩で糯米總作付の約三割八分八厘に當り、之に次ぐは栗栖糯の三千九百六十餘町歩である。
温冷床苗代を奨励
本道における昭和十六年度米穀生産方法に關しては、耕種技術の合理化により、自然的災害への安定性確保を目ざし増産を期すべく、特に温冷床苗代の新設を奨励し、目的達成を圖つてゐる、十六年度における温冷床苗代設置奨励表は次の通りで、既設二十五萬坪に對し新設二十五萬坪とし、計五十萬坪の設置を圖るものである。
新設奨励 合計設置
勵坪數 奨励坪數
石狩 一、二七〇 四、五〇〇
空知 六、七〇〇 一五七、〇〇〇
上川 七、〇〇〇 一三七、五〇〇
後志 二、三〇〇 三六、一〇〇

檜山	10,000	11,000
渡島	10,300	11,000
胆振	1,680	3,700
日高	9,350	13,000
十勝	13,100	14,400
釧路	1,100	3,300
網走	1,760	2,500
留萌	9,780	13,600
札幌市	1	3,500
旭川市	550	1,130
小樽市	1,500	5,200
函館市	470	5,400
室蘭市	70	70
帯廣市	1,360	1,370
合計	250,000	500,000

昭和十五年の麥實收狀況は、大麥に在つて、作付反別三千三百二十二町二反歩、收穫高二萬八千九百三十三石、此の價額六十一萬五千二百八十五圓、稈麥に在つて、作付反別一萬一千七百四十五町四反歩、收穫高十一萬二千七百三十五石、此の價額三百九萬二千十三萬、小麥に在つて、作付反別三萬四千四百四十四町七反歩、收穫高二十九萬九千四百六十六石、此の價額八百四十七萬三千二百二十九圓、ライ麥に在つて、作付反別二百八十八町七反歩、收穫高二千八百五十七圓を示して居る。
之を前年の實收に比較するに大麥では作付反別五百八十町七反歩、即ち一割四分九厘、收穫高二千七百五十一石、即ち八分七厘を共に減じて居るが價額では三萬三千三百二圓、即ち五分一厘を増加し、稈麥では作付反別百十三町歩、即ち一分を減じたが、收穫高では一萬四百五十五石、即ち一割二厘、價額では八十六萬一千八百九十四圓、即ち三割八分六厘を共に増加し、小麥では作付反別五百六十七町二反歩、即ち一分六厘收穫高五萬八千九百三十八石、即ち一割六分八厘、價額百七十八萬三千八百十圓、即ち一割七分四厘の共に減少である。
右の如く大麥、稈麥、小麥共に作付を減じ、之に伴ひ、稈麥は例外だが收穫高も亦夫々減じ殊に小麥の收穫減は際立つて居る。

價額は最近に於ける農産物價一般の高騰に倣ひ、收穫を減じた大麥迄が價額では増加を示したが、只小麥だけは收穫減の顯著なる爲價額に於ても之を償ひ得なかつた。

食用農産物(十五年)

農林省統計に謂ふ食用農産物の昭和十五年實收狀況は總作付反別二十六萬九千七百六十六町七反歩、收穫高は價額にして七千三百七十七萬三千九百六十七圓であり、之を前年に比較するに反別に在つて二千九百三十八町二反歩、即ち一分一厘の増加を示したに拘らず、收穫價額に在つては一千九百四十七萬二千二百七十九圓、即ち二割一分の激減に當つて居る。

右作付反別の増加は、時局下食糧確保の絶対的必要に迫られたる増産計劃の反映と見られるが、尙最近迄の單價の著しい高騰が作付増加を刺戟した點も無しとはしないであらう。しかし乍ら、收穫高數量は不幸にして此の年の天候不順に患されて、各作物共に相當の減收を餘儀な

くせられ、延いて作付増加に反し收穫價額の激減を示すに至つた。尙價額の減少は收穫高の減少に依る以外に、公定價格の設定が影響して居る點を見逃し得ないと思ふ。

食用農産物中、本道として主なるものに付更に作物別に觀察すれば先づ作付の最も大なるものは、此の年では、大豆の八萬六千二百十町一反歩であり、之が收穫高四十七萬八千七百三十九石、此の價額一千四百四十五萬四千二百四圓であつて、之を前年に比するに反別では三千四百五十二町三反歩、即ち四分二厘の増加であるが、收穫高では二十五萬七千八百七石、即ち三割五分、價額では九百九十九萬一千四百一十一圓、即ち四割九厘の共に減少である。

大豆に次ぎ作付の多いものは馬鈴薯であつて、作付反別八萬四千二百三町四反歩、之が收穫高二億一千七百七十六萬三千貫、此の價額三千九百一十一萬六千八百三十五圓であり、前年に比し

ては反別三千九百六十四町四反歩、即ち四分五厘、收穫高六千三百八十八萬二千七百七十七貫即ち二割三分二厘、價額七十六萬一千二百三十九圓、即ち一分九厘を何れも減じて居る。因に此の年の食用農産物は主なるものは何れも作付を増加して居るのであるが、馬鈴薯及蕎麥の作付減は例外を爲すものである。尙前年は馬鈴薯作付は大豆を抑えて食用農産物中首位に在つたものである。

次に作付の多いものは小豆の四萬八百七十六町九反歩で、之が收穫高は二十三萬三千六百四十六石、此の價額八百八十三萬八千二百二十圓であり、前年に比しては反別に在つて三千四百七十一町五反歩、即ち九分三厘の増加であるが、收穫高十萬二千二百十石、即ち三割四厘、價額七百五十五萬八千二百八圓、即ち四割二分六厘の何れも減少である。

次いで玉蜀黍の作付二萬五千九百四十四町六反歩であり、之が收穫高は二十四萬四千二百十九

て一千五百十町歩、即ち一割二分七厘、收穫高にあつて五百一十二萬五千三百三十一貫、即ち一割九厘を共に減じ、價額のみは十五萬五千七百七十五圓、即ち一割二分三厘の増加である。作付反別の減少は、販賣肥料の配給統制、自給肥料の使用獎勵を考へるとき意外な現象と云はねばならず、事實前年迄は作付増加の傾向に在つたものであつたが、かかる減少を見るに至つたのは、事變に伴ふ割當作物への轉換並に勞力不足に基因してゐるのではあるまいか。收穫量の減少は右に伴ふこと勿論であるが、更に育成期の天候不順が幾分禍して居る。しかし收穫量の減少に拘らず價額に在つては一般農作物價格の高騰に準じ、單價の上昇より増加を示したものである。

石、此の價額五百四十三萬一千六百十圓で、前年に比しては反別に在つて二千九十二町一反歩即ち九分一厘を増加し、收穫高五萬九百九十二石、即ち一割七分三厘、價額百一萬八千五百四十四圓、即ち一割五分八厘の共に減少である。

最後に蕎麥について見る作付は一萬九千二百二十三町七反歩之が收穫高十三萬五千六百二十八石、此の價額三百十萬九千六百四圓であり、前年に比し、反別二十五町八反歩、即ち一厘收穫高三萬九千五十二石、即ち二割二分四厘、價額二十七萬四千四百六圓、即ち八分一厘の共に減少である。

販賣肥料消費高調
普通過磷酸 數量 價額
一七、七三、九九 四、八四、八六
精過磷酸 一五、五六、九三 四、三六、一六
硫 安 七、〇四、五四 三、〇五、八一
智利硝石 八九、四一四 四八、〇七七

Table with 2 columns: Item Name (e.g., 石灰窒素, 硫酸加里) and Value. Includes items like 大豆玉粕, 大豆撒粕, 其他油粕, 米, 化成肥料, 配合肥料, 其他, 合計.

Table with 2 columns: Item Name (e.g., 烟, 堆肥, 綠肥) and Value. Includes items like 草木灰, 合計, 自給肥料消費高調 (昭和十四年度).

昭和十五年綠肥用作物作付反別は一萬四百十町九反歩、收穫高四千八百八十八萬四千二百四十八貫、此の價額百四十二萬一千三百七十二圓と見積られ、之を前年に比較するに、作付にあつ

反歩、即ち一割五分七厘の減少である。赤クローバーに次で作付のあつたのは青刈大豆であるが、反別は一千五百十九町七反歩に過ぎない。尙各作物とも作付を減じて居るに反し青刈大豆のみは三百七十八町六反歩、即ち三割三分二厘の作付増加である。

農作物の獎勵品種
食糧、飼料の生産、配給、消費を通ずる一貫的統制を圖るは益必要なも、就中生産の増大を圖るは喫緊の要事、之が對策として多年北海道農事試驗場本場並に同支場に於て研究試驗の結果育成し優良品種として指定せるもの及昭和十六年より指定せんとするものの中より、比較的耐冷並に耐病性強く、且收量多き品種を選定し、之が積極的獎勵を行ひ、前記目的達成を期すべく、昭和十六年三月、北海道廳で農作物獎勵品種査定會を開催したる結果左記一七二品種を選定した。

△水 稻 水稻農林十一號

水稲農林九號
水稲農林十五號
走坊主一號
走坊主二號
早生富國
坊主六號
早生白毛
富主五號
坊主五號
伊達近成
津輕坊主一號
南太郎
萬太郎
中生白毛一號
玉光
渡島錦
栗柄錦
改良糯一號
福糯
榮糯
渡島糯
水稲農林十九號
水稲農林二十號
石狩白毛
大野中稻
巴中稻
△大 二角シバリ

札幌大角
丸實十六號
三月子一號
△小 秋播小麥
イ 秋播小麥
ドリン一號
赤銚不知一號
小麥農林八號
春播小麥
春播小麥農林二九號
硬質春蒔小麥農林三五號
△秋播ライ麥
ペトクラーザ
△燕麥
ビクトリー一號
草燕麥一號
白片穗
早生燕麥一號
△裸燕麥
改良良裸
△玉蜀黍
イ子實用
ロングフェロー
オノノア
札幌八行
黄早生
坂下
ロ青刈用

ツリーヤー
エローデントコーン
ウイスクンシン第十二
△黍
早生糯
中生糯
中生糯
早生糯
朝鮮糯
早生糯
北滿
早生白稗
△稗
松崎
△蕎麥
牡丹蕎麥
△大 霜不知一號
奧原一號
大谷地二號
大谷地三號
白越一號
蘭越一號
赤莢一號
石狩白一號
中粒
丸小粒
三大石豆

銀大
黒豆
長葉
吉岡大
白鶴の
鶴の
中生黒大粒
中生光黒
晚生光黒
△小 茶穀早生
早生大粒一號
高橋早生
圓葉一號
早生大納言
新大納言
△菜豆
イ 矮性種
金時
紅金時
手無鶴金時
手無長金時
常富長金時
菊地長金時
丸長金時
△半蔓性種
鶴金時
美瑛金時

中長鶉
大手亡(新白)
ハ 蔓性種
大福豆
△豌豆
イ 半蔓性種
札幌青手無一號
札幌青手無
△蔓性種
日本赤
△馬鈴薯
男爵薯
アーリーローズ
ヘブロン
メークキン
蝦壓錦
北海白星
明海星
ペボ
紅丸
金時丸
咸南
神谷南
△藍
サギノ一號
サギノ二號

ベルノ一號
南捷
△菜種
秋播種
ハンブルグ一號
岩内
△薄荷
赤荷
北見白毛
北進
△甜菜
本育四八號
本育一九二號
△牧草
イ 禾本科
チモシ
オーチャードグラス
ロ 荳科
赤クローバー
△飼料根菜類
イ 飼料用ビート
パールレストリーネ
シユンガーマンゴールド
ロ 飼料用胡蘿蔔
ベルギー大白
札幌太人參
ハ 飼料用燕菁
紫丸燕菁

ニ 瑞典燕菁
センダイ燕菁
ホワイト、フレツシユド、
ネツクレス
マゼスチツク
△綠肥用作物
コンモンベツチ一號
サンドベツチ
赤クローバー
黄花ルービン
茶小粒
△蔬菜(必需蔬菜)
イ 大根
宮大根
練馬大根

時無大根
ロ 漬菜
松島白菜二號
白莖體菜
ハ 甘藍
コペンハーゲンマーケット
サクセツシヨ
札幌甘藍
ニ 胡瓜
加賀節成
ホ 茄
民田早生
蔓細千成
ヘ トマト
ジョンペアー

作付反別
大豆 八六、二〇一
小豆 四〇、八七、九
粟 六三九、一
稗 五、八六、〇
黍 七、六九、六
玉蜀黍 二五、〇九、六
蕎麥 一九、三三、七
甘藷 三三、三

收穫高
石 四七、七三九
一四、四五、二〇四
二、三三、六四六
八、八三、一〇〇
六、三七八
一、二二、九四三
五、八九四
九四〇、九〇
一、一六〇、四五
四九、三四三
二四、二九
一三、六八
三、一〇六、六〇四
三、九八
九、七五五

價額
門

(昭和十五年)

- ト 葱
- ト 帆太葱
- チ 玉葱
- リ 帆黄
- リ 人參
- ア ーリーチャンテネー
- ヌ 帆太人參
- ヌ 午 莠
- ル 帆 午 莠
- ル 南 瓜
- 栗 南 公
- ヲ デリシヤス
- ヲ 菠薐草
- ノ ー ベル
- キン グ オ プ デ ン マ ー ク
- ワ 蕪 菁
- 寄 居 蕪 菁
- 札 帆 白
- カ 碗 豆
- ロ シ ヤ 早 生
- 三 十 日 絹 莢
- ヨ 菜 豆
- サ ッ ト ン ス、ト ー ル シ ユ ガ
- 金 時

○安定農家適正規調査 昭和十六年施行の調査方法は、先づ全道を自然的経済的諸条件を等しくする地域毎に調査地域を区分決定し、その地域内の町村を全道で四十箇町村を選定し、その町村毎に代表的部落一部落を選び、部落内全農家に付て観察を行ふと共に、代表的農家数戸に付て詳細な調査を併せ行つた

○水稻多收品種種子 昭和十六年度に於て水稻多收品種の栽培を積極的に奨励し米穀の増産を圖らんが爲多收品種種子の購入費に對し、北海道廳は前年度に倍する經費を以て左記要項に依り補助金を交付した。

第一 米穀の増産を圖る爲本要項に依り豫算の範圍内に於て補助金を交付す

第二 補助金は市町村農會（農會なき地区は市町村及産業組合）に於て左記品種の種籾を共同購入又は購入斡旋する場合同昭和十六年度に於て増加したる指定品種の面積に對する種籾購入費の三分の二以内とし反當五十六錢を限度として

之を交付す

- △南光又は玉光 △渡島錦
- △榮福 △福福 △早生富國
- △農林十一號又は農林九號
- △早生白毛 △水稻農林二十號（舊稱北海八十六號）△農林十五號 △石狩白毛（舊稱上育B七號）△水稻農林十九號（舊稱北海七十九號）

○赤クロパーの採種 赤クロパー種子の輸入は全く望み難く、本種子の道内自給を必要とするので、赤クロパー採種指定町村に於ける種子計畫生産の確立を圖ると共に、不足分は左記に依り學校生徒並に學童の一齊協力に依り之を補ひ、牧草地のみならず道路傍、堤防地、原野等に野生せるものを極力採種せしむる様手配（昭和十六年）した。

一 採種者 國民學校兒童及女子中等學校生徒

二 採種目標 一人當大約一疋以上乾花を採集す

三 集荷法 乾花にて集荷す、學校に於て

集荷せる乾花は脱粒設備なき町村に於ては北聯に直送し脱粒設備ある町村に於ては産業組合に於て脱粒の上北聯に出荷す

運賃は北聯に於て之を負擔し尙出荷に當り必要なる叭は希望に應じ北聯より之を貸付す

四 代金支拂方法 代金は脱粒後支拂ふ但し乾花一疋に付二〇錢程度の内拂をなす

○噴霧器購入補助金 馬鈴薯病害蟲防除の爲共同利用の目的を以て市町村農會（農會なき地区は市、町、村）に於て噴霧器を購入するときは其の購入費の五割以内にして一臺當二十圓（強力噴霧器は四十圓畜力用噴霧器は二百圓以内）の補助金を交付す但し當該噴霧器に付別に國庫又は北海道地方費より奨励金、補助金又は助成金の交付を受くべき場合は此の限にあらざ、購入したる噴霧器は五年間は北海道廳長官の許可を受くるに非ざれば賣買其の他の處分を爲すことを得ず

支廳市別米の作付・實收・價額調（昭和十五年）

支廳市別	作付反別	收穫高	價額	收一	十四年	十四年ニ比シ
		石	円	反歩	高	増減(△、減)
石狩支廳	14,057.5	131,101	5,191,167	933	135,707	104,605
空知支廳	62,557.6	769,756	3,037,698	1,263	1,196,833	407,077
上川支廳	54,710.5	580,534	3,033,747	1,061	1,144,983	564,458
後志支廳	8,153.1	82,146	3,144,018	1,008	133,266	60,133
檜山支廳	4,610.4	33,805	1,309,853	733	77,466	43,662
渡島支廳	4,882.3	47,856	1,707,071	980	84,174	36,388
膽振支廳	4,731.7	65,930	2,551,478	981	110,344	44,414
日高支廳	4,811.0	46,975	811,453	970	82,995	36,010
十勝支廳	5,738.8	34,493	3,347,726	101	87,171	53,679
釧路支廳	39.6	141	5,086	356	74	583
根室支廳	10,110.0	84,330	3,193,677	818	173,066	87,736
網走支廳	4,997.4	45,590	1,750,851	913	74,438	28,838
宗谷支廳	47.8	533	10,068	115	1,074	541
小樽支廳	339.4	5,017	79,874	884	5,467	3,440
函館支廳	100.2	869	37,833	867	5,177	869
室蘭支廳	372.9	2,749	106,167	1,007	5,177	2,438
釧路支廳	24.5	270	10,910	1,031	531	251
室蘭支廳	545.8	3,669	143,193	673	7,045	3,376
釧路支廳	182,830.3	1,953,755	74,701,908	1,068	3,448,458	1,475,693
合計						

市町村別 (昭和十五年) 大麥・裸麥・小麥

市町村	大麥		裸麥		小麥	
	收穫高	價額	收穫高	價額	作反別	收穫高
石空	四、六〇三	一五、八三七	一、五四四	四、六二〇	二、九九〇・五	二〇、九九七
知川	六、一〇〇	一五、二一九	三、四九四	九、六五八〇	三、五六五・二	二七、八五六
志川	二、四三九	四、四一五	一、八一七	四、八、九三一	六、三六一・六	四七、三五〇
島山	二、四三九	五、五四三	一、六四三	四、五、七六九	八、三六・九	七、九〇二
後上	四	五九	五七	一、六三七	一、六六・三	一、一〇二
渡津	五九五	九、五四八	九	一、四三三	二、八九・七	二、〇三四
日勝	七七七	一四、三三一	一八	四、四九	三、〇一一・六	一四、五四三
十勝	四九	八六七	一〇	二、七九	一、三四・二	七九九
釧路	一三、〇七四	三五、九四三	一〇、九五〇	二八、五三〇	一、六三四・七	一〇、五八七
網走	六六八	一六、四三三	一、五六五	四、一、三〇二	一、〇三・〇	六六八
根室	二、七三三	六、二八九	六九、八四三	一、九二七、七七〇	一五、九三九・一	一五四、〇三五
留札	四七九	九、三三〇	九四三	二七、九〇五	四、八・八	二八〇
旭小	三〇九	八、九五七	一、八四一	五〇、二九七	一、七八・二	一、四九九
小室	七五	一、五六四	二、四〇五	六、七、七七	一四〇・〇	八八四
函館	六	一六八	一〇	三、一〇	二・二	一八
室蘭	三	三四六	八三	二、三九六	一四・五	一五六
廣路	二	一六	一六	四、八	一五・六	九四
計	二八、九三三	六五、二八五	一、二、七三五	三、〇九二、〇三三	三四、四四・七	二九〇、九四六

市町村別 (昭和十五年) 食用農産物

市町村	大豆		小豆		トウモロコシ		ジャガイモ (馬鈴薯)	
	收穫高	價額	收穫高	價額	收穫高	價額	收穫高	價額
石空	三三、七四一	七、九四八六	二九、九八四	一、〇二二、二六八	一八、八七七	四七三、五七三	三、九三〇、四一〇	九三三、三〇八
知川	三三、二四〇	一、〇三三、四七八	四三、五七七	一、六〇七、四三三	四二、六九〇	九四三、七七	一〇、六七六、三三三	三、二七、五八四
志川	一七、四三三	五、九八、七五一	二、二二四	八、七三二	七、四四四	一八一、四九〇	三、四〇三、九九二	七、七六、三四
島山	二六、七四三	八、三九、三五五	六、五三二	二、六三六、九七	四〇、〇七一	九〇七、二六五	五、七三七、五九九	一〇、九〇四、一〇七
後上	一五、五五四	四、七一、五六五	二、六三三	八、七、一八六	一五、七九七	三、四七、〇七六	九、六六〇、四六	二、二、七四九
渡津	一七、〇一七	四、九八、〇〇七	三、九〇七	一、四六、九七三	一七、五二四	三、三五、九九八	二、九三四、五三三	七〇三、七三六
日勝	三〇、八七〇	九、三三、七三三	六、一五〇	二、三三、三七二	一〇、〇〇四	五、九一九	一、一三四、九七	二、三、七五、八六八
高勝	二七、六〇二	八、三三、三四	七、九三三	二、六〇七、九七三	三、八、七三	八、四三、一八二	一、三、四一、五〇	二、三、七五、八六八
勝國	一五、九、七、〇	四、三、五、六、五	二、二、七、三	八、〇、二、七、一	五、二、九、三	二、〇、〇、三、四	四、八、九、一、八、六	九、六、三、八、五、五
室走	一五、六、六、〇	四、八、四、七、六	二、二、七、三	三、九、五、六	二、一、七、三	六、二、九、三、八	七、八、五、九、八、三三	一、九、一、五、九、七、三
網走	九四、〇、九、七	三、三、〇、三、七、六	一、一、三、三	一、三、五、九、〇、一、四	二、八、七、三、七	五、七、三、七、〇、一	五、九、六、四、三、五、〇	八、〇、七、一、八、七、九
根室	九三八	三三、〇〇二	八五	三、九、五、六	一、七、五、八	五、一、六、三、五	二、七、三、八、一、五、三	一、六、六、一、六、〇、三
札小	一〇、三、八、一	二、九、四、九、九	一八八	七、四、八	一、七、五、八	二、七、三、二、九	七、七、八、三、六、九、四	一、五、四、一、九、五、三
旭小	三九	一、二、〇、九	九	三、三、一、五、一	二、三、三、一、五	一、三、七、一、五	一、七、七、三、六、九、四	三、三、四、〇、八
小室	一一九	三、五、四、〇	一八四	八、八、七、二	一、一、一	二、五、四、一	一、六、七、〇、四、〇	九、五、一、〇
函館	三三〇	一〇、〇、三、七	五、五	二、一、二、六	一、五、八	四、四、八	五、五、六、八、〇〇	二、〇、六、一、五、〇
室蘭	四四〇	一五、九、九、〇	一、三三	五、四、〇、二	五、六、八	一、五、九、四	六、三、四、〇、〇〇	一、五、六、一、五、〇
廣路	四四〇	一三、〇、五、〇	九八	四、〇、九、七	五、四、三	一〇、八、四、〇	二、五、三、三、〇、五	六、三、三、六
計	四七八、七、七、九	一四、四、四、四、二、〇、四	二、三、三、六、四、六	八、八、八、八、二、三、〇	二、四、二、二、九	五、四、三、一、六、〇	二、二、一、七、六、三、〇、〇〇	三、九、一、一、六、八、三、五

根・莖菜類 (昭和十五年) 作付反別調

石空上後榑渡十日根網宗留札旭小函室鋼帶 合			路																					
計			路																					
市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市			市市市市市市市市市市市市市市市市																					
イ	ジャ	モガ	一、六六三・〇	三、九四三・六	二〇、六八三・三	八、三〇六・七	二、〇三三・六	〇、七四八・八	一、二六一・九	六五〇・九	七、二五五・五	一、八九七・一	四、〇〇五	一七、五五五・一	五、八九六・九	三、八〇九・六	四三三・五	一、五〇四	一、三一四	五四七・〇	一、二九・九	八九・七	九六・六	八四、四四・九
大	根		三九三・三	四六三・三	四〇六・八	四〇六・四	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三
カ	ブ	ラ	三〇九・四	四五六・七	二五九・九	三一一・一	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三
ニ	ン	シ	三九一・一	二七〇・三	三六二・二	一、五三二	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	
ゴ	ボ	ウ	九一八・八	一五三七	八四八	五五二	二〇五	九七三	三九〇	三〇六	一三九〇	五〇五	二六八	七八一	二二三	七七一	三五五	三二二	八八九	二八八	九〇三	一四二	一〇三〇	一、〇三三・三
ネ	ギ		三三〇・七	一四三・六	七六八	六三七	一八二	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	
タ	マ	ネ	九四三・〇	五八三	二四七・七	一〇四	六三	二六	一〇四	六三	二六	一〇四	六三	二六	一〇四	六三	二六	一〇四	六三	二六	一〇四	六三	二六	
ラ	ア	ガ	七〇三	六五二	〇一	八五六・二	〇三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	
ス	バ		七〇三	六五二	〇一	八五六・二	〇三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	

果樹類 (昭和十五年) 植栽面積調査

石空上後榑渡十日根網宗留札旭小函室鋼帶 合			路																					
計			路																					
市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市			市市市市市市市市市市市市市市市市																					
ウ	メ		一、九〇〇	二、二〇二	一、八五五	四、四二二	一、八五五	四、四二二	一、八五五	四、四二二	一、八五五	四、四二二	一、八五五	四、四二二	一、八五五	四、四二二	一、八五五	四、四二二	一、八五五	四、四二二	一、八五五	四、四二二	一、八五五	四、四二二
モ	メ		六〇〇	八〇六	一〇〇七	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	
オ	ウ	ト	二八・一	三四・七	三五	二八・一	三四・七	三五	二八・一	三四・七	三五	二八・一	三四・七	三五	二八・一	三四・七	三五	二八・一	三四・七	三五	二八・一	三四・七	三五	二八・一
梨			四六九	五三二	四二二	六三八	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	
リン	ゴ		五五六・七	六四〇・六	一、四三九	一、一〇二・八	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	一、〇三三・三	
ブ	ド	ウ	三三〇	三四四	九八	二〇四・六	一六八	一六八	一六八	一六八	一六八	一六八	一六八	一六八	一六八	一六八	一六八	一六八	一六八	一六八	一六八	一六八	一六八	
ス	グ	リ	四〇〇	四九	六三	四九	六三	四九	六三	四九	六三	四九	六三	四九	六三	四九	六三	四九	六三	四九	六三	四九	六三	
計			六八三・七	七二一・六	二〇八・三	一、五六一・〇	七六・七	一九六・八	一六六・八	一六六・八	一六六・八	一六六・八	一六六・八	一六六・八	一六六・八	一六六・八	一六六・八	一六六・八	一六六・八	一六六・八	一六六・八	一六六・八	一六六・八	

葉果菜類 (昭和十五年) 作付反別

合	路										計																																	
	石	空	上	後	檜	渡	膳	日	十	鋼		根	網	宗	留	札	旭	小	函	室	鋼	帶																						
	狩	知	川	志	山	島	振	高	勝	國	室	走	谷	萌	市	市	市	市	市	市	市	合																						
	キウリ	カボチャ	スイカ	ナ	ス	ト	マト	ツケ	ナ	キ	ヤ	ベ	イ	チ	ゴ																													
	七〇・三	三九八・五	一三四・二	九五・七	二四一・一	一五三・三	七九・七	一五六・四	七〇・九	一四五・二	二二〇・八	二五八・三	三七・八	九七・七	一八・三	七四・四	四・一	三八・七	二五・一	一三三・二	八五・八	二二・一	九三・〇	九二・五	一〇五・三	一八〇・五	六五・〇	二六・七	二八・四	一・五	六・一	三三・〇	二二・五	二八・四	一・五	四・五	二〇・八	〇・四	一・一	〇・四	〇・三	〇・四	〇・三	三三・五

農家一戸當より見たる肥料消費 (昭和十四年度)

合	路										計																																
	石	空	上	後	檜	渡	膳	日	十	鋼		根	網	宗	留	札	旭	小	函	室	鋼	帶																					
	狩	知	川	志	山	島	振	高	勝	國	室	走	谷	萌	市	市	市	市	市	市	市	合																					
	肥料消費高	販賣肥料消費高	自給肥料消費高	堆肥消費高																																							
	四、七八四、六八五	二、五七九、五七四	二、三〇六、二二一	一八六・六七	七三、八六三、八〇五	三、七四三	三、七四三	三、七四三	三、七四三	三、七四三	三、七四三	三、七四三	三、七四三	三、七四三	三、七四三	三、七四三	三、七四三	三、七四三	三、七四三	三、七四三	三、七四三	六、二五〇	三、七四三	四、四三三	二、八二三	二、四九一	一、五九三	六、八七一	三、〇五八	八、一六一	二、六四九	一、七二二	五、一一〇	一、四〇三	四、九五六	五〇一	三、三三七	二、三三四	一、八六三	八六七	一四五	六、四一〇	四、二六九

天鹽國水産會 留萌冷藏庫

留萌港南岸壁

電話四〇八番

營業種目
冷凍冷藏
製氷

水

産

十六年度指導

一 養殖關係	二 實施指導
厚田村 濱益村 濱益、厚田 濱益、厚田 石狩町 石狩、篠路 常別、厚田 濱益村 厚田村 厚田村 豐平町 △後志支廳 磯谷、神惠内 古平、美國、 入舸、余別、 壽都、島牧 鹽谷村 前田村	昆布礁築設 海苔礁築設 磯掃除 北寄貝移植 鮎移植 公魚人工採卵 鮎人工採卵 鮎池中養殖 鮎池中養殖 海苔礁築設 鮎人工孵化 牡蠣養殖 鮎人工孵化
京極村 管内三ヶ所 △檜山支廳 上ノ國外一村 管内四ヶ所 瀬棚、厚澤部 管内二ヶ所 同 管内五ヶ所 管内三ヶ所 其他 外に △渡島支廳 吉岡、尻岸内 鹿部、大島 松前、上磯、 龜田、茅部、 各部 管内四ヶ所	鮎池中養殖 鮎飼育場選定 淺海害敵驅除 すがも採取 紅鮎養殖 淺海増殖 鮎人工孵化 介藻類移植 模範淺海増殖 場經營 淺海増殖場經 營 養鯉並に養鯉 組合設立 淺海増殖研究 北寄貝、鮎移 岩面搔破機に 依る磯掃除 岩礁破碎に依 る藻礁改良 魚巢設置
管内三ヶ所 石崎、小谷石 大島、吉岡 大沼 噴火灣、大沼、 上磯、大沼、 七飯 噴火灣、上磯 上磯町 木古内村 靜狩 △膽振支廳 伊達、虎杖濱 登別 鵜川村 俱多樂湖 有珠 △日高支廳 歌別、油駒 猿留、靜内 △十勝支廳 湧洞沼 豐頃、大津 大津 大津、西足寄 幕別、大正、 鹿追	鮎人工孵化 鮎移植 公魚養殖 帆立稚貝移植 鮎池中養殖 害敵驅除 淺海増殖實地 指導 同 同 魚礁築設 鮎池中養殖 柳葉魚人工孵 化 鮎養殖 海苔養殖 岩面搔破機に 依る藻礁改良 河川養殖 牡蠣移植 公魚増殖 柳葉魚人工孵 化 鮎養殖 鮎池中養殖
新得、幕別、 池田、音更 豐頃、大津、 浦幌、西足寄 △釧路國支廳 厚岸 同 同 厚岸、白糠 厚岸、濱中、 白糠、昆布森 厚岸、濱中 白糠、昆布森 音別村 阿寒、塘路 濱中灣 △根室支廳 東湧、植内、 留夜別 羅臼、野付、 東湧、根室灣 中部 和田村、温根 沼、風蓮湖 根室、野付、 色丹、齒舞、 泊、標津 留夜別、和田、 尾岱沼灣 根室灣中部 △網走支廳	鮎池中養殖 鯉湖沼養殖 鯉人工孵化 牡蠣種苗移植 鮎増殖 北寄貝移植 岩面搔破機に 依る藻礁改良 海扇種苗移植 昆布礁築設 鮎池中養殖 公魚人工孵化 海苔養殖 岩面搔破機に 依る磯掃除 投石に依る藻 礁築設 鯉人工孵化 海扇移植、公 魚移植 於期苔投石 同

水産

佐呂間湖、瀟湘湖、藻琴湖、能取湖、ホン

稚内 留萌支廳 留萌、禮受、三泊、外一

余別村 神恵内又は壽都 榎山支廳

紋別町 時不知流 留萌支廳 管内二ヶ所

水産

岩谷村 削蝸、鮭利用 並に、雲丹、辛

日浦 公魚佃煮、鮭 鮭燻製

燒尻村 玉筋魚佃煮製 造、玉筋魚製造加

の生産を必要とし内本道に於て は約三億六千六百萬貫の生産確

2 二つ割鯿
 3 鹽漬鯿及素乾、鹽乾鯿
 4 食料魚粉
 5 魚醬、魚類野菜漬

△増産の方法
 イ 漁業関係中千島に於けるものは特殊會社若は團體に其の他のものは漁業組合を通じて之を行はしむ
 ロ 養殖関係中淡水面に於けるものは北海道養魚組合聯合會より種苗を配布し町村又は團體に、魚礁及海藻礁の築設は漁業組合に之を行はしむ
 ハ 製造関係中食料魚粉は會社をして之を行はしめ鯿、鯿の鹽漬、二つ割鯿、素乾及鹽乾鯿は漁業組合を通じて、又魚醬及魚類野菜漬は消費者團體を通じて之を行はしむ
 △昭和十六年度實施事項
 増産の目標、種類、方法の概要前記の如しと雖も之が達成には新たなる資材、勞力及多額の獎勵金を要すべきも昭和十六年度に於ては左の範圍に於て實行せんとす

千島鯿	一、二〇〇
千島鯿其他雜魚	一、二〇〇
鯿	五、一〇〇
鯿 (鮮)	二、一〇〇
鯿 (干)	一、六〇〇
油 鯿	四、五五〇
鯖 刀魚	七、五〇〇
鮭 目拔魚	三、〇〇〇
鮭 其他沿岸雜魚	四、〇〇〇
昆布(内地向)	三、〇〇〇
淡水魚類(鹹)	二、〇〇〇
小計	一、一五〇
2 養殖関係	四、五〇八
鯿、鮭其他淡水魚	一、五〇〇
3 製造関係	一、〇〇〇
鹽漬鯿(小鯿を含む)	三、〇〇〇
鹽漬鯿	二、〇〇〇
鹽藏鯿	八、〇〇〇
二つ割鯿	一、〇〇〇
小計	六、六〇〇
計	五、一六八
△其他	
イ 前記増産計畫に必要なる資材は道廳に於て極力之が確	

保を期し配給を爲すこと
 ロ 集荷は漁業組合聯合會に於て之を統制し産業組合及商業組合と直接連絡して計畫的に之を配給せしむること、尙消費地に於ては穴倉等の簡單なる保藏設備を爲し水産食品の周年貯藏を圖らしむること
 ハ 水産動植物の資源維持を圖る爲には海岸地帯及河川湖沼附近の緑化を奨励し以て水質の汚濁を防止するは水産物確保の恒久對策として實施の要ありと認めらる

北海道水産試験場
 十六年度事業方案

二九二

早晚との關係等に付調査し來りしも本調査は其性質上毎年實施し資料を蓄積するに從ひ益々効果を擴大するものなるを以て毎年の狀況を調査闡明すると共に其資料を蓄積し以て漸次漁業の科學的基礎確立に資せんとす
 (方法) 本場所屬船接海丸、茶々丸並に備船一隻を使用する外他船に場員を便乗せしめ左記海區の横斷觀測並に其他の地點の觀測をなす尙必要に應じ漁具を使用し直接來游魚群の有無を調査す
 (場所) 太平洋海區
 横斷觀測線 (定線) 五線
 オコク海々區
 同 右 (同) 三線
 日本海々區
 同 右 (同) 七線
 (時期) 周年
 二 定置觀測に依る調査 本場所
 (目的及經過) 本道は四面環海にして漁場亦極めて廣大なるを以て海洋調査船のみを以て

は能く周年の地方的海況を窺知し難し仍て從來沿岸燈臺に依り觀測を施行し來りたるも其數僅少なる且觀測設備の不備に加へて位置の不適等の爲完壁を期する能はざりしを以て昭和十六年度以降定置觀測所を道内外に設置し沿岸に於ける海況調査の資料を得るに至り沖合調査と相俟て漁況との關係を漸次闡明し得るの域に到達せり仍て昭和十六年度も繼續實施せんとす

(場所) 定置觀測所 紋別、杏形、高島、江差、室蘭、深浦、水津輪島、植別
 燈臺依り觀測 宗谷岬、神威岬、壽都、稻穂岬、福山、惠山岬、襟裳岬、納沙布埼、安渡移矢岬
 (時期) 周年
 △有用水族調査
 一 鮭鱒調査
 (目的及經過) 從來主として標識放流及形態調査を基礎として鮭鱒の洄游経路の闡明に努め來り標識放流に依りては既

に南は本州三陸面新潟方面より北は堪察加オコク地方に至る間の海區に於ける鮭鱒洄游経路の大勢を察知するに足る結果を擧げ得、又形態調査上よりも間接的に各海區に於ける鮭鱒群相互間の關係を察知すべき若干の基礎的事實を得たるも各海區に於ける鮭鱒の形態的特徴は年次的にも時期的にも可成複雑にして從來の資料に依りて決定的結論を導出するは尙早の感あり仍て昭和十六年度に於ても形態的調査を主とし更に鮭鱒調査を續行せんとする所以なり
 (方法) 當業者の流網及建網等の漁獲物を購入し測定を行ひ且重要海區に於ては標識放流をも併せ施行す
 (場所及時期) 北千島地方五月―九月(鮭鱒各種)
 北見地方九月及十一月(秋鮭)
 日高地方十月及十一月(秋鮭)
 北海道本島全沿岸 隨時(主として早期の鮭鱒)
 二 春鯿調査

(目的及經過) 春鯿漁獲高の減少に鑑み漁業調整及蕃殖保護上の必要ある調査を遂げ以て鯿増産の萬全を期すると共に春鯿漁業經營上の必要なる各種調査を併せ施行し鯿漁業振興に寄與せんとす
 昭和十五年度本調査は主力を以てオコク海、太平洋に於ける鯿に付調査し各海區産鯿相互の關係及春鯿の漁業經營上必要な資料を全般に亘り調査したり而して漁業者指導上参考となるべき資料に就ては之を發表したり
 (方法) 春鯿の來游は漁期前並に漁期中の海況に依り支配せらるる從て漁況も海況に依り影響せらるるを以て漁期前並に漁期中の海況を調査し一般當業者に速報し以て漁業經營の資たらしむると共に左の事項を調査せんとす
 イ 洄游並に沖合棲息状態調査
 海況調査と共に本場調査船及囑託船を使用し流網を以て洄

游並に沖合棲息状態を調査す
 ロ 鯿棲息數量査定に關する資料蒐集並に調査
 ハ 蕃殖保護に關する各種調査
 右調査は樺太と連絡調査す
 (場所) 本道一圓
 (時期) 周年
 三 鯿調査 本場所
 (目的) 北海道全沿岸に棲息する鯿は現今漸減の途を辿り日本海に於ては既に濫獲の域に達せりと認めらるるを以て之等系統洄游棲息場を闡明し以て漁業經營の科學的基礎確立に資し以て漁業の適正を圖らんとす
 (方法) 漁船に便乗し標識放流を施行すると共に各地より魚體漁況並に生態的資料を蒐集し基本的調査をなす
 (場所) 日本海一圓
 (時期) 周年
 △漁場探検調査
 一 太平洋鯿漁場調査 本場所
 (目的及經過) 昭和十一年以降の繼續事業にして本道太平洋岸に來游する鯿に付海況と漁

況の關係を明らかに且北方に於ける本漁場の境界を確め併而魚群の分布濃薄洄游経路等の基礎的調査を行ひ本漁業の合理的經營の資に供せんとす昭和十五年に於ける海況は前年同様初漁期に於て寒流勢力の旺盛なるため漁期約一ヶ月遅延を來せるも前年に比し稍高温從而六月に於ける漁況は前年に比し稍良好なりしも爾後海況進展を見ず漁況も亦不振に陥り漁期後半に至りては一般に前年に比し低温となり且十五年は一般に暖寒流の折衝緩漫にして所謂平調なる海區多く魚群適温範圍廣く魚群の密集に不適當となりたと更に航走觀察等に依り思料するも魚群の自然洄游量稀薄なりしとに依り一般的に不振なる漁況に終始せり殊に十二月に於ける津輕海峡と同海峡外との水温傾差例年と比較するも著しく緩漫となり海峡内の漁況極めて不振の結果を來せり

に各地當業者に簡單なる氣象海況漁況を報告せしめ地方生業調査標識放流を施行し之等を綜合調査するものとすイ 大雪丸に依る調査 八月及九月に於て漁場の北方境界を究むる目的を以て月一回乃至二回漁場の細密觀測を行ひ其間流網を使用し魚群の分布濃度を調査し晝間は努めて廣範圍に航走魚群の觀察を行ふ
ロ 當業者に依る調査 左記各地の建網流網等各二件を囑託し簡單なる氣象海況漁況を報告せしむ
道外囑託地 釜石、八戸、上磯、綾法華、豊浦、白老、厚岸、浦河、廣尾、白糠、厚岸、落石昆布盛
ハ 生業調査 調査船にて漁獲のもの及左記各地より毎月二回數十尾宛を本場に送附せしめ生業調査を行ふ
道外 釜石、八戸、宇出津、鼠ヶ關、平澤

道内 上磯、綾法華、豊浦、白老、鵜川、浦河、廣尾、白糠、厚岸、落石昆布盛、標津、紋別、江差、余市、鬼脇
ニ 標識放流 左記各地の建網を利用し一ヶ所一、〇〇〇尾一三、〇〇〇を標識放流す
道外 宮古附近(五月)
道内 上磯(六月) 白老(七月) 浦河(七月) 厚岸(八月) 廣尾(九月中旬乃至下旬) 白老(十月) 尾札部(十一月) 函館(十二月)
ホ 陸上調査 係員を道外及道内の關係各地に派遣し諸般の調査に當らしむ
ハ 當事者に周知の方法及指導 大雪丸の調査及陸上調査は其都度漁況通信に依り周知せしめ斯業經營の參考となし試験船は努めて當業者と接觸指導に當るものとす
(場所) 調査船に依る調査海區 厚岸地方より得撫島沖合に至る海區

其他の調査 本道一圓及關係各縣 (時期) 自五月中旬至十二月中旬 二 北太平洋沖合鼠鯨漁場探檢 本場 (目的) 本道沖合に於ける遠洋漁場には鼠鯨の群游あるは首肯せらるる處なり然るに本道に於ては沿岸及近海漁業に依存し廣大なる漁場を持つ遠洋漁業を省みる者無き現状にあり然るに他府縣漁船の一部には是が漁場に進出するものありと雖も殆んど未知漁場に屬し本道漁民の開拓漁場として殘されたる重要漁場の一たるべし
依而不探檢を施行し漁期漁場の範圍及其價値を究め以て未知資源の開發を策すると共に本道漁民を誘導し本道に於ける遠洋漁業の發達に資せんとするにあり
(方法) 探檢船として八〇噸級船一隻を備船し延繩を使用す
(場所) 本道太平洋岸距岸五〇〇哩以内の海區
(時期) 自五月至十月

三 沿海州底棲魚場探檢 本場

(目的) 本道より近距離にある對岸沿海州沖合公海に於ける底棲魚族の種類密度漁場範圍を究め新規資源の獲得を旨とし以て生産擴充の趣旨に沿ふと共に一面本道沿海に於て諸種の沖合漁業と紛争を免れず且逐次整理減船せられつつある機船底曳網漁業者の誘導に資せんとす
(方法) 三洋丸を以て底曳網を使用す
(場所) 自北緯四二度四〇分至北緯五〇度沿海州沖合公海領海線より水深二三〇米に至る海區
(時期) 自九月至十一月
四 北千島鯨漁場調査 本場 (目的及經過) 北千島近海に來游する鯨に就ては昭和六年より昭和十年に亘り試験を施行せるも昭和八年迄は鮭鱒試験と併施又は蘇國船監視等のため實質的に試験を施行せるは昭和九年の豫備調査及昭和十年の流網に依る漁撈試験の二

ヶ年に屬し其後流網に依る漁撈試験に就ては囑託試験等に依り略其全貌を知るに至り昭和十四年より當業者に依る着業船を見たるも其の來游は年により豊凶の差著しきを以て海況と漁況の關係並に漁場範圍洄游経路等基礎的事項に付調査闡明し以て本漁業の健全なる發達に資せんとす
(方法) 第三探海丸を以て横斷觀測を施行し隨時流網を使用す
(場所) 北千島オコック岸及堪察加西岸海區
(時期) 自五月下旬至八月下旬
五 重要水族漁場利用現狀調査 本場 (目的) 本場に於ける重要水族の漁場の現狀を調査し更に既知漁場と未知漁場との關係並に其漁場價値等に付調査し斯業開發の資に供せんとす
十六年度は左記十七種の水族に付調査せんとす
鱈、鮭、鱒、鱈、鯨、柔魚、鰈、鱒、鱈場、蟹、鮪、鮫、章魚、花咲蟹、鮮、目拔魚、

鯖、毛蟹 (方法) 各漁業協同組合を單位とし各水族毎に現在漁場の範圍、深度、底質、潮流、棲息狀況、漁期、漁獲統計並に荒廢漁場、未開漁場等に付調査す
(場所) 本道沿岸一圓
(時期) 周年
六 深海漁場探檢 根室支場の繼續事業にして未利用深海(水深二百米乃至千米)に於ける有用水族の種類と生産量生業移動等の基礎的事項を闡明し併せて漁期、操業方法等の研究に依り漁場の擴張を圖り管内に於ける大型漁船の深海漁業への積極的進出を促し以て生産の擴充を期せんとす
而して昭和十二年度及昭和十三年度に於て施行せる厚岸沖合より色丹島沖合に亘る漁場は目拔魚類の棲息最も多く大略水深五百米より深部は大目拔魚漁場、水深五百米より以深部はばら目拔魚漁場たる

事を確認又昭和十五年度千島調査に依りて施行せる擇捉島大太平洋側漁場は同様目拔魚類の棲息最も多く漁場として最適の深度は前者より大略百米乃至五百五十米淺處なるを確め得たり
(方法) 試験船として大雪丸を使用しワイヤー式延繩漁具を用ひ漁場の基本的細密調査を行ふ
(場所) 得撫島太平洋側海區並擇捉、得撫島オコック海側海區(但しオコック海側海區に就ての施行は豫備的調査の程度とす)
(時期) 自五月至七月
△漁撈試験 一 漁業用資材代用品試験 本場 (目的及經過) 前年度よりの繼續事業にして現下漁業用資材の益々規正強化せらるるに鑑み之が代用品の試験研究を實施し以て急速なる解決を期せんとす

前年度にありては曩に開催の全國水産關係機關協議會の決定事項を基調とし、綿糸代用品としての生糸試験にありては兩者の性状を比較せる基礎試験2ラミー代用品としての生糸試験にありては基礎試験並に應用試験3マニラ代用品としての藁其他試験に於ては基礎試験4輸入染料代用品としての道産樹皮タンニン系染料試験にありては基礎並に應用試験5漁網手入取扱及保存方法としての殺菌手入法試験にありては殺菌の漁網糸に及ぼす效果に關する基礎試験等を施行し目下尙試験續行中なるも1、2、4及5の事項に就ては究明せられたる事項尠からざるを以て之等は夫々其の特性に應じ之が實用化に進み未了の事項にありては更に全般的に調査を續行以て代用品化の萬全を期せんとす

十六年度に於て試験せんとする事項左の如し

イ 綿糸並にラミー代用品として生糸

ロ マニラ、綿糸、麻代用品として藁其他

ハ 輸入染料代用品として道産樹皮タンニン系染料

(方法)

イ 綿糸並にラミー代用品としての生糸試験

一 應用試験

生糸製蝶底刺網(綿糸代用)及前年度に引續いて生糸製鮭鱒流網(ラミー代用)を實地に使用し漁獲率耐久力及操業の難易等を試験し其適否並に經濟的價値を調査す

ロ マニラ、綿糸、麻代用品としての藁其他試験

一 基礎試験

藁製ロープ、マオランロープ、棉皮ロープ及びみご繩等に付抗張力、伸長度及海水浸漬中或は貯藏による耐久力、腐敗度等の基礎事項をマニラ綿糸及麻と比較調査す

一 應用試験

定置漁具の錨網、胴網、垣網或は延繩漁具の幹繩等に實地使用し其實用價値を調査す

ハ 輸入染料代用品としての

道産樹皮タンニン系染料試験

一 基礎試験

柏、赤蝦夷松、蝦夷松、榎松水楢、檜及葡萄蔓等の各樹皮に付左の試験及調査を行ふ

イ 有效成分の抽出並に染付方法

ロ 以上施染系の抗張力、伸長度及硬度

ハ 同施染系の海水浸漬中及貯藏中に於ける耐久力

ニ 以上樹皮液を主材とする新規染料の考案

一 應用試験

前年度に引續き鱒流網油鮫刺網其他漁具を染着け實地に使用し漁網糸の耐久力、漁獲率及操業の難易等實用價値に付調査す

(場所) 隨所

(時期) 周年

二 水産機械器具改良試験

(目的及經過) 前年度よりの繼續事業にして既存の水産機械器具の性能試験を行ひ優良なるものを一般に推奨し猶改良又は新規考案をなし水産業の

能率増進を圖り斯業の進歩發展に供せんとす

十五年度に於ては昭和十二年度以來考案の鱒流網羅魚切外し機を更に改良を加へ大體實用に供し得る成果を得製作試用せるも鱒漁況不振により充分なる實地使用試験を施行し得ざりき本年度は左記に付試験せんとす

イ 既存漁撈機械の性能比較試験

ロ 鱒流網羅魚切外し機考案試験

ハ 帆立桁網捲揚機の改良試験

(方法) 既存の漁撈機械は之が設計製作及實地使用の成績を製作工場當業者に付詳細調査すると共に漁船或は本場試験船に捲付け其性能を確む

鱒流網羅魚切外し機は前年度迄に考案改良せるものを實地使用し其性能を試験す

帆立桁網捲揚機の改良は現在使用せられつつあるもの極めて原始的にして機械と稱し得ざる程度のもなるが故に摩

擦部の改良及蓄力機の取付等の改良考案を加へ新製し實地試験を行はんとす

(時期) 周年

三 大鯖棒受網漁業試験 函館支場

(目的) 本道日本海に來游する大鯖に對しては累年漁撈試験の結果延繩に依る大鯖漁業は有望なるを確認せられ既に多數の着業船を見るに至れり然るに本漁業期間中同じく來游するメジロ鮫其他の大型鮫類の爲め漁具の損傷及漁具の亡失等漁業經營上支障尠からず依て棒受網による漁獲の適否試験を施行し以て漁業經營の向上に資せんとす

(方法)

イ 漁具 棒受網一ヶ統

ロ 漁船 白鷗丸

ハ 漁法 夜間は集魚燈を使用、晝間は撒餌を用ひて魚群を誘集棒受網によりて漁獲するものとす

(場所) 津輕海峽及小島近海

根據地 函館

(時期) 自七月至九月

四 鱈延繩漁業試験 稚内支場

(目的) 本道オコック沿海に於て機船底曳網或は鱈大延繩等に鱈の混獲せらるるは周知の事實にして同沿海には相當來游あるものと思料せらるるも未だ漁業的價値不明の爲め本漁業を營む者無き現状にあり

依而本試験を施行し漁期及漁場價値を究め以て本漁業の確立を期し新規資源の獲得に資せんとす

(方法) 試験船大雪丸に依り延繩を使用す

(場所) 網走灣内及隣接海區

根據地 網走港

(時期) 自十月十日至十二月十日

五 漁撈雜試驗 函館支場

(目的) 當業者の指導指針として基礎的研究を施行せんとす

(方法) 左記事項に付試験調査せんとす

イ 人手漁具の考案並に漁獲試験

ロ 柔魚晝間釣に關する試験

ハ 柔魚集魚燈に關する試験

ニ 日本海小鯖漁獲に關する試験

ホ 小島沖合淺堆調査

(場所) 支場内及管内適當の場所

(時期) 周年

一 水産製造用資材代用品試験 本場

(目的及經過) 最近重要物資の規正に伴ひ水産用資材の配給も逐日困難となり従て在來水産物容器として用ひられたる鐵葉板製罐に代ふるに紙、輕木製罐及壘類等を製作せらるるも之等は何れも各自の缺點を有し之等の容器を用ひて在來の罐詰法の如き製造法を其儘に準用するは不可能なり依て各代用品の特質に應ずる製造法を考案出せんとす而して前年度に於ては壘詰に就て豫備的に其性能並製造試験を施行せり

(方法) 前年度に引續き各種の壘詰及代用罐に付性能試験

(密封度、耐壓耐熱性、貯藏輸送上の強度等)並に性能に應じ適應せる製造原料の撰擇並に標準的製法を考究す

(場所) 本場及道内適地

(時期) 周年

二 道産重要魚族並製品冷凍冷蔵適溫試験 本場

(目的及經過) 本道に於ける水産冷凍事業は著しく進展し毎年數箇工場の新設を見つつある状態にありと雖も未だ技術的方面に於ては幾多缺くる所あるを以て之が指導開發に資せんとするものなり前年迄は柔魚、油鮫、鮪、八ツ目鰻の冷凍、鹽鱈、身欠鰻、柔魚等の冷蔵等に付試験せるを以て逐次各種の魚族並に製品の研究を進め更に冷凍魚類の利用方法を考究試験せんとす

(方法) 前年度に引續き鮪、鰻、蟹其他重要魚族並製品に付左記事項の試験をなす

イ 凍結冷蔵状態と溫度の理化學的及組織學的検査及之に關する處理法の研究

ロ 冷蔵冷凍原料の製造加工

を試み其利用度の検討
ハ 前記事項に關する經濟的
考察並調査

(場所) 本場及道内適地
(時期) 周年

三 食用魚粉製造試驗 本場
(目的) 饑饉せらるるため食用
處理完からずして魚肥製造に
向けられつつある漁獲物より
食用魚粉を製出し食用化の擴
大を計らんとす

(方法) 主として鱈を原料とし
處理法は略在來肥料向魚粉製
造工程に準ずるも食用並貯藏
性を考慮し高壓煮熟と強度壓
搾法を取入れ又穀粉の混和、
調味料添加等に付研究を行ふ
(場所) 本場及噴火灣適地
(時期) 周年

四 乾燥機考案試驗 本場
(目的) 水産物の乾燥機に就て
は從來種々の考案行はれたる
も未だ各種乾燥に適應せる機
能を有するもの尠く多くの乾
製品製造は天日乾燥のみに依
存する状態にあり之が爲天候
不順に際し作業上の支障、製
品品質の低下、引いては腐敗

放棄等に依る損害尠からざる
ものあるを以て本試験を施行
し製造經營の合理化に資せん
とす

(方法) 現在製造乾燥機の性能
と實用價値を調査研究し新規
設計製作を行ふ
(場所) 本場及道内適地
(時期) 周年

五 魚油分離槽装置改良試驗
本場
(目的) 魚粕製造法の改善に關
しては數次の試験に依り基本
的事項を明にし民業の指導に
資しつつあるも副産する魚油
の回收に就ては未だ粗放の域
を脱せず油分の浦失及品質の
低下等尠からず仍て之が改善
を計り合理的操業に導かんと
す

(方法) 鱈を原料とし煮熟壓搾
等常法の如き魚粕製造工程を
行ひ製出せらるる浮上並搾出
魚油の分離状態を理化學的に
検討し其結果と漁村の實狀に
基き分離装置の改良考案をな
す
(場所) 本場及噴火灣適地

(時期) 自六月至十二月
六 乾燥魚膠製造企業化試験
本場

(目的及經過) 本試験は前年度
よりの繼續事業にして水産廢
物たる魚皮魚骨等より膠及セ
ラチンの製造に就て試験し之
が企業化を圖らんとするもの
なり
前年度に於ては工場の新築、
器具機械類の整備を行ひたる
一方机上實驗に依り膠製造に
關する豫備的試験を行ひ的確
信を得るに至りたるを以て本
年度に於ては之等の机上實驗
を基礎とし左記に依り企業化
試験を施行せんとす

(方法) 原料處理法に關する試験
ハ 各種乾燥法の技術的並に
經濟的試験
ニ 全製造方法の合理化試験
原料並に製品の素質性狀
に關し更に理化學的試験を繼
續せんとす

(場所) 本場
(時期) 自七月至三月
七 魚貝肉成分と食料價値に

關する試験 本場
(目的及經過) 本道産有用魚貝
肉の性質及組成に關する精細
なる研究を行ひ國民營養資源
たる魚貝肉蛋白質の價値を闡明
し水産製造上に應用すべき基
礎的資料たらしめんとす
昭和二年以來の繼續試験にし
て既に鱈、鯖、鯖、鯖等に就
て試験し各種製造工程に伴ふ
肉蛋白質の性質の變化、製造工
程中における變質變味の原因の
探究並に之が防止方法の研究
等の試験を施行せり
前年度に於ては主として鮭肉
の雌雄別、時季別並に地方別
に依る差異に就て研究を施行
本年は更に進みて鮭、鮭肉の理
化學的諸性質に就て精細なる
研究を行はんとす

(方法) 主として理化學的研究
方法に依る
(場所) 本場及管内
(時期) 周年

八 水産廢棄物利用試験 本
場
(目的及經過) 現在未利用並に
利用の途尠なき水産物及水産

製造加工に於ける副生産物等
の所謂水産廢棄物の適切なる
利用法を考案せんとするもの
にして前年度に於ては海藻織
維製造法に付試験せり
魚貝類内臟器利用に關しては
化學的方法に依る組成の研究
に依り其有效成分を探究し且
之が利用に關する二、三の實
験を試み豫備知識を得たり
仍て本年度に於ては左記に依
り魚貝類内臟器に關する試験
研究を續行し更に魚骨に關す
る基礎的試験をも施行せんと
す

(方法) イ 魚貝類内臟器利用に關し
ては生原料及既設噴霧乾燥機
に依る粉末製品を試料となし
理化學的並に生物學的詳細な
る素質の研究をなす
ロ 魚骨利用に關しては其素
質性狀等に付理化學的試験を
行ひ以て利用の基礎試料たらし
めんとす
(場所) 本場及其他適地
(時期) 周年
九 魚油に關する試験 本場

(目的及經過) 魚油に關する各
般の基礎的試験を行ひ之が利
用上の基礎資料たらしめんと
するものにして前年度迄は主
として品質向上に資する處理
方法の改善に付施行せり
(方法) 本年度よりは本道一圓
に對する地方別季節別に依る
各種魚油の理化學的差異を研
究して之が利用上の基礎資料
となし併せて魚類の洄游狀況
食餌等による油質の差異等に
及ぼんとするものなり而して
其第一着手として鱈、鱈、鮭
鱈、公魚等の肝臟油體油又は
其混合物の一般性狀を試験研
究せんとす

(場所) 本場及管内
(時期) 周年
一〇 鱈及中小鯖大衆向食料品
製造試験 函館支場
(目的) 道南に多産される鱈は
一部各種罐詰として製造利用
せられつつあるも一般國民食
料としては生産地附近に鮮食
及少數の加工品以外利用せら
れず大部分は魚粕とし製造せ
らるる現状にあり又晩夏より

中秋を盛期として噴火灣に二
萬石内外の漁獲を見る中小鯖
は一部節及鹽藏品として食用
に供さるるのみにて多くは鱈
と共に搾粕に製造せられつつ
あり而も搾粕として採油量少
く採算上不利なり依て之等を
原料として簡易なる大衆向榮
養食料品を試製し以て管内鱈
及鯖の利用の向上に資すると
共に現下緊要たる國民營養食
料擴充の一助たらしめんとす

(方法) イ 既往の調査に依る鱈の時
季別各種成分變化を資料とし
て各時季に適應せる各種製品
素乾品、燻製品、鹽藏品、煉
製品及其他調味加工品を製造
し簡易なる漁村の食料工業と
して當業者に指導せんとす
ロ 中小鯖の魚體と肉質の成
分を時季別に分析調査(前年
度繼續)
前年度の分析結果に基き鱈と
同様中小鯖を原料として鹽乾
品、燻製品其他調味加工品の
製造改良並に指導
(場所) 函館市及森町

(時期) 周年
一 鱈罐詰の原料に關する試
験 函館支場
(目的及經過) 鱈罐詰製造に關
しては數年來各種試験を施行
し其良好なるものに就ては逐
次指導し來れるが近時歐洲方
面に於ける油漬罐詰の需要は
著しく激増しつつある現狀に
鑑み本邦製品に對し更に一段
の改良を必要とするに至れり
依て先年來當場に於て温燻罐
詰に付改良試製せる處同品は
輸出品として當業者齊しく注
目する處となりたるを以て本
年度に於ては之等罐詰原料に
付種々検討を加へ其處理法改
良に就ての基礎を闡明し以て
鱈罐詰今後の進展に資せんと
す

(方法) イ 脂肪量及鹽漬時に於ける
鹽分浸透度を測定し且罐型及
肉詰尾數より原料の大きさの範
圍を考察す
ロ 原料の大小により脱氣函
使用の有無による製品含水量
の差異を検討す

ハ、イ、ロの事項を冷凍原料に付試み生原料製品と対照比較し處理法の検討をなす

(場所) 函館市

(時期) 周年

一二 藤子昆布の内地向製造試験 根室支場

(目的) 當支場管内より多量に生産せらるる昆布、藤子等の對支輸出海産物は事變下に於て急激なる産出と價格の昂騰を見たるも各種事情により十五年度には甚しく輸出の不振を來たし之が滯貨の處分は業者の最も苦慮せらるる處なり仍て之が對策の一助として又食料資源の擴充に資する爲め藤子及昆布の利用方法を考究し以て内地向大衆食糧化を計らんとするものなり

(方法) 十六年度に於ては主として藤子の利用法に付行はんとす

イ 藤子に關しては左記製品試製を行はんとす

調味品、酢漬品、佃煮品、乾藤子の料理法

ロ 昆布に關してはペースト

製品

(場所) 根室、余市

(時期) 周年

一三 漉布糊製造試験 根室支場

(目的及經過) 本道に於て多産せらるる海産物の漉布糊の製造を行ひ漁村の副業的製造の一項に資せんが爲め前年度に於て之が製造可否の豫備的試験を根室町に於て施行せる結果道内に於ても製造可能なるを究め得たり然るに其製造方法は内地方面に於けると多少異ならしむべき點あるを以て更に十六年度繼續施行の上完成の域に達せんとす

(方法) 前年度根室町に於て軟化試験晒白試験等を行ひたるも尙不充分なる點多々あるに依り再度之が試験を行ひ本道に於ける標準製造方法を確立せんとす

(場所) 根室、色丹

(時期) 八月

一四 鮭利用試験 稚内支場

(目的及經過) 昭和十四年度より繼續試験にして二ヶ年試

て前年度試験の結果品位の向上に付研究すべき點多きを以て十六年度も繼續試験せんとす

ロ 水産肥料原料の食糧化並に廢棄物利用試験

六月 二十日間 網走町

八月 十五日間 稚内町

九月 二十日間 網走町

十月 十日間 鴛泊村

(又は鬼脇村)

管内に於て現在肥料に製せられつつあるものの或種の食糧化並に水産廢棄物の利用化に付次の事項に關し試験し生産擴充の途を開拓せんとす

1 ギス鰯(肥料)
素乾、煮乾、節、揉魚肉等に製する試験
2 棘魚(肥料)
煮乾、佃煮に製する試験
3 鮭ノ子(廢棄物)
秋季漁獲せらるる鮭處理の際の副産物たる鮭卵を味付其他に製する試験
4 ホヤ(廢棄物)
佃煮、鹽辛、其他に關する試験

(場所) 本場及道内適地

(時期) 周年

一六 雜製造試験 函館支場

(目的) 當業者の指導に關する事項其他豫備的試験を施行せんとす

(方法) 左記事項に關し適宜研究をなす

イ 各種煉製品に關する試験

1 腐敗防止の研究 市販品を購入し細菌の檢出

2 製造試験 鮭、鮫、柔魚、鯖、其他

ロ 鮭利用試験 鮭タレ、節其他前年度製品の改善

ハ 其他當業者の出願に依るもの

(場所) 函館市及管内

(時期) 周年

一七 雜製造試験 根室支場

(目的) 管内に於ける魚貝藻類の利用價值増進に關し豫備的試験を施行し當業者の指導資料たらしめんとす

猶十六年度は既往試験の中左記に關し更に研究追補せんとす

(方法)

1 海藻
イ 發生條件並に豊凶に關する試験調査(本場)
ロ あまのり屬の生活史に關する調査(本場)
ハ 伊谷草の生態調査(根室支場)
全道及本場
2 貝類
イ 鮑の發生條件並に地方別生物学最小形調査(本場)
ロ 赤貝成長度調査(函館支場)
3 章魚
生態調査(本場)
(場所) 全道
4 海鼠
小海鼠場所の蕃殖上の價值調査(本場)
(場所) 天鹽
5 蝦類
ぼたんえびの生態調査(函館支場)

イ 青鮫肉利用試験

前年度に於て剥皮青鮫内に依る味淋干に關しては良好なる成績を收め得たるを以て十六年度はソーセイジ代用品に付結着其他を試験せんとす

ロ 伊谷草に依る寒天製造試験

伊谷草を原料とする寒天製造試験に關しては略々完了の域に達したるも更に噴霧乾燥に依る製造の可否に付豫備的試験を施行せんとす

(場所) 根室、余市

(時期) 自四月至五月

一八 雜製造試験 稚内支場

(目的) 管内に於ける魚貝藻類の利用價值の増進に關し豫備的試験を施行し併せて當業者の指導資料を蒐集せんとす

(方法) 次の試験を施行せんとす

イ 夏鱈を原料とする開鱈製遺試験
自七月至九月六十日間(二回に施行) 網走町
前年度よりの繼續試験にし

(場所) 噴火灣

6 魚類
有用魚類仔魚出現状況調査
(本場)

(場所) 全道

7 有害生物
有用生物との相互關係並に害敵驅除による有用生物の増殖効率に關する試験(函館支場)

(場所) 根室海灣

(時期) 周年

二 鹹水水族増殖試験 本場
根室支場、稚内支場

(目的) 資源の涵養に必要な積極的増殖を考究せんとするものにして基礎的試験と併行して特に十六年度は應用試験に力を致さんとす

(方法及場所)

1 海藻類人工採苗養殖試験 (本場)
有用藻類の生活史研究の結果判明せる生態を養殖上に應用し左記試験を行はんとす
イ すきびのりの人為的及環境變更による人工採種養殖試験

ロ 海藻の人工養殖

(場所) 膽振及根室支廳管内
2 かれひ類の人工孵化効率試験(本場)

(場所) 能取湖

3 帆立貝人工増殖試験 (本場)
前年の繼續事業として北見佐呂間湖採苗の稚貝を根室支廳管内に移殖し其効率を試験せんとす

(場所) 根室及網走支廳管内

4 干潟利用試験(本場及根室支場)

從來暗中模索の感ありし道内干潟利用事業も本場調査により漸次其性狀並に棲息生物の生態は幾分明となりて増殖施設より利用更生の實を擧げたるものも尠からず此際更に進んで干潟の具體的開發を考究し食糧増産の國策に應へんとす

イ 海藻増殖(海苔、おごり、海藻、伊谷草等)
ロ 貝類増殖並に未利用貝類の利用

ハ 餌蟲に關する研究

ニ 蕃養に關する試験

(場所) 根室、釧路及網走支廳管内
5 オコック海沿岸に於ける築磯試験(本場)

國際情勢の變轉に伴ひオコック海區漁村の經濟は蟹、帆立貝漁業にのみ依存するを救さず而して該地方漁村の弱味は一に磯を有たざる悲哀にありと思考するを以て地元漁業組合と協力し築磯を建設し之が効率を業者に示さんとす

(場所) 網走支廳管内

6 鮑の池中飼育經濟試験

並に養殖種苗としての移出に關する試験(本場)
囊に袋澗利用の一方法として考案せる鮑の蕃養を更に進めて稚鮑の池中飼育を試験し又養殖種苗として本州方面への移送方法並に經濟關係を試験せんとす

(場所) 後志支廳管内及千葉縣

7 海鼠増殖試験(稚内支場)

海鼠漁業は當管内に於ける重要漁業にして之が増産資源維持の必要あり此目的達成の爲積極的増殖方法として粗朶の沈下設定をなし併せて親海鼠を放流し其後の増産率を究めんとす

(場所) 宗谷村地先海區

(時期) 周年

△工鑛業廢水被害防除試験 本場

(目的) 近時工鑛業の勃興に伴ひ之等廢水に依る水産上の被害漸次増加の傾向にあるを以て之が防止方法に付研究せんとす

(經過) 前年來金山浮遊撰鑛廢水、製糖工場廢水、澱粉工場廢水其他に就て豫備的基礎調査及試験を行ひ二、三實驗的小規模の除害施設に關する試験をも施行せるが十六年度よりは新規に豫算の計上を見たるを以て中規模の除害施設を實施し所期の目的達成に努力せんとす

(方法) 澱粉工場廢水を腐熱法に依り細菌を利用して除害する方法に力を注ぎ猶他の廢水に就ても併せ試験せんとす

(場所) 本場及現地(主として後志支廳管内)

(時期) 周年

以上拓殖費

地方費關係

一 重要水族漁況通信 本場の繼續事にして道内一圓の鱈並に油鮫漁の豐凶去來の狀況を毎日取纏め猶鱈に就ては道内樞要漁業地の水温、近接關係縣の漁況及調査船の報告等を併而着業者に周知せしめ來りしに漁業經營上裨益する處極めて多かりしを以て十六年度に於ても續行の上斯業發展の資たらしめんとす

(方法) 鱈は前年度同様北海道水産物査検所と連絡を執り同所の道内各地に配置の支所派出所及駐在所より日々漁況の報告を受け且道内及道外當業者に囑託し水温漁況の通報を行はしめ尙調査船より其調査結果の報告を受け之等を毎日取纏めの上直に各地の支所派出所及駐在所に通報し油鮫は

道内樞要漁業地の各漁業協同組合に日々の漁況を報告せしめ毎日之を取纏めの上直に關係各漁業協同組合に通報し當業者に周知せしむ尙一週間毎に各漁況を取纏め毎週産業ニュースの時間にラジオの放送を行ふものとす

(場所) 本道沿岸一圓

(時期) 周年

二 淺海養殖適地調査 本場の繼續事にして道内一圓の鱈並に油鮫漁の豐凶去來の狀況を毎日取纏め猶鱈に就ては道内樞要漁業地の水温、近接關係縣の漁況及調査船の報告等を併而着業者に周知せしめ來りしに漁業經營上裨益する處極めて多かりしを以て十六年度に於ても續行の上斯業發展の資たらしめんとす

(方法) 海藻を除く海扇、北寄貝、海鼠、藤子其他磯付魚の中より各地方に依り夫々其重要性に基き調査すべき種類を撰定し之等に關し漁業協同組

合又は之に準ずべき地區を單位調査地區とし實地調査を施行す而して調査に際しては組合理事者は地元有志を立會はしめ蕃養保護の徹底並に増殖實施の方法に付指導をなすものとす

(場所) 根室支廳管内志發島近海

(時期) 自六月至九月

三 河川湖沼養殖適地調査 本場の繼續事にして道内一圓の鱈並に油鮫漁の豐凶去來の狀況を毎日取纏め猶鱈に就ては道内樞要漁業地の水温、近接關係縣の漁況及調査船の報告等を併而着業者に周知せしめ來りしに漁業經營上裨益する處極めて多かりしを以て十六年度に於ても續行の上斯業發展の資たらしめんとす

(目的及經過) 本道内の河川湖沼を利用する爲之等に於ける生産力の基本的調査をなさんとす

(方法) チミケツ湖及常呂川に於て周年の變化を知り更に水質野量底棲生物量等と魚類の生産との關係を知らんとす

(時期) 周年

四 分析鑑定 本場函館

に試験を行ひ斯業の開発助長に資せんとす
(方法) 目的に應し理化學的試験並に實地試験を行ふ
(場所) 本場及函館
(時期) 周年
五 水産教育養成 本場
イ 産實習生成
(目的及經過) 昭和十二年度よりの繼續事業にして漁村に於ける中堅人物を養成以て漁民指導の萬全を期し漁村繁榮の目的を達成せんとするものにして既に昭和十五年度迄に於る實習終了者は五十二名なり
(方法)
1 入場資格
甲 乙種水産學校卒業生又は之と同程度以上の者及現に漁業關係團體の指導又は水産青年教育に従事しつつあるものにして町村長及團體長の委囑推薦による者より詮衡す
2 實習期間
六ヶ月(多少短縮することあるべし)
3 定員
十五名(多少増員することあるべし)

るべし

4 實習課目

漁撈、製造、養殖の學理、技術及漁村經營、指導上必須とする事項を習得せしむ

(場所) 本場
ロ 水産増殖練習生養成 (目的及經過) 淺海並に鹹水水族の積極的増殖を期せん爲之が技術者を養成せんとするものにして昭和二年度以降繼續施行中にして十六年度に於ても引續き施行せんとす

(方法) 昭和二年度より第二期拓殖計畫期間に四十二個所 (一支廳平均三個所) 開催の豫定を以て一ヶ年二、三個所宛十四日間其地方に於て増殖上特に必要と認めたる水族に關する學科、實驗、實習若くは見學に依り之が増殖技術を授く

尙練習生は公募に依るも現在の漁業協同組合及水産會在職員を主とし人員は一個所十名乃至十五名とす
(場所) 十勝、膽振、檜山及渡島各支廳管内より二個所を

撰定せんとす

ハ 水産製造技術練習生養成 (目的及經過) 水産製造加工工業の進展を期し調味加工品の製造技術を習得せしむる目的にて昭和二年以降繼續施行中の處逐年志願者増加の現状なるを以て十六年度も引續き施行せんとす
(方法) 道内の斯業關係者中より希望者を募集し約二十名を採り左記學科及實習を課し技術を習得せしむ

1 學科
調味加工品製造法、水産冷凍法、魚類燻製法並調味料水産製造法概論
2 實習
調味加工品六十餘種に付實習せしめんとす
(場所) 本場
(時期) 十一月

六 魚肉噴霧乾燥試驗 本場 (目的及經過) 低廉なる魚肉、水産物内臓、魚類の煮汁等の水産廢物及び現在未利用の水産物を乾燥粉末とし夫々其原料の特性に應じ藥用調味用及

榮養劑用等特殊の用途を考究せんとす

本試驗は昭和十四年度以降の繼續事業にして昭和十四年十二月裝置完成以來鱈、鰯等の魚肉、鰯、鰺、鮭、鱒等の白子、鰯肝臟海扇及鰯場蟹肝臟分解汁、鰯皮を原料とする魚膠等の各種に付試驗の結果其一部は略工業化するの域に達するに至れり今後は指導を主とし逐次補足的研究を施行し之が完成を計らんとす
(方法) 原料を摩碎し場合によりては適當の水を加へて緊密なる流動狀となし之を特殊の構造を有する乾燥室の上部より送入し圓盤狀噴霧機より噴霧狀に飛散せしめ一方熱風を送入して瞬間に乾燥せしむ十六年試驗材料は鰯の煮汁とす
(場所) 本場及釧路
(時期) 周年

七 輸出肝油改良試驗 本場 (目的及經過) 需要國に於ける輸入規格に適合する優良肝油の製造を促さんとするものにして之が基礎試驗に關しては

昭和十四年度及昭和十五年度

昭和十四年度及昭和十五年度二ヶ年拓殖費を以て完了せしめ昭和十四年度に於ては試験設備の充實に勉め次で昭和十五年より着手豫定の處試驗擔當者の辭任を見本格的試験を爲し得ざりき仍て十六年度より地方費により既往試験の補足的研究を爲し本道肝油事業の進展に資せんとす
(方法) 理化學的試験及動物試験に依るものとす
(場所) 本場及管内
(時期) 周年

八 鰯場蟹増殖事業 本場 (目的及經過) 本道鰯場蟹漁業は昭和十六年全面的休漁の決定を見たる爲め卵子の供給を當業船に依存せる本増殖事業に於ては勢ひ採卵上の支障を考慮せざるべからず之が對策として所要卵子の自給も可能ならざるも數量的に期待する處渺きを以て孵化本架は之を休止し各種基礎試驗並調査の中最も緊要を要する事項に關し主力を傾注し増殖事業並漁業經營の改善に飛躍的發展

根拠地及陸上試驗地は色丹島

(時期) 自四月上旬至七月上旬
昭和十五年本道沿岸漁獲高總額は一億二千八百三十三萬六千五百二十七圓で、前年に比し二千三百六萬五千二百六十圓の著増を示した、これを魚類、貝類その他の水産動物、藻類の四類別に見れば左の通りである。

Table with 2 columns: Species (魚類, 貝類, etc.) and Catch (前年比, etc.)

支廳市別漁獲價額

Table with 2 columns: Location (釧路, 十勝, etc.) and Value (價額)

漁業移動労働調査

昭和十四年の漁業労働狀況を見るに、先づ市町村を單位としての道内移動(本調査では道内よりの入稼として扱つて居るが、供給町村から見た場合道内への出稼であることは云ふ迄もない)は漁夫二萬七千一人、其の他の被用者七千四百五人、漁船一千五百九十四隻であつて、之を前年の夫に比較すれば漁夫では五百六十二人、即ち二分、其の他の被用者では一千三百五十二人、即ち一割五分四厘、漁船では四百四十七隻、即ち二割一分九厘の減少である。

を期せんとす前年は稚内、志發、國後、幌筈島四事業地に於て十二億七千四百八十五千四百八十尾の放流を施行せり幼生の海中飼育は實驗的完成の域に達したるを以て大型飼育器の考案により中間試験を施行せんとす
(方法) 根室近海に於て調査船(備船)を使用し漁況並海況を調査し夫の相互關係を究明すると共に陸上に於ては適地を撰定し左の事項に關する試験並調査を施行し之に要する生鮮資料は調査船を以て供給せしめんとす

- 1 海洋氣象並漁況調査
2 來游の年齢組成調査
3 成蟹の洞游並系統に關する調査
4 幼生並稚蟹の分布並棲息環境に關する調査
5 現行孵化器の改良並代用資材に關する試験
6 幼生の長期飼育試験
7 幼生脱皮所要期間の人工的短縮に關する試験

又、海外への出稼に在つては漁夫七千九百三十六人其の他の被用者七百二十五人、漁船九十三隻であり、前年に比しては漁夫で三千七百七十六人、即ち二割八分六厘、其の他の被用者では五百七十一人、即ち四割四分一厘漁船では百二十五隻、即ち五割七分三厘の減である。

Table with 2 columns: Item Name (e.g., 鮭, 鱈, 鱈子) and Production Amount (e.g., 一、一四、六〇一). Includes a sub-section for '十五年魚粕生産高'.

北海道廳では、北海道水産孵化場同支場及同事業場の名稱位置及擔當區域を左の通定め昭和十六年四月一日告示した。

虹別村字シクンベツ) 釧路國及根室(千島を除く) 各支廳並に釧路市

鹽藏製品の産額調

Table with 2 columns: Product Name (e.g., サイ, プ, マ) and Production Amount (e.g., 九三、六三六).

村大字大瀧村字(二木城) 温根沼(同郡同村字温根沼) 音根別(同郡同村大字留夜別村字音根別) 泊(同郡泊村大字泊村字シロマンベツ)

各種素乾類の産額

Table with 2 columns: Product Name (e.g., ス, フ, ミ) and Production Amount (e.g., 四、一〇、六七六).

八雲村字セイヨウベツ) 渡島及檜山兩支廳管内並に函館市知内事業場(上磯郡知内村大字知内村字袋澤) 利別(瀨棚郡東瀨棚村字丹羽) 厚澤部(檜山郡厚澤部村大字上ノ山)

乾海苔粕漬其他製品

Table with 3 columns: Item Name, Quantity, and Price. Includes items like カマボコ, ツクダ, ミリリン, etc.

分三厘に當り、次に魚油は數量一千百十七萬七千九百二十七貫...

Table with 3 columns: Item Name, Quantity, and Price. Includes items like 貝柱, アワビ, エビ, etc.

Table with 3 columns: Item Name, Quantity, and Price. Includes items like 燻乾, イワシ, チカ, etc.

百七十六圓、即ち實に八割三厘の激増を示し、殆ど倍額に近いものである。

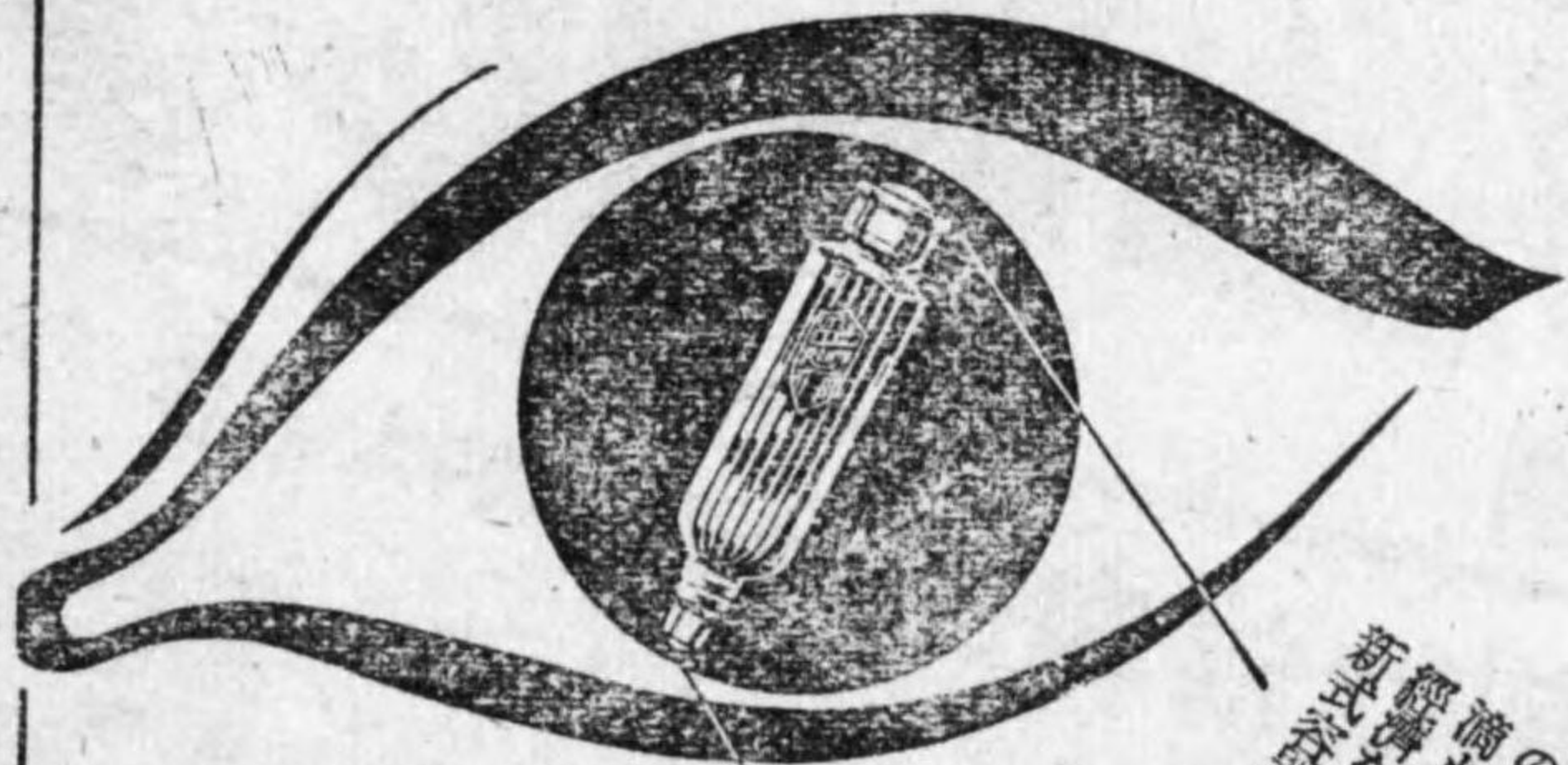
魚油は千萬圓突破

Table with 3 columns: Item Name, Quantity, and Price. Includes items like 鰯油, 鰹油, 鯨油, etc.

本道に於ける鮪漁業の地位は頗る重要にして、柔魚、昆布に亞ぎ、其の總漁獲高五百九拾萬圓、製品に於て九百餘萬圓の巨額を示し、其の漁業經營者二千三百餘人と算せらる。

第一條 北海道鮪漁業振興委員會 (以下委員會と稱す)は長官の諮問に應へ、鮪漁業の統制整理其他鮪漁業の振興發達に關する事項を審議す

ズマタイズマシ 薬目トーロ



第一、眼病の予防に最も有効な薬目トーロ
第二、眼病の初期段階の事業は一應完
成せられんとし、今后大いに工
業発展の素地が作られて居り、
殊に現下經濟國力戦には必然的
に工業の振興を必須とする秋、
パルプ・人造石油・無水酒精製
造工業及電化工業等の所謂國策
會社が創立せられ、漸次此種事
業が企圖を見るに至り、更に一
層の飛躍上資本の誘致移入と技
術の向上を圖る事が刻下の急務
となつてゐる。尙各種工業を一
瞥すれば



適應症
結膜炎・角膜炎・トラ
ホーム・疲労眼・學校
眼炎・眼瞼縁炎・角膜
翳・結膜充血・麥粒腫

價藥
小瓶 二十錢
大瓶 三十錢
德用 五十錢
小兒用 二十錢

本舖 山田安民藥房

▲全國到る處の藥店にあり

各種工業一覽

本道生産總額の三割九分を占めて第一位に在る。本道工業も近代的な工業として發達したのは、僅に第一次歐洲大戰勃發後のこと、而も製紙・麥酒・製麻・製鐵・製鋼・製粉・製油・硫安・醸造の特殊大工業を除いては、概ね小資本のもので尙幼稚の域を脱して居ないのは、開道僅に七十年の歴史を有するに止まる已むを得ない事情に依るが、然し元來本道は石炭の産出、水力の利用便益の點からして、自ら一大工業地たる素質を有して居るのである。

起因するのであらう。然し今や拓殖の初期段階の事業は一應完

△纖維工業 帝國製麻株式會社
札幌工場の亞麻製品が其の代表的のものである。

△機械工業 函館船渠株式會社、日本製鐵輪西製鐵所、日本製鋼所室蘭製作所、日本電氣工業株式會社及北海道製鐵倉庫株式會社等が主たるものである。

△化學工業 製紙・護謨・肥料
油脂類及石鹼製造並に取卸薄荷等が主で、就中、製紙事業は、其の經營規模の大にして設備も亦完全なる王子製紙株式會社は、苫小牧・江別・釧路に三工場を有し、本邦總生産額の約八割を占め、大藏省の無水酒精工場・國策パルプ株式會社・北海道電氣興業株式會社・東洋高壓株式會社・北海道人造石油株式會社等は、等大企業に因り今後の發展に期待されるものが頗る多い。

△窯業 斯業の代表的なものには、淺野セメント株式會社上磯工場、北海道瓦斯株式會社、日本製鐵株式會社、野幌煉瓦株式會社等がある。

△食料品工業 諸工業中第一位に在り、其の種類は醸造・製粉・製糖・罐詰・煉乳並に牛酪製造・乳肉製品・製氷・清涼飲料製造及製麵等極めて多種多様に分たれる。而して此等の主なる會社は、大日本麥酒株式會社札幌支店、北海道及明治各製糖株式會社に屬す

る工場・日魯漁業株式會社・明治製菓株式會社・森永煉乳株式會社・極東煉乳株式會社及北海道酪農販賣利用組合聯合會所屬製酪工場・日本清酒株式會社・日本製粉株式會社等である。

△電氣及瓦斯工業 電氣事業の主なるものは、大日本電力株式會社・北海道水力電氣株式會社及北海道合同電氣株式會社等があり、瓦斯事業には、北海道瓦斯株式會社・室蘭及釧路各瓦斯株式會社がある。

△其他 製材及木製品・印刷・革製品・薬製品・紙製品・竹製品等も相當の發達を遂げてゐる。

電力消費規正實施

第一 昭和十五年度下期に於ける電力消費規正は十二月以降三月末日迄の期間本實施要綱の定むる所に依る

第二 電力使用の合理化を圖り以て電力節約の實を擧げしむる爲、關係官廳、電氣事業者、電力需用者及關係團體と緊密なる連絡を保ち以下各項

工
産

に依り適切なる方法を講ずる

第三 電力需用者（電燈電用者を除く）をして所期の電力節約を勵行せしむる爲電力及電力量の毎月の使用基準を左の如く定め之を超過せざる様措置す

但し第一種需用及官廳用電力に對しては之を適用せず

一 常時電力に就いては電力量に在りては昭和十五年十月の使用電力量を電力に在りては當該月の契約最大電力を以て使用基準とす昭和十五年十月の使用電力量が最低責任使用量に満たざるものは最低責任使用量を以て使用電力量と看做す

昭和十五年十月の使用電力量なきものは同年同月以後に於て契約容量に變更ありたるものに就いては同種同程度の使用電力量を參酌の上電氣供給事業者に於て指定したる電力量を以て昭和十五年十月の使用電力量と看做す

特殊の事由に依り本基準に依るを適當とせざる電力需用に

就いては當該需用の過去の使用状況を參酌し通信局長の指定したるものを以て使用基準とす

二 特殊電力に就いては責任供給電力量の定めある場合は其の責任供給電力量を參酌の上電氣供給事業者に於て指定したる電力量を以て使用基準とす

特殊電力にして責任供給電力量の定めなき場合は特別の事情あるものの外原則として其の供給を停止する

第四 交通、通信、放送、水道、瓦斯其他の公共用需用にして本使用基準に依り制限せらるるときは當該業務の運行に支障を來す虞ある需用に對しては必要最少限度の電力の供給を爲す

第五 河川流量の状況又は發電用燃料の入手状況等に基く電力需給の状態に即應し通信局長に於て一般的に又は個別的に本基準による制限を解除す本項に依り制限を個別的に緩和する場合は需用區分に從ひ特に緊急を要するものを優先

せしむ

本項に依り制限を緩和又は解除したるときは關係官廳及電氣供給事業者に通知する外適當の方法に依り需用者に之を周知せしむ

第六 自家用電氣工作物施設者及五十キロワット以上の電力需用者に於ては電氣供給事業者に於て毎月の使用電力量が使用基準を超過せざる様監視する

當該月の使用電力量が使用基準を超過したる場合は超過量は翌月の使用基準より減量す未滿の電力需用者に對しては可及的に其の使用電力量を低減せしむる様周知徹底を期す

第七 工場、事業場に於ける電力使用の合理化を圖り以て所期の節約の効果を擧ぐる爲左の如き方法を講ず

一 一般電力需用者（自家用施設者を除く）に對しては電氣供給事業者に於て工場能率の増進並に電力使用の合理化に關する指導を爲す

二 自家用電氣工作物施設者に於ては電力節約週間の開催等の方法により節約の實を擧ぐ

第八 休日の振替又は終業時刻の變更に係る電力消費規正に就いては第一回電力消費規正實行委員會の議を経て決定したる方針に依る之が實施に當りては相當の豫告期間を存せしむ

第九 百貨店、興業場、ビルヂング等に於て所期の電氣節約を勵行せしむる爲電氣事業者、關係團體及各需用者と緊密なる連絡を保ちエレベーターの使用節約、照明方法の改良、不要燈の消燈勵行等適宜の方法を講ず

第十 電燈用離力及其他の家庭用電力の自主的節約を勵行せしむる爲自治團體、電氣事業者及關係團體と緊密なる連絡を保ち需用者をして左の方法を講ぜしむる様周知徹底を期す

一 照明能率の増進

二 日光の利用

三 不用燈の消燈

四 料理店、旅館等の電燈に於て必要の限度を超えたるものはワット數又は燈數の減少

五 暖房用電熱器（醫療用を除く）及調理用電熱器の使用の自制

六 其他家庭用電氣器具の使用の合理化

第十一 前各項に定むるもの外本期間に於ける電力消費規正に就いては北海道地方電力調整委員會に諮問の上決定したる昭和十五年下期電力消費規正實施方針の定むる所に依る

消費規正實施方針

第一 昭和十五年下期に於ける電力消費規正は十二月以降三月迄の期間に就き本方針に基き之を實施す

第二 本期間に於ける電力の制限は國民の自主的節約により使用電力及使用電力量を可及的低減せしむる様實施す

第三 工場、事業場に於ける電力の節約は作業能率の増進、電力使用の合理化等生産額に及ぼす影響の最も少なき方法

に依る

第四 異常湯水、發電用石炭の入手困難又は炭質の劣化等に因り發電力が低下し需用電力に對應すること態はざる場合は工場、事業場の休日の振替又は就業時刻の變更等電力の時間的調整に依り需用電力の低減を圖る

第五 一般家庭又は商店等に於ける電燈用電力及其他の電力に就いては法令の定むる所に依り消費規正を爲すの外國民生活に支障を及ぼさざる範圍に於て使用時間の短縮、取付容量の減少及使用方法的改善等により可及的電力の節減を圖る

第六 電力消費者及電氣供給事業者は電力の消費節約又は電力使用の合理化に關し適當なる措置を講じ其の實施を圓滑ならしむ

第七 電力消費規正の實施に當りては北海道地方電力調整委員會及北海道電氣事業協和會に設けられたる電力消費規正實行委員會を運用し消費規正

の圓滑なる實施を期す

電燈電力消費規正に關しては、逕信省告示の制限に依るの外、専ら各需要者の自肅に俟ちつつありたる處、本道に於ける電力需給の實情は湯水、火力發電用石炭入手困難並に同石炭の熱量低下等に起因して愈々逼迫し、重要産業の生産擴充に重大なる支障を生ずる虞あり、忽諸に附し難く、一般電燈用電力等の消費規正を一段と強化するの已むなきに立到りたるに付ては、曩の逕信省告示制限の徹底乏しく、而も電力消費規正の必要性を一般に認識せしむる上に於て、動もすれば悪影響を與ふる虞あるが如き方面に使用せらるる電燈用電力等に付ては、此の際特に之が消費を節減し以て一般産業用電力の調整確保に歩調を合すと共に、石炭に對する緊急事態に即應するの要あるを以て、札幌逕信當局と連絡の上、之が指導對策を左記の通決定し、昭和十六年二月一日通牒した。

- 一 百貨店及商店其他之に類するものの照明
 - 店舗内 床面積一坪當 八〇ワット以下
 - 飾 窓 同
- 二 旅館、料理店、飲食店其他之に類するものの照明
 - 和 式 床面積一坪當 一五ワット以下
 - 洋 式 同 二〇ワット以下
- 三 軒先照明
 - イ 興行場 間口一間當一燈以下二〇ワット以下
 - 但し正面入口、非常口及切符賣場は間口一間當二燈以下合計八〇ワット以下
 - ロ 飲食店及商店等 間口一間當一燈以下二〇ワット以下
- 四 看板燈
 - イ 商店及飲食店等（屋號及營業品目を現はすもの）一店に付一組 店舗の間口一間當二〇ワット以下但し裏又は横に入口あるものは一入口毎に右に準じ軒先照明を兼ねるも

- の 一 間當三〇ワット以下
- ロ 興行場
 - 一 館名表示の看板燈 一 館
 - 二 一箇取扱は四イ準用
 - 三 繪看板 一 間當二燈以下
 - 四 合計 八〇ワット以下
 - 五 飾 窓 同四燈以下
 - 六 合計 一〇〇ワット以下
- 五 裸電球の使用廢止
 - 一 一般商店の店頭又は店内の裸電球には照明能率及保健上より適當なる反射笠の使用を義務すること
 - 二 營業用暖房電熱器の使用停止
- 止 料理店、旅館、百貨店等に於ける暖房用電熱器の使用は極力之が停止を要請すること
- 七 エレベーター使用制限
 - 一 四階以上に非ざればエレベーター使用せざる様指導すること

小口供電方針決定

電力の需要は増加の一途を辿る趨勢にあるが、反面、電源擴充は意に任せぬので、電氣廳は今後當分の間、新規に又は増加して電力を供給することを全面的に禁止し、緊急やむを得ざるもののみこれを承認することに方針を決定し、札幌通信局でも管内各事業者に通達したが、その後豊富なる地下資源の開發、生産力擴充等の重要使命を擔ふ本道産業の重要性を參酌して、差當り小口五十キロ以下の分に對する方針を決定し、昭和十四年、管内へ夫々大要次の通り通牒を發した。

- 一 原則として第一種甲類以上の需要に對してのみ供給餘力の範圍内においてのみ供給事業者限り供給し得る事
 - 二 その他例外的取扱として國民生活必需品製造用、又は特別に緊急やむを得ざる必要方面の動力は供給事業者において供給し得る事、いづれも需要家の實情を調査し供給する事
 - 三 前二項により供給したる際は電力調査令施行規則第二條に定むる事項を記載して札幌通信局長に報告する事
- 電力の使用を制限**
本道に於ける電力使用は、從

新規電力受電電力

來五十キロワット以下は事業者が自由に需要家に供給することを許されてゐたが、昭和十六年六月以後は、十キロワット以上百キロワットの使用は電氣事業者から札幌通信局長に認可申請を爲し、許可を得た上でなければ需要者に供給することが出来なないことになり、亦百キロワット以上、一千キロワット迄は需要者から直接通信局長に使用認可申請書を提出した上認可を受け、その認可書をもつて電氣事業者から供給をうけることに決定した。(一千キロワット以上の場合は従來通り通信大臣の認可を受ける) つまり従來五十キロワットまでは自由供給出來たのが、今後は十キロワットに引き下げられた譯である。

國際情勢の變化並に國內生産力擴充計畫の實施狀況に鑑み、發電設備の擴充用資材等に多くを期待し得ざるのみならず、既設發電設備用石炭の確保に就いても、今後相當困難を豫想せらるるに付ては、高度國防國家建

工場取締に新規則

北海廳令(昭和十五年十一月十五日)で工場取締規則が左の通り定められた。

- 第一條 本令は左の各號の一に該當する工場に之を適用する一 當時五人以上の従業者を使用するもの
- 二 合計五馬力以上の原動機を使用するもの
- 三 工場法施行令第三條に掲ぐる事業を營むもの
- 第二條 本令の規定に依る原動機は蒸氣機關、蒸氣タービン、瓦斯機關、石油機關、タービン水車、ベルトン水車、日本型水車及電動機とす
- 第三條 左の各號の一に該當する工場を設置せんとするものは長官の許可を受くべし許可事項を變更せんとするとき亦

- 同じ
- 一 工場法の適用を受くる工場
- 二 合計十馬力以上の原動機を使用する工場
- 三 前項各號に該當せざるものに在りては所轄警察署長に届出づべし届出事項を變更せんとするとき亦同じ
- 第六條 工場的位置、構造及設備は左の各號に依るべし
 - 一 社寺、公園、學校、病院其他公共の用に供する建築物又は危険物製造所、貯藏所等には相當の距離を有すること
 - 二 發火性又は引火性の料品を取扱ふ工場に在りては防火構造とし他の建物には相當の距離を有すること
 - 三 建物は堅牢なる構造とし屋根は不燃質物を以て被覆すること
 - 四 燈火管制に必要な設備を爲すこと
 - 五 採光及換氣を充分ならしむる構造とすること
 - 六 汚水溜及下水は防水材料

工場清掃運動實施

を以て構造すること

- 七 休憩所、更衣所、食事場、浴場、洗面手洗所及便所を設くること
- 第七條 原動機的位置及構造は左の各號に依るべし
 - 一 危険物の製造、貯藏若は取扱ふ場所とは相當の距離を有せしむること
 - 二 原動機室は防火構造と爲すこと
 - 三 蒸氣機關の排氣及瓦斯機關並に石油機關の排氣は特別の裝置あるものを除き屋上一、五米以上に於て排出せしむること

要 旨
今や我國は肇國の大理想に基き東亞共榮圈建設の爲高度國防體制の急速なる完成を期しつつあるところなるも之が爲には産業の飛躍的發展と國防資材生産力の強化擴充を計る要緊なるものあるに鑑み鋭意その増強に努めつつあり殊に鐵鋼資源の開發と製鐵設備の擴充とは特段の實效を收め

工場、事業場内に於ける廢棄品及埋沒品等

つつあるも一層金屬資材の確保を要するを以て茲に道内各工場、事業場に於ける休眠物件を動員活用の爲本運動を展開し支那事變第四周年記念事業の一環たる愛國實踐運動として徹底的效果を期す

- 二 對象
 - 一 工場、事業場(鐵山、發電所、工場等)を對象とし特に大規模工場及事業場に重點を置く
- 三 實施期間 昭和十六年七月一日より一週間
- 四 回收物件
 - 一 鐵又は鋼の不用品又は廢品等とし其の主要なるものに付例示するに左の如し
 - イ 一般の工場及事業場に於て不用に歸したる取外品、不合格品部分品及在庫品等
 - ロ 機械工場其の他の鐵又は鋼の加工所に於ける發生屑並に使用に耐へざる半製品及完成品等
 - ハ 工場其他の他の場所に於ける不用工事材料
 - ニ 前各號に掲ぐるもの外

實施方法

- 一 同業者團體及工場事業場に於ける實施事項
 - 1 同業者團體に於ては夫々その系統機關の指示に基き實情に應じたる措置を講じ之が効果を期す
 - 2 工場及事業場に於ては同業者團體の指導の下に適當なる計畫を樹て全従業員舉げて之が成果を期す
- ロ 集荷方法
 - 一 道内を十二地區に分ち夫々の擔當組合(商業組合未設立の地區は當該地區内古物商組合)をして集荷に當らしむ但し從來直接指定商をして集荷を爲さしめ居る拂下者指定商をして指定したる場合は此の限にあらざる
- 代用燃料裝置助成
 - 一 北海道廳では、石油代用燃料使用裝置設置獎勵金交付規程左の通定め、昭和十六年四月三日施行した。
 - 二 第一條 石油代用燃料使用裝置

の設置を奨励する爲本令に依り毎年度豫算の範囲内に於て奨励金を交付す

第二條 奨励金は石油代用燃料使用装置を本道に於て當時運行の自動車に設置する場合に自動車の所有者に對し之を交付す

第三條 奨励金の額は石油代用燃料使用装置一基に付其の設置に要したる費用の割以内にして五十圓を限度とす

第六條 奨励金は石油代用燃料使用装置を検査の上之を交付す

第七條 奨励金の交付を受けたる者は奨励金の交付を受けた日より二年間長官の許可を受くるに非ざれば奨励金の交付を受けたる石油代用燃料使用装置を譲渡し、取外し若は其の使用を廢止し又は之を設置したる車輛を譲渡することを不得す

と連署の上之を爲すべし

肥料製造高調

△動物質肥料

Table listing various animal manure fertilizers (e.g., fish meal, bone meal, fish scales) with their respective quantities and prices.

帆立ウロコ粉

Table listing various mineral fertilizers (e.g., phosphate, sulfur, lime) and their prices.

第一條 農産加工奨励の爲北海

道廳は本規程に依り毎年度豫算の範囲内に於て補助金を交付す

第二條 補助金は産業組合其他長官に於て適當と認むる團體の左の費用に對し之を交付す

一 農村工業施設
イ 農工業品は醬油、味噌の醸造を主とする建物又は工作物の建設に要する費用の三分の一以内

イ 農工業品又は醬油、味噌の醸造を主とする器具機械の設備に要する費用の三分の一以内

イ 共同作業場建設に要する費用の二分の一以内にして八百圓を限度とす

ハ 農工業品増産共勵會の施設に要する費用中審査費及賞品費に對しては左の限度を以て其の全額を交付す

1 全道を地區とする團體の施設に對しては賞品費百圓、

審査費百七十圓
2 支廳長管轄區域又は市の區域の團體に對しては賞品費三十圓、審査費百圓

三 技術習得施設
イ 全道一圓を區域とする團體にして農工業品又は醬油、味噌醸造の指導者養成に要する施設費の全額とし一箇所二百圓を限度とす

ロ 全道一圓を區域とする團體にして農工業品、醬油、味噌醸造其他加工施設の指導者派遣等に要する講師招聘費の全額

自家用大麻の加工
時局下麻製品の需給極めて窮用を告げ、特に農家に在りては農業生産資材たる農器具又は馬具用麻製品の購入至難なるに依り、道廳は數年前より之が自給の途を農家の大麻栽培に求め極力奨励せるに、原麻統制規則の公布以來は濫りに大麻の販賣乃至は加工業者に委託し加工の上自家用に供することは統制違反たるを以て、農家は自ら手摺りに依り製品を作製し自家用に供

するの他途無き現状にあり、然るに手摺りは強靱性に乏しく農家の自家用とする場合、市販の機械製品の比に非ず、各方面より統制規則の許す範圍内に於て機械加工の途を講ぜられ度き旨の要望もあり、道廳は昭和十六年、統制機關たる日本原麻株式會社と折衝の上、左記に依り機械加工の途を講ずることとした。

一 農家の自家用として保有せる大麻を單位産業組合を通じて北聯に供出せしむること

二 北聯は統制規則により之を日本原麻株式會社に販賣し其の全部を會社より配給を受けること

三 北聯は配給を受けたる大麻を農家の希望により其の供出せる數量に應じ加工の上供出者に還元すること

四 原則として供出せざる農家に對しては配給せざること

五 本計畫の實施期間は八月三十一日迄とす

〇十五年の工場災害 昭和十五年中に道内工場で發生した火災、風雪水害等の災害事故は七十八件で、この損害額は實に二百四十六萬餘圓の多額に上つてゐる。損害額の内譯は建物七十七萬七千二百八十八圓、機械施設六十七萬六千圓、原料燃料製品等五十三萬八千六百圓、災害によつて作業休止見積額五十二萬七千六百圓となつてゐる。災害の原因は火災では類焼十六件、燃焼裝置八件、機械設備六件、残火不始末十件、瓦斯及び粉塵三件、放火一件、煙筒三件、電気設備四件、汽罐破裂二件、風雪害では五件である。同十四年に比ぶれば件數では倍以上の四十一件、損害額も倍の百三十六萬六千八百六十五圓の増となつてゐる。

〇見習工に多い死傷 道廳が調査した昭和十五年中の全道工場従業員中の死傷者は二千四百六十一人で、死者三十四人、重傷六百九十三人、輕傷者一千七百三十四人であつて、百人當りの死傷率は三・五八五、前年より約一・一減じてゐる。十五年中の死傷者を勤続年數から見れば

ば、半年未満、未経験工の三三パーセントが断然多く、次いで一年未満一六パーセント、二年未満一七パーセント、三年未満一一パーセントと経験工になるに従つて減少してゐる。年齢別では十四歳から二十歳迄の二五・五パーセントを筆頭に、二十歳から三十歳迄の二〇・五パーセント、三十一歳以上二十五歳迄の一六パーセント、三十歳以上三十五歳迄の一三・一パーセント、三十六歳以上四十歳迄の一・二パーセントの順、更に職場別では旋盤工の百八十三名、製罐工二百六十名、鍛冶工百三十八名の重工業方面多く、次いで運搬夫百三十六名、製材工百八名が多い方である。それから時間的に見ると午前中は十一時頃、午後三時頃が一番多い即ち午前中では十一時の二百四十八名、十時二百二十六名、九時二百一名、八時百六十五名、午後は三時二百五十名、四時百九十八名、二時百八十一名、五時百五十二名となつてをり、作業

中の精神の緊張から弛緩への段階がハッキリと現はれてゐる。
○工産見本展示批評 道廳では昭和十六年八月五日より四日間、札幌商工獎勵館に北海道東北輸出工産品見本展示並に批判會を開催、北海道東北地方に於ける輸出工産品の高級化並に工業化の指針としてこれが海外輸出の發展に資するところあつたが、出品物は地方の特色を加味したる新規考案品で染織布帛製品、本竹製造、漆器、陶磁器、金屬製品、編物製品、食料品、化學加工品、運動具及び玩具その他雜貨類の十種類で圓ブロッケン外へ輸出し得る製品であつた。
○全道の瓦斯事業調 昭和十四年度における全道瓦斯事業者は四、瓦斯溜基数は一、瓦斯供給量は九、六四八千立方米、需要戸数は二一、三六六戸であつた。
工業獎勵規程施行 北海道廳では工業獎勵規程左の通定め、昭和十六年七月四日から施行した。
第一條 工業の改良發達を獎勵

する爲本令に依り毎年度豫算の範圍内に於て獎勵金を交付す
第二條 獎勵金は左の各號の一に該當する事項に付長官の適當と認むる者に對し之を交付す
 一 本道工業の振興上適切な製造工場を設置（以下單に工場設置と稱す）
 二 工業製品の品質又は規格の改善を目的とする技術員設置（以下單に技術員設置と稱す）
 三 本道産業開發上有效なる工業的發明又は之が工業化に關する研究（以上單に發明研究と稱す）
第三條 獎勵金の交付は左の標準に據る但し特別の事由ありと認むるときは此の標準に據らざることあるべし
 一 工場設置の場合に在りては其の査定經費の三割以内
 二 技術員設置又は發明研究の場合に在りては其の査定經費の五割以内
第七條 獎勵金交付の指令を受

けたる者死亡又は解散したるときは指令は其の效力を失ふ但し其の相續人又は合併後存続し若し成立したる法人にして引續き其の事業を營むときは此の限に在らず
 前項但書の場合に於ては其の事實を證する書面を添へ遲滞なく長官の承認を受くべし
第十四條 獎勵金は工事の竣工、技術員設置期間の満了又は發明研究の終了後檢定して之を交付す但し已むを得ざる事由あるときは工場設置の場合に在りては出來形査定工費が査定總額の二分の一以上なるときに限り其の出來形査定工費に相當する獎勵金の十分の九以内、技術員設置の場合に在りては其の設置期間満了前、發明研究の場合に在りては其の終了前夫々獎勵金の一部又は全部を交付することあるべし
 實施精算額が査定經費に比し減額したるときは當初許可したる歩合に依り獎勵金を減額す



造林計畫發足

三十ヶ年で完了す
 林業開發三十ヶ年計畫は昭和十六年度その第一歩を踏出したが、就中木材の急激なる需要増により増伐を補完調整する造林計畫が極めて注目されることとなつた。道廳では道産主要樹種たる針葉樹に重點を置き、長伐期による優良大徑木生産を主とし、郷土産樹種を採り入れた短伐期による小徑木生産を従とする次の如き造林計畫である。
 一、擇伐跡地造林
 從來これが造林は年伐面積の十パーセントを目標とするも林地の現況並既往實行の結果に徴し改訂を必要とするに至りたり依つて本期廿年間に早急林相を整備充實せしめんがため年伐面積に對し順次新植歩合を昂め平均二十五パーセ

林産

ントに至らしむ。
一、未立木地造林
 未立木地要造林面積九七、五九〇町歩に對しては國土保安資源涵養上鋭意綠化を圖る要ありこれが施業に當りては劃一的單一樹種の植栽を避けカラマツ、ハンノキ、カンバ等の先驅造成を爲し土地の恢復を俟つて他樹種に轉換を圖る
一、特殊林相改良
 天然更新を期待し得ず寧ろ皆伐に準ずべき取扱を行ふを施業上有利とする不良林分三四〇、〇〇〇町歩に對して伐採後優良樹種を植栽し林相改良の實を擧げんとす、固より土地の狀況に應じ更新の手段、樹種の選定にも自ら差異を生ずべきも適當なる殘存木配置の保護の下に本道固有の主要樹種を主眼とし特に道南地方にありては併せてスギ、ヒバ

等の植栽も行ふものである。
一、第二次林改良
 主として山火跡地に生育せる幼齡林地域一〇、〇〇〇町歩中その八割を占むる優良過密林分に對しては緊急撫育伐を施して一層の生長を促進せしむると共に一分撫育の價値低き不良林分及び局部的に介在する小疎開地に對しては積極的のトマツ、エゾマツ等の造林を行ひ以つて樹種の改良蓄積の増進を圖らんとす。
一、防風林造成
 農耕地の保護並に地方薪炭材供出の回滑を圖る上から急速を要するものであり更新期近き老齡林分及び未立木地狀態の個所に對しては早急林帶造成の要あるを以て耐風力強く且生長速かなる樹種例へばカラマツの如きを以て第一次林を構成し漸次環境の好轉に應じて育成期の郷土優良樹種に更代せしむると共に特に本道各地に見らるゝ濕潤地帯に對しては排水施設を行ひたる上ハソノキ、ヤチダモ等を以て新

植す。
一、河岸林造成
 昭和十六年初めて着手するもので防潮、防霧、防風、魚付等海岸林の造成如何に各種産業並に日常生活に及ぶ影響は極めて大なるものがある本道沿岸國有地に對する要造林面積は總計二四、〇〇〇町歩に及び海洋に從ひて著しく氣候並土性を異にするを以て工事施設樹種の選擇造林の方法等も現況に應じ所謂適地適木に據らんとす
 これら造林計畫の實施年度割は別表の如くである。
十六年度豫定事業
 北海道に於ける三十箇年森林綜合計畫の第一年度たる昭和十六年度の豫定事業左の通り
 △管理費
 營林区署増設 四箇所
 擔當區増設 八箇所
 防火團體補助 一四〇〇組合
 △林産物處分費
 立木調査一二、一六四、四〇〇
 △林業獎勵費（民有林關係）

苗圃經營(成苗交付用)	七三、〇〇〇
同(幼苗交付用)	二〇
造林費補助	六、〇〇〇
林道開設費補助	六〇、〇〇〇
造林費	五九、〇〇〇
苗圃經營	二、〇〇〇
造林面積	五、五〇〇町
第二次林無育伐	二〇〇
防火線	二〇〇
△病虫害防除費	一〇〇町
苗圃虫害防除	二、〇〇〇
造林地被害防除	二、〇〇〇
天然林被害防除	二、〇〇〇
△施業案調査費	三六、〇〇〇町
定期檢訂	八一、〇〇〇
第一次編成	七〇、〇〇〇
臨時檢訂	三〇、〇〇〇
初期斫伐案	八一、〇〇〇
特殊樹種調査	五〇、〇〇〇
△林地測量費	三〇〇、〇〇〇
碎部測量	七〇、〇〇〇
三角測量	三〇〇、〇〇〇
△林内歩道費	七〇、〇〇〇
新設	四、六〇〇、〇〇〇石
△官行斫伐事業	二、九二八、〇〇〇
資材々積	
造材々積	

官行製炭 一、〇〇〇、〇〇〇貫
タンニン用樹皮採集 九〇〇、〇〇〇

△森林土木事業
鐵道建設 一四、五〇〇
軌道建設 一三、二〇〇
トラクタ―道路建設 九、七〇〇
トラック道路建設 九、〇〇〇
車馬道建設 二〇四、五〇〇

△民有林施業計畫化獎勵費
施業案編成 一五〇、〇〇〇町
△牧野施業案調査費
施業案編成 四〇、〇〇〇町

△森林法と施業案
森林法施行規則(北海道廢令)
中施業案の主なる條項左の通りである。
第七條 施業案は地況及林況の實況に基き森林生産の保續を圖るを本旨として之を編成すべし

の經濟能力及其の森林施業に關する意見を參酌し組合員の所有する地區内森林を綜合して之を編成すべし
第八條 施業案を編成せんとするときは當該森林に付左の事項を調査すべし
一 河川、峰、道路其他森林區劃の基準と爲るべきもの
二 地勢、氣候、地質、土性、土壤の乾濕及深淺、土地の傾斜及方向其他地況に關する事項
三 樹種、林齡、立木度、材積、平均生長量、成立其他林況に關する事項
四 地位、林位、地利級等生産條件の判定上必要なる事項
五 施業方法の改善及土地利用の合理化に關する事項
六 接續地の狀況、森林の經營に依存する産業に従事する者の概況及法令、契約又は慣行其他に因り施業の方法を制約する條件
七 林業經營に投下し得る資金の限度、森林收入に依存する程度其他所有者の經濟能力及樹種、作業種、伐期齡の決定、植伐計畫の設定其他所有者の施業に關する意見
八 地方に於ける森林産物の需給に關し顯著なる事項
前項各號の事項の調査は之を整理し森林調査簿及森林區劃を示す圖面(基本圖)を調整すべし

第九條 森林結合は前條の調査に基き左の事項に付施業方針案を作成し定款の定むる所に依り之を審議すべし
一 森林區劃
二 樹種、作業種及輪伐期
三 當施業期及次施業期に於て更新すべき林分
四 伐採及造林の方法
五 森林施業に必要な施設の企畫
六 其他必要な事項
長官は森林施業の指導監督の任に在る官吏又は吏員を前項の審議に參與せしむることあるべし
第十條 施業案の一施業期は之を十年とす
第十一條 施業案に於ては施業

要件として左の事項に付具體的の定を爲すべし
一 輪伐期
二 當施業期、次施業期及其他の施業期に於て更新する林分
三 當施業期に於ける主伐材積
四 當施業期に於ける間伐豫定林分及間伐材積
五 當施業期に於ける造林豫定及造林方法
六 其他施業上特に必要なる事項
第十三條 施業案編成當時現に存する無立木地及散生地に於ては當施業期に於て其の造林を豫定すべし
施業案に於ては當施業期に於て生すべき伐採跡地の播植は伐採後二年以内に其の完了を豫定すべし
第十九條 施業案に基き主伐に依る毎年の伐採量は當施業期に於ける伐採量の十分の一を標準とすべし但し十分の一の標準に對し伐採量の増減ありたる場合に於ては其の次年以

後の毎年の伐採量は其の施業期の伐採豫定量の殘を其の施業期の未經過年數を以て除したる數量を標準とすべし
主伐に依る毎年の伐採量は前項の規定に依る標準伐採量に對し三割以内の増減を妨げず已むを得ざる事由ある場合に於ては豫め長官の認可を受け前項の割合を超えて伐採量を減少することを得此の場合に於て森林結合に在りては總會の承認を求むべし
前三項の規定は施業案に基き間伐に依る伐採量に付之を準用す
第二十一條 施業案の編成に當り伐採濟として處理したる林分にして其の伐採が繰返されたるものは當施業期に於て之を伐採すべし
第二十二條 左の場合に於ては施業要件に拘らず伐採を行ふことを得
一 森林所有者が自己の日常生活の用に供する用材又は薪炭材を補給する爲必要あるとき

二 森林の土地の用途を變更する爲必要あるとき
三 道路、鐵道、電線其他の公共用設備に對する支障又は危険を除去する爲必要あるとき
四 非常災害を防禦する爲必要あるとき
五 非常災害又は事變に際し應急の用材又は薪炭材を供給する爲必要あるとき
六 法令又は之に基き處分に依り伐採の必要あるとき
民有林施業案規程
北海道廳では、北海道民有林施業規程を左の通り告示(昭和十六年一月十八日)した。
第一條 民有林(公有林、社寺有林及私有林)の施業案の編成に關しては森林法施行規則に依るの外本規程に依るべし
第二條 施業案に於ては左の通地種を區分すべし
一 普通施業地
二 專用施業地
三 専ら自家用の薪炭材を生産し其他所有者の生活に特に密接なる關係ある土地

三 施業制限地
保安林、砂防法に依る指定地、國立公園法又は史蹟名勝天然記念物保存法に依る指定地、縁故使用地其他の法令、契約又は慣行に依り施業の制限を要する土地並に之に準ずる取扱を要する土地
四 施業除地
通路、水流、池沼、溝渠、固定防火線、土場、貯木場、建築敷地、苗圃其他の造林を爲さざる土地
第三條 左の各號の一に該當する伐採は之を主伐とし主伐以外の伐採は之を間伐として取扱ふべし
一 更新又は更新準備の爲行ふ伐採
二 前號の伐採に非ざる伐採の結果跡地に更新を伴ふもの
三 林地を造林以外の用に供する爲行ふ伐採
第四條 面積及材積は尺貫法又はメートル法に依るべし
尺貫法に依る場合に於ては面

積は町を単位とし四捨五入に依り畝に止め材積は實積に依り石を単位とし石未滿は四捨五入し竹は束を単位とすべしメートル法に依る場合に於ては面積はヘクタールを単位とし四捨五入に依りメートルを単位とし立方メートル未滿は四捨五入とすべし

第五條 森林法第九條第一項の規定に依り施業案の編成ありたる森林の所有者が當該森林の全部又は一部に付組合員と爲る場合に於ては當該部分の施業案は其の儘之を森林組合の施業に組入ることを得

林道開設補助規程

北海道廳では、林道開設補助規程左の通改正し昭和十六年五月一日施行した。

第一條 森林生産の保續を圖り林産物の増産を確保する目的を以て公有林（除北海道地方費有林、社寺有林及私有林に左の林道を新設、増設又は改設するものに對し本令に依り毎年度豫算の範圍内に於て補

助金を交付す

一 トラック道 巾員四米以上、最急勾配順八分の一、逆十分の一、最小半徑二〇米、延長一路線一料以上、

二 車馬道 巾員三米以上、最急勾配順五分の一、逆十分の一、最小半徑十米、延長一路線一料以上

第二條 補助金は工事費の二分の一以内とす但し用地費、地上物件補償費、工事施行に用ひたる假設物費、設計費工事監督費其の他直接の工事費と認め難き費用は補助金の算出の基本となるべき工事費に之を算入せず

森林組合の新結成

森林組合は左の方針に基き速かに之を結成せしめ、民有林經營改善上の推進力たらしむる。

一 森林組合の結成は昭和十七年度に至る三年目に二百組合の設立を目標とす三ヶ年計畫割當左の如し

石狩	八	空知	三〇
上川	三	後志	三三

檜山	一〇	渡島	一九
膽振	三	日高	九
十勝	一八	釧路國	一〇
根室	四	網走	三三
宗谷	八	留萌	二〇
札幌市	一	函館市	一
小樽市	一		

二 組合の地區は一市町村一組合を原則とするも流域を異にする爲別個の取扱を必要とする場合又は共有林が一市町村に於ける森林面積の半數を占め別個の取扱を適當とする場合或は單獨に依る施業案編成を適當とする森林が二以上の市町村の區域に亘る場合等特別の事情ある場合は例外を認むるものとす

三 組合の組織は追補責任制度に依らしむるものとす

四 組合員は地區内に於て一町歩以上の森林を所有するものとす

五 組合の經營形態は概ね左の區分に依り指導するものとす

イ 施業直管組合 甲 組合員の森林に付組合自ら施業を行ひ其の森林の經費負擔

防火組合改組強化

森林防火組合を森林防火部に改組し、更に其の内容を擴充強化し、山火豫防の完壁を期し森林資源の培養擁護に努めるため、之が指導監督に關しては、緊密なる聯絡の下に左記事項に留意し、其の實效を擧ぐるに遺憾なきを期してゐる。

一 森林防火組合は設置以來二十七年の永きに互り指導訓練せられ力強き結合の下に發達し山火の豫防消滅に實效を擧げ來りたるものなれば森林防火部設置指命に當りては是が實情を考慮し山火の豫防消滅

森林防火部新規則

上眞に必要且活動し來りたる森林防火組合地區内の町内會部落會に對し設置せしむることとし其の他の地區に對しては序々に其の實情を調査研究の上設置せしむること

二 部長は山火豫防消防に認識ある指導的人物にして且力強き實踐力を有し信望ある者を選任すること

三 市町村長は直に所轄管轄林區署長北海道林業試驗場長は森林事務所長と協議の上森林防火部の設置を命じ之が育成を圖り管轄區署長林業試驗場長又は森林事務所長は速に指導に訓練に努め山火危険期に於て之が豫防消防上萬遺憾なきを期する様配慮すること

四 森林防火組合の基金及器具機械等は森林防火部に之を引繼ぐこと分割に當り其の物の性質上分割不可能なるものは適宜の方法を以て之を處理すること

五 警鐘臺火見櫓等は其の所在する土地を擔當區域とする森林防火部に之を引繼ぐこと

第一條 町内會、部落會森林防火部（以下森林防火部と稱す）は御料林、國有林、公有林、社寺有林、私有林、牧場其の他樹木の存在する箇所に對する火災豫防並に消防を爲すものとす

第二條 町内會長、部落會會長（以下會長と稱す）森林防火部を設置したるときは其の人員、擔當區域、森林面積及器具機械の種類並に數量を市町村長及管轄區署長、北海道林業試驗場長又は森林事務所長に報告すべし

第三條 森林防火部の事業概目左の如し

イ 火入又は焚火を爲す者あるとき之が注意又は警戒を爲すこと

ロ 通行人及入林者に對し煙草の吸殻、燐寸の摺殻其の他火氣に付注意を爲すこと

ハ 山火の消防を爲すこと

ニ 山火豫防臨時巡視人を町内會、部落會員（以下會員と稱す）中より推舉し監督官署と連絡し山火の絶滅を期すること

ホ 愛林思想の普及並に涵養に努むること

ヘ 其の他山火の豫防並に消防上必要な措置を爲すこと

第四條 森林防火區域内に火入を爲す者あるときは部長又は部長の指示したる會員其の現場を巡視し焚火を爲す者あるときは部長又は會員之が注意又は警戒を爲すべし

前項の場合に於て山火發生の危険ありと認めたるときは直に豫防上必要な措置を爲すべし

第五條 會員山火の發生を知りたるときは部長に急報すべし部長前項の報告を受け又は山火の發生を知りたるときは直に會員を指揮し防火上必要な措置を爲すべし

第六條 森林防火部區域外に於

て山火發生したるを知りたる部長又は會員は當該部長に急報すべし

第七條 山火強烈にして擔當部のみにて消防の目的を達すること能はざるときは隣接部長に援助を要求すべし

前項の要求を受けたる部長は直に會員を指揮して援助を爲すべし

第八條 山火發生したるとき部長は森林官吏若しは吏員又は警察官吏、市町村長及會長に急報すべし

第九條 山火の豫防並に消防に關し功績顯著なりと認むる者は長官之を表彰す

第十條 會長は會員數、區域、森林面積又は器具機械の種類數量に異動ありたるときは其の都度管轄區署長、北海道林業試驗場長又は森林事務所長に届出づべし

第十一條 森林防火組合設置規則に依り調製したる旗、制服提灯及徽章は當分之を使用することを得

林野産物は七割増

本令は公布の日より之を施行す
農林省統計に謂ふ林野産物とは別表に示す範囲のものである
昭和十四年の右産額は總額一千四百二十四萬二千四百六十七圓であり、之を前年の夫に比較するに五百九十三萬六千七百二十一圓、即ち實に七割一分五厘の増加である。

即ち六分八厘、價額では五百五十六萬八千八百五十二圓、即ち七割七分三厘の増加に當り、特に價額に於ける増加が頗る注目される。
之を白炭と黒炭とに區別すれば、白炭は殆ど問題にならないが、黒炭に比しては微々たる生産に過ぎない。

地方費幼苗の交付

昭和十六年五月十六日の北海道廳令で、北海道地方費幼苗交付規程左の通定められたが、幼苗の交付は昭和十七年度から實施する。
第一條 民林業生産擴充の爲適當と認むる施業を行ふ團體に對し本令に依り毎年度生産幼苗の範囲内に於て無償を以て之を交付す
第二條 前條の規定に依り交付

すべき樹種はトドマツ、カラマツとす
前項以外の樹種と雖も地方的に有用と認むるものあるときは之を交付することあるべし
第三條 幼苗の交付を受けんとする團體は施業の前年十月末日迄に申請書を最寄森林事務所長に提出すべし
第四條 幼苗の交付を受けたる團體は森林事務所長の許可を受くるに非ざれば其の施業を變更することを得ず
第五條 交付幼苗を床替したる場合及養成の上植栽したる場合は其の旨森林事務所長に届出で検査を受くべし
第六條 左の各號の一に該當するときは交付當時に於ける幼苗相當價額の全部若は一部を賠償せしむることあるべし
一 第四條及第五條の規定に違反したるとき
二 交付幼苗を養成せざるとき
三 養成苗木を植栽せざるとき
四 交付幼苗及養成苗木を他に賣却又は譲渡したるとき

五 其の他森林事務所長の指示又は命令に違反したるとき
造林幼苗有償交付
北海道廳では、造林用幼苗有償交付規程左の通定め昭和十六年五月四日から施行した。
第一條 造林用苗木の養成を獎勵する爲市町村、森林組合、種苗業者其の他適當と認むる者に對し本令に依り毎年造林獎勵苗木生産の幼苗を有償を以て之を交付す
第二條 前條の規定に依り交付すべき幼苗の樹種はトドマツ、エゾマツ其の他長官に於て適當と認めたるものとす
第三條 交付すべき幼苗は毎年其の樹種、年齢、本數及價格を別に之を告示す
第五條 幼苗の交付を受けたる者は遅滞なく床替を行ふべし
第六條 交付を受けたる幼苗に付ては成苗木に至る迄相當の保護手入を爲すべし
第七條 交付を受けたる幼苗の養成を終りたるときは山出二月前支廳長に届出で検査を受

くべし

第八條 交付を受けたる幼苗は之を賣却又は譲渡することを不得ず
第九條 前三條の規定に違反したる者又は交付を受けたる幼苗を故なく床替せざる者に對しては爾後幼苗の交付を爲さざることあるべし

木炭報國運動實施
△趣旨 木炭の需要愈激増し、國內の需給益逼迫せる情勢に鑑み、北海道に於ても木炭増産計畫の完遂に一層の努力を拂ひ、所期の目的達成に官民一致協力し、職域奉公の誠を盡し、現下の重大國策たる木炭増産に邁進せんとす

△實施計畫
一 本運動は木炭増産確保に關する事項、木炭の消費規正徹底強化に關する事項、木炭搬出促進に關する事項、炭俵回収に關する事項に分類し、地方的事情を參酌し、特に學校生徒児童の参加は事情の許すものに付之に協力する様、適切なる實施計畫

畫樹立の上實行す

二 本運動の實施期間は昭和十五年十二月下旬より昭和十六年三月下旬迄とす、但し學校に付ては主として同期間中、日曜及冬期休業中に實施す
△實施内容及方法
増産確保に關する事項
一 製炭業者の自覺に依り、既存炭窯を以て各箇の最大能力を發揮せしめ、増産を爲さしむ特に年末年始の製炭休止は極力之を短縮せしめ、増産を實行す
二 業主より製炭夫に對し、毎月の増産量に應じ適當増産獎勵方法を講ぜしむ
三 隨時増産計畫と実績とを照合し、督勵を加ふ
四 農山家には根株、廢材等を利用し、伏燒法其の他休止中の炭窯を以て協力自家製炭し、自給自足を圖らしむ
消費規正徹底強化事項
一 曩に決定したる全道各市町村の消費割當量を嚴守せ

林野産物數量價額

Table with 4 columns: Item Name (e.g., 造林用種子, 樹皮), Quantity (數量), Unit (單位), Price (價額). Includes sub-sections for 造林用種 and 樹皮.

(昭和十四年)

最寄驛への運搬及驛出小運搬等搬出促進に協力せしむ
二 輸送機關との連絡協調を計る

三 生徒児童及青年團員の勤勞奉仕を受くるものをして普通運搬費の範囲内に於て之に要したる實費を各統率機關に納付せしむ
木炭増産獎勵補助

第一條 木炭増産獎勵の爲本令に依り北海道廳では毎年度豫算の範囲内に於て獎勵金を交付す

第二條 獎勵金は左に掲ぐる施設に付之を交付す

- 一 炭窯構築
- 二 製炭技術傳習施設
- 三 木炭の簡易運搬施設
- 四 雪中製炭施設
- 五 製炭夫移動施設
- 六 木炭倉庫建設
- 七 其の他増産上必要と認めたる施設

昭和一六	擇伐跡地造林	四、二〇〇
同二〇	地造林	六、七〇〇
同二五	地造林	九、九〇〇
同三五	地造林	九、九〇〇
同四五	地造林	九、九〇〇
同五〇	地造林	九、九〇〇
同五五	地造林	九、九〇〇
同六〇	地造林	九、九〇〇
同六五	地造林	九、九〇〇
同七〇	地造林	九、九〇〇
同七五	地造林	九、九〇〇
同八〇	地造林	九、九〇〇
同八五	地造林	九、九〇〇
同九〇	地造林	九、九〇〇
同九五	地造林	九、九〇〇
同一〇〇	地造林	九、九〇〇
計		二九六、二五〇

三十ヶ年造林計畫年度割

年度	造林面積	造林種類	金額
昭和十六	一、五〇〇	特殊改良	五、〇〇〇
昭和十七	二、四〇〇	改良	五、〇〇〇
昭和十八	三、五〇〇	改良	五、〇〇〇
昭和十九	四、六〇〇	改良	五、〇〇〇
昭和二十	五、七〇〇	改良	五、〇〇〇
昭和二十一	六、八〇〇	改良	五、〇〇〇
昭和二十二	七、九〇〇	改良	五、〇〇〇
昭和二十三	九、〇〇〇	改良	五、〇〇〇
昭和二十四	一〇、一〇〇	改良	五、〇〇〇
昭和二十五	一一、二〇〇	改良	五、〇〇〇
昭和二十六	一二、三〇〇	改良	五、〇〇〇
昭和二十七	一三、四〇〇	改良	五、〇〇〇
昭和二十八	一四、五〇〇	改良	五、〇〇〇
昭和二十九	一五、六〇〇	改良	五、〇〇〇
昭和三十	一六、七〇〇	改良	五、〇〇〇
計	一六七、〇〇〇		一、六七〇、〇〇〇

五 製炭夫移動施設
其の施設費用の三分の一以内
六 木炭倉庫建設
其の施設費用の三分の一以内
地方別木炭生産額
数量 金額

石狩 一、九〇四、五九〇 五五七、三三五
空知 五二一、六一〇 一四三、三〇五
上川 六五四、五四三 一七三、三八八
後志 六六〇、五七八 一八三、二五二
檜山 二、一三〇、四七五 五七四、四二七
渡島 二、〇八四、三九〇 六五三、三二二
胆振 五、五〇〇、六〇五 一、六〇五、五〇〇
日高 七、一八〇、八六六 二、一五七、〇三三
十勝 八、三〇七、九五五 二、〇六七、八三三
釧路 八、六九二、六四〇 二、一三七、四三六
根室 一、二九四、五九六 八九四、四二一

○四營林區署を新設 北海道廳では、昭和十六年度豫算に營林區置四ヶ所新設費を計上したが設置箇所は下富良野、紋別、西足寄、清水に決定した。
○優良種苗大量確保 昭和十六年、北海道廳では、優良種苗の大量確保を圖るため國有林中にトドマツ、エゾマツ、アカエゾマツ、カラマツ樹の集團を母樹林として指定した。

化粧化粧

- 中耳炎
- 蓄膿症
- 濕疹・疱疹
- 癩疽・丹毒
- トラホーム
- 結膜炎
- 齒槽膿瘍
- 齒齦炎
- 尿管炎
- 膀胱炎
- 腎盂炎
- 盲腸炎

アルバジル錠

アルバジルの特異性
能は、單なる内服により生体内に於て、化膿病原菌の發育を阻止するにある。
故に、短期間に各種化膿症の治癒を促進し消炎・鎮痛・解熱・分泌物停止の諸効果を急速に顯現せしめ得る特長がある。

包裝・二十錠
五十錠・百錠

元寶發造製
會商品藥内之山
阪大・京東

釧路炭礦株式會社

本社 東京市京橋區新川町一ノ五ノ六

電話京橋(56) 七五八八九
一八三〇五六番番

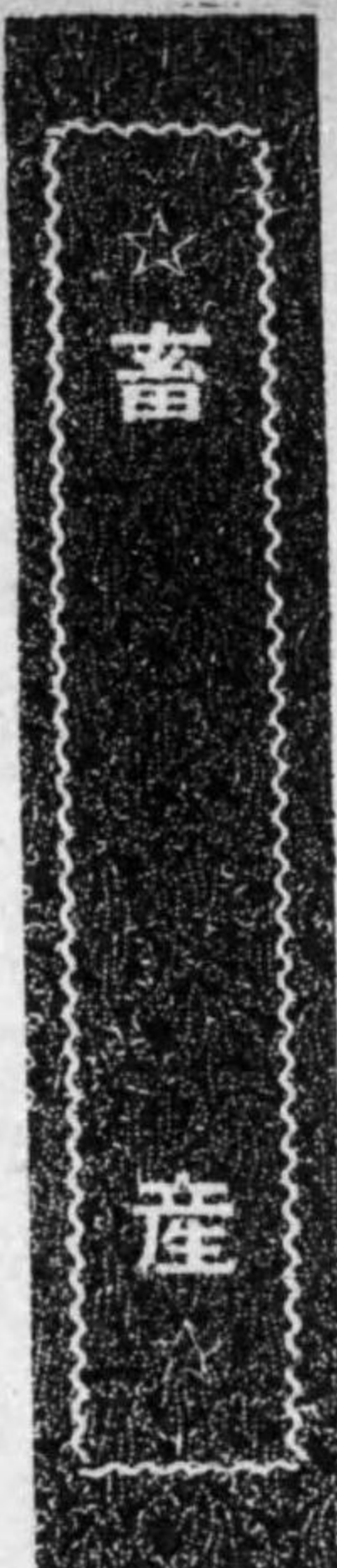
鑛業所 北見國稚内町字曲淵驛

出張所 札幌市北七條西十三丁目

電話札幌 九四六番

釧路市川上町九丁目二

電話釧路 九四六番



養鶏獎勵計畫

一 獎勵の目的
 本道に於ける養鶏獎勵農業經營の一要素として農家各戸に之を飼育せしめ生産鶏卵肉は農村榮養の改善に資し併て當時現金収入の途を講じ以て一面鶏卵肉の加工を獎勵し之が輸出を増進し以て國際貸借の改善に資せんとする

二 獎勵羽數の目標
 本道農業合理化方針に則り耕地一反當り一羽農家一戸當り五十羽を標準とし將來一千五百八十萬羽に増殖せんとするも不敢取第一期増殖計畫に於ては(自昭和十四年至昭和三十年一十七年間)農家一戸當り三十羽總數九百七十九萬六千羽に増殖せんとす而して現在農家戸數二十萬戸の内飼育戸

畜産

數は約十萬戸なるを以て今後十ヶ年に於ては第一次増殖計畫として現在の未飼育農家十萬戸に飼育しむると共に飼育農家の飼育増加を計り今後十ヶ年を以て約六百萬羽とし爾後七ヶ年を以て第二次計畫とし約一千萬羽に増殖せんとす即ち第一期増殖計畫も完了時に於ける養鶏狀況は左の如し

耕地面積	計
一町歩未満	七九〇,〇〇〇羽
五町歩未満	四、二六六,〇〇〇
五町歩以上	四、七四〇,〇〇〇
計	九、七九六,〇〇〇

養鶏(昭和十五年)

昭和十五年六月末現在に依る養鶏狀況を觀るに、飼養戸數七萬七千七百九十一戸、飼養羽數百五十六萬七千六百八十一羽であり、之を前年同日現在に比較

するに、戸數に在つて六千七百二十一戸、即ち八分、羽數に在つて三十六萬二千十三羽、即ち一割八分八厘を共に減じてゐる戸數の減少は主として飼料價格の騰貴に依り養鶏事業が採算面はしからざる事情に立到つたこと、並に價格は暫く措くとす難が必然的に廢業已むを得ざるものとした結果であらうと思料するのである。

次に、飼養戸數を飼養羽數の多少に依り區別すれば十羽未満飼養の副業とみるべき階級のもの、四萬四千七百三十七戸で總戸數に對し五割七分五厘、即ち約半ばに當り、十羽以上五十羽未満飼養戸數は二萬八千二百三十七戸、總戸數の三割六分三厘、五十羽以上飼養の所謂専門的養鶏戸數は四千八百十七戸、總戸數の六分二厘に當つてゐる。

尙右の區別に依り前年同日現在と比較しては十羽未満飼養戸數に在つて二千七百三十七戸、

即ち五分八厘、十羽以上五十羽未満飼養戸數に在つて二千三百七十六戸、即ち七分八厘、五十羽以上飼養戸數に在つて一千六百八戸、即ち二割五分の共に減少であり、特に専門的多數飼養の階級に在つて減少割合が顯著であることが注目される。

次に飼養羽數を成鶏(孵化後六ヶ月以上と雛とに區別すれば前者は八十三萬八千五百九十九羽、總羽數の五割三分五厘、後者は七十二萬九千八十二羽、總羽數の四割六分五厘に當つて居る。

右の區別に依り之を前年同日現在と比較すること餘り意味はないかもしれぬが、成鶏に在つて五萬一千二百六十三羽、即ち五分八厘、雛に在つて三十一萬七千五百五十羽即ち三割の減少である。

最後に同日より遡る一ヶ年間の産卵數を見るに八千三百四十九萬五千四百五箇と計算せられ之を價額に見積るときは四百四十七萬六千二百五十五圓となり之を前一ヶ年の夫に比較するに

數量に在つては九百七十八萬三千六百八十四箇、即ち一割五厘の減少であるが價額に在つては八十一萬三千六百二圓、即ち二割二分一厘の増加である。鶏卵價格が如何に上昇してゐたか、察せられる。

北海道廳種畜場の産卵能力檢定規則

第一條 本道内に於て鶏の改良蕃殖に従事する者は本令に依り其の所有し又は管理する鶏の産卵能力の檢定を北海道廳種畜場長に出願することを得第二條 檢定を爲すべき鶏の種類及羽數は左の通とす

- 種類 單冠白色レグホーン種 横斑アリマスロック種 單冠ロードアイランドレック種 名古屋種 羽數

出願者に付き各種類五羽又は其の倍數 第三條 檢定の受くべき鶏は左の各號に該當するものたることを要す

- 一 血統明かなるもの 二 種類の特徴を具へ著しき缺點なきもの 三 前年八月以後に孵化したるもの 四 悪癖又は疾病なきもの

第四條 檢定は毎年十一月一日に始り三百五十日を以て終る但し種畜場長必要と認むるときは其の期間を三百六十五日に延長することあるべし

養豚増殖奨励強化 養豚の奨励目的は、農家各戸に一二頭を飼育せしめ以て農業經營の合理化を計らんとするに在り、而して本目的達成の爲め養豚増殖計畫を樹立し、鋭意増殖に邁進し來れり、而して今時事變下に於ける我國戰時食糧政策及皮革資源培養の見地より見ても、養豚の増殖奨励は刻下の急務なり、然れ共之が増殖に至大の關係を持つ飼料狀勢は極めて不利の状態にあり、今後は自給飼料資源の増産確保を期し、左記増産實施方法により之が増殖達成に努むべきなり。

- 一、支廳に於ては奨励町村の全區域に對し其の實狀に基き増殖遂行強化擴充を圖ること 二、指定區域の奨励町村は増殖計畫を樹立夫々目的達成を期すること 三、養豚増殖實行強化に對しては農會、産業組合、養豚組合をして之に當らしむること 四、仔豚の供給に當つては農會、産業組合、養豚組合と緊密なる連絡し之に當らしむること 五、優良種牝豚の管理繁殖は適任者を選定し仔豚の繁殖をなさしむること 六、農家各戸は穀菽混同經營に在りては飼料其他を考慮し一戸一頭程度主畜經營に在りては二頭程度を飼育せしめ必ず之が實行に當らしむること

- 一、飼料作物の栽培 飼育農家は飼養頭數並増殖計畫に基き各戸計畫を樹立し努めて購入飼料を減し飼育の完壁を期すること 二、埋藏飼料の利用 濃厚飼料又は冬期青草代用としての埋藏飼料は養豚經濟上頗る有利なるものを以て之が利用に努むること 三、農家副産物の利用 豚は其の特徴として飼料の利用性高きものにして農家副産物の總てが殆んど養豚飼料として利用せらるるものなるに之が完全なる利用を見ざるは

時局下飼料不足の折柄洵に遺憾の次第なり宜しく業者の自覺を促し以て之が完全なる利用に努むること

△豚肥の利用奨励

農村に於ける養豚は單に肉又は皮革の生産を以てする現金收入に止らず寧ろ農業經營より之を見る時は肥效顯著にして排泄量多き豚肥の有利なる利用にあり特に時局下金肥枯渴し然も生産擴充の強要せらるる今日尙斯くの如きは畜産本道の爲極めて遺憾の次第なるを以て之が有利なる利用の實現に努むること

飼料作物收穫狀況

昭和十五年飼料作物收穫狀況を見るに、別表の如く收穫面積は五萬一千七百五十町九反歩、之が收穫高は價額に見積つて一千九百九十四萬二千二百八十四圓に達し、前年に比し收穫面積に在つて三千百五十四町歩、即ち六分五厘、收穫價額に在つて三百九萬二千百圓、即ち二割六分一厘を共に増加して居る。近年各地其飼料は品不足に加へ價格

高騰に依り入手も容易ならざる現狀であつて、其の結果は必然的に自給自足を促し右の如く收穫面積の増加を示すに至つたものと考へるが、之に伴ふ收穫數量の増加は引いて價額の増加となつて現れて居る。但し收穫面積の増加割合に比し價額増加の割合が顯著であるのは單價の異常なる値上りを反映するものとして注目される。

次に飼料作物中、本道として作付の多いものは永年性牧草と青刈玉蜀黍に限られると云つてよいが、此の兩者について觀察すれば、永年性牧草は收穫面積三萬一千五百六十町六反歩で飼料作物總收穫面積の六割一分、即ち過半を占め、之が收穫高は九千七百七十七町七反歩、此の價額八百二萬三千二百八十五圓であり、其年に比しては收穫面積八百九十二町九反歩、即ち二分九厘、收穫高四百四十一萬七千二百五貫、即ち五分一厘價額百五十七萬二千六百八十五圓、即ち二割四分四厘の何れも増加であり、又青刈玉蜀黍は收

種牝牛飼養の改善

左記要項に依り昭和十六年度以降豫算の範圍内に於て奨励金を交付することとなつた、これは種牝牛の飼養管理を改善し、以て天稟の資質を十全に助長し其の能力を遺憾なく發揮せしめ種牝牛の經營は勿論、牝牛經營經濟の安定に寄與し、斯業伸展の一助に資せんとする主旨である。

- 一 北海道廳長官は種牝牛の飼養管理改善を奨励する爲本要項に依り毎年度豫算の範圍内に於て奨励金を交付す

二 奨励金は畜産組合其他他長官の適當と認むる團體に於て種牝牛の飼養管理改善の爲補助を爲す場合に之を交付す 三 奨励金は種牝牛一頭に付五十圓以内とす

道外移動畜牛取扱

一 道外に移動せんとする畜牛は家畜傳染病豫防上支障なきものにして且第二項の判定委員に依り本道畜牛改良増殖上支障を來す虞なしと判定したるものに限るものとす 二 前項の判定委員は當廳官吏又は北海道畜牛統制委員會より推薦したる者の内より道廳に於て適當と認めたる者を選任するものとす 三 畜産組合聯合會又は畜産組合に於て畜牛を斡旋せんとするときは必ず判定委員の立會を求め之が判定を受くるものとす 四 判定委員判定の結果移動差支なしと認めたるものに對しては判定書を作製し之を當該畜産組合並に畜産組合聯合會に送達するものとす

畜産

各種飼料作物(十五年)

品名	收穫面積	收穫高	價格
永年性牧草	三、五〇・六	九、一七・七六	八、〇三、二八五
モクシエク(苜蓿)	三、〇〇・六	四、六一、六〇	四、六、一三
青刈ソラマメ	〇・〇二	三、〇〇	二四
青刈エンドウ	一・〇	一、五〇〇	一一〇
青刈大豆	五、七四・二	一、九〇、三九一	一七九、七〇一
青刈燕麥	六、五三・六	三、四九三、八五四	一五九、九三五
青刈玉蜀黍	一、六三・三	一〇四、七五六、七九六	五、七四七、一八一
青刈ライ麦	四三・〇	一、三六、一〇〇	七、六四
家畜ニンジン	三、七二・一	一、四三〇、三九九	一七五、九三三
家畜ビーツ	五、六四・九	三、一一、九五〇	三三〇、〇一一
ルタバ	五、五三・八	二、五八、五〇一	一八五、九六三
其他	八、四七・七	二、九七〇、一六六	一九六、二四三
計	五、七五〇・九	一四、九四三、二六四	一四、九四三、二六四

目を直に道廳に報告するものとす
 九 本項に依り許可を受けたる畜牛は許可の日より三十日以内に於て移動を爲すことを得
 前項期間経過したるものは再度判定を受くべし
牧野特定地と組合
 昭和十五年度、牧野法中改正法律施行されたが、本改正の企圖する眼目は内地馬政計畫に依り要望せらるる有能馬の資質を向上せんが爲、牧野の整備擴充を圖ると共に、積極的に放牧育成を行はんとするものなるを以て、最も能く右の趣旨を達成する様、北海道廳では左記周知方取計つた。
 第一 牧野特定地に關する事項
 牧野特定地に指定せられたる牧野に就いては特に其の維持改良を促進し周到なる管理を爲さしむること
 牧野特定地にして地方公共團體、畜産組合、畜産組合聯合會その他非營利法人の設置するもの以外のものに在りては能

ふ限り牧野組合を設立せしめ其の牧野の維持改良及管理に就き萬全を期せしむること
 第二 牧野組合に關する事項
 牧野組合其の組合員以外の者に其の牧野を利用せしむる場合に於ては利用條件等に就き豫め道廳長官の認可を受けしめ以て牧野の濫用に陥るを阻止すると共に營利に走ることをなき様せしむること
家畜保險擴充計畫
 牛の加入 豫定頭數 馬の加入 豫定頭數
 昭和十四 三、八〇〇 三、四〇〇
 同 一五 一四、六〇〇 七、一〇〇
 同 一六 一八、六〇〇 九四、三〇〇
 同 一七 三三、六〇〇 九九、三〇〇
 同 一八 三五、八〇〇 一〇三、六〇〇
 北海道に於ける家畜保險の過去の經營が極めて困難であつた最大の原因は、死亡率の超過にあるが、保險金額の過少による事業費收入の不足も亦その一因をなしてゐる、しかもその中から純保險料の不足へ補填するため幾分割譲せられるので、十分事業の擴張を行ひ難く、且つ近

年に入つては組合員側の要望もあり、組合に於ても消極的な考へ方から脱して、保險金額を實情に即して適切に定めるといふ方向に進んで来た。
毛皮小動物(十五年)
 先づ養狐について見れば、昭和十五年の飼養場数は八百九十八飼養頭数は九千二百頭であり之を前年同日現在に比較するに場數に在つて十八、即ち二分、頭數に在つて七百頭、即ち七分を減じて居る。
 右の減數は主として事變以來輸出の途が絶え需用が國內に限らるゝに至り、しかも國內に在つても時局柄奢侈品扱を受け需用が激減したこと基因するであらう。
 試みに飼養場數を飼養頭數に依り階級別にみれば、十頭未満飼養は六百十八で總數の六割八分八厘に當(尙右の内五頭未満飼養は三百五十四である)十頭以上廿頭未満飼養百七十二、二十頭以上三十頭未満飼養五十四、三十頭以上四十頭未満飼養三十四、四十頭以上五十頭未満飼養十三

畜産

養鶏(昭和十五年)戸數・羽數・産卵調

市町村	飼養戸數			羽數	産卵(自十四年七月一日至十五年六月三十日)	
	十羽未満	十羽以上五十羽	五十羽以上		數	價
石狩	一、七三三	一、五四五	四〇九	三、六六六	七、三六一、一一一	三九七、五八三
空知	四、五一	三、五三二	八四七	八、九八〇	二二、三三七	六五〇、七四
上川	七、二八一	三、六五九	五七〇	一一、五〇〇	一〇、〇三〇、三九〇	五三三、九四九
後志	二、五三三	一、五五四	三三八	四、三三七	一、六六六、七七〇	九九、八八九
檜山	二、一五五	七、七七	一三三	一、七〇五	二、二二一、一四一	二二五、二四
渡島	二、二七六	一、四七〇	一六四	一、六四〇	一、五九八、三九二	八三、五三三
膽野	二、二八四	一、一五七	八一	三、三三三	二、八四五、五九四	六一、五六四
日勝	五、四〇九	四、八七七	八四九	一〇、二八六	一、八四一、二二	一〇四、三三八
十勝	一、九四三	一、五四三	四六	三、三三一	一、八四一、三五五	一四六、八九八
釧路	一、七〇一	一、四〇三	一四	三、一〇七	一、三〇八、二六四	六〇六、八三一
根室	八、五五	四、一三六	六三九	一三、二八〇	一、三三三、三六四	一七三、七五
網走	一、四〇四	九七	三〇八	一、五八三	二、七九三、九一五	一五三、六六五
留邊	四、五	四〇	七六	一六一	三、三三九	三三、八七一
札内	七、五	四	二六	一四五	七、七八四	三三、八七一
旭川	一、八一	七四	四九	一六、六九九	一、七二七、九七七	二〇〇、二五八
小樽	一、八一	七四	四九	一六、六九九	一、五八二、六一〇	一七〇、一三
函館	一、二四	三五	一三	一八三	三、四三、五〇〇	二七、四〇〇
室蘭	一、九六	三三	二	二、一八九	一、四〇〇、二七三	九、八一九
釧路	一、七三	一〇五	二六	三、三三	三、六三三、八五八	二一、八三一
帯路	四、七三七	二八、二三七	四、八七	三、〇三	八三、四九五、四五	四、四七六、二五五
合計	四、七三七	二八、二三七	四、八七	三、〇三	一、五八七、六一	三三五

五十頭以上飼養十六である。次に頭数を種類別に見れば其の主なるものは銀狐で八千四百六十七頭、總頭数の實に九割四分に當り、其の他青狐が百五十五頭、紅狐が百四十六頭、黒狐が九十二頭、十字狐が七十頭、赤狐が八十二頭で、之等を十括するも五百四十五頭に過ぎず、總數に對する割合は一括して六分である。尙一ヶ年間の屠殺數は四千三百九十一頭に及び前ヶ年の屠殺頭數に比し八百二十頭即ち二割二分三厘の増加である。右は需要減退を見透し賣却を急ぐの結果ではあるまいか。

次に養狸について見るに、飼養戸數は一千三百五十四戸、飼養頭數七千三百三十五頭であつて、之を前年に比して戸數で二百二十八戸、即ち二割二厘、頭數で一千百二十六頭、即ち一割八分一厘の増加である。

右頭数を種類別に見れば其の主なるものはエゾ狸の七千二百二十一頭で總數の九割八分四厘に當り、其の他は内地狸の百十一頭、朝鮮狸の三頭でラクーン

は一頭も飼養されて居ない。尙一ヶ年間の屠殺數は二百三十八頭である。

次に養鼬について見やう、飼養戸數は一千九百九十二戸、飼養頭數は五千二百三十九頭であり、前年に比し戸數八百二十二戸、即ち二十九割一分四厘、頭數四千十六頭、即ち三十二割八分四厘の激増である。

右の頭数を種類別にすれば、所謂「いたち」は二百十八頭に過ぎず、ミンクが二百廿四頭、其の他は「フイツチ」で四千七百九十七頭、總數の九割一分六厘に當る。前年に比して増加は主として「フイツチ」の増加であり「フイツチ」の飼養は最近一つの流行とみられる。

厚岸國營牧野開所
農林省が昭和十五年十一月一日創立した釧路國厚岸町字別寒邊牛なる厚岸國營牧野開所式は昭和十六年六月十八日舉行さる**新國營種馬育成所** 國營種馬育成所を釧路市に新設することになり、昭和十六年夏、事業を開始した。

市町村別毛皮小動物飼養狀況(十五年)

市町村	場數	頭數	戸數	頭數	戸數	頭數	クミン	ツファイ
石川	一	一〇三	一四	七四	一	二	一	七
空知	一	一〇三	一四	七四	一	二	一	七
上川	一	一〇三	一四	七四	一	二	一	七
後志	一	一〇三	一四	七四	一	二	一	七
檜山	一	一〇三	一四	七四	一	二	一	七
渡島	一	一〇三	一四	七四	一	二	一	七
膽振	一	一〇三	一四	七四	一	二	一	七
日高	一	一〇三	一四	七四	一	二	一	七
十勝	一	一〇三	一四	七四	一	二	一	七
釧路	一	一〇三	一四	七四	一	二	一	七
根室	一	一〇三	一四	七四	一	二	一	七
網走	一	一〇三	一四	七四	一	二	一	七
宗谷	一	一〇三	一四	七四	一	二	一	七
留萌	一	一〇三	一四	七四	一	二	一	七
札幌	一	一〇三	一四	七四	一	二	一	七
旭川	一	一〇三	一四	七四	一	二	一	七
小樽	一	一〇三	一四	七四	一	二	一	七
函館	一	一〇三	一四	七四	一	二	一	七
室蘭	一	一〇三	一四	七四	一	二	一	七
釧路	一	一〇三	一四	七四	一	二	一	七
帯廣	一	一〇三	一四	七四	一	二	一	七
合計	八八	九、〇二一	一、三五七	三、五五一	一、〇九二	三	二八	三、四四、七九七

一番よい酒



余市酒造株式會社

社長 阿部 鶴松
余市町

鐵道省指定貨物取扱
積丹半島連絡運輸



株式會社 余市運送社

社長 阿部 鶴松
電話 一三・二四八・六八番
自動車部 一一一三番
濱余市出張所 二六三番

眞岡町役場

町長 小濱嘉七
助役 中野亥利
収入役 今井信三

眞岡商工會議所

會頭 大橋徳太郎
副會頭 平島本久
理事 田橋久太郎

眞岡郡廣地村役場

村長 長嶺光國
収入役 本間光國

眞岡食品株式會社

社長 竹本淺次郎
専務 中村安太郎

樺太電氣株式會社

眞岡營業所

銘酒樺の王醸造元

樺太酒精株式會社

樺太眞岡町 電話三三七番

樺太眞岡町本町一丁目

大橋徳太郎商店

電話四四五番 六七番

鑛産

鑛山勞務賃金

昭和十六年改正を見た新賃金統制令による鑛山勞務者の最低賃金最高初給賃金並に平均時間割賃金は、昭和十六年六月九日中央賃金委員會に於いて最後の決定を見たが、その各賃金額(札幌鑛山監督局管内)は左の如くである。

- 一、鑛山平均時間割賃金は別表の金額とす
- 二、鑛山に於ける増産強調期間中の特別手當は總額制限の範圍外とす
- 三、平均時間割賃金の異なる二以上の事業を営む事業場は何れの業種の平均時間割賃金の適用を受くべきかを定め豫め地方長官に届出づるものとし地方長官は事業場の業種の選定を不適當と認めたるときは其の適用を受くべき業種を指

定するものとす
金屬山、其の他の非金屬山

男	二〇歳	三〇歳	三〇歳以上
女	一四歳	一六歳	一七歳以上
石炭山	二、四	三、二	三、八
(女子)	二、四	三、二	三、八
石油山	一、四	一、八	二、二
(女子)	九、七	二、六	三、七

一、當該事業場の最近の一時間平均賃金が平均時間割賃金を超ゆる場合に於ては実績を考慮して認可すること
二、當該事業場の最近の一時間平均賃金が時期に依り著しく變動あるときは其の実績を考慮するに當りては特別の事情なき限り其の最も高きものに

依ること

- 三、実績なき場合又は賃金以上の場合と雖一時間平均賃金を認可するに當りては其の平均年齢及平均経験年數に相當する職種別平均賃金の總平均は認可すること
- 四、交替制の變更、資材又は動力の制限等の事情に依り餘儀なく就業時間を短縮せる結果一時間平均賃金の引上を要する場合に於ては之を認可すること
- 五、生産能率の著しき向上ありたる場合に於て之に相當する賃金の支拂をなす爲必要あるときは又は作業能率特に優秀なる事業場に於て其の高き能率に相當する賃金の支拂を爲す爲必要あるときは其の限度に於て一時間平均賃金の認可を爲すこと
- 六、深夜就業、重筋労働、危険有害、悪臭、高熱、寒冷、粉塵、騒音其他作業の性質又は環境に依り特に高き賃金を支拂ふ必要ある場合に於ては其の限度に於て一時間平均賃

金を認可すること

- 七、交通不便の地に在り又は高賃金の事業場に近接せる等事業場の環境に因り特に高き賃金を定むる要ある場合は其の限度に於て一時間平均賃金の認可を爲すこと
- 八、勞務者に相當なる昇給を行ふ爲必要あるときは其の限度に於て一時間平均賃金の認可を爲すこと
- 九、事業場の移轉、新設其他の場合に於て他より轉勤せしめられたる勞務者の従來の賃金を維持し又は轉勤に伴ひ増給を爲す爲必要あるときは其の限度に於て一時間平均賃金の認可を爲すこと
- 一〇、家族手當を新に支給し又は増額する要ある場合に於ては之に必要なる限度に於て一時間平均賃金の認可を爲すこと
- 一一、同一經營に關する各事業場の賃金其他の労働條件を統一する要ある場合に於ては之に必要なる限度に於て一時間平均賃金の認可を爲すこと

鑛産

一、一時間平均の認可に際しては前各項に依り定まる金額に對し五%以内の許容額を認むること

鑛山勞務者(鑛夫)の最低賃金最高初給賃金及初給賃金標準額

一、鑛山勞務者の最高初給賃金
中坑夫に關するものの適用期間は雇入後三ヶ月間とす

一、曩に決定せる鑛山勞務者の最低賃金標準額の内坑内夫に關するもの及石油山に關するものは之を廢止し石油山の坑夫の賃金は他の坑外夫の賃金に依らしむることとす

一、曩に決定する最低賃金に就ても就業時間十時間以上の場合は一時間毎に其の金額の十分の一に相當する額(一時間未満の就業に就ては此の割合を以て算出したる額)を加算することとし請負賃金制の場合には毎就業日毎に適用するものとす

△坑内夫(三〇歳未満)の最低賃金並に最高初給賃金及び初給賃金標準額

定額給	十六歳以上十八歳未満	十八歳以上二十歳未満	二十歳以上廿五歳未満
石炭山	最高 二七〇 標準 二〇〇 最低 一五〇	最高 三〇〇 標準 二二〇 最低 一六〇	最高 三三〇 標準 二五〇 最低 一八〇
金屬山、其他非金屬山	最高 三〇〇 標準 二二〇 最低 一六〇	最高 三三〇 標準 二五〇 最低 一八〇	最高 三六〇 標準 二八〇 最低 二一〇
石炭山	最高 三三〇 標準 二五〇 最低 一八〇	最高 三六〇 標準 二八〇 最低 二一〇	最高 三九〇 標準 三〇〇 最低 二三〇
金屬山、其他非金屬山	最高 三六〇 標準 二八〇 最低 二一〇	最高 三九〇 標準 三〇〇 最低 二三〇	最高 四二〇 標準 三三〇 最低 二六〇
請負給	最高 二〇〇 標準 一五〇 最低 一〇〇	最高 二二〇 標準 一七〇 最低 一二〇	最高 二四〇 標準 一九〇 最低 一四〇
△男子坑外夫	最低賃金(二〇歳以上三〇歳未満)並に未経験勞務者(二〇歳以上三〇歳未満)の最高賃金及初給賃金標準額	最高 二〇〇 標準 一五〇 最低 一〇〇	最高 二二〇 標準 一七〇 最低 一二〇

標準 一五五 一八〇 一九五 未滿)並に未経験勞務者(廿歳最低 一三七 一三九 一五〇 以上三〇歳未滿)の最高初給賃金及初給賃金標準額

者最低賃金及最高初給賃金

△女子坑外夫

最低賃金(二〇歳以上三〇歳未滿)並に未経験勞務者(廿歳最低 一三九 一五〇 以上三〇歳未滿)の最高初給賃金及初給賃金標準額

一、賃金その他給與の増額

一、他産業部門に比し賃金上優位に置かれし鑛山勞働に魅力を持たせる。それには少くとも坑外夫の賃金は工場勞務者と同等坑内夫は現在各鑛山に於ける坑内坑外夫の實績程度

經驗年數	一年未滿	一年以上三年未滿	三年以上五年未滿	五年以上十年未滿	十年以上
未經驗勞務者以外の勞務者	二四錢	二六錢	二八錢	三〇錢	三二錢
三〇歳未滿の最高初給賃金	二四錢	二六錢	二八錢	三〇錢	三二錢
一、賃金その他給與の増額	二四錢	二六錢	二八錢	三〇錢	三二錢
二、小鑛山に對する巡回醫師派遣	二四錢	二六錢	二八錢	三〇錢	三二錢
三、住宅建設の促進(土地資材勞力)	二四錢	二六錢	二八錢	三〇錢	三二錢
四、鑛山勞務者の教養を高めるため先づ青少年層の教養を充實すること	二四錢	二六錢	二八錢	三〇錢	三二錢
五、鑛山技術者に對する功勞章の確立	二四錢	二六錢	二八錢	三〇錢	三二錢

を支給する要あり現在未経験成年者が相當働くにも拘らず初給賃金を迎へるものは移動者を多くする原因である。

ハ、鑛山勞務者の勞務特異性に鑑み特に勤続する魅力を持たせ且つ移動防止の一策として年功加俸的の制度を加味せる賃金制度を設けること

二、災害防除の方法整備

イ、保安教育の徹底(最近の如く半島人、中小工業未経験者の多き時専任職員を設置しこ保安教育の徹底を期する要あり

ロ、保安規程違反者の處罰(災害絶無を期するため現行より更に嚴重處罰をすること

ハ、就業時間休憩日の適正化

ニ、災害防除に對す炭鑛鑛山の相互協力機關の設定(炭鑛鑛山の相互協力機關によつて不時の災害に救援をなす)

△生産能率の維持増進

一、施設の機械化

イ、電氣、空氣鑿岩機等の機械化によつて勞働能率を増進するため資材の特配をなすこと

ロ、修繕に便ずるため部分品の規格統一を圖ること

二、技能及規則訓練徹底

各鑛の訓練専任指導員を急速に充足すること、尙訓練の徹底は形式に流れる嫌あり今後は職場實際の指導を中心とする要あり

三、勞務管理組織の整備

イ、鑛山勞務管理者の地位を尊重確保してその責任を明かにするため勞務管理制度を設ける事

ロ、勞務管理關係者の訓練並に待遇に充分考慮を拂ふこと

ハ、技術係員の教育訓練

ニ、下級現場係員又は役付勞務者の待遇改善並に教育訓練をなすこと

△住宅及び厚生施設の整備充實

一、保健衛生施設の整備

イ、鑛山醫の僅少ななるに鑑み醫學生に給費制度を設け鑛山に優先的に醫師を配屬せしめること

ロ、醫師偏在是正のため免許制度とすること

ハ、醫師給料を統制し鑛山醫

はその重要性及特異性を認め特例を設けること

二、小鑛山に對する巡回醫師派遣

ホ、榮養士の派遣

二、娛樂慰安施設の整備

イ、鑛山本位、家庭本位の健全娛樂施設の整備を圖り會社監督の下に行はしめる

ロ、鑛夫使用集會場の設置又は映寫機の購入

ハ、特殊飲食店も會社の監督下に充分となさしめ許可に對しても關係官廳に於て實情に應じて考慮すること

三、住宅建設の促進(土地資材勞力)

イ、建築許可、官地借用の許可を迅速にし且つ資材の圓滑配給をなすこと

ロ、資金調整法の許可、低利資金の融通迅速化

三、教育厚生施設

鑛山勞務者の教養を高めるため先づ青少年層の教養を充實すること

△表彰及扶助援護制度の確立

一、勞務者に對する鑛山功勞章

の確立

二、災害罹災者及其の家族に對する扶助援護事業を行ふは勿論國家の之に對する弔慰方法を實施すること

三、社會的優遇の措置

イ、鑛夫たる名稱を鑛員とす

ロ、永年勤続者優良勞務者に對する御苑拜觀

ハ、鑛山神社慰靈碑の建立

△技術者の確保

一、技術者養成機關の整備

二、技術者の鑛山に對する重點的配置

三、大學専門學校採鑛科への進學者に對する給與制度の設定

四、鑛山勤務者の待遇改善(危険性の多い鑛山勞務職員に對し會社經理統制令に於て特別の考慮を拂ふこと)

五、鑛山技術者に對する功勞章の制定

△生活必需品の確保

△勞務者の確保

一、移動防止の徹底

二、供出募集方法の改善

三、軍需、農村、鑛山勞務の調整

石油資源開發

商工省では、石油資源開發法施行規則第六條第一項の規定に依る昭和十六年度に於ける試掘の地域及深度を左の通指定した

- 宗谷郡稚内町(字更喜苦附近) 千五百メートル以上
宗谷郡稚内町(字上勇知附近) 千五百メートル以上
完谷郡稚内町(字上聲門附近) 五百メートル以上
宗谷郡稚内町(字北目梨附近) 千五百メートル以上
天鹽郡幌延村(字豊富福島園體附近) 千五百メートル以上
天鹽郡幌延村(字豊富附近) 千五百メートル以上
天鹽郡幌延村(字幌延附近) 千五百メートル以上
天鹽郡幌延村(字幌延松尾農場附近) 五百メートル以上
天鹽郡天鹽町(字川口附近) 千五百メートル以上

- 天鹽郡天鹽町(字床内附近) 千五百メートル以上
天鹽郡天鹽町(字更岸附近) 千五百メートル以上
天鹽郡遠別村(字物都附近) 千二百メートル以上
石狩郡常別村(字中小屋附近) 千五百メートル以上
石狩郡常別村(字美登江附近) 千五百メートル以上
石狩郡石狩町(字美登位附近) 千五百メートル以上
勇拂郡厚真村(字トニカ附近) 千五百メートル以上
勇拂郡厚真村(字幌内附近) 五百メートル以上
勇拂郡厚真村(字上幌内附近) 六百メートル以上
勇拂郡穂別村(字杵臼附近) 四百メートル以上
勇拂郡穂別村(字萌別附近) 千五百メートル以上
夕張郡長沼村(字仁村長沼村) 八百メートル以上
上磯郡古木内村(字泉澤附近) 六百メートル以上

探鑛・産金獎勵金

商工省では探鑛獎勵金交付規則並に産金獎勵金交付規則により、昭和十六年二月十七日付をもつて、昭和十五年産金探鑛獎勵金並に重要探鑛物探鑛獎勵金の各交付指令を發した、交付金額は金探鑛獎勵金については總額五百萬圓で一米當り水平坑卅圓、堅坑九十圓、金鑛を目的とした試鑛一米につき廿圓、砂金を目的とした試鑛一米につき十五圓、重要探鑛物探鑛獎勵金は總額百五十萬圓(内、東北振興探鑛獎勵金三萬三千圓)で、一米當り交付額は水平坑卅圓、堅坑九十圓である、兩獎勵金を交付される本道鑛山は次の如くである。

- 中ノ澤同郡赤井川村(三菱鑛業會社) 蕁、同郡同村(田中鑛業會社) 稻穂、同郡大江村外一郡一村(高杉弘治外) 大金、歌葉郡熱邦村外一郡一村(日本鑛業會社) 靜狩、壽都郡里松内村外一國一郡一村(靜狩金山會社) 大昭、磯谷郡南尻別村外二國二郡二村(文字常太郎) 久遠、久遠郡貝取潤村外一郡一村(八田滿次郎) 國滿、古平郡古平町外二郡二村(齋藤鎌次郎外) 德星、上川郡愛別村(日本鑛業會社) 手稻、札幌郡手稻村(三菱鑛業會社) 藻岩、同郡圓山町外一町(大澤辰雄) 惠庭、千歲郡千歲村外一村(日本鑛業會社) 起丹、同郡同村(中島門吉外) 千歲、同郡同村(千歲鑛山會社) 德舞、同郡同村(大澤辰雄) 黄金澤、同郡同村(中島門吉外) 千德、同郡同村(中島門吉光龍) 千歲郡惠庭村(藤田組) 長萬部、山越郡長萬部村外二國二郡二村(日本鑛業會社) 大榮、同郡外一國一郡一村(日本硫黃會社) 禮文、虻田郡豐浦村(靜狩金山株式會社) 小針岸、同郡同村(小針岸金山

- 會社) 大岸、同郡同村(八田滿次郎外) 高杉、同郡虻田町外一村(高杉弘治) 德龍、有珠郡德舞警村明星鑛業會社) 德舞警同郡同村(堀田捨吉外) 新洞爺、同郡壯警村外一郡一村(八田滿次郎外) 南大寶、同郡伊村本庄勇造外) 伊達、同郡伊達町(田所篤三郎) 蔭、澤、幌別郡幌別村(松本勝太郎) 北隆紋別郡雄武村(日本鑛業會社) 雄武、紋別郡雄武村(大寶鑛業會社) 親和、同郡同村(横島直彌) 矢矧、同郡生田原村(赤司初太郎外) 隆尾、同郡同村(栗林德一) 鴻ノ舞、同郡紋別町外一町(住友本社) 沼ノ上、同郡同村(三菱鑛業會社) 昭和、同郡生田原村外一郡一村(藤田組) 北ノ玉、同郡同村(帝國産金興業會社) 生田原、同郡同村外一郡一村(東邦探鑛會社) 上渚滑同郡渚滑村(豊田合資會社) 瀧ノ上同郡瀧上村(瀧ノ上金鑛會社) 國隆、同郡遠輕町(岩上喜久三外) 武華、常呂郡留邊蘆町(住友本社) 常呂、同郡同村

- (藤田組) 泰北、常呂郡留邊蘆町(豊田義明外) 神代、同郡同村(上野廣一郎外) 上武華、同郡同村(北見産金會社) 留邊蘆、同郡相ノ内村(東邦探鑛會社) 置戸、同郡置戸村(北村次八) 神野、枝幸郡中頓別村(越川喜久馬) 枝幸砂金、同郡枝幸村(齊藤與吉) 三井瑠瑠、上川郡下川村(三井鑛山會社) 三和、同郡同村(吉村龍介) 北根室、標津郡標津村(小川長春) 千島、國後郡留夜別村(昌德鑛業會社) 重要鑛物 釜菜、銅、硫化鐵、龜田郡戸井村(渡邊與治) 戸井硫化鐵、同(日産化學工業株式會社) 寶生、硫黃、硫化鐵 函館市(寶生鑛山會社) 古川尻銅、鉛、亞鉛、同(北海鑛業會社) 鹿部硫化鐵、茅部郡鹿部村(鹿部鑛業會社) 上守、銅、鉛、亞鉛、同(白尻村) 上田守藏外三) 八田上國、滿庵、楡山郡上國村(八田滿次郎) 上ノ國、銅、硫化鐵、同(日産化學工業會社) 鷹ノ舞、滿庵、松前郡小島村(久保内貫一外) 豊國、同、同(家田勝太郎) 大富、銅

- 函館市(西富士松) 日津府、滿庵、瀨棚郡利別村(北海滿庵會社) 石淵、滿庵、同東瀨棚村(中央電氣工業會社) 發足、鉛、亞鉛、岩内郡發足村(住吉常作) 發盛、鉛、亞鉛、硫化鐵、同(前石太郎) 住友國富、銅、同小澤村(住友本社) 上國富、同、同(笠原忠次外) ベニカモイ、滿庵、太櫛郡太櫛村(夏堀源三郎) 廣尾、鉛、亞鉛、壽都郡壽都町(三菱鑛業會社) 稻倉石、滿庵、古平郡古平町(鐵興社) 第一茂岩、銅、古宇郡泊村(荒田太吉) 第二茂岩、同、同(同) 瑞内、硫化鐵、同神惠内村(王子製紙會社) 龍武、滿庵、久遠郡貝取潤村(添田武源) 豐羽、鉛、亞鉛、硫化鐵、札幌郡壹平町(日本鑛業會社) 定山溪、銅、鉛、亞鉛、同(太平鑛業會社) 國光、銅、鉛、亞鉛、上川郡美瑛村(伊東孝佐外) 昭和金山格魯謨鐵(空知郡南富良野村) 和クロナム鑛業會社外) イトムカ、水銀、常呂郡留邊蘆町(ヤマト鑛業會社) 春日、格魯謨鐵、勇拂郡穂別村(廣瀨安次) 岩美

- 同、同(八田勇馬) 新高、同、同(同) 八幡、同(同) 元津、同、同(三菱鑛業會社) 幌別硫黃、硫化鐵、有珠郡壯警村(北海道硫黃會社) 白瀧、銅、幌別郡幌別村(吉野弘祐外) 糠平、格魯謨鐵、沙流郡平取村(帝國鑛業開發會社外) 日東、同、同(本後藤鑛業會社) 本倉、同、同(帝國鑛業會社) 赤城、同、同(同) 八田、同、同(八田勇馬) 八田岡春部、格魯謨鐵、沙流郡右左府村(八田勇馬) 右左府、同、同(同) 三井千呂露、同、同(三井鑛山株式會社) 昭和千呂露、同、同(昭和クローム鑛業會社) 富本靜内、同、靜内町(帝國鑛業開發會社外) 留邊蘆、同、鉛、亞鉛、標津郡標津村(三島芳雄外) 美幌、ニツケルコバルト、廣尾郡廣尾村(北村東一)

鑛山監督局の支所 昭和十三年十月商工省告示第百九十一號中左の通改正す昭和十五年十二月二十三日 札幌鑛山監督局瀧川支所の項中「石狩國空知郡(岩見澤町、三

笠山村、栗澤村及幌向村を除く）を「石狩國空知郡瀧川町、同富良野町、同砂川町、同音江村、同富良野村、同中富良野村、同歌志内村、同山部村、同江部乙村、同赤平村、同蘆別村、同南富良野村」に改む
札幌鐵山監督局釧路支所の項の次に左の二項を加ふ
遠輕支所 北見國紋別郡遠輕町
北見國紋別郡、同常呂郡
岩見澤支所 空知郡岩見澤町
空知郡岩見澤町、同美唄町、同幌向村、同栗澤村、同北村、同三笠山村

金屬増産強調行事

戦時下石炭増産運動に相呼應して昭和十六年五月から七月迄の三ヶ月間、全国的に實施される事になつた全國金屬増産強調期間に際し、札幌鐵山監督局では「金屬増産は本道から」と金屬増産に對する本道の重大使命を痛感、これが實施細目につき關係方面と連絡考究の結果、次の如く決定、これによつて地下に關ふ鐵山戦士を動員して、本格的な運動を展開した。

- △趣旨の普及徹底
- 一、ボスターの配布
- 二、リーフレットを全従業員に配布
- 三、ラヂオ放送 イ、札幌鐵山監督局長、札幌地方金屬鐵業會長の激勵講演（五月二十六日）ロ、鐵山事務者體験發表座談會（五月三十一日）ハ、長官北部軍司令部情報部長の激勵講演（六月中現地より）
- 四、各關係官廳首腦部と民間代表との懇談會（五月下旬）
- △鐵山に於ける激勵講演
- 一、鐵山監督局及札幌鐵業報國聯合會關係（五月下旬より六月中）
- 二、陸海軍人關係（六月中）
- 三、金屬鐵業會關係（五月下旬より六月中）
- △増産推進隊の派遣
- 期間中特に増産鈍き鐵山に増産推進隊（札幌鐵山監査局及商工省囑託鐵山専門家）を派遣す
- △慰問演藝團及映畫班の派遣
- 一、慰問演藝團は六月より七月管内主要三十一鐵山を巡回慰問

外鐵山勞務者 出稼獎勵週間實施

札幌鐵山監督局では、昭和十六年六月一日より一週間、道内全金屬鐵山に出稼獎勵週間を設定し、鐵山の促進によつて一段と強調期間の成果を擧げべく「出稼獎勵週間實施要綱」を各金屬山に配布した。

- 二、慰問映畫班は六月中管内三十一鐵山を巡回慰問
- △食糧及生活必需品、勞務要具並に住宅の確保
- △勞務者の確保 七月より石炭山と共に中央官廳の協力を得道内及道外より積極的に確保を期す
- △賃金 本期間中の勤続の獎勵出稼率並に稼働率の向上を圖るため次の通り臨時手當を増給
- 一、臨時手當の支給期間（五月より七月）
- 二、手當を受くべき鐵夫の範圍は坑夫及直接出鐵に關係ある坑外夫
- 三、支給方法は鐵山の實情に即し一月平均二回見當とし勤続の獎勵、能率及稼働率の向上等金屬増産上有效なるものとし事業主の創意に委せるとも漫然一律の増給は認めず
- △鐵山技術係員及勞務者の表彰
- 一、鐵山（中央決定のもの）
- 二、技術係員（同）
- 三、勞務者
- 1 指定鐵山勞務者（同）2 指定
- △心身鍛錬日（第三日目）従業員及其の家族の體位向上と健康増進に努むると共に剛健なる精神涵養を圖るため適宜講演會及運動會等を開催
- △能率増進の日（第四日目）作業規律の遵奉を圖り遅刻、及早退の集團作業に於ける不利益を強調能率の増進を期す
- △出稼獎勵日（第五日目）勞務係員を動員して全従業員の出動

を圖り理由なき缺勤者には戸別訪問又は事務所に招致反省を求む
△無事故大出鐵日（第六日目）諸施設を整理整頓し事故を防ぎ大増産を期す
△感謝日（第七日目）全従業員を適當なる場所に集合せしめ宮城遙拜、戦歿英靈及殉職鐵山従業員に感謝黙禱し本週間の趣施を體し將來一段と増産に協力を誓はしむ

- 誤なきを期すること
- 二 視察鐵山は原則として一鐵山とすること
- 三 視察證明書被交付者の所要交通費は原則として被交付者をして豫め往復乗車券を立替購入せしめ視察當日視察當該鐵山をして視察證明書と引換に被交付者に支拂はしむること
- 産報鐵山部會創立 産報鐵國會の整備擴充に伴つて札幌地方鐵業報國聯合會を解消して新しく再出發する事となつた大日本産報鐵國會札幌地方鐵山部會の創立總會は、昭和十六年五月三十一日、札幌商工會議所において開かれたが、綱領左の通りである。
- 一 我等は國體の本義に徹し全産業一體報國の實を擧げ以て皇運を扶翼し奉らんことを期す
- 二 我等は産業の使命を體し事業一家職分奉公の誠を致し以て皇國産業の興隆に總力を竭さんことを期す
- 三 我等は勤勞の眞意義に生き

剛健明朗なる生活を建設し以て國力の根柢を培はんことを期す
○鐵山部會事業計畫 大日本産報鐵國會札幌地方鐵山部會の昭和十六年度事業計畫左の通りである。

- △鐵業報國精神の昂揚に關する事項 鐵業報國強調及安全週間の實施△優良鐵業報國會、石炭増産強調期間中の優良勞務者、永年勤続従業員（職員を含む）及出勤優良従業員（職員を含む）の表彰△優良勞務者の神宮參拜△鐵山從業員の體験發表（辯論大會ラヂオ放送）會開催△優良鐵業報國會及鐵山に關係のある事業場見學△懸賞募集
- △鐵業報國會の設置連絡及運営に關する事項 鐵業報國會結成の勸奨
- △鐵業報國運動の教育訓練、指導養成に關する事項△講習會の開催△現地講習及講演會に講師派遣
- △福利厚生、生活指導に關する事項 體育大會の開催、附庭球
- △八月）陸上競技（九月）武道（十月）六年より銃劍術を追加（十月）鐵山スキー大會（二月）△巡回診療△環境整備の實施指導△銃後國策に關する件、附銃後後援貯蓄獎勵、消費節約、物資愛護の運動及防空に對する協力
- △勤勞文化の向上に關する事項△慰問演藝團派遣△巡回映畫班の派遣及フィルム等の斡旋△映畫フィルム等の購入△情操教育獎勵△附鐵山（詩吟×音楽）（演劇）△コンクール開催及指導者斡旋△啓蒙速進に關する事項 講演及映畫會開催△文士新聞記者等の鐵山視察斡旋
- △調査研究に關する事項△慰靈碑の建立△鐵業道場の建設△勞務管理に關する研究調査△職場の制定△會の運営並に事業内容の調査△鐵業報國祭の設置△展覽會の開催△鐵業無料相談所設置△福利施設の現況調査及改善普及獎勵に關する件△能率増進技術錬磨に關する研究△社會學的見地よりする鐵山事情の研究發表調査△鐵山體育聯盟設置△映寫機購入

北海道瓦斯株式會社

小樽營業所

小樽市入船町

電話四九六・九九四番

臺灣消費稅未納糖保稅倉庫
農林省指定政府米指定倉庫
日本銀行指定倉庫

支店

札幌支店 札幌市南二條西四丁目一三番地
室蘭支店 室蘭市千歲町一三五番地
旭川支店 旭川市四條通十丁目左六號
稚内支店 稚内市南濱通三丁目十一番地
留萌支店 留萌町南大通

高約六千萬圓

小樽無盡株式會社

取締役社長 壽原重太郎

出張所

岩見澤、苦小牧、江別、余市、夕張、深川、當別、幌泉、岩内、俱知安、浦河、名寄、壽都、濱頓別、天鹽、増毛、羽幌

代理店

栗山 黒松内 上砂川

小樽倉庫株式會社

小樽市南濱町三ノ三

電話

二四五
三六九〇
三〇〇三
番番番番



昭和十六年度 事業計畫

北海道副業協會は道廳の斯業獎勵並に指導と相俟つて、農産加工並に農村工業に關し、有效適切と認めたる施設指導を行ひ其の效果の徹底に資しつつある次第なるも、特に昭和十六年度に於ては、現下の時局に鑑み、統後斯業の普及發達並に應召者家族の授産に關し、國又は地方の時局對策に協力して、左の事業を計畫し之が效果の發揚に努めんとす。

イ 農産加工並に農村工業獎勵指導

一 講習會の開催及講師の派遣又は斡旋

農産加工及農村工業の普及發達を圖り其の生産の増加品質の向上改善を期する爲道の助成並に連絡の下に道内全對的

副業

統制を圖り且つ地元團體の意見を斟酌して左の講習會の開催及講師の派遣又は講師の斡旋を爲さんとす

1 指導者養成講習會

農細工及醬油味噌醸造に關する指導者の養成講習會を道内五箇所(農細工三箇所醬油味噌醸造二箇所)に開催せんとす

2 各種講習會講師の派遣又は斡旋

農細工、醬油味噌、醸造、竹細工、養蜂、萱俵、織維加工等の講習會を地元と連絡の下に開催講師を派遣し技術の習得に資せしめんとす

二 購買又は販賣の斡旋

副業、農産加工、農村工業に必要な器械、種苗、原料等の購買に付斡旋を爲し以て之等施設經營の便益に供すると共に生産品の消流に關する調査斡旋を行ひ斯業の進展に資せしめんとす

三 農細工競技會の開催

農工品(繩、俵)の増産と品質の改善向上に資するため地

元團體と連絡をし之が開催を爲さんとす

四 副業彙報の發行

斯業獎勵に關する指導事項及相場等を年六回印刷し之を會員に配付せんとす

應召者家族授産獎勵指導

現下の時局に鑑み應召者家族の授産に關し國及道の助成の下に其の獎勵効果を徹底せしめ以て生産増加品質の向上消流の圓滑を圖り統後生活の安定を期する爲左の事業を施行せんとす

一 講習及指導

農細工其他授産講習會並に實地指導を地元關係團體と連絡の下に如上の講習會指導及講師指導者の派遣並に懇談會の開催及印刷物の配付を爲さんとす

二 斡旋事業

授産用器具機械、原料等の購入及授産品の販賣に關する調査及斡旋を爲し以て該施設に便益を供與すると共に消流の圓滑を期せんとす

養蠶 (十五年)

昭和十五年の養蠶狀況を見るに、先づ春蠶では、飼育戸數二千七百七戸、蠶種掃立數一萬九千八百二十瓦、收購高七千四百十三貫、此の價額四萬二千七百八圓であつて前年に比しては戸數に在つて百八十七戸、即ち一割二厘の増加である。掃立數では二千八百四十六瓦、即ち一割二分六厘を減じ、之に伴ひ收購高數量で一千二百六十三貫、即ち一割五分を減じたが、收購高價額では五百五圓、即ち一分二厘の増加である。

次に夏秋蠶について見れば、飼育戸數百八十戸(内春蠶飼育を兼ねるもの五十七戸)蠶種掃立數一千九百二瓦、收購高八百六十九貫、此の價額四千八百八十二圓であつて、前年に比しては戸數に在つて百十六戸即ち三割九分二厘を減じ、掃立數亦一千三百四十九瓦、即ち四割一分五厘を減少し、之に伴ひ收購高數量二百七十六貫、即ち二割四分一厘、價額七百二十四圓

三四七

即ち一割二分九厘の何れも減少である。
 春蠶、夏秋蠶を合しては飼育戸數二千四百十戸、蠶種掃立數二萬一千七百二十二瓦、收繭高數量八千二百二十二瓦、此の價額四萬六千九百六十圓であつて、前年に比し戸數百六十八戸、即ち八分五厘の増加であるが、蠶種掃立數量では四千九百九十五瓦、即ち一割六分二厘、收繭高數量では一千五百三十九貫、即ち一割六分一厘此の價額では二百九十圓、即ち五厘の共に減少である、右戸數の増加は近時小學校に於ける飼育増加が原因し、掃立、收繭高の減少は、勞力不足、桑葉不充足、天候不順等に起因するものと思料せられる。殊に小學校に於ける飼育の如きは技術的に充分とは云へない結果、單に飼育戸數の増加となつて現はれた程度に過ぎない。

蠶工品の増産計畫

蠶工品は事變以來肥料、軍需品、農林水産物其他包装材料として其の需要は著しく増加したるに拘らず、生産之に伴はず、配給極めて不圓滑にして、需要量多き北海道に於ては甚しく困難を感じて居る。
 道廳に於ては蠶工品の資源なる稻藁の需要大なる北海道の特殊性に鑑み、各關係機關と協力専ら移入促進に努め來りたるも現下の狀勢を以てしては到底需要を充足能はず、依つて、從來家具其他の加工原料として販賣せらるる蠶工品を以て包装加工品に用ひることとし、昭和十五年、次の通り蠶工品及之が代用包装材料の増産計畫の目標並に獎勵方針を決定し、各支廳、郡農會其他關係機關協力して、地力の維持増進上、堆肥資源を窮乏せしめざる爲、之に代る資料獲得に努むる等、管内の實情に十分適應する實行計畫を樹立し目的を達成に努力中である。

獎勵方針

- 一 蠶の増産
 - 道内に於ける蠶の生産は、豊富なる原料と、製蠶機の普及臺數より見て、極力獎勵を必要とするを以て、特に各種の機關を總動員し、前年度の十
- 二 蓆及吠類の増産
 - 道内に於ける製造事業は、最近漸く農家の副業として發達せるも、まだ一般的に普及せられず、機臺の分布狀況は極めて僅少なると、昭和十五年度は器具機械の助成に依り機臺の増加を計り、約一割強の増産を期す
- 三 蓆の増産
 - 蠶蓆は昭和十四年度米實收高を蓆の必要蓆數に換算し、更に蠶工品中特に雖殺吠類の品不足を考慮に置き、米の包装に必要なる量の二割七分の増産を期す
- 四 燕麥の増産
 - 稻藁は蓆及吠類の生産に利用するも、本道の特異性に鑑み、畑作地帯に對し燕麥稈を利用する蓆の製作獎勵を爲すは極めて緊要なるを以て、蠶工品中特に雖殺吠類の品不足を緩和する一方法として、燕麥包裝に要する必要量の十一割五分の増産を期す

本道に於ける木炭の包装及蔬菜の荷造用として蓆類は相當量に上り、木炭のみを以てしても其の需要約五百萬枚と稱せられ、大部分道外に移入を仰ぎつゝあるを以て、極力之が代用として蓆の増産に努めしめ、一は木炭包装材料の不足に側へ、一は一般蠶工品の配給圓滑其他に資す

獎勵事項

- 一 蠶工品の増産に關する協議懇談會を開催し、市町村別に之が増産計畫を樹立せしむると共に、之が實行に當り、指導獎勵の萬全を期すること
- 二 各種講習會を開催せしめ、技術の普及に努むること
- 三 蠶加工機械器具設備の充實並に活用を期すること
- 四 男女青年團、青年學校生徒小學校の上級兒童を動員し、集團的共同作業に依る能率の増進を期す
- 五 規格の統一品質の向上並に能率の増進を期する爲、地方的に競技會、品評會を開催せしむ

- 六 毎月一日(興亞記念日)を蠶工品増産日と定め、當日は關係機關極力増産の督勵に努む
- 七 製蠶機の普及なき地方は手廻をも獎勵すること
- 八 專業者に對しては相當増産の餘地あるを以て、特に德憑すること
- 九 旭川市及函館市に、北聯加工場等に供用する原料藁の確保に對しては特に協力し増産せしむること

獎勵施設

- 一 蠶工機の設備を充實せしむるため、助成金を交付すること
- 二 パンフレットを作製配付すること
- 三 萱俵、蓆、其他講習會講師は北海道副業協會に於て幹旋又け派遣す
- 四 原料藁の購入配付は北聯をして幹旋せしむ
- 五 燕麥俵製作用實子廻の購入配付は北聯をして幹旋せしむ
- 六 北聯其他の團體をして藁加工場を建設せしめ、之が増産

七 生産品の處分

生産品の處分は、從來の實績に依り販賣するを原則とするも、副業生産品は地元産業組合に於て集荷し北聯をして販賣の衝に當らしむ

十六年度蠶生産計畫

支廳市を區域とする蠶工品増産計畫の樹立及指導獎勵	共同加工施設の獎勵及助成	農産加工施設獎勵	現下農産加工品は各方面に其の重要性を加へ殊に統制經濟
1 支廳市を區域とする蠶工品増産計畫の樹立及指導獎勵	2 共同加工施設の獎勵及助成	3 農産加工施設獎勵	4 現下農産加工品は各方面に其の重要性を加へ殊に統制經濟
4,000	2,000	1,000	1,000
3,500	1,800	900	800
3,000	1,600	800	700
2,500	1,400	700	600
2,000	1,200	600	500
1,500	1,000	500	400
1,000	800	400	300
500	400	200	150
300	200	100	75
150	100	50	37.5

の強化に伴ひ之が獲得にも困難を感じずる状況にあり、かくては農山漁村に於ける生産擴充に及ぼす影響からざるものあるを考慮せられ、一方農産加工品は其の種類多様多様なりと雖も殆んど總て之を農村の資源に俟つものなる故之が加工に對しては特別の施設を講ずる必要あり、特に農山漁村民保健の見地から味噌醬油及農林水産物包装荷造等必者品目に重點を置き次の施設に依り奨励を加へんとするものである。

1 味噌醬油の醸造技術の普及及向上
2 共同加工施設の奨励及助成
3 家兔の増殖奨励

家兔は防寒資材として飼育容易なる唯一のものなるも之が増殖奨励上本道特殊性より見て更に一段と増産可能なるものあり關係機關は素より各學校、青年團、在郷軍人、婦人團體等各階層に之が飼育を徹底せしむる要あるを以て左記

に留意する

1 種免場の管理の改善と指導の充實
2 種免育成指導旅費助成
3 都市に於ける種免場の設置助成

○學童養蠶協力成功 大日本蠶糸北海道支會では昭和十六年度の收繭割當額確保に學童養蠶の協力を得べく、同年度は學童養蠶に限り蠶種を無償で配布したが、各校からの蠶種配布方申込み數量は八千二百瓦に達し豫想通りの成績を示した、尙配布した蠶種を繭に換算すれば約四千貫に當り、本道割當額八千貫の半額は學童養蠶が占めることになつた譯である。

○轉業者の手作業業 十勝國豐頃村産業組合では雜穀隊自給施設の必要を痛感し昭和十五年秋、工場を建設して製繭機二十臺を入れ、市街地の轉業者をこれに收容して本格的製繭に着手し、好成績を示した。

○團體施設に補助金 北海道廳に於ては昭和十五年度農産加工共同施設並に副業共同作業場に

付いて、次の團體の設置する共同施設に對し、夫々補助金交付の指令を發した。

△農産加工施設

琴似村 琴似産業組合
醬油、製粉、精麥
漁休道農事實行組合
醬油、農工品
第廿五區第一農事實行組合
醬油、農工品、製粉
粉碎
南幌内農事實行組合
醬油、農工品
平和農事實行組合
農工品、醬油
旭正農事實行組合
農工品、醬油
共成農事實行組合
醬油、農産加工
仁倉農事實行組合
農工品、醬油、精麥
女滿別農産加工副業組合
農工品、精麥、粉碎
（一ヶ所當り平均施設經費四、五〇〇圓）

△副業共同作業場
美唄町 第廿八區南農事實行組合
農工品

三五〇

上士別村 第十一區農事實行組合
農工品
大江村 第五區農事實行組合
漬物、醬油
知内村 重内農事實行組合
農工品
壯瞥村 仲洞農事實行組合
農工品
虻田町 入江農事實行組合
農工品
苦小牧町 樽前農事實行組合
漬物
佐呂間村 土佐呂間第一農事實行組合
醬油、農工品、精麥
同 温音中央農事實行組合
醬油、農工品、精麥
同 上佐呂間第二農事實行組合
醬油、農工品、精麥
同 組
（一ヶ所當り平均施設經費一、五九〇圓）

○ビール用麥包製造 燕麥生産地帯に好適の副業とし、最近特に奨励され、生産量二十萬箇では焼石に水の譬の様な現況である。

地方別春蠶及び夏秋蠶 (昭和十五年)

前合帶小札留網十日膽渡檜後上空石	春		夏		秋	
	養蠶戶數	蠶種掃立數量	養蠶戶數	蠶種掃立數量	養蠶戶數	蠶種掃立數量
狝 知川	三	一、一八三	六	一、四三	三	一、二四
川 志	一、一八三	三、三六	四	一、二一	三	一、二四
山 志	三、三六	一、六三	一	一、二一	三	一、二四
島 山	四、五二	七、五	一	一、二一	三	一、二四
振 高	一、八六	三、六	一	一、二一	三	一、二四
勝 高	二、一五	三、九	一	一、二一	三	一、二四
走 勝	一、八六	三、六	一	一、二一	三	一、二四
萌 走	一、四三	一、八	一	一、二一	三	一、二四
市 萌	一、一〇	一、二	一	一、二一	三	一、二四
市 市	一、〇	一、二	一	一、二一	三	一、二四
市 計	一、〇七	一、九	一	一、二一	三	一、二四
年 計	一、八三〇	三、三	一	一、二一	三	一、二四

高 種 價 額 高 種 價 額 高 種 價 額
 三、三〇 三、五七 一、八六 三、九 一、六三 三、六 一、二一 一、二四

(備考)

△春蠶收繭高黃繭種 石狩九貫五七圓、上川八貫四四圓、後志五八貫三一二圓、渡島五四貫三一四圓、札幌市五貫三四圓、合計一三四貫七五八圓(前年一四三貫六〇三圓)

△夏秋蠶の蠶種掃立數量黃繭種無し(前年十五瓦)

△夏秋蠶收繭高黃繭種無し(前年三貫十八圓)

副業

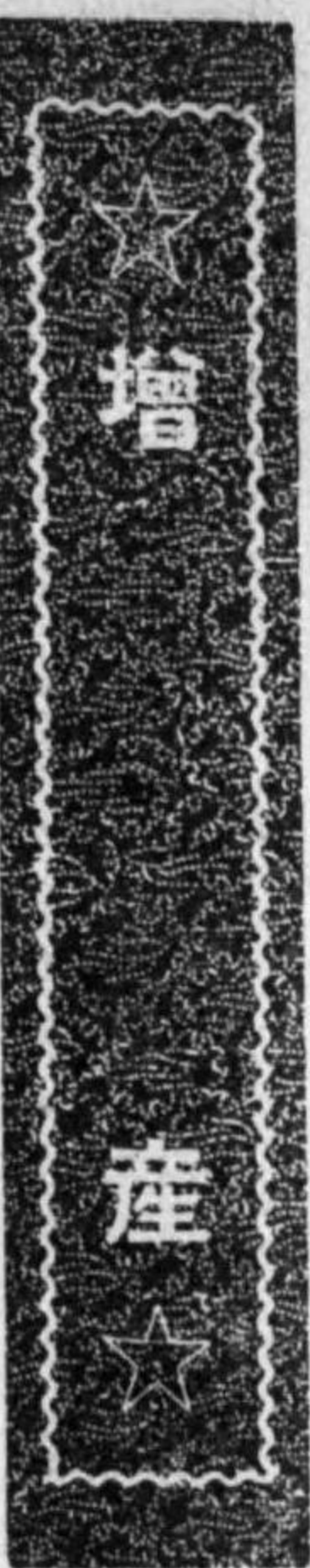
茅沼炭化礦業株式會社

本社 東京市麴町區丸の内二丁目十八番地

昭和ビル五階

電話丸の内(二三)代表五、三八七番

茅沼鑛業所
古宇郡泊村字茅沼
岩内郡岩内港務所



米穀増産方針

一 奨励方針

本道に於ては昭和十五年政府から生産基準數量二百九十一萬二千石、増産數量二十四萬四千石、計三百十五萬六千石の割當を受け、關係諸機關及當業者協力し鋭意目標達成に努めたが、不幸生育最盛期に於ける氣候不順と早期降霜に因り稻熱病の大發生及冷霜害の被害甚しく、更に肥料配給量の減少、配給時期の遅延、肥料の種類の変化及作付面積減等を主因とし全面的に大減收を來し、實收高は百九十五萬三千石で、前年實收に比し實に百四十七萬六千石と謂ふ大減收であつた、そこで十六年度に於ては前年の違作に鑑み、特に冷害の防止、病害蟲防除、施肥法の改善等夫々地

増産

方の實情に即應し、安全にして確實なる増收を期し得る重要な事項の必行に努め、以て政府が本道に對して割當した昭和十六年生産目標の三百十五萬六千五百三十三石以上の收穫を擧げ様とするのである。

二 奨励事項

以下一月二十二、二十三及二十六日道廳主催の下に開催された農業奨励會議に指示せられた事項の大略を示さう。
△生産計畫の樹立及生産の割當支應は町村に、市町村は農事實行組合若は部落に、組合又は部落は更に農家に地方の實情を考慮し、夫々最も適切な生産計畫を樹てて割當をし、生産責任數量を明確にし必ず其の實現を期する様にすること。
次に昭和十六年本道米穀生産

目標を示す。		1 既栽培地の分	
イ 道		ロ 支廳市別割當表	
生産基準數量	増産數量	生産基準數量	増産數量
二、九二、四五六	二四、〇六七	石	石
合 計	三、一六、五二三	石	石
石狩	一六、六三三	空知	一六、四七九
上川	一一、八三七	後志	九、九三六
空知	九、九三〇	檜山	九、六八四
石狩	一一、五五三	渡島	四、七四四
上川	一五、六〇七	岩内	五、八一三
空知	六九、三六五	檜山	五、八二一
上川	九四、二四三	渡島	七、八九九
空知	六七、〇三三	岩内	五、六七
石狩	六四、五〇八	岩内	五、四〇六
上川	四〇、五	岩内	三、四
空知	二四、八四二	岩内	一〇、四六二
石狩	六三、九七三	岩内	五、三六一
上川	八二七	岩内	六九
空知	四、六七五	岩内	三九三
石狩	一、三九八	岩内	二七
上川	三、八三三	岩内	三三
空知	三、八三五	岩内	三三
石狩	六、三七三	岩内	五、四
上川	二、九二、四五六	岩内	二四、〇七
空知	二、九二、四五六	岩内	二四、〇七

2 昭和十五年植付期以降昭和十六年植付期迄に施行する開墾及土地改良等の實施によつて増産する數量は前記數量に含まれてゐないから、當該事業による増産數量の確定を見た上で割當を行ふ。

3 割當

支廳は右表に基き町村別に基準數量、増産數量、生産目標數量の割當をし、市町村は道支廳の割當に基き農事實行組合若は部落別に割當をなし、實行組合若は部落に於ては稲作農家各戸に生産責任數量の明確な割當をし、其の達成に共勵す。

△田地荒廢又は不作付地の防止

督勵
勞力不足、經濟事情或は其の他の原因により田地の荒廢又は不作付地を生ずる虞ある場合には、關係機關と連絡の上原因を究明し、道廳が別に指示の方針に基き對策を樹て充分指導督勵する。
△耕種改善規準の改訂並に之が實踐奨励

前年度の実績に鑑みて豫め整備すると共に、部落の實情から見て、増収上必要な改善實施事項を定め、全道の水田農家が洩れなく之を勵行する様にす

△病害蟲防除の徹底

前年各種病害蟲の稀有の發生が米穀減收の重大な原因となつた事實に鑑み、例年發生する左記病害蟲の徹底的防除を圖る

- 1 綜合防除を實施しやうとする病害蟲
稻苗腐敗病、稻熱病、稻泥苞蟲、稻象鼻蟲、稻葉潜蠅、泥負蟲、二化性螟蟲

2 防除方法

水稻地域別耕種改善規程に基き病害蟲防除の實施の強化を圖る

△冷害豫防

前年六、七月の天候が不順であつたのと、初霜の早來による冷害の被害が甚大であつたのに鑑み、温冷床苗代設置獎勵並に早生種の獎勵をする外地域別耕種改善規程獎勵事項

中特に左地事項を獎勵す

- 1 肥料の合理的施用
2 整地の改善
3 適期播種並に移植の勵行
4 普通苗代の適量播種の勵行
5 灌漑の改善
6 水田排水及客土
△温冷床苗代設置獎勵
冷害地帯並に不良環境地帯を主とし、尙一般地帯に於ける勞力配當の調整並に増収を目的とし、次の如く設置を獎勵する。

1 設置獎勵目標

Table with columns for location (e.g., 石狩, 空知, 上川), existing facilities (既設), and new facilities (新設). Values represent the number of facilities.

留萌

留萌 二、八二〇
旭川市 三五〇
小樽市 一五〇
函館市 四七〇
室蘭市 一〇〇
帶廣市 一、三六〇
合計 二五、〇〇〇

2 町村別割當を爲すに當り

支廳、郡農會等關係機關は協議の上既往に於ける温冷床苗代の實績稲作面積並に冷害に對する危険の程度其の他を斟酌して決めること

3 市町村並に市町村農會は

右に準じて、農事實行組合若しくは部落別割當をし、尙組合若しくは部落は同様各稻作農家の割當をし必ず其の達成を期す

△新品種の獎勵

稻熱病の耐病性品種並に早生種たる左記の品種を新に獎勵する
早生白毛、水稻農林十五號
北海八十六號、福糯、上育B七號

三 獎勵施設

- △前年度から踏襲繼續する施設は次の如し
1 多收品種種子購入の助成
2 育苗施設の助成
3 稻作廢止防止施設の助成
4 病害蟲防除施設並に噴霧器購入の助成外に農薬土木諸費の中稻熱病對策の助成
5 自給肥料増産並に施肥改善に關する事業の助成
6 指導普及施設の助成

△新規計畫の施設事項次の如し

- 1 病害蟲防除效果増進施設の新設
2 自給肥料改良増産及施肥改善に關する施設
3 食糧増産技術動員等に關する施設

前年の増産指導の實情に鑑

み、指導事項を農家に徹底させるため次の様な施設を講ずる
イ 普及宣傳資料の作製配付
ロ 増産指導督勵組織の強化
米穀増産の完遂を期するためには農家に時局の重大性を的確に認識させ、農業報國精神を固くして其の使命の達成に邁進せると共に、一面凡ゆる農業生産技術を總動員し、指導の徹底に依つて農家に改善耕種法を完全に實行させることが肝要である。それで農林省に於て新たに食糧増産指導中央本部を設け、關係各部署一體となり、全國を數區に分け、班を定めて技術指導を完全にしやうと謂ふのに對應し、本道に於ても一貫した米穀増産指導組織を作り増産指導を萬遺憾なく行はうと謂ふのである

十六年度産米目標

石狩支廳

Large table showing rice production targets and actual results for various regions (e.g., 石狩, 空知, 上川, 渡島, 檜山, 後志, 上川, 空知, 上川, 渡島, 檜山, 後志, 上川, 空知, 上川). Columns include '基準數量' (Standard Quantity) and '増産數量' (Increase Quantity).

喜茂別	留壽都	真狩別	狩太	南尻別	熱内	黒松	磯谷	歌岸	樽	東島	西島	合	中	常	美	智	下	名	風	多	上	士	温	劍	和	占	
五七三	五八二	二七二	五、四五六	一七、九三三	一、七二六	二七五	一、〇四五	二八	九五七	一三三	三〇九	三九、九九〇	四九二	四四	一六、四七九	一、〇五三	九、七八二	二〇、三三五	四、五七	四、五七	三、三〇六	三、三〇六	四、一、三六四	五、八七七	九、八六〇	二、五、二七一	二、六四
五	五	三〇	四〇	一、五〇	一、三〇	二〇	九〇	二〇	八〇	一〇	一〇	七、九八	四	四	一、三六〇	九〇	一、八〇	一、七〇〇	三、八二〇	一、七〇〇	二、八五〇	三、四七〇	四、九〇	二、八三〇	二、二〇	二、〇	
飯野	大野	上磯	木古内	茂別	知内	福島	大澤	松前	小島	大島	合	鹽谷	赤井	余市	大江	古平	美平	入平	泊平	發平	岩内	島野	前野	小田	俱知	京極	
一七、四六九	二四、八五四	九、三四七	二、一〇三	四、四九	二、五七一	一、〇三一	五〇	三	一六	七六	二五、五五三	七五	三、一五七	六、八八六	二、六七一	一、三九七	一、六五	一、七六	一、七	一、三、四三	一、〇八七	八、三六	三、七二六	三、〇三五	三、九一六	三、七四	
一、四七〇	二、〇九〇	七、五	一、八五	三、八	二、五	六、六	一	一	一	一	九、六八四	六〇	二、六〇	五、七〇	九、七〇	一、〇〇	一、〇〇	二	一、二〇	九〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	三、〇	
安平	苦小	白老	帆別	伊達	壯督	洞爺	蛇浦	豊浦	合	様似	浦河	三伏	新内	門冠	平別	右左	合	長	八	落	森	錢	龜	龜	厚		
一〇、六八	一、三六	一、六	二、八七	三、四五六	一、五六九	三、四五六	八、四	二、一四〇	六、七、〇三三	九、九七	四、〇〇八	五、〇二一	一、四、三三	一、二、一九三	一、七、六〇三	一、六、六六	六、九、三三五	二、六、五	四、八	二、四、六一	二、四、六一	七、七	七、七	六、五			
八、九〇	二〇	八	一、〇七四	一、三二	二、九〇	六	一、七	一、九	五、六、七	三、六	三、六	一、九、九	一、四、七	一、四、七	一、四、七	一、九、六	五、八、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三		
瀧上	西武	雄武	合	浦	大	豊	西	本	池	幕	大	大	川	芽	御	清	新	鹿	士	音	合	穂	鶴	厚			
四、三〇〇	四、七〇	一、三〇	六、四、五〇八	一、三、四	一、三、四	五、一、五	二、三、五	一、二、八〇	一、三、三、三	五、六、一	一、四、一	一、四、一	一、四、一	一、四、一	一、四、一	三、六、九六	二、九、四三	一、〇、九〇	一、二、七三	二、六、六九	二、六、六九	九、四、二、四三	二、五、二	三、四、七、四九			
三、五〇	四〇	一〇	五、四〇六	一、二、一	一、二、一	四、三	一、七	一、七	一、七	一、七	一、七	一、七	一、七	一、七	一、七	二、一、九三	一、〇、七	二、一、九三	二、一、九三	二、一、九三	二、一、九三	七、八、八	二、〇、九、五	二、九、二、三			

上渚滑	落別	紋別	下湧別	上湧別	遠原	生田	佐呂間	常呂	留邊	相内	置戸	調子	野付	端野	津別	美幌	女満別	網走	小清水	斜里	合	阿寒	足寄	合	増
六〇〇	二	六九〇	三、三五〇	四、二〇〇	四、五〇〇	一、四七〇	八、〇〇〇	四、七〇	四、六〇〇	一〇、五〇〇	一、二〇〇	九、八〇〇	三、三、六五〇	三、〇〇〇	四、一、五〇	一、四、三〇〇	二、一、六四〇	三、四、五〇	三、六〇	一、九〇〇	一、二、四、八四一	一、七二	三、三、四	四、〇五	五、五〇五
留萌	小平	鬼鹿	苫前	羽前	初山	遠別	天鹽	幌延	合	札	旭	小	函	室	帯	總	生	生	生	生	生	生	生	生	生
四、二、五六	七、六、七	一、一、八〇	九、〇、七〇	一、六、六、七	七、四、三	一〇、九、七〇	一、一、八、三	四、一	六、三、九、七二	一、五、七、七	四、六、七、五	一、三、九、八	三、八、三、三	三、八、五	六、三、七、三	二、四、一、〇、七	二、四、一、〇、七	二、四、一、〇、七	二、四、一、〇、七	二、四、一、〇、七	二、四、一、〇、七	二、四、一、〇、七	二、四、一、〇、七	二、四、一、〇、七	二、四、一、〇、七

ことにした。

一 農業者の生産増進指導
 地力増進、技術向上、経営改善、共同活動其の他の考案工夫を中心とし生産確保に邁進する様農業指導機関との協力の下に指導すること

二 農業生産労働奉仕隊の活動促進
 1 各地域及職域毎に勤勞奉仕隊の編成を促進し其の奉仕部署を定め町村及農業團體の統制の下に勞力奉仕を爲す様指導すること

2 各學校に於ては其の學校の實情に應じ勤勞奉仕隊を編成し農村に出働し及山野の食糧採集に努むること

3 奉仕隊の使用すべき器材は工業組合、商業組合、産業組合協力して之が製作配給を爲すこと

4 奉仕隊の外傷等に關しては醫療機關の協力を得ること

三 消費者及隣保班の生産的活動促進
 1 各戸又は隣保班、町内會に於て空地耕作、共同農園經營等を行ふ様指導督勵すること

と
 尙右に必要な種苗、資材は農業團體及配給機關に於て調達すること

2 臺所屑(厨芥)中家畜等の飼糧となし得るものは撰別の上處理し之を集むる方法を町内會隣保班等に於て定め養畜團體に配給せしむること

3 草木灰を始め肥料化し得る塵芥の蒐集及配給に關しても厨芥に準じて之を行ふこと

四 食糧に對する感謝及節約、合理化の徹底
 食物への感謝の徹底並に郷土食の調製に關し町内會、隣保班の活動を強化し食糧の節約殊に節米に關して十分なる實效を擧ぐると共に其の改善を促すこと

低位收穫農家助成
 第一 食糧増産を圖る爲低位收穫農家米穀増産獎勵施設を爲すとき、北海道廳は本要項に依り豫算の範圍内に於て獎勵金を交付す

第二 獎勵金は左に掲ぐる町村

農會（農會なき地區は町村）の支出する低位收穫農家米穀増産獎勵施設費に對し交付す
 イ 當該町村内の部落に於ける米穀の收穫の低位なる原因を探索し之に對應する改善方法を調査研究し特に耕土改良水稻温床苗代設置を必行事項とし之を一般農家に普及徹底せしむる爲稻作に堪能なる技術者又は篤農家を招聘して座談會等を開催する場合は其の開催に要する經費

第三 獎勵金は左の標準に據り之を交付す
 イ 第二イの費用に對しては一町村五十圓以内

増産協力會議要旨

國家の生産計畫に基き増産を必要とする農、鑛、工産物等の生産擴充を遂行する爲め必要なる事項に對する各支廳、市支部（大政翼賛）協力會議（昭和十六年三月二十五日開催）決議要旨

一 精神指導

1 國家建設に邁進すべき職

牲協力精神の訓練をなすこと
 2 無爲徒食の有閑的輩の勞力に對し國家強力に依り適當の方法措置すること
 3 各産業に精神技術の指導網を確立すること
 4 時局指導の爲下部指導者に印刷物を配布すること
 5 指導者の錬成をなすこと

二 水利統制の實施

1 水利統制計畫の樹立
 2 大貯水池の設置に依る發電と灌漑及工鑛業用水の供給
 3 水利統制に依る土功組合費負擔の軽減
 4 工鑛用電動力の供給
 5 農村電化による石油消費の減少

國民勞力の再編成
 1 國民勞務の再編成により不急産業部門より重要産業部門への轉向策の急速樹立
 2 勞務者異動防止の爲國民手帳制度の急速實施
 3 勞動賃銀の不均衡是正
 4 各業態別勞賃の調整により農業勞力の逃避を防止すること

3 農村學校教職員を訓練し精神指導に當らしむること
 二 尊農精神の普及
 我國は古より瑞穂國と稱し農を以て國の本と爲し居るを以て一般國民に尊農精神の普及を圖り勤勞愛國の美風を培ひ農村文化の建設農村保健制度の擴充強化に努め農民をして安住せしむること
 三 農地事情の適正化と土地改良
 1 自作農創設維持事業の擴充強化
 イ 融資額の増加
 ロ 農地調整法の強化
 2 小作料統制事業の急速實施
 3 土地改良事業の促進
 イ 北海道開發綜合計畫の急速實施
 ロ 綜合的排水計畫の確立
 實施
 ハ 中幹線以上排水國費堀鑿
 ニ 國營軌道客土の實施
 4 土壤酸性の矯正の徹底を

四 農業經營法の確立

1 地帯別に農業經營適正規模による經營計畫の急速樹立
 2 確立せる農業經營法による農業生産計畫の再研討
 3 經營合理化指導の爲共同作業の勵行に努むること

五 必需物資の生産増加並配給の円滑適正

1 生産用資材の配給一元化
 2 配給中間機關の整理
 3 物資の適期配給に努められたし
 4 需給關係の調整と輸送を円滑ならしむる様計畫すること

六 價格の適正

1 農産物價格の不均衡是正
 2 農産物價格（就中米價）と一般物價の不均衡是正
 3 産米格差の是正
 4 必需品價格の是正をなすこと
 5 商品の流通過程に於ける適正利潤を確認し公定價格を

適正化すること

七 農村金融の改善

1 農業資金積極的融通
 2 拓銀其他他利子低減
 八 土功組合の現存負債を北海道地方費に肩替なし以て支拂利子の低減を圖ること
 2 現在負債の償還期限の延長
 九 農耕馬の確保と軍馬資源の涵養

一〇 勞力調査

1 農村勞力の均衡化
 2 農業勤勞動員制度の確立
 3 勤勞奉仕隊の動員指導をなすこと
 1 馬の價格統制
 2 軍用保護馬の國家管理若は徵用並に買上に對し代馬補充の公營又は國營
 3 自給飼料の増産と飼料計畫の樹立
 4 飼料配給の合理化
 5 牧野採草地の利用増進を圖ること
 6 馬産獎勵方法として試情馬を置くこと
 1 農家の子弟は農繁期には其の家庭に歸らしむること
 5 府縣に於ける餘剩勞力を本道に誘致せしむること
 6 都市勞力の農村導入を圖ること
 7 食糧増産推進隊の積極的活動を促すこと
 8 各種會合を常會に整理し勞力の増加を圖ること
 一一 肥料に關する事項
 1 自給肥料増産の爲獎勵金制度を設けること
 2 市街地に草木灰貯藏槽を設け蒐集すること
 一二 農村文化
 1 醫療施設を完備すること
 2 農村慰安施設をなすべし
 一三 漁村開發施設
 1 調査研究機關の積極的活動をなすこと
 2 漁船漁具の共同施設をなすこと
 3 冷凍庫の設置
 4 水産共同倉庫の設置
 5 製造加工共同施設
 6 漁港船入潤の施設擴充をなすこと

海草の利用獎勵をなすこと

鑛工業關係事項

1 經營の合理化輸送の單純化を綜合的に調査研究し能率の増進並に生産費の低下等に付官民合同を以て國家的機關を設置すべし
 2 鑛區の整理炭坑の合併貯炭場輸送の單純化を研究すべし
 3 企業促進を圖ると共に小規模經營の企業合同をなさしむること
 二 重點主義の徹底
 1 増産を遂行の爲資材の配給に關し一層重點主義を徹底すべし
 三 技術員の養成配置
 1 近來技術志望者減少の實狀に鑑み現行勅令に依る炭坑自體の養成は困難なるを以て國家に於て養成施設を講ずること
 四 炭坑作業の機械化
 1 作業の機械化に依り能率

増進の爲新規機械の製造配給をなすこと

五 増産準備施設費に對する助成

1 現在炭坑は出炭の急に追れて將來の準備に充分ならず之が施設費に對し實狀に即し増額交付せられたきこと

六 勞務者の精神教育と社會的地位の向上

1 勞務者の精神教育訓練を行ひ社會的地位の向上に付國家的施策を講ずること

七 勞務者に對する食糧の増配

1 勞務者の生活環境に基き現行配給にては不充分なり
2 特に半島勞務者に就ては別段の考慮を拂はれたし

八 勞務者の獲得と移動防止

1 鑛工業勞務者を得ること困難なる實狀に鑑み國家管理に依る勞務獲得の方法を講ずること
2 國民手帳制度を實施し産業相互間に於ける勞務の不用なる移動を強力防止に努むる

九 工業生産擴充に伴ふ原料配給の円滑化

1 生活必需品工業に對し原料資材を綜合的圓滑配給をなす様其の機構を整備すること
2 生産擴充に必須なる物資の適正配給をなすこと
3 電力供給の充實を圖り企業を盛ならしむ

一〇 官廳事務の連絡統一

炭礦事業に當り御料局、鑛山監督局、道廳、鐵道其他各官廳の連絡不統一の爲支障不尠ものがあり緊密なる連絡をとられた

増産障礙排除對策

勞務者の食糧充足と異動防止に對する鑛山側の希望意見を要約すれば左の如きものである。

一 食糧充足の問題 鑛山における食糧配給の不圓滑は甚だしく割當量すら確保し得ない處もあり、かくの如き事情が勞務者の移動を助長し増産を阻害してゐるので差當り割當量の確保を實現する方策として配給機構の改善を斷行せ

△水稻耕種改良實踐成績連續競進會

一 農事實行組合單位を以て市町村の水稻耕種改善規程を標準として増産上特に改善を要すと認めらるる事項を定め各必行事項の重要度に應じて審査點數を配し其の實踐成績を審査する競進會を市町村農會(農會なき地區は市町村)が開催する場合は其の賞品費の五割以内の獎勵金を交付す但し一市町村農會は三十圓を限度とす

二 審査は市町村農會技術員青年學校教員、農産物検査員を審査員として施行し最終の審査決定に際しては郡農會技術員之に參與するものとす但し郡農會の審査費は申請に依り三割以内を助成するものとす

三 北海道農會長は成績特に優良なる三組合を各郡農會長より推薦せしめ審査の上内二十組合を表彰するものとす而して表彰の際一組合三十圓の賞金を交付すべきものとす但

し道農會の表彰に要する經費は申請に依り之を助成するものとす

△食糧増産實行共勵委員の設置

並に活動促進施設 各市町村に食糧増産實行共勵委員を設置し米穀増産、水稻耕種改善の實行督勵促進の爲各郡農會(市農會は適宜郡農會に合流)をして共勵委員に對する講習協議會を開催せしむ

△一齊實行週開設助成

市町村農會又は市町村は耕種作業準備期間中に一回、作業期間中に三回計四回に互り各必行事項に對する一齊實行週間を設立し之が督勵計畫を樹立實行せしめ其の完璧を期すること而して之が宣傳用印刷物の作製配付に要する經費に對し郡農會の申請に依り獎勵金を交付すること但し一郡農會當り二百五十圓以内とす

△栽植用八角定規の購入助成

農事實行組合に於て水稻苗栽植用八角定規を一組合四器以内を購入するときは之を所屬市町村農會又は市町村に於て

申請の場合

申請の場合には豫算の範圍内に於て購入費の二分の一以内の獎勵金を交付するものとす

△水口田増産施設獎勵

水口田の増收を目的とし灌溉水取入口の改良又は耐冷性品種の栽培温冷床苗の作付游水池の設置其他冷水の直接灌溉防止等の獎勵事項中地方の事情に適應したる數項目を選

び實施する水口田増産實地指導地を市町村農會に於て設置したる場合申請に依り獎勵金を交付するものとす但し獎勵費は一箇所當り四十圓とす

大麥裸麥増産確保

第一 大麥、裸麥の増産を確保する爲北海道廳は豫算の範圍内に於て獎勵金を交付す

第二 獎勵金は左に掲ぐる市町村農會の費用に對し之を交付す

イ 耕種改善必行事項實踐講習會又は耕作者懇談會の開催

ロ 耕種改善必行事項宣傳獎勵印刷物の配付

青少年學徒の運動

△農繁期授業廢止日臨時授業廢

ねばならぬ、改革の要點は鑛山の特異性に基き鑛山購買組合をして受荷團體として該組合をして配給させる然る後全般的米穀事情が許すならば勞務者割當の増配を希望する

二 勞務者移動防止 融雪期に始まる恒例の移動が食糧不足等のために促進されてゐるに鑑み道廳並に職業指導所等と協力し特段の對策を要する昭和十六年秋契約滿期となる半島人勞務者に對しても現實の半島事情視察班を派遣するとか繼續居住者の家族呼寄せの獎勵とか適當の對策を講じ極力繼續就勞を勸奨する外進んでは人を派遣し半島において新たに勞務者を募集すること

三 輸送力の擴充 鐵道輸送力並に船腹充足のために札幌鐵道局と特別の協議をなす

米稻耕種改善實踐 北海道廳では、米穀増産獎勵の爲、昭和十六年度に於て、水稻耕種改善實踐獎勵施設事項を左の通定めた。

止日等の實施上留意事項

一 農繁期授業廢止日又は授業時間の短縮等を実施し生徒児童等を農業生産に協力せしむる場合は農家の子弟は夫々其の家庭に於て農業に従事せしむることを原則とする

二 前項の場合には學校に於て家庭、農會等と連絡を保ち生徒、児童の勞力の活用を圖ることに努め特に學校に於て部落巡回、家庭訪問其の他適宜の方法に依り生徒児童の指導を怠らず

三 自家農業に従事せざる生徒、児童は成るべく教職員の指導の下に別に班を編成し適當なる方法を以て米麥の收穫除草、綠肥の刈取、螟虫驅除馬鈴薯掘等適當なる農作業に付集團的に協力す

四 國民學校に於ける農繁期授業廢止日、臨時授業廢止日等の實施時期、期間等は當該市町村食糧報國運動連絡協議會(市町村長、學校長、農會長其の他關係團體長を以て組織す)の協議に依る

△水稻耕種改良實踐成績連續競進會

一 農事實行組合單位を以て市町村の水稻耕種改善規程を標準として増産上特に改善を要すと認めらるる事項を定め各必行事項の重要度に應じて審査點數を配し其の實踐成績を審査する競進會を市町村農會(農會なき地區は市町村)が開催する場合は其の賞品費の五割以内の獎勵金を交付す但し一市町村農會は三十圓を限度とす

二 審査は市町村農會技術員青年學校教員、農産物検査員を審査員として施行し最終の審査決定に際しては郡農會技術員之に參與するものとす但し郡農會の審査費は申請に依り三割以内を助成するものとす

三 北海道農會長は成績特に優良なる三組合を各郡農會長より推薦せしめ審査の上内二十組合を表彰するものとす而して表彰の際一組合三十圓の賞金を交付すべきものとす但

五 中等學校に於ける臨時授業廢止日等の實施時期、期間

等は支廳食糧報國運動連絡協議會(支廳長、支廳、市役所内關係課長、同農事畜産技師中等學校長、郡農會長其の他關係團體長を以て組織す)に於て關係市町村連絡協議會よりの要求に基き協議の上決定す

△集團的に農作業を實施する場合の留意事項

一 教職員は學つて、本運動に参加し生徒と一體となりて其の實績を擧ぐるに努む

二 作業の分擔、種類、期間等は中等學校に在りては支廳連絡協議會に於て關係市町村連絡協議會よりの要求を考慮して協議決定し國民學校、青年學校に在りては當該市町村連絡協議會に於て具體的方策を樹立し地域の事情を考慮し負擔の均衡を失せざる様留意して決定す

三 作業の種類は生徒、児童等の技能にても増産達成上支障なき作業を選択し熟練を要

し困難なる作業例へば挿秧、剪定、薬剤散布等は避け簡易開墾、農道林道の改修、開設耕地整理、客土、濕地埋立、排水設備の整備、牧野改良、造林、製炭等公共的事業を主とす但し農業に關する學校の生徒に付ては其の技能を充分に活用するに努む

女子の學校に在りては作業種類の選定其の方法に付特別に考慮を加ふ

四 作業に参加せしむべき生徒児童は國民學校に於ては初等科は第五學年以上、高等科は全生徒を原則とするも地方の實情及作業の種類に依り初等科第三學年以上を参加せしむることを得ること、中等學校に於ては全生徒とす但し勤勞作業に動員すべき生徒は初等科第六學年修了を以て入學資格とする學校に在りては第三學年以上、高等科第二學年修了を以て入學資格とする學校に在りては全生徒とす

五 勤勞作業に際しては市町村連絡協議會に於て請入計畫

を樹立し學校に於ては之に基き最も能率的に勤勞隊を組織し關係機關の協議に依り夫夫責任作業行程を定め組織的計畫的に實施す

六 勤勞作業は教職員、増産推進隊員篤農青年農事實行組合幹部等の指導援助の下に規律正しく實施せしむると共に之が適正を期する爲之等關係者の協力提携方に付適當なる措置を講ずること尙生徒、児童等には豫め當該作業農具の取扱等に付傳習を行ひ充分作業方並に知識を與へ置く

七 勤勞作業期間中現場の状況に依り宿泊を要する場合は成るべく最寄の學校々舎、寄宿舎、集會所、寺院等の設備又は天幕設備等を利用し参加全員寢食を共にするを原則とし規律節制の裡に訓練的生活を體驗せしむ、女子中等學校生徒は原則として其の所在及附近町村に日歸り作業を行ふ

八 作業時間、休憩時間等は生徒の心身發達の状況に適應せしめ又救急施設に付ても關

係方面と連絡の上遺漏なきを期す

九 作業の前後に於ては特に規律を正しくし、集團勤勞作業の精神を明にす

一〇 野草、水草、厨芥、殘桑樹實等堆肥又は飼料原料の蒐集堆肥の造成、サイレージの填充、乾燥調製、害敵生物の採集、木灰の蒐集等は可及的頻繁に之を行ふ

一一 農器具等は市町村農會等に於て可及的に之を斡旋す

一二 勤勞作業に従事する場合の教職員、生徒の諸學費(交通費、宿泊費、作業用具費、醫療費等)は市町村、農會等に於て支辨し學校及生徒の負擔たらしめざる様計畫を樹立す但し交通費に付ては相當多額を要し支出困難なる場合のみ道廳に連絡

△學校經營の食糧生産農場の經營上留意事項

一 既設農園等は食糧増産運動に寄與するが如く之を活用す

二 學校經營の食糧生産農場

を創設する場合は成るべく既耕地に依らず

三 可耕荒地、開墾可能地其の他の農業利用可能地あるときは之を學校經營の食糧生産農場として創設經營し穀菽馬鈴薯等食糧農産物を栽培し食糧増産に協力す

四 農場經營の設計、栽培、技術等に關しては農會技術員等専門家の指導を受け研究的に農場經營に當る

五 金肥の使用は可及的に之を避け肥料の自給を圖る

六 種子肥料、農具等の調辨に關しては支廳、市町村連絡協議會に於て出來得る限り斡旋す

七 學校寄宿舎に於ける厨芥を利用し豚、山羊、鶏等を飼養す

八 溜池、用悪水路等養魚可能水面あるときは之を學校經營の養魚場とし鯉、鮒等の内水魚を養殖す

△授業を廢し作業を實施する場合の留意事項

一 學校に於て授業を廢する

日數及時間數は關係機關の要求等を考慮し必要なる限度に止む

二 國民學校に於て授業時間を廢する場合に之に充當する授業は教科の性質、授業の進度等に應じ學校長に於て適宜之を選定し成るべく一、二の教科に偏せざる様注意す尙必要に應じ他の教科と繰替授業せしめ教授の効果を偏頗なからしむ

中等學校に於て授業時間を廢止の場合には増課科目、加設科目等の時間を以て之に充當するの外教科の性質、授業の進度等に應じ學校長に於て適宜之を選定し成るべく一、二の教科に偏せざる様注意す尙必要に應じ他の教科目と繰替授業せしめ教授の効果を偏頗なからしむ

食糧増産農事實行組合動員協議會

一 趣意 時局下食糧増産確保の急務なるに鑑み全道農事實行組合長の參集を求め食糧増産の重要性を再認識せしむる

と共に農民の赤誠に懇へ食糧報國の決意と協力を要精せん

二 主催者 北海道廳、北海道食糧増産指導本部、北海道農會、農業報國聯盟北海道支部、北海道戰時農業生産擴充期成會、大政翼賛會道支部

三 場所 札幌市公會堂

四 期日及期間 昭和十六年三月二十四日、同二十五日、二日間

五 參集者 農事實行組合長又ハ食糧増産實行共助委員一千五百名(支廳長及市長推薦による)支廳員及郡市町村農會指導員三百名

六 行事日程

第一日(二十四日)

午前(九時—十二時)

一 開會式

二 北海道廳長官訓示

三 講演

1 北海道廳經濟部長

2 北海道農會副會長

3 大政翼賛會道支部理事

午後(一時—四時)

一 表彰狀授與並囑託狀傳達

イ 表彰及囑託に就ての解説

ロ 表彰狀授與

1 農事實行組合長長官表彰

2 水稻耕種改善競進會による優良農事實行組合長長官表彰

ハ 農林省食糧増産實行共助委員囑託狀傳達

二 體験發表

イ 稻熱病防除の體験 中富良野村 安井 慶治

ロ 水稻増産と耕種改善 栗澤村 天崎正太郎

ハ 食糧増産と農事實行組合の運營 江別町 棚橋 彌平

ニ 輪作と作物の増産 留壽都村 大西麻太郎

夜(五時—九時三十分)

一 軍事講演

二 映畫及演劇

第二日(二十五日)

午前(七時—十二時)

一 札幌神社參拜 長官、經濟部長、協議會出席者一同(食糧増産祈願)

六時半道廳々舎前集合 七時出發行進

二 食糧に關する技術講習(九時より)

1 北海道農事試驗場長(食糧増産と農業技術)

2 北海道帝國大學農學部教授(食糧作物病害に就て)

午後(一時—三時)

一 所感發表(各支廳代表組合長五名約十分宛)

二 閉會式(二時半より)

三 解散

宣 誓

食糧の充實は高度國防國家の絶對要件にして之が完遂は吾等農民の至上使命なり

吾等は當局の施策に即應し挺身以て食糧増産の要請に應へんとを期す



日本アスパラガス株式会社

北海道 岩内町

不野崎商店

旭川市四條通十七丁目左九號

電話長 二二二二番
三八三七番

商

業

貿易振興方策

國際情勢の變化に因り種々困難を來しつゝある現下の情勢に鑑み、本道に於ても之が障礙を排除し、政府の方針を體して強力なる活動を開始する方針を樹立すると共に、更に進んで將來益々多岐なるべき新情勢に對しても慎重なる計畫を樹て、本道輸出貿易の伸展を期する趣旨のもとに、昭和十六年三月二十七日、八の兩日、中央から外務省佐藤事務官を迎へて、北海道廳主催の貿易振興協議會が札幌で開催された。貿易界の權威者は勿論、その業者、組合、關係團體などすべてが出席、行き詰つた貿易の打開、振興に關して、實情を基礎とした意見、希望、抱負などを實に熱心に披瀝し交換して、今や英米依存を離脱して新しき市場に雄飛すべき具體

商業

策を求めやうとした。
右の結果は懇談會の決議として道廳經濟部長の名を以て各關係當局に陳情することになった。以下に示すものが即ちその大要である。

一、關滿支航路の配船状態は現在その回滑を缺き、對圓域貿易を甚しく阻害してゐる實情に鑑み速に關滿支向け直航船の就航を實現されたきこと

理由
本道の對圓域向け輸出の主要なものには海産、農産、林産、礦産及びそれらの加工品であるがその輸出高の年々増加する傾向にある一方輸入先たる關滿支各地の需要も今次の支那事變を契機として飛躍的に増大してゐる。

然るにこれら圓域向け輸出貿易に於ける運輸状態を見るのに小樽、函館港に於ける圓域向け

の配船状態は誠に不備不振、去る十五年度に於ては小樽港を出發函館經由で大連に至る航路に僅々二月二三回の島谷汽船朝鮮總督府命令航路の就航船があつたに止まる。又北支、中南支方面についても同斷十五年一月以降十五ヶ月間にあつて小樽港から函館經由青島向け島谷汽船航路に五回の不定期航海があつたのみ。之は三ヶ月平均一回といつた誠に寥々たるものである。

右のやうな事情で大部分の貨物は沿海航路によつて阪神或は關門地方の諸港へ一旦輸送の上積換へ、改めて目的地に發送するといつた無用の手数と經費とを掛けてゐるのである。關滿向けについては亦同様であつて、配給は極めて少なく、船積は回滑を缺き、積残りを生ずる場合も不尠、爲めに本道貿易業は船腹の獲得の如何、即ち配船状況の如何に其の輸出の生命を左右せらるゝ實況にある。

本道主要輸出港たる小樽、函館、兩港に於てきへ斯る状態であるのだから況して根室、釧路

留萌港の寂寥は最早いふまでもない。

又本道は關滿支向輸出統制機關として日本東亞必需品輸出組合北海道支部、日本海陸産物輸出組合函館、小樽、根室各支部日本澱粉輸出組合、北海道豆類輸出組合等を有し、其の所屬組合員數約五百名、對圓域輸出總額も六千萬圓を越ゆる現狀にして益々其の需要量増加し増産之に備へつつある今日、本道對圓域配船の整備、擴充は本道の最重要であると同時に國策遂行上の緊要事たるものと信じ之れが對策の樹立實現を切望する次第である。

理由
一、關滿支輸出商品に對し特別申請に基く割當數量を増加せられたきこと

本道の圓域向け輸出商品は農産物、林産物、海産物とその主なものとするけれども、農産加工品、林産加工品の輸出につきなほ相當の餘裕額を保有してゐるのみか、本道と關滿支とはその氣候風土に相似性を有する關

係上、彼の地の開拓に本道の農法をとり入れ、本道の農産物種子を使用してゐる現状にある。かやうに本道農業方式の移入されるに伴つて種々の需要も逐年激増の趨勢にあり、本道内では之らの需要に應ずる爲め増産の計畫中である。

然るに前記輸出商品の大部分は日本東亞輸出組合の統制品目になつてゐる關係上、輸出実績基準年度たる昭和十三年九月から翌年八月三十一日までの実績を越えて輸出出来ないことになつてゐる。尤も特別の理由あるものは特殊割當に基く輸出承認を受けて之を爲すことが出来ることになつてゐるとは仄聞するが、本道の輸出關係は從來諸種の事情から、特殊のものを除き概して關西中繼による貿易が多く、直接關滿支に向けられたものは少い。従つて前記指定期間内に於ける輸出実績は本道の輸出力に比較してずつと小さい。而も今後益々増産される傾向にある。

よつて今後は、日本東亞輸出組

合北海道支部の特別申請に基く割當を増加すると共に、実績なきも輸出能力を有するものに對しては特段の高配を希望する。

一、輸出手續簡易化を計られたること

現行輸出の實際は圓域たる第三國たるを問はず輸出手續爲替許可、原産地證明などの外其の統制技術に至りては殊に甚だ煩雜にして内外地の官廳、統制組合其他との交渉極めて多く特に或る商品乃至或る地域向輸出に就ては、一統制組合の一元的統制行はれ得ずして内、外地を通ずる二乃至以上の統制團體の多元的統制に反すべきを以て其の連絡を實際的に運用するに當つて齟齬不便の發生するに屢々起り、従つて中小貿易業者の如く自己の機關を各地に有し得ざる業者に於ては、手續上よりして輸出の振興を妨げらるる所極めて多く、加之甚だしきに至りては消費地に到着後、所在官廳の證明を得て初めて保證積立金の解除せらるる如く且保證價格による留保金制度に於て

は、當該輸出業者の手續料の低位と關聯して負擔金多きに止まらず、其の實質的結果に於ては支那海關の從價稅課率の總加算を招き、本邦輸出への重壓となすべき矛盾を藏するものと謂ふべく、之を要するに圓域並に第三國輸出振興の一方策として現在の煩雜なる手續きを整理すると共に二重乃至三重統制の弊を改め、更に統制遂行上の機關分佈に就ては分散的に主要用港都に市適當なる分佈を求めて統制機構上の缺陷を免除し、進んで留保金制度を改善して支那市場に於ける本邦の越性を確保することは輸出貿易振興方策の緊急事である。

貿易施設計畫案

本道貿易の振興を計るため道廳のさきとその振興協議會を主催したことは別稿所説の通りであるが、之を契機に更に實踐の歩を進めることとなり、右協議會の決議を一括して、夫々關係當局に具陳する一方、道廳自ら採るべき具體策について、考

慮中のところ、計畫案の要旨並に内容は左の通り決定した。

△要旨

本道貿易の事情と其の輸出品の特殊性に鑑みるときは現下の情勢は愈々之が積極的振興を圖るの要極めて肝要なり依つて貿易關係者は政府の方針を體して本道特産物の圓域諸國に對する商權を維持確保は固より第三國に對する積極的進出を圖るの目的を以て南洋市場並に中南米市場に進出の施設を講ずる等本道物産の新販路の開拓と商權の維持確保を期し以て本道輸出貿易の恒久的振興に資せんとす

△計畫大綱

- 一 圓域市場に對する商權の維持確保に關する施設
二 南支に對する本道物産進出の積極的施設
三 第三國に對する全面的輸出振興施設
△計畫内容
一 圓域市場に對する商權の維持確保施設
本道貿易の圓域に於ける地位

と其の沿革より來る特殊なる事情に鑑みるに其の輸出の大部分が本道天與の特産物たる農、水産食料品の關係上新規市場の開拓には特段の努力を要するが故に既存の市場の商權維持確保は極めて肝要なり依つて官民緊密なる連絡をとり輸出組合をして積極的の努力せしめ且各々適切なる施設を講ぜしめ以て本道對圓域貿易の振興に寄與せしめむとす

二 南支及臺灣に對する本道物産進出の積極化

南洋市場に對する據點たる新興南支那に對し本道産物の積極的進出を圖る爲官民の調査團を派遣し其の樞要都市の産業經濟並に取引の實情を調査せしめ且南支南洋貿易上地理的にも重要にして特殊關係に在る臺灣地方の事情をも併せて調査せしめ以て本道輸出貿易の恒久的振興計畫を樹立せんとす

三 南洋市場に對する新販路の開拓施設

由來南洋市場は本道物産の重

要なる海外市場にして逐年好調を續けたるも事變發生以來華僑による排日貨の爲打撃を受け不振を來せり依つて之が市場の恢復振興を圖るは刻下の急務にして本道對第三國貿易振興の根幹を爲すものと認められ殊に南洋市場は本道物産各種に亘る大需要市場なるに鑑み關係官民協力して各方面の資料を蒐集綜合的進出計畫を樹立し以て本道輸出貿易の振興を圖らんとす

四 中南米市場に對する新販路の開拓施設

北海道貿易協會の十六年度事業計畫

一 南方圈市場の調査
喪失乃至狹隘化を示しつゝある歐洲その他既存市場に代る有望市場として期待される蘭印、佛印を含む所謂南方圈貿易の積極的振興を取上げ南方委員會を新設し委員二十七名を挙げ横濱正金菊澤支店長が委員長となり現地物資消流狀態その他各種の調査をなし本道物資に適應性を與へこれが

具體方法として道廳とタイアップし七月中旬業者並に委員數名を現地に派遣し現地業者と懇談見本市を開く

二 中南米市場の調査

南洋市場に次ぐ有望市場であり殊に輸出補償法の改正により一層の好條件が與へられたるため南米各地の貿易團體と一層緊密なる連絡を圖り從來同方面を有力市場としてみたカナダ、北歐、北米等の輸出品の供給状態を調査し類似道産品の進出に便ならしむると共に本道の特殊物産の販路擴大に努めること

三 輸出産品の調査

從來の本道輸出品の大半は粗製品若しくは純然たる天産物であり價格においても低位を免れないので加工乃至は完製品輸出により業者のマーヂンを引上げ貿易額の増加を圖るべく之に要する資本の誘致、技術的指導に萬全を期す

四 新興輸出品の調査

本道において容易に且低廉豊富に得らるる原材料を以て製

作する特殊な新興貿易品の發見助成に努める(例へば木工品等)

五 調査研究の發表

パンフレット又は速報にて國外經濟事情を發表し業者の注意を喚起しクレームの發生防止並に關係事項に對する認識の徹底を期す

南洋市場積極開拓

- 北海道廳では南洋市場開拓に關し、昭和十六年五月十六日、貿易關係者二十餘名を招いで協議した結果、左の振興方針を採ることとした。
一 國內の南洋關係統制團體に加盟し連絡を密接にする
二 南洋市場に調査視察團を派遣する
三 南洋市場に適した商品を調査し見本として試送する
四 南洋市場進出基地たる臺灣に關しても充分調査を行ふ
五 北海道貿易協會に南洋市場を専門に擔當する部を設置する

新體制下經濟機構

△會議所聯合會意見

新體制下に於ける經濟團體の再編成を圖り、統制ある公法機關を設け、國家經濟力の綜合的強化により、高度國防國家建設に資せむとす。

一 根本方針

イ 全經濟の一元綜合的中樞機關を創設すること

ロ 全經濟の縱斷的組織と横斷的組織を整備して上意下達下意上達の經濟統制の完璧を期し以て國家發展の基礎的經濟建設を計ること

二 組織

イ 經濟事情を同じくする地區經濟機關を設けること

ロ 道府縣に道府縣經濟機關を設けること

ハ 中央に全經濟綜合の最高經濟機關を設けること

三 構成

イ 地區經濟機關は其地區内に於ける商業、工業、水産、農業、金融等の經濟團體及其他之と緊密關係にある團體を以て組織すること

ロ 道府縣經濟機關は其地域を單位とする經濟團體及地區經濟機關を以て組織すること

濟機關を以て組織すること
ハ 中央最高經濟機關は六大都市經濟機關、道府縣經濟機關及全國を地區とする經濟團體を以て組織すること

商工會議所

本道における商工會議所は明治二十八年、函館、小樽の兩市に設立されたのが其始であるが爾後札幌、旭川、室蘭、釧路、帯廣、野付牛の五市、一町に設立を見たのである。

野付牛商工會議所設立

野付牛商工會議所設立は、昭和十五年十一月十九日附、商工省から認可となつたので、議員選舉を翌十六年一月十七日執行左の諸氏が初代議員に決した。

- 渡邊 昇 藥種商
- 田卷 留吉 洋品問屋
- 石崎 彦二 金物商
- 西川庸次郎 食料雜貨商
- 松戸 實 酒類雜貨商
- 中島權太郎 自動車會社
- 青木茂重郎 雜穀商
- 辻丸 政雄 魚菜市場

- 田中順二郎 文房具商
- 仁科 玄一 吳服商
- 伊藤元一郎 吳服商
- 土井 市藏 菓子商
- 小林庄太郎 馬具商
- 青垣喜三郎 カフエー業
- 加藤 操 寫眞業
- 大西 米吉 雜貨商
- 江部 徹也 百貨店
- 小田福三郎 食 堂
- 山田豐之助 古鐵商
- 岩田 義弘 雜貨商
- 門脇 惣助 洗濯業
- 高木 遠次 薄荷商
- 附田長次郎 雜貨商
- 上垣 安造 木材業
- 西出 金藏 雜貨商組合
- 伊谷半次郎 吳服商組合
- 三田村嘉作 土木建築業
- 櫻井 孝治 共成支店
- 大槻繁次郎 藥商組合
- 山口 悦三 金物商組合
- 尙ほ役員顧問其他左の通り決定す
- 會頭 伊谷半次郎
- 副會頭 青木茂重郎
- 同 仁科 玄一
- 常議員 石崎 彦二

商工會八十七

- 石狩 二 江別、當別
- 渡島 二 八雲、森
- 檜山 二 江差、瀨棚
- 後志 四 余市、岩内、俱知安、狩太
- 空知 二 美唄、奈井江
- 上砂川、美唄、深川、夕張、岩見澤、瀧川、砂川、芦別、長沼、由仁、新十津川、赤平
- 歌志内、妹背牛、秩父別、江部乙、沼田、雨龍、納内、栗山、清真布、南美唄
- 上川 七 上富良野、士別、富良野、名寄、美深、和寒、劍淵
- 留萌 五 留萌、増毛、羽幌、苦前、天鹽

- 小林庄太郎
- 西川庸次郎
- 松戸 實
- 青垣喜三郎
- 大槻繁次郎
- 山口 悦三
- 關崎不二夫
- 尾崎 天風
- 大浦 富次

宗谷 五 稚内、枝幸、杵形、香深、中頓別

網走 一六 網走、美幌、紋別、遠輕、斜里、留邊蘆、下渚滑、上湧別、清水置戸、下湧別、津別、生田原興部、上湧別、瀧ノ上

膽振 三 伊達、苦小牧、蛇田

日高 二 浦河、靜内

十勝 一二 本別、音更、池田

芽室、新得、清水、廣尾、大樹、浦幌、鹿追、御影、止若

根室 一 根室

釧路 二 弟子屈、厚岸

商業組合機構整備

△配給系統の確立

甲 下部組織の整備
單位商業組合は左の要領に依り速に整備し關係商業者の全員加入を極力促進すると共に企業合同の促進に努め以て經營の合理化を計り配給機能の完遂を計ること

商業

に付ては當該物資のみに關する業種別組合を組織せしむること
二 生活必需品關係配給機關
1 小賣商業組合
生活必需品並に之に準ずる物資の最終配給業者(以下小賣業者と稱す)は左の要領に依り小賣商業組合を組織せしむること
イ 郡部に於ては一町村内の總ての小賣業者(生産擴充用資材關係業者を除く)を網羅し原則として一町村を區域とする包括的商業組合(以下地區商業組合と稱す)を組織せしむること
但し特別の事情あるときは當分現狀に依るものとす
ロ 市部に於ては生活必需品及之に準ずるものに付密接なる關係を有する小賣業者を網羅し包括的業種別小賣商業組合(以下綜合商業組合と稱す)を組織せしむること但し當該物資に關し專業者が多數を占むるものにおいて當該物資のみに關する商業組合

を結成せしむることを得るものとす
ハ 生活必需品に準ずる特殊の商品に就き特に必要ある場合に於ては狀況に依り全道又は市町村の區域より大なる區域を以て業種別商業組合を組織することを認むものとす
但し此の際には地區商業組合若は綜合商業組合と資格の重複を避くること
2 卸商業組合
イ 卸商業組合の必要と認めらるるものは全道を地區とする業種別卸商業組合を結成せしむること
ロ 統制物資に關しては卸小賣業者又は生産、卸、小賣兼業者は夫々生産、卸、小賣各專業者に轉換せしむるか若は各部門毎に夫々生産者團體卸商業組合、小賣商業組合に加入せしめ所屬團體の統制に服せしむること
三 移出商品關係出荷機關
農林、水産物等にして本道が全國的主要生産地にして本道の統制が全國的配給統制に重

要なる關係を有するものに付ては左の要領に依り移出商業組合を結成すること
1 當該物資の蒐荷狀況より判斷し適當なる地域毎に當該物資の移出を業とせるもの(以下移出商と稱す)を網羅し業種別移出商業組合を結成すること
2 移出商は當物資に關しては同一資格に於て地區商業組合若は綜合商業組合に加入することを認むものとす
四 荷馬車運輸、クリーミング、旅館、寫眞業等の物品販賣業に非ざる業態に關しては原則として統制を主たる事業とする商業組合を結成することを得るも、營業用資材は從來の販賣業者より配給を受くることとし販賣業者との摩擦を極力避くること
乙 上部組織の整備
商業組合聯合會(以下聯合會と稱す)は左の要領に依り整備統合せしむると共に其他の配給機關と協力し配給機能の完遂を期すること

一 生産擴充用資材關係の商業組合に於ては必要と認めらるるものに限り業種毎に聯合會を設立すること

二 移出商業組合に於ては業種毎に聯合會を設立すること

三 前記甲の四に該當する商業組合に於ては可及的聯合會を結成し全道的統制を行ふこと

四 生活必需品及之に準ずるものに關する商業組合

1 生活必需品及之に準ずるものに關しては地區商業組合、綜合商業組合、業種別商業組合を以て差當り左の四聯合會(假稱)を結成し今後原則として物資毎に細分せられたる聯合會は之を設立せざるものとす

イ 米穀商業組合聯合會

ロ 纖維關係商業組合聯合會

ハ 履物、護謨被服關係商業組合聯合會

ニ 必需品關係商業組合聯合會

2 前記四聯合會間の連絡

を圖る爲左の要領に依り協議會を設置す

イ 協議會は道廳、商業組合中央會支部代表者及四聯合會代表者を以て組織す

ロ 協議會は左の事業を行ふ

ア 連絡

a 各聯合會の増資及拂込額増加

b 支所、出張所の設置

c 所屬商業組合の信用狀況調査

d 其他必要と認むる事項

B 企畫指導

各聯合會毎に區々たる指導を行ひ所屬商業組合をして去就に迷はしむることなき様總括的なる企畫の下に物資の配給に關聯し一貫せる組合の經營指導を行ふ

△單位商業組合及同聯合會の整備強化

甲 統制物資は道廳の指示に依り當該商業組合聯合會の統制の下に所屬商業組合を通じ配給するものとす

一 聯合會は物資別に部會を設け當該物資の配給統制事務を掌理す

二 統制物資に關しては卸商業組合あるときは各卸業者若しくは卸商業組合より直接個々小賣業者に販賣せず必ず聯合會の統制の下に小賣商業組合に共同販賣するものとす

三 卸商業組合なきときは聯合會に於て直接元賣機關より共同仕入(委託)をなすこと

乙 地區商業組合、綜合商業組合及聯合會は左の如く内部組織を整備し配給事業の圓滑なる遂行を期すること

一 取扱物資別に部會制を採用すること但し地區商業組合及綜合商業組合に於ては地方の實情に應じ市街地毎に地方部會を設置し得るものとす

1 部會は當該物資の取扱業者のみを以て之を構成すること

2 部會は當該物資の配給統制事務を掌理すること

3 部會は部會所屬組合員の實績調査取扱數量の割當等

をなすこと

4 部會毎に責任者を置き當該物資の配給に關する實狀を掌理せしむること

二 小賣商業組合は市町村及町内會、部落會、隣保班等の消費者團體との緊密なる聯絡の下に地域内の消費者に對する圓滑なる配給を期すること

1 配給は當該物資の部會所屬組合員をして之に當らしむること

2 配給に關する對外的責任は組合自ら之を負擔すること

3 統制違反に對する自治的制裁の組織を確立すること

4 統制物資に付ては必ず組合に於て共同仕入をなすこと此の場合に於て委託仕入の方法を採り計算を組合員に歸屬せしむること

5 統制物資はなるべく組合に於て共同販賣(委託)に附すること

6 商業小組合其他の形態による企業合同を促進し配給費用の節減を圖ること

商業組合中央會道支部十六年度事業

△營面の活動目標

一 戰時配給機能の完遂を期し各物資別の配給機構を整備確立し生活必需品配給機構整備要綱に由る商業組合組織の統合再編成を急速に遂げしむ

二 商業組合機能を遺憾なく發揚せしむる爲め全道商業者を商業組合に加入せしむるに努力し生産者團體、消費者組織との有機的結合關係を確立す

三 商業報國運動を積極的に展開し以て新商人道を確立し、商業組合運動の指導者を養成し、企業合同轉業方策に相互扶助解決を計る

四 中央會北海道支部の財政的基礎を確立強化し、其の指導力を充實し自治監査活動の徹底を期す

△事業計畫

一 國家總動員法第十六條の三第十七條、第十八條(營業免許制、企業合同並に制限、産業團體法)に對する對策の研究

二 物資別配給機構確立に關する研究立案並に審議

三 商業組合機構整備の爲めの事業の立案並に審議

イ 商業組合理事者の協議會開催

ロ 講演會の開催

四 生産者團體並に消費者組織との結合關係確立のための研究並に立案

イ 生産者及消費者の配給部門への進出狀況の調査

ロ 産業組合中央會支部との連絡

ハ その他關係諸團體との連絡

五 生活必需品配給計畫及配給統制技術の研究

六 時局下商業經濟並に經營の調査

七 配給事例、轉業問題、企業合同、共同經營等に關する實地調査研究

八 商業組合名簿の發行

九 その他個々の商業問題に關する中央會の指導方針の企畫立案

一〇 商業組合の設立指導及手

續幹旋

一 商業組合經營の指導講習會の開催

イ 商業組合理事者錬成會(年三回、一回二泊三日)

ロ 商業組合職員養成講習會(年二回、一回三週間)

ハ 巡回簿記講習及會計事務指導(隨時各地に於て十日間位宛)

一二 商業報國運動への協力

イ 商業報國會の結成、促進の爲め商業組合への連絡

ロ 時局認識の講演會商業組合再編成に關する座談會の開催

ハ 商人道場建設の爲め各商業組合聯合會 商工會議所に計り其實現に具體的運動を開始す

ニ 轉業對策に就き轉業先の實地を視察調査し密接に國民職業指導所に連絡す

一三 文書指導の強化

イ 商業組合再編成に俱ふ法規上の變更、事務上手續に對する指導の文書幹旋

ロ 諸法規の印刷頒布

商業組合(十六年)

△業種別

鋼材金物	一三	漁業用品	二
再生原料	二	農機具	一
機械工具	三	油	五
米穀	二六	雜穀澱粉	一三
菓子	七	豆腐	七
精肉	七	青果	二
水海産加工	三	麵類	二
洋服	一〇	洋品雜貨	五
履物	三	陶磁器	二
紙文房具	六	磁器	三
水	二	工品	一
染料	一	塗料	一
眼鏡	二	時計貴金屬	一
爆藥	一	毛皮	二
クリーニング	六	商店街	三
旅行具小間	二	雜	二
化粧品	二		
計	三三		

△地區別(名稱)

上川	宗谷	六
膽振	日高	六
狩野	空知	六
石狩	知西	六

- 一 生産擴充用資材關係の商業組合に於ては必要と認めらるるものに限り業種毎に聯合會を設立すること
- 二 移出商業組合に於ては業種毎に聯合會を設立すること
- 三 前記甲の四に該當する商業組合に於ては可及的聯合會を結成し全道的統制を行ふこと
- 四、生活必需品及之に準ずるものに關する商業組合
 - 1 生活必需品及之に準ずるものに關しては地區商業組合、綜合商業組合、業種別商業組合を以て差當り左の四聯合會(假稱)を結成し今後原則として物資毎に細分せられたる聯合會は之を設立せざるものとす
 - イ 米穀商業組合聯合會
 - ロ 纖維關係商業組合聯合會
 - ハ 履物、護謨被服關係商業組合聯合會
 - ニ 必需品關係商業組合聯合會
- 2 前記四聯合會間の連絡

を圖る爲左の要領に依り協議會を設置す

- イ 協議會は道廳、商業組合中央會支部代表者及四聯合會代表者を以て組織す
- ロ 協議會は左の事業を行ふ
 - A 連絡
 - a 各聯合會の増資及拂込額増加
 - b 支所、出張所の設置
 - c 所屬商業組合の信用状況調査
 - d 其他必要と認むる事項
 - B 企畫指導
 - 各聯合會毎に區々たる指導を行ひ所屬商業組合をして去就に迷はしむることなき様總括的なる企畫の下に物資の配給に關聯し一貫せる組合の經營指導を行ふ

△單位商業組合及同聯合會の整備強化

甲 統制物資は道廳の指示に依り當該商業組合聯合會の統制の下に所屬商業組合を通じ配給するものとす

乙

- 一 聯合會は物資別に部會を設け當該物資の配給統制事務を掌理す
- 二 統制物資に關しては卸商業組合あるときは各卸賣業者若しくは卸商業組合より直接個々小賣業者に販賣せず必ず聯合會の統制の下に小賣商業組合に共同販賣するものとす
- 三 卸商業組合なきときは聯合會に於て直接元賣機關より共同仕入(委託)をなすこと
- 四 地區商業組合、綜合商業組合及聯合會は左の如く内部組織を整備し配給事業の圓滑なる遂行を期すること
- 一 取扱物資別に部會制を採用すること但し地區商業組合及綜合商業組合に於ては地方の實情に應じ市街地毎に地方部會を設置し得るものとす
- 1 部會は當該物資の取扱業者のみを以て之を構成すること
- 2 部會は當該物資の配給統制事務を掌理すること
- 3 部會は部會所屬組合員の實績調査取扱數量の割當等をなすこと

をなすこと

- 4 部會毎に責任者を置き當該物資の配給に關する實狀を掌理せしむること
- 二 小賣商業組合は市町村及町内會、部落會、隣保班等の消費者團體との緊密なる聯絡の下に地域内の消費者に對する圓滑なる配給を期すること
- 1 配給は當該物資の部會所屬組合員をして之に當らしむること
- 2 配給に關する對外的責任は組合自ら之を負擔すること
- 3 統制違反に對する自治的制裁の組織を確立すること
- 4 統制物資に付ては必ず組合に於て共同仕入をなすこと此の場合に於て委託仕入の方法を採り計算を組合員に歸屬せしむること
- 5 統制物資はなるべく組合に於て共同販賣(委託)に附すること
- 6 商業小組合其他の形態による企業合同を促進し配給費用の節減を圖ること

商業組合中央會道支部十六年度事業

- △營面の活動目標
- 一 戰時配給機能の完遂を期し各物資別の配給機構を整備確立し生活必需品配給機構整備要綱に由る商業組合組織の統合再編成を急速に遂げしむ
- 二 商業組合機能を遺憾なく發揚せしむる爲め全道商業者を商業組合に加入せしむるに努力し生産者團體、消費者組織との有機的結合關係を確立す
- 三 商業報國運動を積極的に展開し以て新商人道を確立し、商業組合運動の指導者を養成し、企業合同轉業方策に相互扶助解決を計る
- 四 中央會北海道支部の財政的基礎を確立強化し、其の指導力を充實し自治監査活動の徹底を期す
- △事業計畫
- 一 國家總動員法第十六條の三第十七條、第十八條(營業免許制、企業合同並に制限、産業團體法)に對する對策の研究

- 二 物資別配給機構確立に關する研究立案並に審議
- 三 商業組合機構整備の爲めの事業の立案並に審議
 - イ 商業組合理事者の協議會開催
 - ロ 講演會の開催
 - 四 生産者團體並に消費者組織との結合關係確立のための研究並に企畫立案
 - イ 生産者及消費者の配給部門への進出狀況の調査
 - ロ 産業組合中央會支部との連絡
 - ハ その他關係諸團體との連絡
- 五 生活必需品配給計畫及配給統制技術の研究
- 六 時局下商業經濟並に經營の調査
- 七 配給事例、轉業問題、企業合同、共同經營等に關する實地調査研究
- 八 商業組合名簿の發行
- 九 その他個々の商業問題に關する中央會の指導方針の企畫立案
- 一〇 商業組合の設立指導及手

續幹旋

- 一 商業組合經營の指導講習會の開催
 - イ 商業組合理事者錬成會(年三回、一回二泊三日)
 - ロ 商業組合職員養成講習會(年二回、一回三週間)
 - ハ 巡回簿記講習及會計事務指導(隨時各地に於て十日間位宛)
- 二 商業報國運動への協力
 - イ 商業報國會の結成、促進の爲め商業組合への連絡
 - ロ 時局認識の講演會商業組合再編成に關する座談會の開催
- ハ 商人道場建設の爲め各商業組合聯合會 商工會議所に計り其實現に具體的運動を開始す
 - ニ 轉業對策に就き轉業先の實地を視察調査し密接に國民職業指導所に連絡す
 - 一三 文書指導の強化
 - イ 商業組合再編成に俱ふ法規上の變更、事務上手續に對する指導の文書幹旋
 - ロ 諸法規の印刷頒布

ハ 個々の問題に對する質疑應答

商業組合(十六年)

- 一四 商業組合の事業、管理に關する自治監査指導事業
- △業種別

鋼材金物	一三	漁業用品	二
再生原料	二	農機具	一
機械工具	三	油	五
米穀	二六	雜穀澱粉	一三
菓子	七	豆腐	七
精肉	七	青果	二
水海産加工	三	麵類	二
洋服	一〇	洋品雜貨	二五
履物	三	陶磁器	二
紙文房具	六	磁器	三
水	二	藥品	一
染料	一	塗料	一
眼鏡	二	時計貴金屬	五
爆藥	一	毛皮	二
クリーニング	六	商店街	三
旅行具小間	二	雜	二
化粧品	三		
- △地區別(名稱)

石狩	六	空知	四
釧路	三	高田	六
上川	四	谷元	九

- 網走 四 十勝 二
- 留萌 三 釧路 二
- 根室 九 渡島 二
- 檜山 五 後志 三
- 札幌 市 函館 市 三
- 小樽 市 三 旭川 市 三
- 室蘭 市 三 釧路 市 三
- 帯廣 市 六 北海道 六
- 聯合會 二 計 五九六

中小商工業者轉業對策

中小商工業者轉業對策に關しては、道廳當局に於ても事態の重大且つ緊急性と本道の特異性とに鑑み、昭和十六年成案を得たので、各方面との連絡の下に既往各般の施設を一層強化活用すると共に、更に具體的實行方針を樹立し本問題に對處するこゝとなつた。因に道廳案は主要次の如くである。

△基本方針

一 轉業は生産力擴充への即ちよりよき職域奉公への前進として規定さるべく従つて之が對策は所謂失業者に對する救濟對策としてでなく飽迄も國民勞務再編成の見地に立脚すべきこと。此の意味に於て轉

業者は轉業のものに積極的意圖を感じ又被轉換部門に於ては之を新手の力強き援軍として迎ふるの空氣を馴致する様特別の考慮を拂ふこと。

二 今後統制經濟は益々強化せらるべく配給機構の整備、圓滑なる轉業の達成の爲企業合同は或程度必然と思料せらるゝも成可く官廳の強制的措置を避け組合等の自治的措置に據らしむること、し官廳に於ては之に對し必要なる指導を加ふること。

企業合同の方法等は各地方の具體的事情に基くべきこと勿論なるも配給所乃至其従業員の選擇に當りては消費者の便宜、關係者の年齢、健康、位置、性別等を考慮し年少者、勞動力旺盛なる者等轉業容易なる者を轉換せしめ、轉業困難なる者は多少能率低きものと雖も成可之を殘存せしむる様適切な考慮を拂ひ、徒らに實績等に捉るゝことなきこと。

三 轉業者は裸一貫、如何なる

勞働をも厭はざるの覺悟を抱かしめ徒らに依頼心を起さしむることなき様特に留意すること。

四 轉業者は可及的に道内に於て消化し尙道外轉業者の道内への移入をも策し本道開拓の原動力たらしむること。

五 本道に於ける轉業者の轉換先は概ね左の如くすること。

- 1 軍需産業
- 2 生産力擴充及附帶産業
- 3 農業生産力擴充
- 4 國防上必要なる土木事業
- 6 集團的轉業につき特に考慮を拂ふこと

△具體的の方策

一 職業的轉換に付ては十分各人の具體的性情及希望等に基きて行はるべく之が相談、指導、斡旋は第一次的には原則として市町村長其責に當り商工相談所、商工會議所、商工會、商業組合等關係の機關は之に十分の協力をなすものとす、第二次的には職業紹介所之に當るものとし職業紹介所は必要に應じ支應又は道廳と

連絡すること。

二 轉業者の財産處分、負債整理、訓練期間中の生活安定、轉換資金の取得等に付ては政府に於ても相當施策せらるべきも各商業組合等に於ても相互扶助の精神に基き自らに於ても出來得る限り遺憾なきを期すること。

三 農業部門への轉換

1 半農半商、農村出身業者の歸農を積極的に奨励すること。

2 土地

休閑既耕地は昭和十二年以來離農等に依り一萬數千町歩に上ると認められ、國有未開地は差當り入地可能のもの一萬數千町歩なるも其の位置、種別の選定に付ては成可く當該轉業者の希望に基きて行はるべきこと。

3 訓練施設

農業に相當の經驗を有する者を除き拓殖實習場、其の他の訓練機關に於て所要の訓練を受けしむること。

拓殖實習場は現在十勝、北見

卸賣市場 (十六年五月)

△市支廳別	札幌市	三	旭川市	三
	函館市	二	釧路市	四
	室蘭市	一	石狩市	二
	帶廣市	五	檜山	二
	渡島	九	空知	二
	後志	六	留萌	四
	上川	四	網走	四
	宗谷	八	網走	四
	十勝	六	日高	三
	根室	二	釧路	三
	計	二六	計	二六
△組織別	株式會社	六	合名會社	一
	合資會社	二	商業組合	三
	産業組合	六	漁業組合	三
	個人	四	計	二六

小賣市場 (十六年五月)

△市支廳別	札幌市	六	小樽市	二
	函館市	三	旭川市	三
	室蘭市	五	釧路市	三
	帶廣市	九	石狩市	五
	空知	六	川	四
	計	四四	計	四四

留萌 二 宗谷 二
走 三 根室 四
計 一五〇

△組織別

會社 九 組合 三
個人 一〇九 市設 九
計 一五〇

商業報國會の結成

一 各單位商業報國會は各商業組合若くは百貨店を單位として結成し道内の全商業報國會を以て北海道商業報國會本部を結成す

一 各支廳及市毎に商業組合單位商業報國會を以て支部を結成し全道の百貨店商業報國會を以て別に支部を組織す

一 各商業報國會は本部直屬とす

一 各商業報國會に推進班を設置し商業報國會運動の推進力たらしむ

一 各商業報國會に青年隊を設置し三十五歳以下の青年商業者を網羅し青年運動を擔當せしむ既存の商業青年團體は右青年隊に統合せしむるものとす

釧路、天鹽の四ヶ所、收容人員三百餘なるも更に之が擴充をなすこと。

拓殖實習場の入場資格條件中年齡上の制限は之を緩和することとし、又期間に付ては道外より移入の轉業者は原則として半年、道内に於ける轉業者は原則として三ヶ月とし特別の事情あるものに付ては一年又は半年入場せしむること。

4 入場者に對しては土地改良、事業の施行、住宅其他の施設に對し相當の助成をなすべきこと。

5 指導職員の設定、小作條件の是正、農業用器具、資材の入手斡旋等に付て特に配慮すること。

四 鐵工業部門への轉換

1 軍需工業、要生産力擴充産業に就ても相當の吸收力を有すと認めらるるが之等に於ては採用條件の緩和等を圖らしむること。

2 訓練施設

A 職業輔導所

綱領

- 一 吾等商業者は皇民たるの自覺の下に職分を通じ皇國の興隆に貢獻せんことを期す
- 一 吾等商業者は公益優先を根本理念とし國家の商業者たらんことを期す
- 一 吾等商業者は其の機構を革新し經濟新體制の確立を期す

〔註〕各單位商業報國會は他に其の業種、業態、地域に適應せる行動綱領を持つことを得

第三條 本會は其の目的達成のため左の事業を行ふ

- 一 配給機構の整備を促進せしむるための事業
- 一 公益優先の商業理念を普及徹底せしむるための事業
- 一 統制遵守の徹底化のための諸事業
- 一 企業合同の研究並に實地に協力するための諸事業
- 一 轉業の指導、斡旋に協力するための事業

消費者組織との有機的結合

合のための事業

新生活運動促進のための事業

商業青年指導のための事業

第四條 本會は商業者を以て之を構成す

本會員は商業報國會中央本部所定の會員章を常用するものとす

肥料輸入高調

△動物質肥料

肥料名	數量	價額
鮭魚粉	五、四九	四、三三
雞糞粉	一、九一〇	一、三七一
蟹殼粉	三、二八五	九、四〇〇
鮭粉	三、一三三	三、〇〇八
合計	三、〇、二八七	一、七六、〇〇一

△植物質肥料

肥料名	數量	價額
大豆油粕	三、二、七三三	一、七六一、九九九
大豆油粕	三、二、五五	三、七、六九四
合計	三、二、七三三	三、七、六九四

動物質肥料移入高 (昭和十四年度)

肥料名	數量	價額
鮭魚粉	二、七三、六七四	二、三九、五二六
雞糞粉	二、三九、五二六	一、七六、〇〇一
蟹殼粉	二、三九、五二六	九、四〇〇
鮭粉	二、三九、五二六	三、〇〇八
合計	二、三九、五二六	一、七六、〇〇一

品名	數量	價額
鮭魚粉	二、〇、八八九	一、四七、四一八
雞糞粉	二、〇、八八九	一、四七、四一八
蟹殼粉	二、〇、八八九	一、四七、四一八
鮭粉	二、〇、八八九	一、四七、四一八
合計	二、〇、八八九	一、四七、四一八

煙草の消費高調査 (昭和十四年度)

品名	數量	價額
小樽	一、〇、四三三	三、〇一九
函館	一、〇、四三三	三、〇一九
旭川	一、〇、四三三	三、〇一九
室蘭	一、〇、四三三	三、〇一九
合計	一、〇、四三三	三、〇一九

倉庫築高 (十五年末)

品名	數量	價額
小樽	一、〇、四三三	三、〇一九
函館	一、〇、四三三	三、〇一九
旭川	一、〇、四三三	三、〇一九
室蘭	一、〇、四三三	三、〇一九
合計	一、〇、四三三	三、〇一九

札幌 (四倉庫) 高 一八六、八四三

小樽 (二十倉庫) 高 一、四三、三三九

函館 (十四倉庫) 高 一、七四、七三三

旭川 (四倉庫) 高 一、三三、三四四

室蘭 (一倉庫) 高 二、九六、二

穀物倉庫建設補助 米穀の國家管理並に米麥類配給統制の完遂を期する爲、昭和十六年度に於て穀物倉庫建設補助をすべく道廳では國庫の補助を得て助成

金を交付することとした。

- 一 倉庫は新設を原則とするも増築及従來穀物倉庫として使用し得ざりし建物を穀物倉庫に改造する場合の改築をも合

む増築の場合には増築費、改築の場合には既設建物の改築費に對し補助金を交付す

- 二 補助金は買収費、敷地購入費及整地費に對しては之を交

肥料種類別共同購入高 (昭和十四年度)

肥料名	産業組合によるもの		農會に依るもの		其他團體に依るもの		合計	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
普通過磷酸	一、三、九四三	六、三三三	四、八〇三	二、二二、三三三	二、三三、三三三	一、六、二〇〇	四、二七、七六八	
精過磷酸	一、一、六〇六	〇、六三三	二、九、一八八	三、三九、三三三	三、六九、〇三三	一、三、九七四	五、〇八、〇三三	
硫酸	五、六、三三三	三、三三三	七、七〇八	八、八、七三三	一、五、〇三三	六、四、〇三三	一、二、〇、〇三三	
石灰	八、六、二八四	一、二、七三三	一、八、四〇〇	二、〇七、七三三	二、一六、一三三	一、四、八二二	四、九、九三三	
硝酸	一、二、七三三	一、二、七三三	一、一、六〇〇	三、五、八三三	四、七、四三三	二、七、五五五	一、九、七四三	
智利	二、三、九一五	二、三、九一五	二、六、五三三	八、二、三三八	一、〇、九三三	五、〇、〇三三	三、六、六三八	
石	四、一、五五五	四、一、五五五	一、八	二、四、三六七	二、四、三六七	八、七〇三	一、三、八〇一	
硫	七、七三三	七、七三三	九、三〇〇	九、五、七三三	一、五、〇三三	六、七、七三三	一、三、七五五	
鹽	三、七六八	三、七六八	一、六七二	六、五、七三三	八、二、四〇五	四、四、三九〇	一、三、七五五	
鯊魚	三、〇、四三三	三、〇、四三三	一、六七二	六、五、七三三	八、二、四〇五	四、四、三九〇	一、三、七五五	
大豆	二、〇、四三三	二、〇、四三三	一、六七二	六、五、七三三	八、二、四〇五	四、四、三九〇	一、三、七五五	
其他	四、五、〇三三	四、五、〇三三	一、六七二	六、五、七三三	八、二、四〇五	四、四、三九〇	一、三、七五五	
大豆油	一、二、三六	一、二、三六	五、〇〇	五、〇〇	二、六、二一	一、七、五九	一、四、四、三三	
其他油	一、二、三六	一、二、三六	五、〇〇	五、〇〇	二、六、二一	一、七、五九	一、四、四、三三	
化成配合肥	一、一、七六	一、一、七六	四、一、五二	四、一、五二	六、九、〇六	六、九、〇六	一、九、二、八二	
其他	六、四、五〇三	六、四、五〇三	四、〇、一三	四、〇、一三	一、三、二、四、五〇	一、三、二、四、五〇	七、六、〇、八、七五	

鋼路 (三倉庫) 二、九五、三〇七

帶廣 (三倉庫) 五、七、一三三

留萌 (三倉庫) 五、四、二九六

根室 (四倉庫) 五、七、九、〇六一

苫小牧其他各地 (十七倉庫) 一、四、五、七、三三三

全道 (七十六倉庫) 六、九、六、五、六五四

集積倉庫建設助成

- 一 倉庫の建設主體は産業組合其他道廳長官に於て適當と認むる團體とす
- 二 助成金は建築費に對し一坪當三十五圓以内を豫算の範圍内に於て交付し敷地、購入費及整地費に對しては之を交付せず
- 三 助成倉庫は本屋建坪三十坪以上建上十五尺以上のものとす但し下屋の附設は之を認むるも助成せず
- 四 助成倉庫は穀物の集積保管に適當なる構造を有するものとす

- 付せず
- 三 建設する倉庫は一主體一棟とし一棟の標準坪数を五十坪とす
- 四 倉庫は穀物販賣數量に比し著しく倉庫不足せる産地に建設せしむるものとす
- 五 補助金の交付を受け倉庫を建設したるものは其の倉庫に政府所有米麥及政府管理米麥を他に優先して保管する義務あるものとす
- 六 前年度に於て倉庫建設費に對し補助を受けたる團體は申請せざることを
- 七 一棟當補助金は豫算の關係上二、三千圓程度に止るべきを以て資金計畫に注意を拂ふべきこと

十六年度商業組合

- 同聯合會施設補助
- 一 補助金は左の施設の所要費用の査定額に對し其の五割以内を交付す
- イ 左の設備及夫れに附隨する設備の新設、増設、改造、修繕又は買収に要する費用
- 二 補助金は之を交付する指令ありたる施設に對する支拂濟總額が査定總額の五割以上に達したるとき之を交付し但し職員に在りては請書の提出ありたることを交付す
- 工商隊運動に共鳴
- ハ 大日本商士隊運動について昭和十五年秋、全道のトツプを切つて網走町に誕生し、引き続き各地で結成されてゐるが、
- ロ 商業組合聯合會に於ける職員設置費
- ハ 以上の他商工省に於て特に補助の必用ありと認めたる施設設置費

この運動の趣意は次の通りである。大日本商士隊は小賣商人として眞の存在價值を、自ら再認識すると共に、他部門の人々の誤解を解き、更に新商人道を実踐し、生活に負け誘惑に追従してゐる人々を、奮起覺醒せしめんとする、明治維新の大業を完遂した志士の如き積極性を持つた運動であります。更に思想的歸趨に迷ひつゝあります小賣商を、一君萬民の神ながらの道に統一し、國民總力戰の重大肢體としての再組織を斷行せんとするものであります。此の點大日本商士隊は思想運動であり、政治運動であります。外部からは如何とも成し能はぬ小賣問題の革新は、理解ある卸問屋の協力を得て、業者自ら手に依つて、内部から斷行する外に道はありませぬ。これが完成されることは、消費大衆の生活が確保されると共に、小賣業者を安定し、忠良なる日本國民として、勇躍奉公出来る態勢を整へ、眞の國家總力の眞價を發揮し得る、一大國民組織の樹立運動であります。併し之を今日の儘に放任して置くときは必要以上の壓迫と統制を受け小賣商は非常な危機に瀕するのであります。それは國民にとり國家にとつて、大なる損害と危険を招きます。故に我々は茲に大日本商士隊を創り、卸問屋小賣商が一丸と成つて眞に配給機關としての使命を達成する、一大運動を提唱する次第であります。進んで参加されんことを切望致します。

警察に生活相談所 道廳警察部經濟保安課では、統制經濟に對する指導を一步前進して、昭和十六年二月、七市を中心にした三十六警察署に通牒を發し「經濟生活相談所」の開設を圖つた、今まで既に各署にはこれと形式を同する相談所はあつたが、單に法令の質疑應答に過ぎなかつたものを一段と整備し、需給の相談或は商工業轉業にまで助力するといふやうな廣範圍に及んだ。



銀行と資本金

道内に本店あるもの
 北海道拓殖銀行 札幌市
 △創立 明治三十三年△資本金 二千萬圓(拂込千二百五十萬圓)
 △道内支店 函館市(二) 森町、岩内町、小樽市(三) 伊達町、室蘭市、苫小牧町、浦河町、岩見澤町、瀧川町、深川町、留萌町、羽幌町、旭川市、士別町、名寄町、富良野市、帶廣市(二) 釧路市、根室町、野付牛町、網走町、斜里町、遠輕町、紋別町、稚内町、余市、札幌市(二) 美唄町、角田村
 北海道銀行 小樽市
 △創立 明治二十七年△資本金 七百八十萬圓(拂込五百四十四萬五千圓)
 △道内支店 小樽市(三) 札幌市(一)

幌市(一) 岩見澤町、瀧川町、旭川市、富良野町、士別町、名寄町、紋別町、遠輕町、網走町、美幌町、厚岸町、釧路市池田町、帶廣市、浦河町、静内町、苫小牧町、室蘭市、伊達町、虻田町、八雲町、森町、函館市(四) 江差町、俱知安町、岩内町、古平町、余市町、増毛町、留萌町、稚内町、鷺泊村、鬼腸村、香深村、與部村、本別町、清水町
 泰北銀行 小樽市
 △創立 明治三十三年△資本金 百萬圓(拂込七十五萬圓)
 北海道殖産銀行 夕張郡角田村
 △創立 大正八年△資本金 百萬圓(拂込六十萬圓)
 △道内支店 長沼村、由仁村、岩見澤町、夕張町
 北海道商工銀行 小樽市
 △創立 明治三十四年△資本金 百萬圓(拂込二十八萬七千五百圓)
 △道内支店 狩太村、壽都町、磯谷村、瀬棚町
 函館貯蓄銀行 函館市
 △創立 明治二十九年△資本金 五十萬圓

金五十萬圓(拂込三十九萬二千五百圓)
 △道内支店 湯川、小樽市
 北海貯蓄銀行 札幌市
 △創立 大正十一年△資本金 五十萬圓(拂込三十五萬圓)
 △道内支店 札幌市(四) 函館市、小樽市(三) 旭川市、室蘭市
 道外に本店あるもの
 日本銀行 東京市
 △創立 明治十五年△資本金 六千萬圓(拂込四千五百萬圓)
 △道内支店 小樽市 函館市
 日本興業銀行 東京市
 △創立 明治三十五年△資本金 五千萬圓(拂込五千萬圓)
 △道内支店 札幌市
 横濱正金銀行 横濱市
 △創立 明治十二年△資本金 一億圓(拂込一億圓)
 △道内支店 小樽市
 安田銀行 東京市
 △創立 大正十二年△資本金 一億五千萬圓(拂込九千二百七十五萬圓)
 △道内支店 札幌市、小樽市、函館市、旭川市、室蘭市、釧路市

路市、帶廣市、根室町、野付牛町
 三井銀行 東京市
 △創立 明治四十二年△資本金 一億圓(拂込六千萬圓)
 △道内支店 小樽市
 三菱銀行 東京市
 △創立 大正八年△資本金 一億圓(拂込六千二百五十萬圓)
 △道内支店 小樽市
 第一銀行 東京市
 △創立 明治九年△資本金 五千七百五十萬圓(拂込五千七百五十萬圓)
 △道内支店 札幌市、小樽市
 十二銀行 富山市
 △創立 明治三十年△資本金 二千百萬圓(拂込一千三百十五萬圓)
 △道内支店 札幌市、小樽市、函館市、旭川市、釧路市、帶廣市、野付牛町、深川町、江別町
 第五十九銀行 弘前市
 △創立 明治三十年△資本金 一千八十萬圓(拂込五百九十萬圓)

二萬七千五百圓	函館市
△道内支店	富山縣出町
中越銀行	△創立 明治二十七年△資本
金 五百萬圓(拂込四百二十五萬圓)	△道内支店 札幌市、小樽市、函館市
安田貯蓄銀行 東京市	△創立 明治二十九年△資本
金 五百三萬五千圓(拂込二百七萬二千五百圓)	△道内支店 函館市
組織別會社資本金	
株式會社	
昭和二	六九〇
三	七二六
四	七六一
五	七七七
六	八〇九
七	八二八
八	八五五
昭和二	二四三、四二七、六五〇
三	二五〇、〇九、二〇〇
四	二六三、三三三、六八〇
五	二七七、六四四、七六〇
六	二九三、三六六、八二〇
七	三〇九、三三六、八二〇
八	三二五、三三三、〇九五
九	三五一、八〇二、一九〇

△合資會社	
昭和二	六四一
三	七九四
四	八八六
五	一、〇三三
六	一、三〇一
七	一、五三三
八	一、九四四
九	二、六六六
一〇	二、七四五
一一	二、八一九
一二	二、八八二
一三	一、六三七
一四	一、五四五
昭和二	二七七
三	二九八
四	三二二
五	三四〇
六	三七三
七	四〇三
八	三九八
昭和二	二〇、九一〇、五七九
三	二〇、九一八、八三五
四	二一、一七七、〇八五
五	二二、三三八、三七六
六	二二、〇五一、一三八
七	二四、七三三、一九八
八	二四、〇六五、三二二

△株式合資會社	
昭和二	一、五〇一、五二〇
三	一、七五〇、九一〇
四	一、七五〇、〇〇〇
五	一、七五七、〇〇〇
六	一、七五七、〇〇〇
七	一、五七七、〇〇〇
八	一、五〇七、〇〇〇
九	一、六六一、〇〇〇
一〇	一、六一、〇〇〇
一一	一、〇〇七、〇〇〇
一二	一、〇〇七、〇〇〇
一三	一、〇〇七、〇〇〇
一四	一、〇一四、〇〇〇
昭和二	一、六二二
三	一、八三三
四	一、九六三
五	二、〇〇一、〇七四
六	二、二四、一五三
七	二、八九、二六、九二九
八	二、九三、三三、九四七
九	三、〇一、四九、〇五九

銀行預金貸出(十五年末)	
預金	貸出
昭和二	八、二九五、九四九
三	三、三〇、〇〇〇
四	三、三〇、〇〇〇
五	三、三〇、〇〇〇
六	三、三〇、〇〇〇
七	三、三〇、〇〇〇
八	三、三〇、〇〇〇
九	三、三〇、〇〇〇
一〇	三、三〇、〇〇〇
一一	三、三〇、〇〇〇
一二	三、三〇、〇〇〇
一三	三、三〇、〇〇〇
一四	三、三〇、〇〇〇
一五	三、三〇、〇〇〇

農山漁村住民の經濟活動を活潑ならしめ、安んじて時局下緊要なる農林水産物の増産に努力せしめ、且、將來益農山漁村民の經濟の堅實を期せんとする趣旨を以て、北海道廳では、右の趣旨を體し、左記事項留意の上指導してゐる。

第一 農事實行組合又は漁業協同組合が負債整理事業を行ふ場合に於ては規約に其の旨記載せしむること

第二 農事實行組合又は漁業協同組合をして左の各號に依り負債整理を爲す組合員の經濟更生計畫及負債償還計畫の實行を指導督勵及助成せしめ且組合の貸付金の回収に努めしむること

イ 常時其の義務の經營及家計の状況を監査すること

ロ 産業組合に委託して其の取扱ふ生産物の販賣代金中より負債償還資金を引落し之を組合の管理に移さしめ又は組合自ら取扱ふ生産物の販賣代金中より負債償還資金を差引かしむること

ハ 其他農會、産業組合等の諸團體と密接なる聯絡を保持し必要なる施設を爲すこと

前項の事業は特別の事由なき限り之を廢止又は休止せしめざることを

第三 農事實行組合又は漁業協同組合が負債整理事業を行ふ場合に於ては負債整理事業の會計と其の他の會計とを分別せしむること

第四 農事實行組合又は漁業協同組合の負債整理資金は原則として産業組合中央金庫の特別融通に因る資金より之を借受けしむること

第五 農事實行組合又は漁業協同組合が負債整理資金の借受を爲したるときは負債償還を目的とする積立金を積立てしむること

銀行擔保別貸出金
—十五年十二月—

有價證券 七五、七一六
商品 三七、四二四
不動産 九一、四〇〇
保證信用 三三八、一七三

計 五四二、七一三
拓殖銀行法を改正
昭和十六年三月五日、北海道拓殖銀行法中改正法律を公布した。

法律第四十一號
北海道拓殖銀行法中左の通改正す

第七條第一項中「年賦償還」を「割賦償還」に「又は漁業權」を「又は漁業權」に「又は漁業權」に改め同項第二號に左の但書を加ふ

但し山林を抵當として貸付を爲す場合に於ては二十箇年以内の定期償還貸付を爲すことを得

同條第三項中「漁業權」の下に「又は漁船」を加ふ

同條第四項を左の如く改む

法律の規定に依り一箇の物と看做さるる財團は本法の適用に付ては之を不動産と看做す

第八條中「年賦」を「割賦」に「十人以上の農業者」を「五人以上の農業者、林業者」に、「年賦償還」を「割賦償還」

に「重要輸出品工業組合」を「工業組合」に改む

第八條の三中「年賦償還」を「割賦償還」に「据置年限」を「据置期間」に「年賦償還期限」を「割賦償還期限」に改む

第十一條の二中「年賦金」を「割賦金」に改む

第十二條中「年賦償還貸付金總高」を「割賦償還貸付金總高」に改む

第十三條、第十四條及第二十條中「年賦償還貸付金」を「割賦償還貸付金」に改む

附則
本法は公布の日より之を施行す

〔參照〕
明治三十二年(三月二十二日公布)法律第七十六號北海道拓殖銀行法抄録
第七條第一項、第三項及第四項
北海道拓殖銀行は左の事業を營むものとす

一 五十箇年以内にて年賦償還の方法に依り不動産を抵當とする貸付

二 五箇年以内に於て定期償還の方法に依り不動産又は漁業権を抵当とする貸付

第八條 北海道、北海道に於ける市又は法律に依り組織する北海道若は樺太の公共團體に對し北海道拓殖銀行は無擔保にて年賦若は定期償還の方法に依り貸付を爲すことを得

は漁業者申合せ連帶責任を以て借用を申出たるときは其の信用の確實なるものに限り五箇年以内に於て定期償還の方法に依り又は十箇年以内に於て年賦償還の方法に依り擔當貸付を爲すことを得

第十一條の二第一項 無擔保にて借入を爲したる北海道市町村其の他の公共團體に於て年賦金、定期償還金又は利子の拂込期日を過ぎ其の拂込を爲さざるとき又は期限前の償還要求に對し其の拂込を爲さざるときは北海道拓殖銀行は監督官廳に其の處分を請求することを得

Table with financial data including '取組金額' (Total Amount) and '地方債' (Local Bonds) with various sub-categories and values.

年度の初に於て主務大臣の認可を経て其の最高歩合を定むべし其の營業年度内に於て之を變更せんとするとき亦同じ

簡易保險貸付要綱

- 一 昭和十六年度貸付事業種目
△共同宿泊所△榮養食配給施設△簡易食堂△小賣市場△實費診療事業△安價調劑事業△産院△公立結核療養所△公設質屋△公設託兒所(乳兒院を含む)△公益浴場△授産及職業輔導事業△隣保事業△農山漁村高利債整理資金△地方改善地區整理△就職旅費貸付資金及日傭労働者賃銀立替資金△災害復舊小額生業資金△住宅△公設屠場△傳染病院△衛生試驗所△細菌検査所△下水道△汚物掃除施設△公設火葬場△公營兒童保健施設△公營體育施設△上水道△公立病院△公營共同墓地△保健所△國民學校△青年學校△公立中等學校△公立圖書館△小口産業資金△産業共同施設△卸賣市場△水利事業△耕地整理事業△北海道土功組合事業△國內移住獎勵補助資金△農村電氣事業△府縣農會府縣水産會及商工會議所事務所建物△道路△河川改修事業△港灣修築

事業△土地區劃整理事業△災害復舊土木事業△放送事業△防火改修事業△公設防火設備△市町村廳舎△公會堂△特定郵便局舎△公營自動車事業△其他地方自治團體の各種公共事業
以上各號の貸付目的には各其の事業の爲に借入れたる舊債の償還資金を含む

公益浴場、隣保事業、放送事業、防火改修事業
イ 貸付金と同額以上の國債を擔保に提供したる場合
ロ 保險院簡易保險局が貸付金額(國債を併せ提供したる場合は貸付金額より其の額を控除したる金額)の二倍以上の價值ありと認むる不動産を擔保に提供したる場合

Table with financial data including '農産資金貸出残高' (Agricultural Loan Balance) and '倉庫證券' (Warehouse Securities) with various sub-categories and values.

金融

一六三	一〇、一六六	一四七
他		
計	一、四四〇	二〇、八八三

郵便年金貸付要綱

一 昭和十六年度貸付事業種目
各種公共事業

二 貸付利率
借主は總て地方自治團體に限り貸付期間に依り左の通り
イ 貸付期間(年賦又は半年賦償還に在りては据置期間を含む)五年内のもの
ロ 同上(同上)五年を超え二十年内のもの
ハ 同上(同上)二十年を超えるもの
ヘ 同上(同上)二十年を超え年四分二厘

三 預金部資金を原資とする産業組合中央金庫の貸付利率は年三分四厘、産業組合の管理米所有者に對する貸付利率は年三分八厘とす

四 産業組合自給資金の貸付利率は前項の貸付利率と同率とす

五 融通期限は昭和十六年十月末迄とす但し管理米を販賣し若し販賣の委託を爲し系統機關が賣渡したるとき又は地方長官の許可を受け處分したるときは期限前と雖も償還せしむべきものとす

荷爲替取組高

一十六年一月中旬

仕向先	農産物	海産物
道内	一三、八六五	六八九
道外	一、三三三	四、八三五
計	一五、〇九八	五、五二四

管理米資金を融通

一 管理米として保管せらるる融通資金は極力産業組合自給資金を以て之に充當するものとす

二 前項に依るも資金不足する場合には限り産業組合中央金庫は預金部資金の融通を受くるものとす

三 預金部資金を原資とする産業組合中央金庫の貸付利率は年三分四厘、産業組合の管理米所有者に對する貸付利率は年三分八厘とす

四 産業組合自給資金の貸付利率は前項の貸付利率と同率とす

五 融通期限は昭和十六年十月末迄とす但し管理米を販賣し若し販賣の委託を爲し系統機關が賣渡したるとき又は地方長官の許可を受け處分したるときは期限前と雖も償還せしむべきものとす

無盡會社一覽

社名	資本金	拂込高
小樽無盡	七〇〇・〇	五三〇・〇
北海道無盡	四〇〇・〇	一九五・〇

無盡會社業績

一十五年度末

調査無盡會社 九社

公稱資本金 二、六六五

契約口數 三、四九七

給付金契約高 一、九、六八一

一口當金額 八五六

中央金庫支所業績

商工組合中央金庫札幌支所の第九回事業年度は昭和十六年三月末日を以て終つたが業績左の通りであつた。

預貸出	一〇、七九四、三六四
預入金	四四一、七七一

三八二

口數	二、一八八
金額	五七三、三二八
(十五年十二月末)	

手形交換高(昭和十五年)

△札幌交換所

一月	二五、七〇五
二月	三三、五五二、三六二
三月	三六、三八八、四〇四
四月	八二、二〇〇
五月	三三、四七六
六月	三五、六九五
七月	三三、三六六
八月	三六、三七〇
九月	三二、三三八
一〇月	三〇、〇五七
十一月	三三、六六七
計	五、九九二、〇八四、六八九

一二月	三三、七二八	七、二六〇、三六四、九三七
計	四六、九四六	九二、〇五五、九六九
△旭川交換所		
一月	一〇、八五〇	七、九三八、二五六
二月	一二、七三三	九、〇〇〇、五七七
三月	一二、五四三	九、三二〇、三〇七
四月	一三、二四五	一〇、七七七、三三四
五月	一三、九三九	一〇、四六七、九五三
六月	一三、六七三	九、四四五、二三五
七月	一四、二五三	一〇、九三六、三七六
八月	一三、九〇一	一一、五三一、八二四
九月	一三、六四七	一〇、八二六、一六八
一〇月	一三、九七三	一一、二二一、四〇一、八四三
十一月	一三、七二五	一一、四三三、七四四、〇四三

一二月	一七、九三三	一八、〇三九、四九〇
計	一五九、四四三	二、四六三、三六六、三九三
△小樽交換所		
一月	三六、四五九	九〇、四四四、八三一
二月	四四、八五四	九一、八二六、六九八
三月	四三、三八五	九五、四〇〇、七四八
四月	四三、六四五	九三、八八一、九七四
五月	四八、四五二	九九、七〇五、八二七
六月	四五、六〇〇	八九、二〇五、一五八
七月	五〇、一四四	一〇五、〇〇九、六六二
八月	四三、九二二	九三、七九三、三八六
九月	四〇、〇〇〇	八五、五七六、三九九
一〇月	四一、六九九	九一、六六二、三五三
十一月	四二、五六一	九一、六六六、四五七、四三九

一二月	五九、三三三	一三六、七二八、三三四
計	五三九、〇四一	一〇、二四一、六三〇、七七八
△函館交換所		
一月	三〇、三九四	三九、四二二、四八〇
二月	三二、一六四	三五、五六五、五〇七
三月	三〇、五九九	三三、二五七、一九六
四月	三二、四七〇	三三、五二二、二九九
五月	三五、五六四	四一、七二五、五〇二
六月	三三、八〇九	三九、七六五、四八八
七月	三七、八五三	四八、七三二、四八六
八月	三三、六三三	四六、〇四四、二七八
九月	三三、五三三	四四、〇三三、六三二
一〇月	三四、六三八	四九、九九九、四〇〇、六三三
十一月	三三、五四三	三、七八一、六三四、五九九
十二月	四三、五九九	五〇、七四七、四〇四

一二月	四〇六、七四三	九、一五五、八〇〇、三三三
計	四、一三二	五、一九一、〇一一
△室蘭交換所		
一月	九、二五五	六、八九九、二七〇
二月	八、一九〇	六、三八五、九七七
三月	八、三六一	八、三八一、四三三
四月	九、三三九	八、三四五、六六一
五月	八、三三七	七、三四六、三〇一
六月	九、五八九	八、五九六、三六三
七月	八、四九二	七、二九三、〇五四
八月	八、四七八	七、七四〇、一七四
九月	八、六五八	七、五三三、八九五
一〇月	八、七八八	七六一、五八四、三三二
十一月	一二、三六一	一一、三三三、四七五
十二月	一二、三六一	一一、三三三、四七五

三三三

農村負債整理組合(十五年末)

Table with columns: 組合数, 組合員, 整理委員, 要整理負債. Rows list various locations like 留宗, 網根, 銅十, etc.

道内各地銀行預金残高

Table showing bank deposit balances by region for years 1911-1915. Includes categories like 定期預金, 活期預金, etc.

道内各地銀行貸付残高

Table showing bank loan balances by region for years 1911-1915. Includes categories like 證券貸付, 手形貸付, etc.

Table with columns: 一月, 二月, 三月. Rows include 銅路 and 留宗.

Table with columns: 四月, 五月, 六月. Rows include 銅路 and 留宗.

Table with columns: 七月, 八月, 九月. Rows include 銅路 and 留宗.

Table with columns: 十月, 十一月, 十二月. Rows include 銅路 and 留宗.

Table with columns: 四月, 五月, 六月, 七月, 八月, 九月, 十月, 十一月, 十二月. Rows include 計 and 月別交換高.

Table with columns: 四月, 五月, 六月, 七月, 八月, 九月, 十月, 十一月, 十二月. Rows include 計 and 札幌市に日銀支店.

から國庫國債事務の取扱ひを北海道銀行遠輕支店に委嘱した。○手形交換所を新設 銅路手形交換所設置の指定申請は昭和十六年四月十一日付で銅路組合銀行から司法大臣あてに提出され...

藤山商店

小樽市北濱町五丁目一番地
電話 九四四番

藤山海運株式會社

小樽市北濱町五丁目一番地
電話 三〇一番
二五七一番

藤山海運株式會社 工作所

小樽市色内町三丁目
電話 五〇三番

交通

交通運輸機關

拓殖上最も緊要なるは鐵道、道路及港灣等の設備を完了し、以て交通運輸の機能を敏活ならしむるにある。故に開拓使時代に於ても夙に官船を備へ外國船を備ひ、或は燈臺・竿燈を各所に設置し、又燈船を設くる等、力を海運の發達に致すと共に、一面陸上交通の設備に力を盡し道路の開鑿、驛遞及渡船の設置郵便及電信の創設並に鐵道の敷設等に努めた。次で道廳時代に於りて益是等設備の完成を圖り明治二十九年先づ北海道鐵道敷設法發布せられ、同三十四年に至りては所謂十年計畫成り、同四十三年更に十五年計畫確立し尙昭和二年より現行の二十年計畫成立するに至り、爾後鐵道・道路・橋梁・驛遞・渡船・航路・築港及航空等運輸交通の機關著

交通

しく發達し、海・陸・空の交通施設の漸次脈絡を具ふるに伴ひ飛躍的發展を見てゐる。

本道に於ける鐵道は、開拓使時代幌内炭山の開掘と共に、其の石炭輸送の爲、明治十三年十一月二十四日、札幌・手宮間三十五軒一分の幌内鐵道を建設したるに創り、昭和十五年未現在に於ては、國有鐵道三千五百二十三軒六分、私設鐵道五百四十軒二分、計四千六十三軒八分に達してゐる。而して其の敷設の過程は、初期の鐵道は何れも鐵産物の搬出を主眼として建設せられ、私設鐵道は大正九年鐵道省補助の外、更に拓殖費を以て補助の途を開いて以來、頓に之が發達を見るに至つた。

の割合であつて、之を内地府縣に於ける國有鐵道の面積一・〇九方里に付鐵道一軒の割合なるに比較すれば劣位に在り、今後の資源開發には之が敷設延長に期待する所が多い。昭和十五年末に於ける國有鐵道及私設鐵道其の他は左の如くである。

- 國有鐵道 三、五二三軒六分
- 私設鐵道 五四〇軒二分
- 私設軌道 一五七軒七分
- 殖民軌道 四五六軒
- 森林鐵道及軌道 四三八軒一分

非常時輸送界

過去に於ける札幌鐵道局の使用は、北海道開發を主眼とし、その拓殖の過程と形影相伴ひ、拓殖の進展に協力推進するにあつた。従つて活潑なる線路の建設が行はれ、連年相當の開業線の延伸を見たのであるが、時局は資源開發の生産力擴充に主眼を置き、之に即應し、輸送力の整備増強を要求せられて居るのである。此處に於て輸送力の擴充のため、線路容量の強化

と、操車能力の増強及び荷役能率の向上を企圖して居るのである。即ち小樽、室蘭、函館等の水陸施設の擴充、瀧川を初め多數驛の構内改良、鐵、礦物、木材等の資源開發及び石炭液化、製造の工場の新設に伴ふ側線の増設、貨物設備の完備、更に運輸保安の確保向上を計り、室蘭本線の信號機の自動化を計畫し昭和十五年十月には室蘭、東室蘭間の工を竣り、自動閉塞式運輸を施行した。蓋し道内交通運輸上一新紀元を劃するものであつた。尙斯うした改良施設の外に、寒地に特有する自然的困難の克服を計り、鐵道内外の専門家を網羅して、線路凍上、車輪凍結等に對する基礎的研究にも着手した。

三八七

セントを越ゆる有様で、中にも青函間連絡船が最も甚しかつた、當局は全機能を挙げたが緩和に最善の努力を致したのである。未だ十分なるを得なかつたので、不滞得乗客の輸送調査を行ひ、乗船指定を施行した。是は勿論事態の緊急に應ずる對應的措置ではあつたが、又一面的時局の要請に對應するものである。即ち軍事輸送を第一とし、其の他公益性を有する各種團體生産擴充戦士等の確的輸送を考慮し、更に一般旅客に對しては可及的公平なる乗車船の機会を配分し時局即應の取扱に對處したのであつた。寝臺券發賣に對する取扱の改正の如きもその表現に外ならぬ。約言すれば、サーピスを主體とした舊體制より、輸送量の増強と公益優先を主眼とする新體制に移行しつつあるのである。

貨物に於ても時局産業の興隆發展に隨伴して石炭を首め、鐵礦物、コークス、鐵材、鐵製品、木材、木炭、セメント、砂利、馬匹等の移動は前年に引續き極めて活況を呈し、輸送噸數に於て、對前年一割一分一厘、收入に於て二分の増加であつて、之を所謂本道の大宗貨物に就いて觀るに、石炭は産業五ヶ年計畫の第四年目に當り、對前年二割の増産を致し、木材、砂利、セメント等の建築用材は新築工場設立、特に木材は製紙、製絹、バルブ資材並に大陸向として異常の荷動きを示したが、米、木炭、雜穀の生活必需品の消流は政府の配給統制により、從來の如き活況を呈し得なかつた。此處に注意すべきことは最も問題となつて居る米、木炭、石炭の輸送である。年初内地に於ける石炭切れによる電力饑飢及び夏季道内に於ける飯米不足の折の如き、夫夫大量輸送に機宜の措置を採り、銃後國民生活の確保に協力し、之に關する限り一粒一塊と雖も滞貨なからしむる方針の下に、優先輸送を企圖して居る。

同年十月十日を期して斷行した時刻改正は、輸送の非常時體制を目標とし劃期的のものであり、青函間には第三青函丸を配して最高能率の持續を計り、客便一往復を増加して旅客の輻輳を緩和し、函館、釧路間に急行列車一往復の増設、通學通勤列車や編成車輛の増加等により對前年旅客列車五分六厘、貨物列車一割二分の列車走行料を増加すると共に、輸送系統の整理、輸送時間の適正を期し、以て輸送總力顯揚を計つたのである。

五日より運營業開始したが、其料程左の如し。
 伊達紋別(國有鐵道既設驛) 上長流(有珠郡伊達町字上長流) 伊達紋別、上長流 五料一分
 壯(同郡壯警村字瀧の町) 上長流、壯警間 五料二分
 久保内(同郡同村字久保内) 壯警、久保内間 六料八分
 蟠溪(同郡同村字蟠溪) 久保内、蟠溪間 六料零分
 優(同郡德舜警村字長流川上流原野) 四料四分
 優(同郡同村字中島) 優(同郡同村字中島) 二料八分
 德舜警(同郡同村字長流川上流原野) 優(同郡同村字中島) 二料八分
 優(同郡同村字中島) 優(同郡同村字中島) 二料八分
 優(同郡同村字中島) 優(同郡同村字中島) 二料八分

道廳命令航路

北海道廳命令航路奥尻對岸線
 函館擇捉線、函館釧路線、函館根室甲線、函館根室乙線、根室占守線、小樽稚内線、根室近海線、稚内香深線、根室擇捉線を

膽振縦貫鐵道

有珠郡伊達町山下町百貳番地
 所在膽振縦貫鐵道株式會社所屬鐵道伊達紋別、德舜警間三十五料零分は、昭和十五年十二月十日

十六年度出貨豫想

札幌鐵道局の昭和十六年度出貨豫想によれば、貨物輸送は前年にも増して活況を呈することには必然で、出貨豫想トンは石炭の三割増を最高とし、木材の二割一分、石炭の一割二分増は確實と見られ、出貨の總トンは約二千五百三十六萬五千ト、對前年の一割四分増と豫想してゐる。

昭和十六年四月一日より昭和十七年三月三十一日に至る一年間の通命令した。

奥尻對岸線

- 一 受命者 函館市 道南海運株式會社
- 二 航路 起點地 江差 終點地 釣懸
- 三 航海度數及寄港地 四月より十月迄毎月二十回 以上十一月より翌年三月迄毎月十回以上の發船を爲し 往復共久遠に往航又は復航 乙部、豊濱、熊石、青苗に各寄港す
- 四 使用船舶の資格並に隻數 總噸數五十噸以上最快速力一時間七海里以上の機船二隻及 總噸數三十噸以上最快速力一

時間六海里以上の機船一雙並に總噸數十七噸以上最快速力一時間六海里以上の機船一隻を用ふ。

函館擇捉線

- 一 受命者 函館市 金森商船株式會社
- 二 航路 起點地 函館 終點地 千島國藥取、年萌
- 三 航海度數及寄港地 四月二回、五月六回、六月七、八、九月各七回、十月四回、十一月二回、十二月一回の發船を爲し往復共根室、紗那、留別、往航又は復航 紗那、留別、紗萬部、別飛 内保に臨時釧路、白糠泊、茂世路、有萌、内岡、乳呑路に寄港す
- 四 使用船舶の資格並に隻數 總噸數二百五十噸以上最快速力一時間九海里以上の汽船一隻を用ふ

す但し函館藥取間及函館年萌間共十二月より翌年三月迄の航海に於て流水又は結氷の爲進航すること能はざる場合は根室を花咲に換ふる場合があるべし

函館釧路線

- 一 受命者 函館市 金森商船株式會社
- 二 航路 起點地 函館 終點地 釧路
- 三 航海度數及寄港地 八月より十一月迄毎月二回の發船を爲し往航又は復航 小越 庶野、猿留、廣尾に臨時青森 八戸、厚岸、霧多布、幌泉に寄港す
- 四 使用船舶の資格並に隻數 總噸數二百五十噸以上最快速力一時間九海里以上の汽船一隻を用ふ

一 受命者 東京市 日本郵船株式會社
- 二 航路 起點地 函館 終點地 根室
- 三 航海度數及寄港地 四月より翌年三月迄毎月一回以上(年十六回)の發船を爲し往復共釧路に往航又は復航 厚岸、霧多布に臨時青森、東京、横濱、大阪、神戸に寄港す但し每航海共復航釧路より京濱又は阪神に延長す又十二月より翌年三月迄の航海に於て流水又は結氷の爲進航すること能はざる場合は終點地根室を花咲に換ふることを得
- 四 使用船舶の資格並に隻數 總噸數千噸以上最快速力一時間九海里以上の汽船一隻及豫備船として總噸數千噸以上最快速力一時間九海里以上の汽船一隻を用ふ

函館根室乙線

- 一 受命者 神戸市 嶋谷汽船株式會社
- 二 航路 起點地 函館 終點地 根室
- 三 航海度數及寄港地